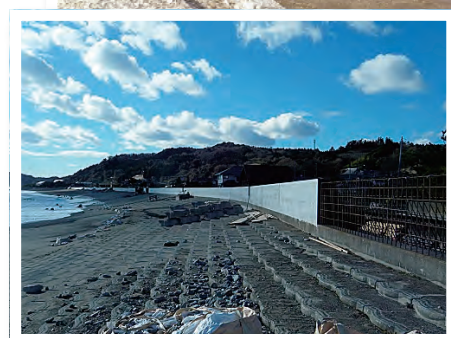


東日本大震災における 東京都支援活動報告書

～本格的な復旧・復興に向けてⅡ～



平成 26 年 3 月

 東京都

はじめに

東日本大震災の発生から3年が経過した。被災地では、復興まちづくりや被災者の生活再建に向けて事業が本格化している。岩手県、宮城県では、今月末までにがれきの処理が終了し、防災集団移転促進事業による高台移転や災害公営住宅の着工率が6割を超えている状況である。また、福島県では、観光客数が被災前の9割程度にまで回復するなど、明るい兆しが見えるものの、原発事故の影響は深刻で、除染対策や風評被害対策に引き続き懸命に取り組んでいる。

こうした取組を後押しするため、都は被災3県に対し、インフラ復旧や経済再生など、直面する課題に対応しうる職員を約100名派遣しているところである。

本書では、平成25年3月に刊行した「東日本大震災における東京都支援活動報告書～本格的な復旧・復興に向けて～」の続編として、平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の間に被災地で力を尽くした、以下の派遣職員に係る業務概要及び体験談を収録している。

- ① 専門技術や行政実務に長けた現役職員(第1部)
- ② 平成24年9月に全国に先駆けて採用・派遣した、行政経験や民間経験を有する技術系任期付職員(第2部)
- ③ 東京都が出資又は出えん等を行っている団体等(監理団体等)の職員(第3部)
- ④ 岩手県、宮城県、福島県の各県庁所在地に設置した「現地事務所」に勤務する職員(第4部)

あわせて今回は、採用・派遣からおおよそ1年半が経過した技術系任期付職員が、派遣先での業務や取組、復興にかける「思い」などを、これまでの職務経験を織り交ぜながら語った「任期付職員座談会」の様子も収録している。(第5部)

本書をご一読いただくことにより、被災地の早期復興を後押しする都の取組について理解を深めるとともに、将来の大規模災害への備えを見直すきっかけとしてご活用いただければ幸いである。

平成26年3月

総務局復興支援対策部

目 次

はじめに	3
------------	---

第1部 職員派遣

業務概要及び体験談	6
道路・河川等の災害復旧支援	6
港湾施設の復旧協力	25
区画整理関係業務の支援	38
水道事業の支援	47
下水道事業の支援	51
農地・農業用施設等の災害復旧支援	56
用地取得事務の支援	62
行政事務の支援	71

第2部 任期付職員派遣

業務概要及び体験談	118
-----------------	-----

第3部 監理団体等職員派遣

業務概要及び体験談	162
-----------------	-----

第4部 現地事務所

業務概要	174
体験談	180

第5部 任期付職員座談会

座談会	188
-----------	-----

本報告書は、被災地支援の業務を通じて、派遣職員が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

岩手県

被災地派遣職員 業務概要

沿岸広域振興局 土木部 河川港湾課

小原 広

1 派遣当初の状況

今回派遣される前に、平成 23 年度末の H24.1～3 の 3 ヶ月間、短期で派遣されていた。当時と比べると、現地では新しい建物が少し出来てきているようであった。しかし、依然として建物の基礎だけがあちらこちらに残る風景が拡がり、復興にはまだ時間がかかる様子であった。

派遣先である釜石市にある沿岸広域振興局は、海岸線から約 4km 位離れたところに位置しているので、津波による被害はなく通常業務に支障をきたすことは無いところである。平成 23 年度に比べると人員がかなり増強され、執務室がかなり手狭な状況となっていた。

2 派遣先部署の業務概要

(平成 26 年 1 月 14 日現在)

赴任した沿岸広域振興局は、岩手県の沿岸南部に位置する釜石市に所在している。平成 23 年 6 月から東京都が職員を派遣している沿岸広域振興局では、当初土木職員 6 名であったが、平成 25 年度は土木職 3 名、事務職（用地）2 名の体制となっている。派遣先の土木部は、職員数が年々増加しており、今年度は、68 名のうちプロパー職員が 39 名で一般任期付職員 16 名と他県応援職員 13 名で臨時職員を含めると約 90 名と、東日本大震災前の平成 23 年度当初職員（33 名）と比べると実に 3 倍程度まで膨らんでいる状況である。現所属の他県応援職員は、東京都の他に新潟県 1 名、福井県 1 名、静岡県 6 名となっている。

我々が所属している土木部は、調整課、管理課、用地課、道路整備課、河川港湾課、復興まちづくり課、建築指導課の 7 つの課があり、東京都派遣職員は、土木職が河川港湾課に 3 名、事務職が用地課に 2 名配属されている。東日本大震災で被災したインフラ構造物のうち、道路関係については、平成 25 年度に全ての復旧工事が完了した。我々が所属している河川港湾課では、大型構造物が多いことから、復旧工事はこれからが最盛期を迎えてくる。

なお、岩手県では、被災者の今後の生活設計・再建等に資するよう、社会資本の復旧・復興ロードマップを掲げて、身近な社会資本の整備に関する情報を定期的に提供している。

組 織	主な業務
調 整 課	土木企画、建設リサイクル
管 理 課	庶務、委託契約、建設業許可、道路・河川・港湾の占用許可
用 地 課	土地の取得
道 路 整 備 課	道路建設工事、道路維持・修繕
河 川 港 湾 課	河川・港湾建設工事、河川・港湾維持修繕
復興まちづくり課	市町の復興まちづくり計画策定・推進支援
建 築 指 導 課	建築物の審査・検査・指導・取締り

3 成果・実績

(平成 26 年 1 月 14 日現在)

平成 23 年に発災した東日本大震災から間もなく 3 年が経とうとしているが、河川・海岸・港湾施設に関しては、これからが本格的な復旧となる。平成 23 年 8 月 11 日に策定した、岩手県東日本大震災津波復興計画では、平成 30 年度までの基本方針を定める復興基本計画と、第 1 期：基盤復興期間（平成 23～25 年度）、第 2 期：本格復興期間（平成 26～28 年度）、第 3 期：更なる展開への連結期間（平成 29～30 年度）から成っている。我々が携わった平成 25 年度は、第 1 期基盤復興期間の最終年度であるが、3 月までには復興実施計画(第 2 期)を策定する予定である。第 2 期計画を進めるに当たっての視点は、「参画」（若者・女性などの参画による地域づくりを促進）、「つながり」（多様な主体が連携・活動する相乗効果により復興を加速）、「持続性」（地域資源の発掘・活用など地域社会の持続性を重視した取組を推進）の 3 つを掲げ、今後の事業検討の中に反映させていくものとしている。

過去に携わった方々が、短期間に苦勞されて作成した査定設計を元に実施設計を作成し、本年度末にはしゅん工を迎える工事も控えている。我々派遣職員は県職員と協同して、被災者が一日でも早く安心して暮らせるように、引き続き派遣期間終了まで事業進捗に邁進していく。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員 体験談

岩手県 沿岸広域振興局
土木部 河川港湾課

小原 広 (建設局)

1 担当した業務の概要

(平成 26 年 1 月 14 日現在)

私が派遣された岩手県沿岸広域振興局土木部は、調整課、管理課、用地課、道路整備課、復興まちづくり課、建築指導課、そして私が配属された河川港湾課の 7 つの課がある。河川港湾課は 5 つのグループ（以下、「G」という。）に分かれていて、河川 G、港湾 G、砂防 G、復興第 1G、復興第 2G で構成されている。我々東京都からの派遣職員は復興第 1G に所属し、私の役職は総括主査となった。復興第 1G は東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（水海地区、小白浜地区）工事に係る関係機関との調整・連絡、工事の発注・設計・施工・監督が主な業務であり、担当する地区の裁量を全て任されていた。とはいえ、東京都の派遣職員だけで全てできる訳もなく、プロパー職員と協同して事業を進めている。1 月末には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく成功認定が控えている。

2 苦労したこと・工夫したこと

本来、東京都で工事を実施する場合は、工事着手前に企業者等の調整を全て整えて、現場に着手するのが通常であるが、災害復旧工事特有のことなのか岩手県の工事手法が全てそうなのか分からないが、工事契約締結後、現場での調整が多々発生してくることに最初は驚いた。工事によっては、契約締結後 2 ヶ月経っても着手できない現場もあるなど、赴任直後は、慣れない環境の中、関係機関等との調整が続く毎日であった。しかし、工事件数が増えていくにつれ連絡調整に慣れてきて、新たな工事が発注されても、これまでに調整してきた相手方と連絡を取りつつ、なるべく早く現場に着手することができるよう同僚と一緒に関係機関等に働きかけた。

3 印象的なエピソード

岩手県のプロパー職員の方々は皆、優しい方が多く、通常業務を抱えているにも係らず、相談事には親身に対応していただいた。

水門の機械設備が契約された際に、本来の工期は平成 27 年度までであったものを「工夫をすれば年度内に終わらせることができる」と提案したところ意見が通り、年度内にしゅん工する予定である。意見が通った後の地元等への調整には苦労したところもあったが、早期完了に向けて調整できたことにやりがいを感じた。

また、我々が通勤している庁舎は合同庁舎ということもあり、庁舎内の色々な部署の方々との交流もあった。中でも保健所の方々とは交流が多く、毎週木曜日の 19 時から行われているソフトバレーは、業務に支障の無い範囲でなるべく参加するようにし、リフレッシュすることができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

首都直下地震がいつ発生するか分からないが、それに対応できる備えが十分であるか、今一度再確認する必要があることを被災地で生活する中で改めて感じた。机上では様々な被害想定が出されているところではあるが、インフラ構造物が壊滅的な被害に遭い、橋や道路が寸断され公共交通機関が麻痺している状況の中で、いかに都民の安全を確保し、住居等を失った方々の代替施設や飲料水、食料を確保するか。また、それに対応できる職員を如何に確保し、職員のモチベーションをどのように維持していくか等、課題は山積していると思う。諸々の被害想定が出されているとともに、その被害が発生しないように、木造住宅密集地域の解消等の対策を検討しているが、実際に発生する被害にどのような手法、役割分担をもって対応していくか等、具体的な対策を検討することが必要であることを強く感じている。

東京都は被災地において様々な役割を担うため、これまで多くの派遣職員を送り出しているが、

私はその一人として、この貴重な経験を忘れずに
非常時には率先して対応できるよう心掛けていき
たい。



写真1 取壊し前の防潮堤（小白浜海岸）（H25.4 撮影）



写真2 取壊し後盛土を開始（小白浜海岸）（H25.11 撮影）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

宮城県

被災地派遣職員 業務概要

気仙沼土木事務所

奥平 周示

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

宮城県気仙沼土木事務所は、宮城県沿岸部の最北端にある気仙沼市内にあり、事務所は被災したため、現在は県の他部署とともに仮設合同庁舎にて業務を行っている。

気仙沼市はカツオやサンマの荷揚げ量が多く、またフカヒレでも有名な地域の拠点となる漁港都市である。

気仙沼市から県庁がある仙台市までは約120km、電車は時間が限られるため交通手段はもっぱら車となる。途中高速道路を利用しても片道2時間半の行程となる。ちなみに、岩手県との接点が多いため、「宮手県」と揶揄されることもある。

気仙沼土木事務所の管轄は、被災時に港一面が出火した映像が衝撃的だった気仙沼市と、防災庁舎が津波にのまれていく状況が記憶に刻まれる南三陸町である。

私が派遣された時にはすでに瓦礫はなく、被災地は建物基礎がそこら中に残る空虚な平地となっていた。わずかに残された建物の上層階は元の面影を残しつつ、下層階に目を向けると親柱のみが残っているという一見異様な様相を呈していた。



気仙沼市街

2 派遣先部署の業務概要

当事務所には約100名の職員がおり、うち20名が派遣職員である。また、県では任期付職員を採用し、被災前の倍近い職員が勤務している。

道路、橋梁、河川、海岸港湾の通常業務に加え、被災後は災害復旧業務を行っている。災害復旧業務としては当初道路が優先され、現在は河川、海岸に重点がシフトしている。

東京都からは3名が派遣され、うち2名が気仙沼市中心街を流れる河川及び同市内の海岸を担当し、残る1名は南三陸町の中心街であった志津川3河川を担当している。東京都が中心市街地を担当するのは偶然か必然か。

「見せる復興」を今年度目指す宮城県としては、まちづくりを進める上で先行整備が欠かせない河川、海岸整備に1日でも早く着手したいところである。

しかし、赴任時には河川、海岸の多くが、災害復旧の実施に係わる国の了解（災害査定保留の解除）を得られていなかった。今回の被災が甚大であり、測量の基準点そのものの確認から始まったこと。通常の現状機能回復ではなく、ワンランクグレードアップした復旧（数十年～百数十年に一度の津波に耐えられる堤防）を目指していたこと。他の復旧事業も輻輳していたために、その調整が多岐にわたっていること。が主な原因としてあげられる。（災害復旧費はほぼ満額が国費で充当されるため、国の了解が実施の前提となる。）

3 成果・実績

事務レベルでの今年度目標は復旧計画に係る国の了解（他事業との調整を完了し、査定保留を解除する）、その後の工事発注までが主眼となった。

“年度末”と“雪”がちらつき始めた頃になってもなお、他事業計画の影響や住民との合意が得られず、復旧計画の確定まで至らない河川や海岸も複数箇所残っているが、他方では国の了解、設計、発注、工事契約、地元説明、用地取得と難を一つ一つこなして現場着工した路線もあり、「見せる復興」開始の狼煙を上げた年度だったと言える。

津波堆積土の再生事業はすべての処理を終え今年度で収束する（活用するための公共事業がまだ足踏みしているが）。土地区画整理事業や三陸沿岸道路はいよいよあちらこちらで造成を開始した。気仙沼唯一の幹線道路である国道 45 号は、ダンプトラック等工事車両の往来が増え、のろのろ運転に悩まされる日も目立ち始めた。来年度はいよいよ復旧事業の全盛期になる。我々の成果がどれほどの交通渋滞となって現れるか静かに見守っていききたい。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員
体験談宮城県
気仙沼土木事務所

奥平 周示 (建設局)

1

担当した業務の概要

私が担当した河川海岸で特に精力を注いだのは、気仙沼市街を流れる鹿折川^{ししおりがわ}で、被災時に火災を起こした気仙沼漁港に注ぐ川である。第十八共徳丸が今年度秋まで陸地にたたずんでいたことで有名な地区でもある。



写真1 第十八共徳丸

鹿折川の災害復旧延長は1,650mで、当初復旧に要する査定額として58億円が認められていた。しかし市街地の河川であり、まちづくり事業や道路、橋梁事業など復旧事業が絡み合うことから、多分に漏れず査定保留(実施は国の了解後)となっていた。私の役目はシンプルで、昨年度まで交通整理に努められた前任の基本計画を踏襲しつつ、全ての事業者との調整を終え、査定保留を解除し、工事を発注することであった。しかしながら宮城

県の目標である「見せる復興」をするためには、工事発注だけでは足りず、着手できる行程を組んでいかねばならなかった。このため、まず査定保留解除に先立って事前に工事発注準備のできる工区に狙いを定めた。区画整理事業との重複地は土地所有者の施工同意を得られている他、土地収用ができる収用適格事業(河川事業)でもあるので土地の問題はクリアできる。また、議会案件にはなるが(手続き期間が長くなる)、契約ができれば今年度中の着手はその後の事業間調整を行えば不可能ではない。ここを1工区として保留解除に先立って発注図書作成を進めた。

鹿折地区は東京の有楽町近辺の地層と類似して柔らかく、新たな大型堤防を作るには地盤の改良が必要と判明したが、概算額をはじくと当初査定額の倍、120億円になる。通常ならば考えられない事態である。当然、国との協議も右往左往し、結局9月半ばにようやく保留解除となった。でも諦めない。密かに準備していた1工区工事を直ちに起工し、また、堤防構造が国の了解を得た時点から密かにスタートさせた、堤防の現地用地確定測量が完了していたことから、保留解除翌日には用地担当とともに用地交渉に向かった。早速取得した用地には計画堤防の原寸大看板を設置した。昨年度地域の声として、堤防や他の道路土堤により窪地が生まれることが懸念されていたためである。場所も形も高さも実寸の看板を建てることで、噂に惑わされる前に事実をみて各自判断してもらいたかった。

次ぎに発注を計画した2工区区間は、用地取得



写真2 鹿折川



写真3 実寸大看板

箇所が少ない。工事発注後、契約までの間に用地を取得できると考えた。対象は5件ほどしかなかったが、反対意向の強い地域だった。工事発注後、地域代表を最後に回しつつ、1日で一斉に契約に持ち込んだ。代表も事業の必要性を理解され、皆が協力するならば自分はもう何も言うことはないとして、直ちに契約を承諾された。

鹿折川としては今年度ここまでかと思っていた矢先、県としてさらなる事業実施努力が求められた。周辺を見渡してももはや前倒しできそうな路線が見当たらなかったため、鹿折川の残る区間となる3工区を発注する準備に入った。12月末起工を目指していた頃、2工区が契約不調となることが明らかとなった。そこで、2工区と3工区、さらに堤防と一部兼用される県道復旧事業の一部を抱き合わせて、大きな工事として再整理し発注することとした。その結果、図面数量が大方見えてきたが、積算に与えられた時間は連休中の3日間のみであった。この工事は80億円を超え、県の河川海岸事業では最も高額な工事となった。また、これをもって鹿折川は他事業の影響区間を除く全区間の工事発注を完了し、1年間の発注額は約100億円となった。

1工区は無事契約が成立し、事業間調整も図られ、平成26年2月より無事現場着手の運びとなった。「見せる復興」の開始である。

一方、鹿折川は地元合意困難路線とも見られていたこともあり、土地収用法の事業認定申請を予

定していた。このため、平成25年12月に土地収用法に基づく説明会を開催した。マスコミも複数社入るなか、私も職員として事業や工事の説明をした。後日、現場近くの仮設店舗で昼食をとりにお店に入ったら、TVで仙台放送（フジテレビ系）のニュースが流れており、「復興事業としては宮城県初となる、土地収用法の事業認定申請を行う気仙沼市の中心街を流れる鹿折川で、地元説明会が行われました。…」というフレーズが。見ると私がTVの中で説明している。思わず立ち上がって携帯カメラでTV画面に写る自分を撮写した。お店の人が見ていたら、なんて滑稽なシーンであっただろうと後でひとり恥ずかしかった。

2 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

用地交渉は、土地をすぐに売りたいと考えている人以外は、できるだけ用地担当と行動を共にした。私は復旧事業を進めること、事業内容、スケジュールをできるだけ詳しく説明し、所有者の要望に対しできること、できないことをその場でお伝えした。用地担当は補償に対する考え方などを説明した。契約交渉にあたり、事業担当と用地担当は二人三脚などところがあること、2人の歩調が合うと実に円滑に進むことを改めて感じた次第である。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

福島県

被災地派遣職員 業務概要

いわき建設事務所 復旧・復興部 復旧・復興課

湊 勇人

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

福島県いわき建設事務所の自治法派遣は、表 1 のとおり、全国各地の 10 自治体 22 名が派遣されており、そのうち、復旧・復興部には土木職 13 名（8 自治体）が配属されている。

当事務所は、福島県いわき合同庁舎の 2 階にあるが、震災後に組織を拡大したことに伴い、事務所内だけでは人員が収まりきれず、対面にある民間建物の 1 階に復旧・復興部を置いている。

合同庁舎や我々がいる民間建物、市内の周辺道路などは、至る所に建物と地盤面に段差等があり、応急措置がされているものの、未だ地震の影響を物語る痕跡がある。

当事務所の管内はいわき市だけであるが、いわき市は約 1,230km² と福島県内の自治体で一番広い面積（いわゆる「平成の大合併」が始まる前は全国で一番広い市であった）を有し、県の約 1 割を占め（東京 23 区約 622km² の約 2 倍）、市内中心部から南側の茨城県境や隣接市町境とは約 35km 離れている。

また、いわき市は、福島原発の南側約 25km の位置にあるが、原発事故当時の気象状況、地形等により北西方向に放射線拡散の影響が大きかったことから、原発の南方向に位置する市内の線量は 0.1 μ Sv/h 程度と都内と比較してもほとんど変わらない値である。

このほか、いわき市には原発事故により、仮設住宅等へ避難されている方々が約 24,000 人と県内でも最も多いほか、除染作業等で働く方々も多く住んでおり、市内中心部の賃貸住宅への入居、あるいはホテルの宿泊予約も容易ではない。さらには、市内中心部から程近い高台の建売住宅が販売開始早々に完売するなど、復興特需で街が賑わっている。

一方、海岸線での災害復旧工事は、平成 25 年度から本格的に動き始めたといった状況にあり、今後さらに事業者等の動きが活発になるものと思われる。

表 1 いわき建設事務所 自治法派遣者一覧表

派遣元	人数	派遣期間	配 属
東京都	2	12ヶ月×1名、6ヶ月×1名	復旧・復興課
青森県	1	2ヶ月	復旧・復興課
栃木県	3	12ヶ月	復旧・復興課×2、用地課×1
群馬県	2	12ヶ月	復旧・復興課
千葉県	1	12ヶ月	復旧・復興課
神奈川県	8	12ヶ月×3、6ヶ月×5	復旧・復興課×2、建築住宅課×4、河川砂防課×2
長野県	1	12ヶ月	用地課
広島県	1	12ヶ月	建築住宅課
島根県	2	12ヶ月	復旧・復興課
鹿児島県	1	3ヶ月	復旧・復興課

2 派遣先部署の業務概要

福島県いわき建設事務所の平成 25 年度スローガンは、「沿岸部津波被災地全域で復興の槌音を響かせるため、東日本大震災からの復興事業に事務所一丸となって全力で取り組む。」である。

このスローガンのもとに業務運営する組織は、表 2 のとおり構成されており、146 名（ほか臨時事務補助員 11 名）で取り組んでいる。派遣職員にあっては、それぞれ派遣期間が違うが、業務を停滞させることなく、着実に業務を遂行することが求められている。

また、業務運営目標は表 3 のとおりであり、目標達成に向け、現実の課題と向き合い導き出した解決策の実現に向け、積極的に取り組んでいくこととしている。

表 2 福島県いわき建設事務所の組織構成

所 長 次 長	総務部	総務課	総務係・経理係
		行政課	行政係
		用地課	用地係（3係）
	復旧・復興部	復旧・復興課	道路係・橋梁係・防災緑地係・河川係・海岸係・水門係
	専門技術管理員		
	企画管理部	企画調査課	企画調査係・復興まちづくり係
		管理課	管理計画係・地域保全係
	事業部	道路課	道路計画係・道路整備係
		河川砂防課	河川海岸係・砂防係
	建築住宅部	建築住宅課	
	勿来土木事務所	総務課・業務課	
	鮫川水系ダム管理事務所	総務課（勿来土木事務所兼務）・業務課	
小玉ダム管理事務所			

表 3 平成 25 年度 業務運営目標

【基本方針】 安全・安心で魅力と活力ある地域づくりと多様な交流・産業を支える社会基盤の整備による誇りあるいわきの復興	
【業務運営目標①】 津波被災地における復旧・復興事業の全面展開 （海岸・河川堤防の全箇所の工事着手と防災緑地の早期着工）	
課 題	解決策
<復旧・復興の加速を妨げる様々な課題> ・マンパワー不足 ・事業者間の調整、情報共有不足 ・膨大な用地取得 ・入札不調増加	・優先度の高い事業の峻別化 ・情報と目標の共有化 ・事業用地確保へ集中した取り組み ・実効性のある施工確保対策
【業務運営目標②】 複雑な地域課題に即応した社会基盤等の整備や改善	
<被災地であり、避難者受入地でもある複雑な環境> ・住環境悪化（人口増、避難長期化） ・交通環境悪化（仮設住宅、原発災害） ・県に対する高まる社会的要求	・緊急現道対策の早期実施 ・復興公営住宅の早期着手 ・戦略的道路整備計画の推進 ・県立高校の早期復旧
【業務運営目標③】 安全・安心を支える社会資本の整備と維持管理の充実	
<地域の活力や安全・安心を支える管理者の責務> ・計画的な社会資本の整備 ・老朽化した施設の更新 ・再度被災の防止 ・自然災害への備え	・通常事業の重点化、選別化 ・巡視、監視体制の強化 ・長寿命化計画による更新、補修 ・実践的な訓練の実施

3 成果・実績

表3の業務運営目標に基づき、私が所属する復旧・復興課では、「平成25年度中に海岸線全13箇所（約25km）の工事着手」を組織目標とし、災害復旧工事が本格的に動き始めている。（写真参照）

福島県の海岸線は、全体で約167km、そのうち、いわき市の海岸線は約67kmと県内の約4割を占める。（図1参照）市内の海岸災害復旧工事の範囲は、約30kmであるが、当事務所所管の海岸保全区域が約25km、県小名浜港湾事務所所管の港湾区域が約5kmである。（図2参照）

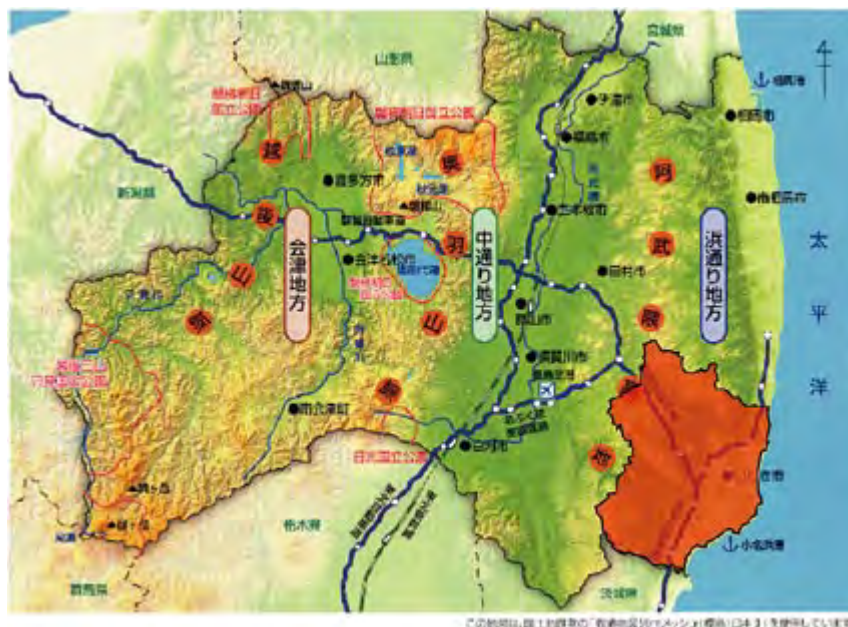


図1 福島県いわき市位置図



図2 いわき建設事務所 海岸災害復旧箇所

海岸災害復旧工事の主な工事内容は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮したうえで、北側 2 箇所を TP8.7m、ほか 11 箇所は TP7.2m まで堤防を嵩上げするものであり、既存堤防より最大で約 3.5m 高くするものである。

また、この堤防の嵩上げは、レベル 1 津波：L1（数十年から百数十年の津波）に対応するものの、東日本大震災規模となるレベル 2 津波：L2（千年に一度の最大クラスの津波）までの嵩上げではない。

このため、福島県では津波被災した一定規模以上の市街地には、L2 対策として海岸堤防の陸地側に盛土と植樹をする防災緑地を整備し、津波による漂流物対策（減衰）と避難対策を図ることとし、ハードとソフトの両面から対策を行うこととしている。（図 3 参照）

なお、海岸線全 13 箇所の工事箇所着手という目標に対し、他事業（防災緑地事業や道路事業）と一体的に進める必要があり、関係者が輻輳化する 1 箇所を除き、12 箇所は年度内工事着手の目処が立っているため、達成度は 9 割以上と見込んでいる。

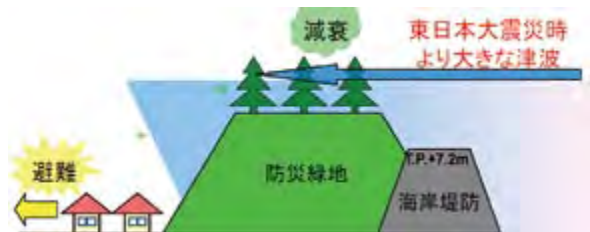


図 3 ハード及びソフト対策

動き始めた海岸線の災害復旧事業（堤防嵩上げ）



写真 1 永崎海岸（川畑 1 号工区） H25.12.12



写真 2 久ノ浜海岸 H25.12.24

被災地派遣職員
体験談福島県 いわき建設事務所
復旧・復興部 復旧・復興課

湊 勇人 (建設局)

1

担当した業務の概要

役 職：主任主査（水門係長）

組織の体制：復旧・復興部の組織構成（33名）は、下表のとおりであり、都派遣者は、私が担当している水門係長と橋梁係に1名（4月～9月は総務部技術管理課：曾山禎彦さん、10月～3月は南多摩西部建設事務所工事課：野元秀美さん）が配属されている。

6つの係は、図1のとおり関連性が深く、事業計画では綿密な調整が不可欠であり、工事の発注時期や施工方法等についても、連携しながら進めていく必要がある。

主な事務分掌：平成23年6月～12月に災害査定12回238箇所が行われ、平成24年度までに149箇所が工事完了（62.6%）、事業費ベースでは12.8%の進捗率であった。

したがって、災害復旧事業としては、工事が本格化した平成25年度からが進捗率をあげる勝負の年であった。

私が担当水門係は、河川及び海岸工事の範囲に水門や樋門がある場



図1 復旧・復興部 各係簡易図



部・課内各係の一体感醸成に少しでも役立つよう、私は、上記のシンボルマークを考案し、それをプリントしたTシャツを有志で製作した。そのTシャツを着て、県内で行われた駅伝大会に「いわき復興's」として参加し、「連携」と「チームワーク」の重要性を再確認しあうなど、仕事と関係性の深いコミュニケーション向上を図った。

図2 復旧・復興部 シンボルマーク

表1 いわき建設事務所 復旧・復興部 組織一覧

部長 1 名		
課長 1 名		
道路係 4 名	内 訳	係長（県）1 名、担当：（県）1 名、神奈川県 2 名
橋梁係 3 名		係長（栃木県）1 名、担当：（県）1 名、 東京都 1 名
防災緑地係 5 名		係長（県）1 名、担当：（県）2 名、群馬県 2 名
河川係 6 名		係長（県）1 名、担当：（県）3 名、千葉県 1 名、鹿児島県 1 名
海岸係 6 名		係長（県）1 名、担当：（県）3 名、島根県 2 名
水門係 5 名		係長（東京都）1 名 、担当：（県）2 名、青森県 1 名、栃木県 1 名
臨時事務補助員 2 名		

合、水門工事と合わせ、河川改修と海岸堤防の嵩上げ工事を行うことが役割となっており、河川係と海岸係の業務内容も兼ねたものである。

また、係では災害復旧事業のほか、社会資本整備総合交付金事業、復興交付金事業を加え、事業費は概ね100億円（水門：4基、樋門：2基、河川改修：約1.2Km、海岸堤防嵩上げ：約4Km）規模の工事調整、発注、施工監督が担当業務である。

2

苦勞したこと・工夫したこと

これまで、福島県では海岸線に高潮対策として設置する水門は無く、今回の災害復旧事業等で初めて水門が設置される。しかも設置が決まったのはいわき市内だけである。まさにゼロからのスタートであり、方針を定めていく過程や内部調整、関係者協議等を円滑に進めていくうえでも担当係長としての手腕にかかるところが大きく、やりがいのある仕事だと自負している。

特に、今回の東日本大震災において、消防団員が水門操作のため現場に向かい、亡くなられた方や行方不明者は59人にのぼり、この教訓から水門操作の方法については、操作者の安全第一を考慮したものを検討する必要があった。

このため、東京都へ福島県職員とともに業務出張し、建設局江東治水事務所水門管理センターと河川部防災課、総務局総合防災部に伺い、東京都の防災に関する先端技術についての知識を習得した。また、被災した水門の災害復旧工事を進めている岩手県にも、都派遣の小原係長を通じ、岩手県沿岸広域振興局に業務出張し、水門工事で考慮すべき点等を懇切丁寧にご教示いただいた。

これらの出張で得た知識により、現在、図3のような遠隔及び自動化による操作の導入を検討している。現在、施設の配置等で関係者との協議を行ってい

るが、県として初めての取組であり、一筋縄ではいかないと感じながら業務を進めているところである。

3

印象的なエピソード

福島県で唯一の水門工事を担い、その方向性を決めていく係長という重要な役割を任されており、また東京都という看板も背負っていることについて、私は非常にやりがいを感じている。

私が、福島県派遣において、最も注意していることは、共に働いている県職員も被災者であり、絶望的な状況に陥っている同じ公務員という立場の仲間が多くいることを忘れてはならないということである。

私は、この仲間達を支援し、福島県のためだけでなく、国としての危機的な状況を少しでも改善していくことが、公共の奉仕者としての使命だと認識している。

私個人としての目標は、「福島のことをよく理解し、よく知る東京の人」になることである。

私の周りの福島県の方々には、優しく、温厚でまじめな性格の人間が多く、夜遅くまで飲食に付き合ってくれたり、休日にはリフレッシュのために温泉巡り等にも誘ってくれる。

こういった仲間を増やすことができたのも、家族の理解と東京都で私を送り出してくれた都職員の仲間のおかげと感謝している。また、伊豆大島の震災や東京オリンピック・パラリンピック開催地決定に伴う各事業等で皆さんが激務となっているのにも関わらず、福島県での仕事に全力で取り

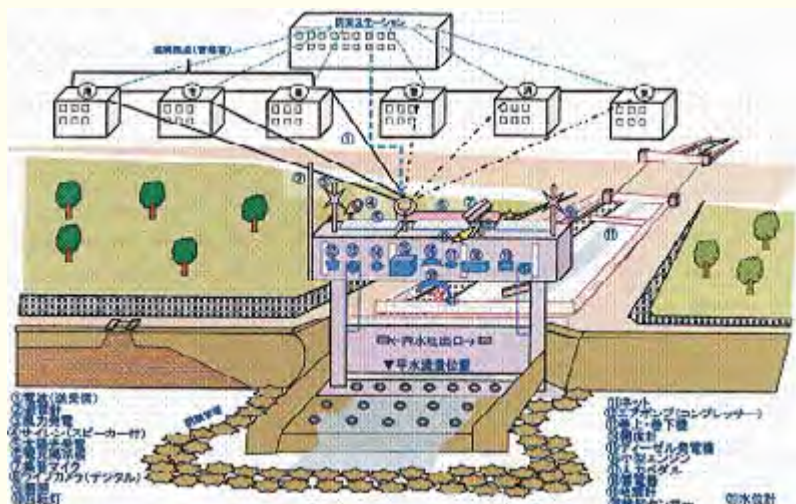


図3 水門操作ソフト対策案（遠隔及び自動化）

組ませていただいていることに、心から「ありがとうございます」と言いたいと思う。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私は、これまでに伊豆大島の噴火災害後の対策事業、三宅島噴火による災害復旧事業、新潟県中越地震に伴う新潟県派遣（災害査定業務）と数多くの災害現場を経験させていただいた。正直、この度の伊豆大島の災害は、3年間住んだ思い入れの場所でもあり、心が痛み、歯がゆい気持ちである。

私は、災害復旧とは「即時判断、行動、結果が早期に求められ、我々、土木職がこれまでの知識と経験を即時にフル活用でき、やりがいと満足感を得られる貴重な場」だと認識している。

一方で、災害現場は、見るたびに胸が締め付けられる思いになってしまうとともに、「がんばろ

う！やってやろう！！」という気持ちになる。こうした経験から技術者は育ち、成長するものと考ええる。

しかし、今回の東日本大震災の場合は、津波災害というこれまでに例を見ないものに加え、原発被害という、我々、土木職だけでなく、人間が太刀打ちできないであろう問題が発生してしまった。

私がいるいわき市は、放射線量の影響は少ないものの、未だに帰ることができない地域が北側25kmにあり、その方々の無念さを多くの新聞やメディアで知ることができる。しかし、最近取り上げるのは地元マスコミが殆どで、この辛い状況が東京、全国へと伝わる頻度が下がってしまっているのではないかと危惧している。引き続き、支援は必要であり、そのことを改めて皆さんに伝えたい。

私は、この貴重な経験を持ち帰り、今後、進めるべく業務の糧にしたい。



久ノ浜周辺（除染作業） H25.12.24

福島県

被災地派遣職員 業務概要

相双農林事務所 森林林業部 森林土木課 林地災害復興班

秋山 勇介

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

相双農林事務所は、浜通り地域の南相馬市に位置し、管理区域は宮城県境からいわき市境の「相双地区」と呼ばれる2市7町3村、面積は約1,737km²で福島県土の約12.6%を占める。

東日本大震災では震度6弱を記録し、管内の相馬海岸では県内最大津波高である14.5m、地盤の水平移動距離も県内最大となる3.25mを記録した。この影響により、福島県沿岸の民有保安林261haのうち、約60%にあたる155haが被災し、基礎地盤土砂、及びクロマツ等の立木が流出する等の壊滅的な被害を受け、潮害防備、飛砂・風害防備等の災害防止機能が失われた。

また、管内には福島第一原子力発電所があり、その事故に伴う「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の避難指示区域が約6割を占めている。



被災前



被災後

2 派遣先部署の業務概要

森林土木課は総勢20名で構成され、このうち福島県外から派遣されている職員は、北海道、東京都、石川県、京都府、広島県、高知県、長崎県及び宮崎県の総勢8名である。

主な業務は「海岸防災林の造成」で、津波被害を減災する観点から、津波に対して粘り強い構造の防災林を着手から概ね10年程度で整備するものである。

海岸防災林は、津波自体を完全に抑止することはできないものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕捉効果等、被害の軽減効果が図れることから、多重防御の一つとして位置づけられる。造成にあたっては、津波で樹木が流されないように、充分に根を深く張ることができる「盛土高」、津波エネルギーの減衰効果が期待できる「林帯幅」の確保が重要である。

盛土高は、植栽した樹木（主林木はクロマツ）の直根（真っ直ぐ下へ伸びる根）が充分に成長し、津波に対して根返りにくくするため、地下水位から3m程度の盛土を行う。林帯幅は、市や町の復興計画を踏まえつつ、災害防止機能に加えて津波に対する被害軽減効果を考慮して概ね200mを確保する。

しかし、海岸防災林造成に向けた基本方針は明確になっているものの、相双管内の予定地では解決すべき課題がいくつか存在する。

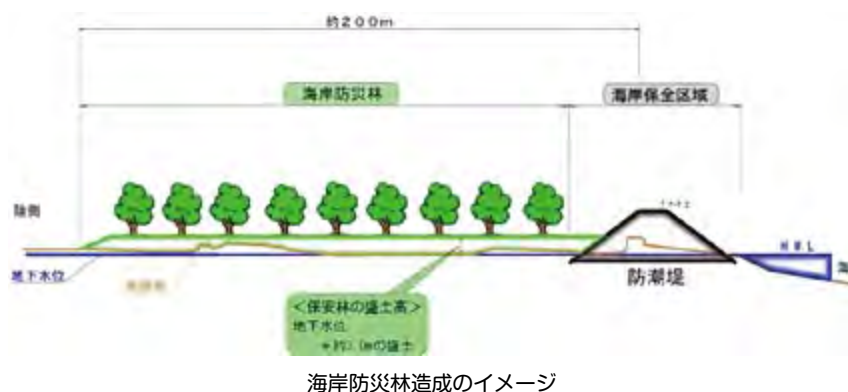
最初に、造成用地の取り扱いである。通常の治山事業では、土地所有者等の同意により事業を実施することが基本であり、山林・保安林の買入及び用地補償は行っていないが、今回は福島県が「全国初の試み」と

して治山事業により買入を行う。これは、事業主体が敷地を買入れる他の公共事業に足並みを揃えとともに、被災者の生活再建にも配慮しつつ、速やかに事業を進めることを目的としている。

次に、植生基盤として利用する盛土資材の不足である。把握している数量（避難指示区域は未確定）で約 1,530 万 m³ の

資材を必要とする。この課題の改善を図るために、再生資材（災害廃棄物由来の再生資材）、クリンカアッシュ（火力発電所から排出される石炭焼却灰）、及び残土（県外工事で発生する残土）の再利用等を検討している。

また、円滑な事業実行を図るためには、環境への配慮等も重要な項目である。写真の「ミズアオイ」は、水路の改修や除草剤の使用等によって環境が悪化して姿を消し、絶滅危惧Ⅱ類に挙げられたが、今回の津波で表土が削られて、地下深く眠っていた種子が発芽したと考えられる。このように、津波被災跡からは数々の希少生物が確認されたが、復旧工事で消滅することも多かったため、これらを保護しながら事業を進めることが重要である。



海岸防災林造成のイメージ



水路に群生するミズアオイ



ミズアオイ

3 成果・実績

防災林造成事業の進捗は、南相馬市及び相馬市の事業要望も考慮した内容で業務委託を契約し、事業区域の確定、及び盛土高を決定するための地下水位の観測を実施している。

また、事業用地の取得に向けた取り組みでは、「用地買収等実施要領」を作成し、これを基にして「市町村説明会」を開催、「行政区単位の説明会」を他部署と連携して順次開催している。次の段階では、土地所有者の移転登記（個人から福島県）に向けた用地調査に関する業務委託を発注し、この成果を基に土地所有者と個別の用地交渉を開始する。

最後に、森林土木課が主体的に進めている盛土資材不足の改善に向けた取り組みについて紹介する。利用が想定される資材を三種選定（再生資材、クリンカアッシュ、山砂）して盛土を行い、主林木となるクロマツを植栽した。平成 25 年度からの取り組みで検証期間が短期間であるため、クロマツの活着や成長に大きな影響は確認できなかったが、下草の繁茂状況は資材による差が明らかであった。

特に、クリンカアッシュでは下草が全く確認できなかった。養分不足及び粒度が均一で透水性が良いことから、下草の発生抑制につながった可能性がある。現段階の成果から、クリンカアッシュを植生基盤の地上部に敷き下草の発生が抑制されれば、防災林の維持・管理で欠かせない下刈作業の低コスト化につながることが期待できる。引き続き、経過観察を続けるとともに、クロマツを掘り起こして根の発育状況を検証する計画である。

被災地派遣職員 体験談

福島県 相双農林事務所 森林林業部
森林土木課 林地災害復興班

秋山 勇介 (産業労働局)

1

担当した業務の概要

私は、福島県南相馬市にある「相双農林事務所」に派遣された。ここでは、平成24年度に策定された福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に沿って、津波被害を考慮した農林地・農林業等施設の復旧、放射線の影響に配慮するとともに冬期温暖な気候を生かした農業の振興及び森林の再生と新たな林業・木材産業の構築等、相双地方の振興に向けた各種施策を推進している。職員は約200名、地方自治法に基づく県外からの派遣職員は、農業土木職23名、林業職8名の総勢31名である。

林業職は森林土木課に所属し、体制は課長1名、主任主査2名、主査13名、副主査2名及び技師2名で、私は副主査として業務を遂行した。年度途中で、前倒しによる新規採用職員1名及び用地担当職員1名が増員され、最終的に20名体制となった。この中に含まれる派遣職員8名の派遣期間は、1年間で6名、6か月間が1名及び3か月間が1名である。派遣前に豪雨災害に見舞われ、福島県への派遣を休止する自治体もあった。

私が担当した業務の中心は、東日本大震災の復興に向けた「施設災害復旧事業」及び「防災林造成事業」である。この他には、梅雨前線や台風等に伴う集中豪雨や暴風雨等によって保安林内に発生した土砂崩れ等に対する復旧工事の設計・積算、復旧に向けた国庫負担（補助）申請を行うための資料作成や災害査定、残事業調査の対応も担当した。

(1) 施設災害復旧事業

私が担当した現場は、双葉郡楢葉町の「シウ神山」地区である。広野町にあるJ-ヴィレッジの裏側に位置し、福島第一原発から約20km、現在でも「避難指示解除準備区域」に設定されている。この現場は、潮害防備保安林を波浪等による侵食から保護するため、防潮堤（六脚ブロック）を昭和55年から昭和61年にかけて施工した。しかし、今回の大津波によって防潮堤が622m流出するとともに、保安林面積約5haの基礎地盤が流出した。



被災した防潮堤

この施設の復旧工法は原形復旧となったため、六脚ブロックを新規製作するとともに、飛散した六脚ブロックの一部も再利用して防潮堤を再構築している。私は、設計・積算、派遣期間満了まで監督員として本復旧工事に関わった。

(2) 防災林造成事業

今回発生した未曾有の津波により、江戸時代から造成されてきた南相馬の海岸防災林が壊滅的な被害を受けた。このため、林帯幅（防災林の幅）の確保に加えて、人工盛土によって造成し、必要な機能（多機能海岸防災林）の確保を再生するために事業を推進している。

主体的業務は、全国初の試みとなる治山事業用地取得（買入）に向けた基準類等整備、盛土資材不足の軽減を図るために、活用が想定される三資材によって防災林の基盤を造成してクロマツを植え、その成長比較を継続的に行う試験地の設置、盛土基準高、及び事業用地区域を確定するための委託設計・監督業務等を担当した。



クロマツを植栽した試験地

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

2 苦労したこと・工夫したこと

防災林造成事業は、森林土木課が単独で進められるものではなく、事業対象地を管轄する自治体（市町村）、海岸堤防管理者（県）及び農地管理者（県）等の各担当との連携が重要である。事業は、前年から継続的に着々と進められている案件が多いが、派遣者の引き継ぎは文書のみで行われるため県職員に頼ることになる。しかし、少数の県職員が全事業の詳細事項の把握及び調整に関わるには限界があり、実質的には派遣職員が中心となって業務を遂行することが少なくない。このため、着任当初から他事業担当者との調整業務が生じていたが、自分が担当する業務の背景、進捗及び課題等を短時間で迅速かつ正確に把握することに苦労した。

次に、着手可能な事業対象区域を確保することである。平成25年の年頭所感で、知事は「この復興への歩みを確実に、そして加速させてまいりたい」と表明し、この言葉を胸に県職員及び派遣職員が一丸となって事業を運営している。しかし、事業対象区域の大半が他事業の仮設ヤード（ブロック製作）や災害廃棄物（環境省等）の仮置施設等に利用されていたため、競合事業との調整に時間を要した。



事業対象地に仮置きされているブロック



バリケードの設置状況（国道6号線）

最後は、現場監督や調査へ行く際の道順を覚えることである。事業対象地は、津波被災地であるため、道路が分断されている場所、目標物が流出している場所が多数存在した。また、福島第一原発の影響による警戒区域内では、通行証を提示して進入しても出口は無人のバリケードによって交通遮断されている場所もあり、巨大な迷路のようであった。道路状況が刻一刻と変化するため、カーナビを搭載した車両でも辿り着くまでに時間を要することがあった。

3 印象的なエピソード

これまで、私は水道局で水源林の維持・管理に携わってきたが、事業対象地は「局が自ら所有し管理している」ため、事業実行に伴う説明会の経験はなかった。



事業説明会

しかし、今回は用地担当として初めて各種説明会に参加し説明する立場で、納得いただけない所有者に対して根気強

く説明することにより、一步一步着実に前進していったことに達成感を味わえた。

また、初挑戦となる海岸工事で防潮堤復旧工事の設計及び監督を担当した。完成まで見届けることはできなかったが、森林土木課で唯一発注する海岸工事で、基礎となる当初設計及び監督に携われたことは、緊張感もあり良い経験になった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県では、事業対象用地の確保に向けた用地買入事業の基準整備等、林業職の域を超えた様々な業務を経験したが、一番の収穫は県職員及び派遣職員とのネットワークが構築できたことである。私は、林業職が担当する造林、林道及び治山事業を経験してきたが、一年間業務を共にした同僚は、治山事業一筋が珍しくなかった。今後も積極的に情報を共有し、様々なノウハウを身に付けるよう努力したい。

宮城県

被災地派遣職員 業務概要

農林水産部 漁港復興推進室 漁港整備班

三木 英

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

平成 25 年 7 月 1 日から 3 ヶ月間派遣となり、前日の 6 月 30 日に宮城県入りした。東京は梅雨のじめじめした暑さが続いていたが、仙台駅に降りた時に涼しいと感じたのを覚えている。

派遣先の職場である宮城県庁までは仙台駅からだと徒歩約 20 分であり、下見を兼ねて市内を歩いたが、仙台中心部における震災の影響はほとんど感じられなかった。しかし、派遣期間中に沿岸部を見て回ると、震災前は陸地であった場所が水没し、津波で破壊された構造物がそのままになっている箇所が多数あり、震災から 2 年以上経過した今でも津波の爪跡がはっきりと残されていた。

私の派遣先となった職場は宮城県内の全 142 の漁港施設の復旧を取り仕切る部署であり、各出先事務所及び市町で行っている漁港施設の災害復旧工事における災害復旧事業費の交付について水産庁と調整を行っている。派遣直前の 6 月末には復旧工事金額を決定する災害査定のため、宮城県の担当者は水産庁の災害査定官に同行して現場を回っていたため、私が着任した時は残務に追われている状況で、大変忙しそうであった。



平成 25 年 9 月撮影 東松島市
住宅地だった場所が水没している。

2 派遣先部署の業務概要

漁港復興推進室は、漁港施設及び海岸保全施設の早期復旧・復興を着実に推進するため、平成 24 年 11 月 1 日に水産業基盤整備課から分離して新たに組織された、東日本大震災で被災した施設の復旧に特化した部署である。派遣当時の体制は室長、室長補佐、技術補佐（総括）、復興推進班 3 名、漁港整備班 5 名、海岸整備班 4 名であった。このうち他県からの派遣職員は、漁港整備班に三重県 1 名と東京都 1 名である。

私が所属した漁港整備班の業務は、被災した宮城県内の全 142 漁港の復旧に関することである。具体的には、事務所で作成された災害復旧工事設計書の審査、公告準備、設計変更手続き、水産庁への災害復旧事業費の交付申請、災害査定の立会い、当初査定内容からの変更協議などである。

宮城県内の漁港の内訳は県管理漁港 27、市町管理漁港 115 であり、災害復旧事業費の交付申請にあたっては、市町管



平成 25 年 7 月撮影 南三陸町
JR 気仙沼線の橋桁が流されている。

理漁港についても県が取りまとめて水産庁と協議を行っている。そのため、県の出先事務所だけでなく漁港を持つ市町との連絡調整も必要であり、少ない班員で 142 もの漁港の被災状況、復旧内容、進捗状況等を把握しなければならず、多忙を極める部署である。

3 成果・実績

宮城県内の漁港施設の復旧状況としては、復旧工事の契約が漁港数ベースで約 9 割となっており、平成 27 年度までの完了を目指している。平成 23、24 年度の 2 ヶ年で大半の工事を発注しており、当時の業務量が膨大であったことを、執務室内で山積みになっている設計書から実感した。



平成 25 年 7 月撮影 女川町
写真奥が女川漁港。手前は津波で横倒しになった建物。

被災地派遣職員 体験談

宮城県 農林水産部
漁港復興推進室 漁港整備班

三木 英 (港湾局)

1

担当した業務の概要

宮城県農林水産部漁港復興推進室漁港整備班に配属となり、技師として従事した。宮城県の役職階級は管理職－技術補佐－主任主査－技術主査－技師となっており、入庁から一定の年齢に達すると技術主査となるようである。漁港整備班の体制は、技術補佐（班長）1名、主任主査2名（うち1名は三重県派遣職員）、技術主査1名と東京都派遣職員1名の5名である。

班の業務は主に下記が挙げられる。

- ① 水産庁への災害復旧事業費の交付申請
- ② 災害査定立会い
- ③ 工事発注設計書の審査、公告
- ④ 工事関係書類の審査
- ⑤ 設計変更に関する水産庁協議
- ⑥ 変更設計書の審査
- ⑦ 成功認定立会い

派遣期間中は主に④と⑤について担当した。④は下請業者届出書の記載内容のチェックである。宮城県では「建設工事元請・下請関係適正化要綱」を定め、下請契約を締結する場合は知事の許可印が必要であり、施工会社から提出されると事務所で確認のうえ、当室に書類が回ってきて再度確認を行い厳格な審査を行っている。入札時においては施工体制を事前に提出する「オープンブック方式」を採用しており、入札書に下請負人名簿を記載した工事費内訳書を添付するが、届出書に記載された下請負人名が下請負人名簿にない場合や、工事費内訳書に記載された予算額と届出書に記載された契約予定金額の乖離が大きい場合には理由書の提出も義務付けている。下請契約金額に変更が生じた場合もその都度届出が必要であるため、事務所から頻繁に書類が上がってくる状況だった。

⑤は水産庁協議用資料に記載する金額等の照査である。工事が進捗すると当初査定の内容から変更が生じる場合が大半であるが、その場合には変更の理由、内容、金額等について事前に水産庁の了解を得る必要がある。協議用資料を準備するため、班内の県職員の方と手分けして事務所が作成

した資料の照査を行った。142もの漁港施設の復旧工事が行われているため、協議を要する案件が頻繁に発生する。水産庁との協議は複数の案件をまとめ、東京に出張して直接行うため、事前準備に費やす時間は膨大になる。派遣期間中は資料確認～修正～再確認～協議を約2週間サイクルで行い、東京～仙台を4往復した。

2

印象的なエピソード

設計変更に関する水産庁との協議において了解が得られないと、増額分は県単独費で負担することとなるため県側は必死である。その命運を決める協議は水産庁執務室内の打合せテーブルで行われる。外から見れば普通の打合せを行っているように見えるが、そこでは億単位の金額を動かす決定が次々になされているのである。協議に臨む際

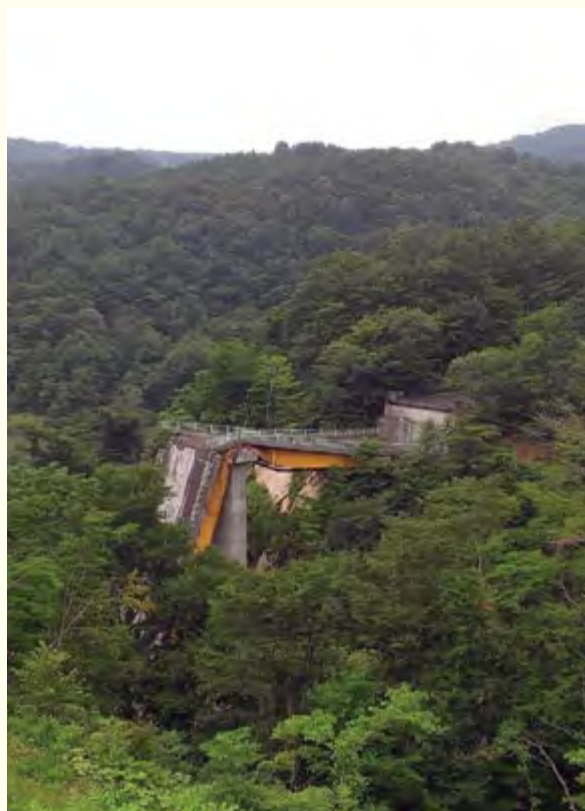


写真1 平成25年7月撮影 岩手県一関市
2008年岩手・宮城内陸地震により崩壊した橋。
災害遺構として保存されている。



写真2 平成25年7月撮影 気仙沼市
津波で流された第18共徳丸。
現在は解体されている。



写真3 平成25年9月撮影 南三陸町
被災した町の防災対策庁舎。

は身の引き締まる思いであり、無事に協議が終わったときは県職員の方とともに達成感を感じることができた。

また、出張時や休日に、県職員の方に被災現場を案内していただく機会があった。震災から2年以上が経過してもなお爪跡がはっきりと残っている被災地の現場を初めて見て言葉が出なかった。しかし、それ以上に印象的だったのは2008年に発生した岩手・宮城内陸地震の被災現場を案内していただいたことである。この地震は山体崩壊、土砂崩れによる被害が甚大であり、道路に付帯していたガードレールが斜面崩壊により宙ぶらりんになっている箇所が未だにある。東北で地震といえば今ではほとんどの人が東日本大震災を思い浮かべると思う。私自身もそうだったので、災害の記憶を風化させてはならないという県職員の方の言葉が強烈に印象に残っている。

3 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回派遣先の職場では、業務多忙の中、足手まといになるであろう私を快く受け入れ、常に気を

配っていただいていた。そのおかげで何の不安もなく支援業務に専念することができたが、受け入れる職場の方は大変な労力を要したと思う。災害後の復旧に向けた業務量は膨大であり、都市部が広大な東京における震災後の業務量は計り知れない。そのため、東京で有事の際は今回同様に他県職員の支援が欠かせないと思うが、応援職員が全力を出せるように受け入れ先の職場は応援職員のサポートを行うことも念頭に置き、応援職員を含め一丸となって効率的に業務を行えるよう、普段から有事の際の体制を準備しておく必要があると感じた。

派遣期間中公私共に大変お世話になった宮城県職員の皆様、現地で派遣生活を支えていただいた被災地支援宮城県事務所の皆様、快く送り出していただき不在中ご迷惑をおかけした東京の職場の皆様、心から感謝申し上げますとともに、今もなお不自由な生活を余儀なくされている被災者の方たちが一日も早く元の生活を取り戻せるよう切に願う。

宮城県

被災地派遣職員 業務概要

仙台塩釜港湾事務所

臼井 勇輔

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

派遣先の仙台塩釜港湾事務所は、仙台塩釜港の整備、管理を担う県の出先機関である。仙台塩釜港は仙台湾に面する複数の港を統合したものであり、仙台港区、塩釜港区、松島港区、石巻港区にわかれている。当事務所では、石巻港区を除く3つの港区を管轄しており、南は仙台市から北は日本三景で有名な松島町まで広範囲の現場を受け持っている。

私の派遣期間は、平成25年10月～12月の3ヶ月で、東北地方太平洋沖地震発生から2年と半年が経過した頃である。事務所は、仙台港区にあるビルに入居している。仙台市の東端の方であり、仙台駅からは電車で20分ほど乗り、さらに徒歩で20分の位置である。事務所周辺には、郊外型の大型店舗がいくつも営業しており、休日には県内外から多くの買い物客が訪れ、賑わっていた。私もアウトレットモールでのショッピングやビール工場の見学などを楽しんだ。今ではとても被災地とは思えない光景であるが、震災当初の津波被害は大きかったようだ。周辺での津波高はT.P.+5.2mにもなり、事務所ビルの1階部分は完全に水没してしまったそうだ。この1階部分は現在も使用できない状況にあり、派遣期間中に復旧工事が始まったところである。事務所は5階に入居しているため、人的な被害こそ無かったが、倉庫に保管していた書類は水没し、公用車や職員の自家用車は津波に流されてしまったそうだ。

また、管内を見て回ったところ、津波被害により地区全体がさら地となっている箇所もあり、やはりこの場所が災害復旧の最前線であることを実感した。



仙台塩釜港湾事務所が入居するビル



仙台港区。掘込みの港湾である。

2 派遣先部署の業務概要

仙台塩釜港湾事務所は、派遣職員4名（石川県、鳥取県、大分県、東京都）を含む計30名で構成されており、以下の3班に分かれている。派遣職員は私も含め、工務班の一員として災害復旧事業に関する業務を行った。総務班：庶務、経理、契約などに関することを行っている。事務系の職員で構成。

港政班：施設の使用許可や船舶の入港管理など、港湾の管理・運営に関することを行っている。事務系の職員で構成。

工務班：施設の設計、工事監督、維持管理を行っている。技術系の職員で構成。

港湾事務所が担当する「施設」というと、船舶が荷揚げに用いる岸壁をイメージする方が多いが、防潮堤などの海岸保全施設や漁港、公園、道路なども含まれており、業務内容は多岐に渡る。

3 成果・実績

震災直後の仙台港区の様子はメディアでも取り上げられていたので、その惨状は記憶に残っていた。特に散乱したコンテナの写真が衝撃的であった。津波により流出したものも多く、派遣期間中にも工事のための深浅測量を行っていたところ、複数の被災コンテナが発見された。もちろんコンテナターミナルだけでなく、その他の箇所でも鋼矢板の倒壊、上部工やエプロン舗装の沈下など、大きな被害があった。

このような状況であったにも関わらず、物流機能の復旧は順調に進んでいる。コンテナ取扱量も震災前の水準に戻ってきている。岸壁や臨港道路などの港湾施設については、仙台港区における災害復旧事業の84%が完成している（平成25年9月）。未完成箇所においても、すでに工事を発注し、着手済の箇所が多く、生コンなどの資材調達の難しさなど、様々な問題に直面しながらも、着実に事業執行が進んでいる状況である。

一方で防潮堤などの海岸保全施設の災害復旧事業は各港区とも未着手箇所がほとんどという状況になっている（平成25年9月）。災害復旧事業は通常、原形復旧が基本であるが、今回の震災を踏まえて、天端高[※]と耐震性能を見直すこととなった。まったく新しい断面での復旧となる。天端高については、数十年から百数十年に1度は発生するような津波（L1津波）に対応した高さを設定している。先の地震で発生したような千年に1度の規模の津波（L2津波）については、津波避難計画の策定等によるソフト面に対応する考えである。耐震性能については、当該地点で起こりうる最大規模の地震動（L2地震動）に対応するように設計を進めている。この耐震設計においては二次元の動的応答解析という手法を用いるが、前例が乏しいため、各案件の設計方法を摺合せながら手探りで進めていかなければならない。さらに、背後地の事業者や住民との調整も難しいなど、港湾施設に比べて課題が多い。派遣期間中は、工事着手に向け、事務所を挙げてこれらの課題に取り組んでいる最中であった。

災害復旧事業ではないが、東京都も通常の海岸事業において同じような課題を抱えている。海岸保全施設の整備の難しさは全国共通であり、今後とも派遣職員の応援が必要とされる部分だと思う。



仙台港区のコンテナターミナル



海底より引き揚げられたコンテナ



運河筋の防潮堤

^{てんばだか}
 ※天端高…構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、基本水準面から天端までの高さをいう。

被災地派遣職員 体験談

宮城県
仙台塩釜港湾事務所

臼井 勇輔 (港湾局)

1

担当した業務の概要

派遣職員は工務班の一員として災害復旧事業に関する設計、工事監督業務に携わっている。私はその中で技師として防波堤や物揚場、コンテナヤードといった港湾施設の工事監督業務と防潮堤の設計業務を担当した。

東京港の場合は、区域や事業量が大きいこともあり、担当部所が施設や業務毎に分かれており、携わる職員もたくさんいる。組織と役割が細分化されているため、担当業務に特化できる。私は派遣元では防潮堤などの海岸保全施設の設計業務に専念していた。一方、仙台塩釜港湾事務所の組織については「業務概要」で述べたとおりであり、施設の整備から管理まで多種多様な業務をこなしている。派遣先で担当した工事には防波堤や物揚場、臨港道路など様々な施設が含まれており、経験の浅い私にとっては勉強の日々であった。

また、工事だけでなく、台風接近の際、陸こうの閉鎖を確認するためのパトロールに携わったことも印象的であり、様々な業務を担う職場の大変さを実感した。

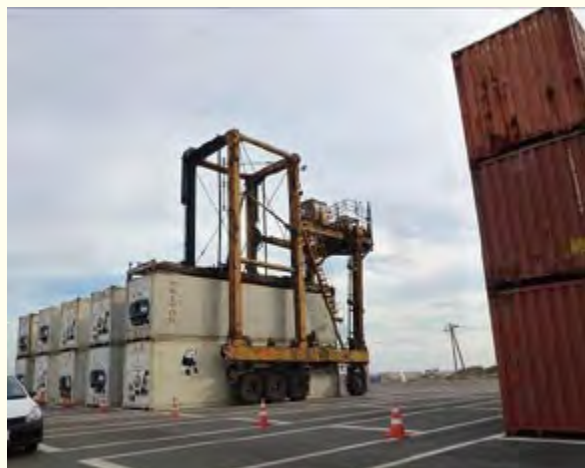


担当した物揚場。鋼矢板が変形し、倒壊している。

2

苦労したこと・工夫したこと

これだけ多様な業務を担う職場だけに、担当業務である災害復旧事業のことだけに目を向けてい



コンテナヤードの様子。

たのではうまくいかないことが多かった。

工事監督業務を行うなかで印象的だったのはコンテナヤードの舗装復旧工事である。この工事は震災によりヤード全体が沈下し、ひび割れがおきてしまったため、舗装の打ち替えを行うものである。被災しているとはいえコンテナヤードは供用されており、港湾利用者と調整しながら工事を進める必要があった。これには管理・運営を担う港政班との連携が欠かせない。初めは誰がどのように関係しているのかが分からず戸惑ったが、積極的に情報収集を行って、分からないことは進んで相談するようにした。その結果、港政班と良好な連携を保ち、港湾利用者との調整を円滑に行うことができた。また、ヤード内に港湾利用者が処分する被災コンテナが残置されており、その処分時期が工事を進めるうえでの懸案事項となっていたが、この件についても港政班の協力を得て解決することができた。

東京都の上司や先輩には、「常にアンテナを張り巡らせるように」とよく言われていたが、その重要性を改めて実感した。

3

印象的なエピソード

うれしかったこととしては、3か月交代という短い任期にも関わらず、事務所の職員の方々に快く迎え入れていただいたことが挙げられる。忙し

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会



被災地視察で訪れた大川小学校（石巻市）。
多くの児童、教職員が亡くなった。

い中、業務について色々と相談に乗っていただいた。また、他県の派遣職員の方々には仕事を教えていただいたり、自家用車で昼食に連れて行っていただいたりと大変お世話になった。

上司の方には、派遣職員の業務や日常生活など気にかけてくださっただけでなく、被災地を視察する機会を設けていただくなど、大変お世話になった。南は山元町、北は南三陸町まで県内の主要な被災地を案内していただいた。南三陸町の防災対策庁舎や石巻市の大川小学校などの被災現場を視察した。

この他、宮城県には派遣職員研修を実施していただき、様々な自治体から派遣されている職員の方と交流する機会を設けていただいた。

また、東京都の現地事務所である被災地支援宮城県事務所からもご支援をいただいた。勉強会など東京都職員が集まる機会を設けていただいた。また、土日には様々なイベントを企画していただいた。

とにかくたくさんの方にお世話になり、感謝している。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

先に述べたとおり、多様な業務をこなす派遣先事務所での仕事は、大変勉強になるものであった。

また、災害復旧事業に携わる初めての機会となった。もちろん震災直後ではないので、復旧対象や事業費を決定する災害査定を経験したわけではないが、査定設計書を見ながらの仕事ではあったし、査定の変更についても関わる機会があった。いざ東京で災害が起きた時にこの経験は少なからず生かせると思う。

派遣期間中にお世話になった宮城県職員、他県からの派遣職員、東京都職員の方々からはとても良い刺激を受けた。より多くの経験を積み、自治体職員として、技術者としてもっと成長しなければならなかった。この気持ちを忘れずに日々の業務に貢献できるよう努力していきたい。

福島県

被災地派遣職員 業務概要

相馬港湾建設事務所 建設課 港湾班

野田 聡

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 はじめに

- ・派遣場所：福島県相馬港湾建設事務所
- ・派遣先：建設課港湾班
- ・派遣期間：平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日



図 1 相馬港湾建設事務所管内の港位置図

2 派遣当初の状況

派遣された相馬港湾建設事務所は海岸部からはやや内陸に入った相馬市の中心部に位置している。事務所は震災当時に津波により被災したため、震災後に被害を免れた相馬市の中心部に移転して業務を再開している。

事務所から岸部に進むと、海岸沿いの平野部は津波により、家屋や構造物の多くは流失しており、現在は雑草が繁茂した原野が延々と広がっている（写真 1）。港の周辺では、ところどころ住宅跡の基礎部や、上部工が流されて下部工のみを残す橋梁跡、橋梁上に残された曲がったガードレール（写真 2）、破堤した海岸堤防（写真 3）などが認められた。震災から約二年半を経過してなお、地域によっては被災地の復旧が目に見える形ではなかなか進んでいないことを改めて認識した。



写真 1 被災した新地駅



写真 2 被災した橋梁



写真 3 破堤した海岸堤防

重要港湾に位置づけられている相馬港は、岸壁などの復旧工事が優先して進められており、他地域よりも復旧は進んでいる状況にあり、岸壁はほぼ復旧作業に着手されている（図 2）。



写真 4 被災直後の相馬港と旧建設事務所
（出典：福島県相馬港湾建設事務所資料）



図 2 相馬港復旧状況（H25.9）
（出典：福島県相馬港湾建設事務所資料）

3 派遣先部署の業務概要

相馬港湾建設事務所は、総務課、企画管理課、建設課より構成され（表 1）、管内（図 1）の相馬港、漁港 5 港、6 海岸について、計画や復旧・整備、事務手続きなどを所管している。事務所の要員構成は全 48 名、このうち県職員 24 名、他県からの派遣職員が 12 名（土木職）、そのほか任期付・臨時職員 12 名となっている。県職員は全体の半数にとどまっており、災害復旧を円滑に進めるためには派遣や任期付職員などに頼らざるを得ない状況が続いている。

表 1 相馬港湾建設事務所の要員構成

相馬港湾建設事務所	要員（人）	概 要
総務課	14	所内の庶務、計理、工事等の入札や契約許可、ポートセールス、船舶出入港手続き
企画管理課	6	相馬港と 5 つの漁港及び海岸の長期計画や各種調査、復興計画、災害復旧事業などの調整
建設課（海岸班、漁港班、港湾班）	25【12】	相馬港と 5 つの漁港及び海岸の施設整備に係る設計工事、災害復旧事業の実施、執行管理
合 計	48【12】	所長 1 名、次長 2 名含む

【 】 他県からの派遣職員数

4 成果・実績

(1) 相馬港

相馬港の岸壁、野積場などの復旧は当初の計画より遅れているものの、災害復旧工事は平成 25 年度内にすべて発注される予定で平成 26 年度中に概ね復旧工事が終了する見込みである。しかし、震災後の建設技術者や作業員、資材の不足や価格の高騰などによる工事の遅れが懸念されている。

なお、相馬港の沖防波堤（写真 4）の復旧は国土交通省で別途実施しており平成 27 年度中の完成が予定されている。

相馬港復興に関する今後の見通しとしては、4 号ふ頭へ平成 30 年に完成予定の LNG タンク基地整備（400～500 億円規模）が

表 2 相馬港湾建設事務所 災害復旧事業の進捗（H25.8 現在）

港湾名	復旧対象施設数	災害査定決定額（千円）	執行率（%）	復旧率（%）
相馬港（1号～5号ふ頭）	70	8,529,045	74.7	35.7
漁港（5港）	184	14,586,347	42.4	6.5
海岸（6海岸）	37	17,066,180	11.4	20

執行率：復旧工事契約金額/災害査定決定額
復旧率：復旧完了施設数/復旧対象施設数

表3 相馬港の復旧状況 (H25.8)

	1-5 号ふ頭	臨港道路	2-3 号ふ頭	建屋
被災直後				
現在の復旧状況				

計画されており、新たな雇用創出や相馬港のさらなる振興が期待されている。

(2) 漁港

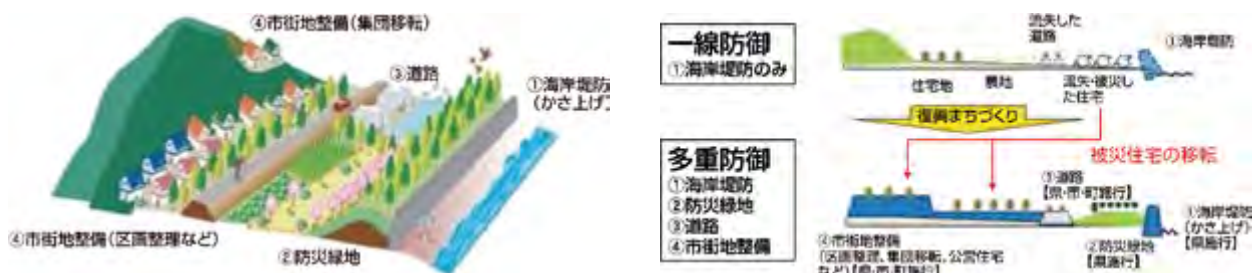
釣師浜や松川浦漁港では岸壁や上屋などハード面での操業環境が復旧しつつあるものの、原発事故の影響により漁業の安定的な操業の目処が立っていない状況が続いている。福島での復興の複雑さ、困難さを改めて認識させられる。また、請戸や富岡漁港などの旧警戒区域では復旧工事がほぼ未着手であり、復旧までさらに相当程度の時間を要することが予想される。

(3) その他

港周辺の被災地では、被害を受けた沿岸部の住宅についても高台などへの集団移転や市街地整備が進められているが、各地とも集中復興期間内（H23～H27年度）の工事完了を計画している（表4、相馬の例）。防災緑地や市街地整備などが鋭意進められているものの、仮設住宅避難者の多くが安定した住居に住めるようになるためには今後さらに2～3年程度の時間を要する状況と推察される。

表4 相馬市原釜地区の復旧進捗状況

項目	全体	進捗状況	復旧・復興の状況	実施期間
河川・海岸堤防	15.1km	設計 → 用地 → 工事	測量・設計中、平成25年度用地買収及び工事着手予定。	H24～H27
防災緑地 (原釜尾浜)	13.3ha	設計 → 用地 → 工事	都市計画決定及び事業認可完了。 平成24年度用地買収着手。	H24～H27
道路 (相馬百理線)	2.0km	設計 → 用地 → 工事	平成25年度用地買収予定、工事着手予定。	H24～H27
市街地整備 (防災集団移転)	9地区	設計 → 用地 → 工事	3地区の移転先地において工事完了。 4地区の移転先地において造成工事に着手。	H24～H27
市街地整備 (災害公営住宅)	7地区	用地 → 造成 → 建築	3地区(244戸)で造成中、1地区(10戸)で建築工事元 3地区(70戸)で入居済。	H24～H27



（「浜通り地方の復旧・復興加速化～事業概要～」、福島県土木部、2013年版）より引用）

図3 復興まちづくりのイメージ

被災地派遣職員
体験談福島県 相馬港湾建設事務所
建設課 港湾班

野田 聡 (港湾局)

1

担当業務の概要

相馬港湾建設事務所は業務概要（図1）で示したように、福島県中北部の沿岸地域の漁港、海岸、相馬港を管理している。

東京都からの派遣職員2名は事務所の港湾班に所属し、相馬港内の岸壁復旧を主に担当している。

私の業務内容は1号ふ頭岸壁工事の発注・工事の監督などであった。相馬港湾建設事務所に派遣されている東京都職員は2～3ヶ月毎の交代制をとっているため、基本的に東京都の前任者が担当していた業務を引き継ぎ、派遣期間後の業務を後任へ引き継ぐものであった。

1号岸壁は地震や津波の影響により岸壁の傾倒や吸い出しなどが認められ、背後のエプロンや野積場舗装が沈下している。このため、復旧工事は岸壁の構築、コンクリート舗装などの工事が主体となっている。

2

住環境

震災からは既に約二年半が経過しており、相馬市の中心部は津波の被害を受けていないことから、居住区については被災の影響をあまり感じさせない環境であった。住まいは民間賃貸アパート

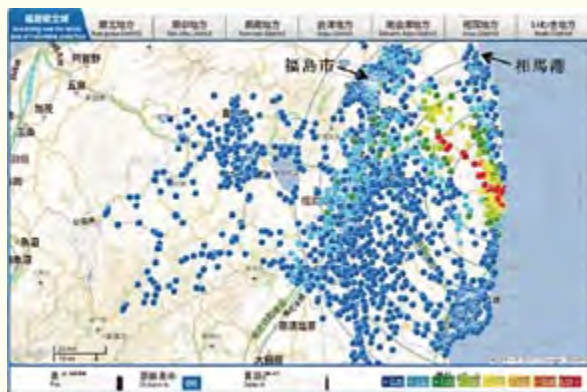


図1 福島県内の空間線量 (H25.9.3)
(出典：福島県ホームページ)

被災時



復旧後



写真1 岸壁復旧前後の対比

の一室であり、スーパーや飲食店も近隣にあるなど日常生活に何ら支障は無く、福島県産の野菜、果物などの生鮮食品も多く販売され、入手も容易である。

しかし、市内の各所に空間線量を計測するモニタリングポストが設けられているほか、公園などでは除染されているところもあるなど、市内でも震災の影響を引き続き受けていることを感じた。派遣中の相馬港周辺の空間線量値は0.02～0.05μSv/hと低い状態で安定しており、都より貸与された線量計もこれらと同レベル（1～2μSv/日程度の累積値）を示していた。空間線量は相馬市よりも福島市の方がやや高い状況である（図1）。

3

被災地の施設復旧状況

福島県内の復旧状況（H25.9）は、港湾施設が51%完了、道路橋梁78%完了、河川・砂防52%完了に対して海岸11%完了となっており、海岸堤



福島沿岸の海岸堤防

仙台湾南部海岸の堤防（直轄）

写真2 海岸堤防の状況 (H25.8)



写真3 福島県浪江町請戸漁港付近（旧警戒区域）の状況（H25.8）

防の遅れが目立っている（写真2左）。海岸堤防は粘り強い構造とするための断面形状や堤防高さを新たに検討する必要があることがあったこと、用地境界確定、用地買収作業に時間を要したことなどから、工事着手が遅れている。

福島県内でも旧警戒区域（避難指示解除準備区域）では、震災後長らく立ち入りが制限されてきたことから、震災後の瓦礫などの処理がまだ完了しておらず（写真3）、復旧作業に着手したばかりの状況である。今後の早期の復旧が望まれる。

他県の進捗も福島県（旧警戒区域など特殊な地区を除く）とはほぼ同等のようであるが、国が実施する直轄の復旧作業は相対的に早く進んでいる。背後地に仙台空港などを控える仙台湾南部海岸（写真2右）では、コンクリートブロックによる新たな海岸堤防が既に17km（H25.11）整備されているほか、釜石港、大船渡港の防波堤（写真4）でも復旧が進められている。また、三陸沿岸道路整備では事業推進PPP*など新たな手法も試行されている。国と地方自治体との執行能力の差は予算規模や制度整備の迅速さ、技術的な差異などが考えられる。

4

得られた教訓

派遣により得られた教訓としては次の3点が挙げられる。①土木施設の被災状況を直接観察でき

たこと、②被災後の復旧・復興で必要となる行政の役割についてごく一部であるが確認できたこと、③執行方法や制度などの違いで復旧速度に差が認められることを改めて認識したことである。

土木施設の被災状況を確認できたことは、東京港などにおいても今後予想される首都直下地震や豪雨などに対する防災対策で、重点的に強化すべきところや破損時の復旧計画などの優先順位を検討する上で参考となる。また、被災時の行政の対応方法を学ぶことができたほか、震災発生時の対応について多くの地元職員にヒアリングできたなど、行政の危機管理について考える貴重な機会を得ることができた。

今後予想される首都直下地震などの有事に備え、東京都も有事の際の防災対策や技術的課題の整理、執行能力を高めるための工夫や制度整備などについて、今回の震災における経験を活かしていくなど、今後も引き続き検討を進めていくことが望ましいと感じた。

派遣では、被災地における復旧・復興など土木技術者、行政関係者として学ぶことが多く、公私共に非常に有意義な時間を過ごすことが出来た。貴重な機会を頂き、派遣を支えていただいた関係者の方々に深くお礼申し上げます。

※PPP（Public Private Partnership）：民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。



大船渡港湾口防波堤（直轄）



釜石港湾口防波堤（直轄）

写真4 直轄防波堤の復旧状況（H25.8）

岩手県

被災地派遣職員 業務概要

県土整備部 都市計画課 区画整理担当

渡邊 隆志

1 派遣当初の状況

【派遣当初の現地視察】

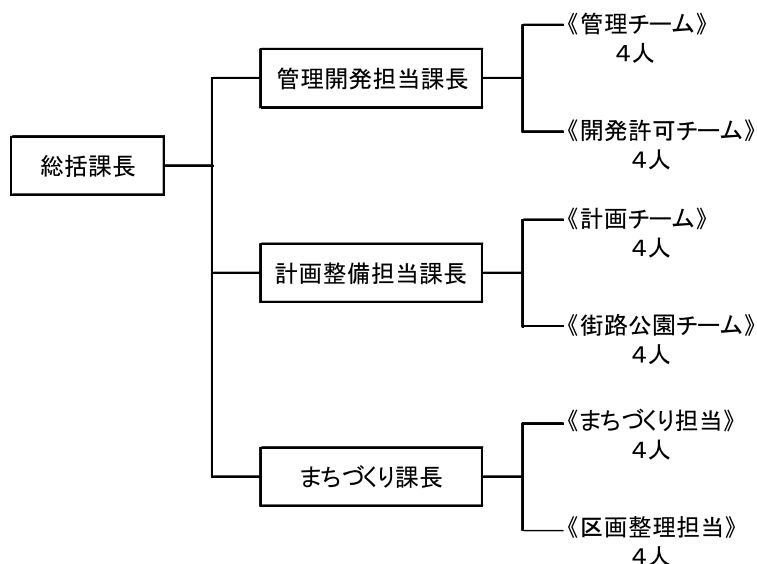
私は平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、岩手県庁（盛岡市）の都市計画課に派遣されました。盛岡駅からバスを利用すると 10 分程度で県庁に着きます。着任後、沿岸の 7 市町村の状況を視察に行きました。特に大槌町の高台から町内を見渡すと、建物等が数件しか残っていませんでした。大震災による津波の恐ろしさを実感しました。

【派遣先部署の状況】

岩手県都市計画課区画整理担当は、復興土地区画整理事業、津波復興拠点事業、被災地区外の土地区画整理事業の支援、盛岡南新都市土地区画整理事業の換地処分等幅広い分野の総括業務を行っています。

2 派遣先部署の業務概要

岩手県県土整備部都市計画課 〔平成25年度〕



※臨時職員含む

3 成果・実績

(1) 復興土地区画整理事業

12 月末時点で、予定している 18 地区のうち、事業手法を再検討中の 1 地区を除き都市計画決定を終えています。さらに 1 地区で事業導入を検討しているところがあります。現在、17 地区が事業認可（一部を含む）を得ていますが、その多くの地区において、津波復興拠点事業等との調整や地区の編入、その他の事業内容の変更等を検討しているところです。

このような状況の中で、2 地区で仮換地指定を行い、起工承諾を得るなどにより 16 地区において造成工事等に着手しています。

地区数 (市町村数)	合計面積 (予定戸数)	都市計画 決定済	事業認可済	仮換地 (部分指定含む)	工事着工
18 地区 (7 市町村)	592ha (5,600 戸)	17 地区	17 地区	2 地区	16 地区

(2) 津波復興拠点整備事業

予定している 9 地区のうち、8 地区で都市計画決定を終え、うち 7 地区で事業認可を受け、4 地区で工事に着手しています。

この他、陸前高田市と宮古市において 3 地区で計画策定を進めており、年度内に都市計画の決定をする予定となっています。

これまで、事業内容が確定した区域を先行して手続きを行っていることから、今後、整備する施設や計画が固まった区域の編入や土地区画整理事業との調整等により、多くの認可変更地区が出てくる見込みです。

なお、土地区画整理事業との調整や整備する施設計画等に時間を要し、工事着手や完成時期が不明確な地域が多くなっています。

地区数 (市町村数)	合計面積	都市計画 決定済	事業認可済	工事着工
9 地区 (6 市町)	94ha (検討中を除く)	8 地区	7 地区	4 地区

(3) 盛岡南新都市区画整理（盛南）開発事業

①事業の概要

事業手法：土地区画整理事業

施 行 者：独立行政法人 都市再生機構

面 積：約 313.5ha

計画人口：約 18,000 人

＜（当初）地区内人口 4,400 人、土地所有者数 1,558 人＞

事 業 費：約 790 億円（基本事業費約 370 億円）

施行期間：平成 6～30 年度（補助期間：平成 3～25 年度）

②平成 25 年度の取組み

6 月 25 日 換地計画の認可

10 月 25 日 換地処分公告

11 月 9 日 竣工式開催（ホテルメトロポリタンニューウイング）

＜今後の予定＞

平成 26～30 年 清算期間



都市計画課内区画整理担当 執務状況

被災地派遣職員 体験談

岩手県 県土整備部
都市計画課 区画整理担当

渡邊 隆志 (都市整備局)

1

担当した業務の概要

派遣先部署は県土整備部都市計画課で、区画整理を担当しています。チームリーダーは私が行い、その他に大阪府職員、岩手県職員の計3人で業務を行っています。

担当業務の概要は、区画整理、津波拠点整備事業の許認可等であり、その他の技術的支援を行っています。具体的な業務は以下のとおり。

- ① 都市計画決定・事業認可（事前）協議
- ② 縦覧（意見が出た場合には県の都市計画審議会に付議）
- ③ 都市計画決定・事業認可（本協議）協議（震災復興土地区画整理事業）
- ④ 市町村の区画整理事業の認可等
- ⑤ 組合施行の指導・助言

2

苦労したこと・工夫したこと

- ◎ 事前協議は「国土交通省」の担当者とのやり取りが、繰り返し行われ、夜遅くまで続くことが多く、大変疲れる場面もありました。
- ◎ 被災地の実情について、市町村の意見を聞きながら、資料を解かり易く作成するように努めました。その資料により、「国土交通省」の担当者に粘り強く説明し、理解を得ました。

3

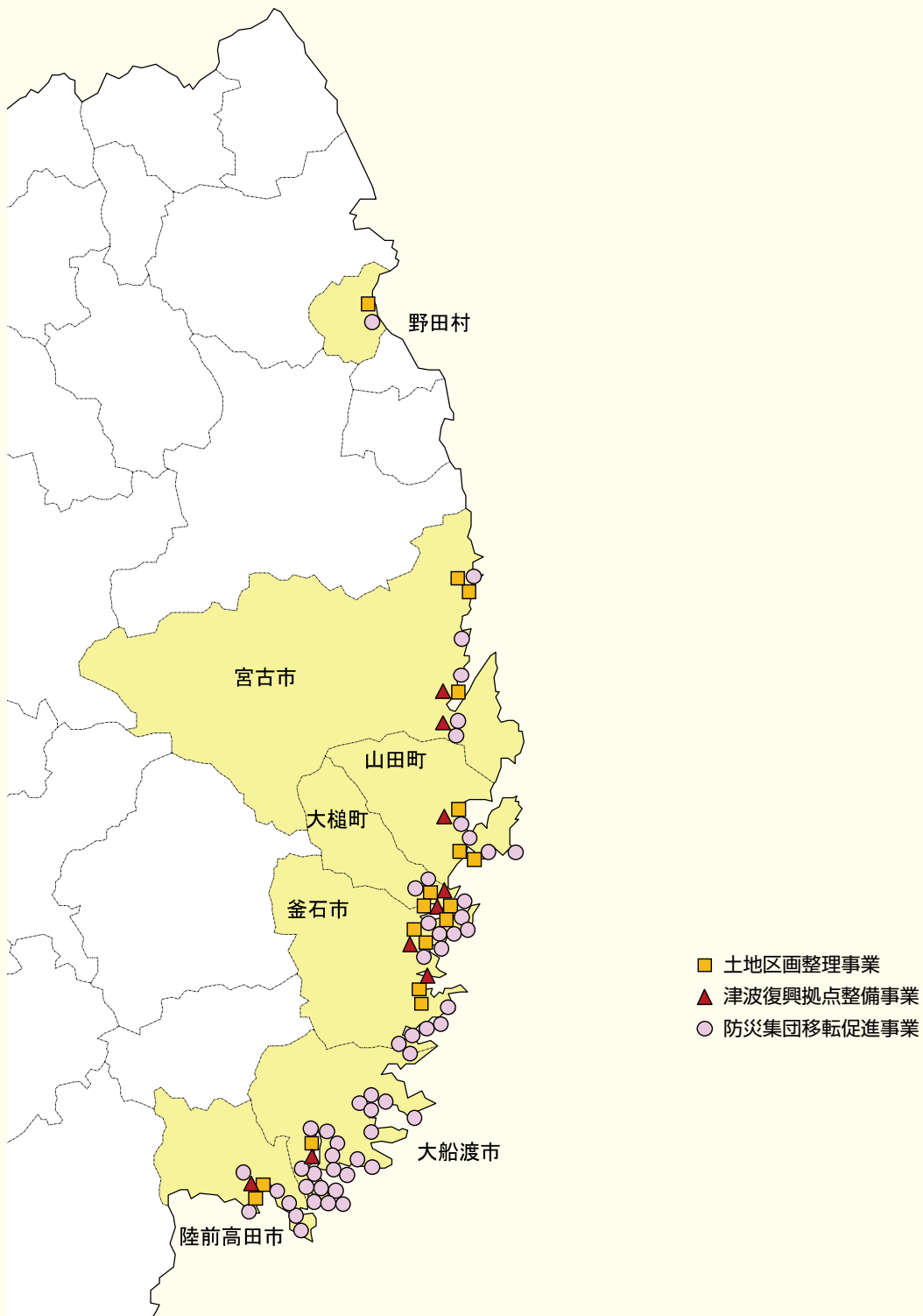
印象的なエピソード

- ◎ 岩手県には、私の派遣部署のみならず、復興局などに、多くの東京都職員が派遣されており、彼らが早期復興の並々ならぬ意気込みで困難な課題を着実に解決していく姿をみて、緊張感を持って派遣業務を遂行できたと考えています。
- ◎ 被災事業体職員と早期復興に向け真剣な議論を交わし、認可後には感謝の言葉を頂き、やりがいを感じました。一方、これからが嵩上げ盛土等の工事も大変になるとも思っています。
- ◎ 岩手県では様々な部署に東京都の外、多数の自治体職員が派遣されており、懇親会等で多数の仲間と顔見知りになり、彼らがいろいろな業務を担当し、業務に励んでいることを聞き、派遣業務の刺激になりました。

4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ◎ 本震災で沿岸市町村の職員の「がんばりと粘り」は凄いと思いました。まちづくりの基本は「がんばり」と粘り強い説明責任であると感じました。
東京都でも大地震等に備え、迅速なまちづくりの青写真を住民と共に粘り強く策定しておく必要性を改めて認識しました。
- ◎ 震災時は各自治体及びまちづくりボランティア等、多数の応援を受け入れる体制を整備しておくことが必要であると考えています。また、東京は、人・物・金の流れが集中しているので、ハード対策のみならずソフト対策も併せて実施するためのモデル事業も不可欠であると考えています。



岩手県沿岸市町村の事業の取組状況

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

仙台市

被災地派遣職員 業務概要

復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課 蒲生北部整備係

奥 友美

1 派遣当初の状況

平成 25 年 4 月 1 日から、仙台市の復興事業局復興まちづくり部事業調整課^{がもう}蒲生北部整備係に、1 年間の任期で派遣されました。配属先の業務は、防災集団移転促進事業の跡地の 1 つである蒲生北部地区の土地の集約・再編、土地利用転換と道路や下水道などの都市基盤再整備を一体的に区画整理事業により行うため、土地区画整理事業の事業化に必要な検討・調整を行うものです。

25 年度末の事業認可に向け、4 月から係の人数も 11 人に倍増し、他都市からの応援職員も東京都をはじめ、横浜市、名古屋市、大阪市、京都市と多岐にわたり、当初は昨年度からの引継ぎ、バックグラウンドが違う者同士の仕事の進め方など、情報共有に時間を要することもありました。

現地は、発災から丸 2 年が経ち、目に見えるがれきなどは撤去されていましたが、地区東側は、ほとんどの建物が流出し基礎しか残っておらず、地区中央部から西側では、津波により被災した建物が散在している状況で、改めて津波の威力の大きさを感じさせられました。



小学校の体育館（H25.4 撮影）



津波により被災した宅地（H25.4 撮影）

2 派遣先部署の業務概要

仙台市では震災後、震災復興本部を立ち上げ、震災復興計画の策定を進め、計画に位置付けられた各プロジェクトの推進体制を強化するため、平成 24 年度に「復興事業局」を新設しました。

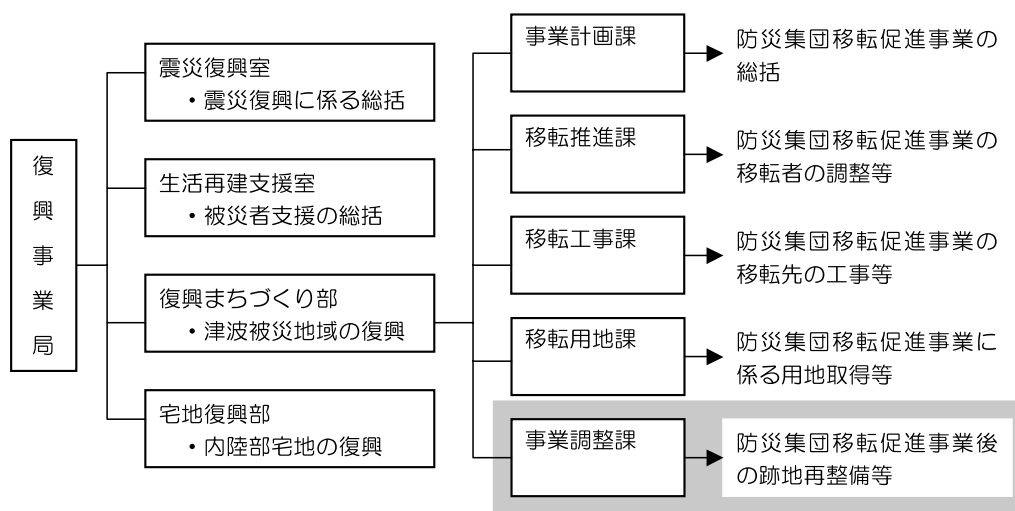
復興事業局では、震災復興に係る縦横断的な調整機能に加え、特に被災者の生活に密接に関連する 3 つの業務として、被災された方々の生活再建に向けた支援、津波被災地域を中心とした集団移転、内陸部の被災宅地を中心とした復旧支援を行っています。

復興事業局は、平成 25 年度は約 180 人の職員で構成されており、そのうち私が配属された復興まちづくり部は、半数強にあたる約 100 人の職員が所属しています。

また復興事業局には、東北から九州まで全国各地から約 40 人の応援職員が派遣されており、和気藹々とした活気のある職場です。

復興まちづくり部では、主に津波の被災を受けた仙台市東部の沿岸地域の防災集団移転に係る事業を 5 つの課が目的や段階ごとに分担して行っています。

そのうち事業調整課では2つの係で、防災集団移転促進事業後の跡地の再整備と、津波による浸水はあったものの、防災集団移転促進事業の対象区域外となった地区への支援業務を行っています。



復興事業局 組織イメージ図

3 成果・実績

蒲生北部地区では、被災直後から、防災集団移転促進事業後の再整備の手法や計画について、検討を進め、24年度末には土地区画整理事業の施行について、都市計画として決定したところです。

25年度は、年度内に土地区画整理事業の事業認可を得るため、主に①区画整理事業で整備する道路や公園の規模や配置の決定、整備に必要な建物の移転や工事の費用を算出し、事業計画として取りまとめること、②取りまとめた事業計画を、段階的に地権者の皆さんに説明し、区画整理事業に対する理解を得ること、③これらの説明と並行して事業認可に必要な都市計画等の手続きを進めること、を行ってきました。

係員それぞれが、設計、図面の取りまとめ、説明会、都市計画手続きの資料作成、地権者の皆さんの合意形成のための区画整理だよりの作成や市ホームページへの情報掲載など、役割分担を行いながら、事業計画の説明会を、7月に「素案」、9月に「中間案」、12月に「最終案」と着実に進め、無事、事業計画書の縦覧手続きに入ることができました。そのうえで、12月末には、区域や道路などの公共施設にかかる都市計画が、市都市計画審議会です承されたところです。

今後は、事業計画案について、2月初旬の県都市計画審議会での審議を踏まえ、2月中旬の事業認可申請に向けた資料作成や関係機関調整とともに、26年度の作業準備などを進めていく予定です。



蒲生北部地区 事業スケジュールと進捗状況

被災地派遣職員 体験談

仙台市 復興事業局 復興まちづくり部
事業調整課 蒲生北部整備係

奥 友美 (都市整備局)

1

担当した業務の概要

平成 25 年 4 月 1 日から 1 年間の任期で、仙台市復興事業局事業調整課蒲生北部整備係に、主査（都庁では担当係長に相当します。）として配属されました。

事業調整課は、課長以下 19 人の課で、蒲生北部整備係と住宅再建支援係の 2 つの係で構成されており、蒲生北部整備係は 11 人で、蒲生北部地区の再整備にかかる計画策定を所掌しています。

蒲生北部地区は、仙台駅から北東に約 12km の距離にあり、七北田側の北側かつ仙台港の南側に位置する約 100ha の区域です。この地区は仙台市で震災後、災害危険区域に指定されたエリアの中で、唯一の市街化区域で、準工業地域がその大半を占め、住宅系と工業系が混在する土地利用がなされていましたが、今回の震災で津波により、被災前人口約 3,000 人のうち 143 名の方が亡くなられ、地区内の建物約 1,500 棟のうち 8 割が流失または全壊するという大きな被害を受けました。

震災後は全域が災害危険区域に指定され、新たな住宅の建設や再築ができなくなったため、防災集団移転促進事業により土地等の買取りが進められており、事業後には市有地と買取りの対象外の民有地が混在することとなるため、業務系土地利用への転換に合わせた土地の集約再編と、被災により損壊した道路や下水道などの都市基盤施設の再整備を、仙台市施行の土地区画整理事業により行う計画となっています。

その中で道路や下水道、宅地造成の基本設計、事業費や資金計画を調整し事業計画を策定するなどの業務を主に担当していました。

設計業務では、現地の状況を把握し、コンサルタントから上がってきた設計内容の確認、道路や下水道の管理者と設計の妥当性についての協議など、また事業計画策定業務では、設計内容に沿って積算された工事費の確認、補助金の算定、年度別の資金計画作成などを担当しました。

2

苦勞したこと・工夫したこと

蒲生北部地区は東西に約 2km の範囲にわたっており、津波による建物の流失状況が地区の東西で大きく異なっています。地区の東側 2/3 はほとんどの建物が流失し基礎のみが残っている状況ですが、西側 1/3 は浸水はしたものの、主な構造部分は残っている建物も点在し、すでに改築や再建を終え営業を再開している事業所も、日を追って増えてきていました。

このような状況で、非常に苦勞したのは、地権者の方の負担をできるだけ抑えるため、東側に市有地を大街区化して集約し、西側は既存の建物の移転をできるだけ生じないような道路配置や造成の計画を行うことでした。

現地にも足を運び、建物の状況を確認するとともに、3 回の説明会や個別相談会、アンケート等により地権者の方の今後の意向をお伺いし、何度も設計の内容の変更を重ねました。

また防災集団移転促進事業による土地の買取りと並行して、区画整理事業の検討を進めているので、検討当初は 700 人近くいた地権者が、それぞれ土地を市へ売却し、最終的には 500 人近くまで地権者が減っていくという状況でした。

区画整理事業にとって最も基本的な情報である地権者の数や市有地となった土地の面積などが、日々変わっているということになり、その把握を行い、事業計画へ反映し、区画整理だよりなどの情報提供を適切に行うことも、なかなか大変でした。

【仙台市蒲生北部被災市街地復興区画整理事業 設計図（案）】



地区西側：建物も点在



地区東側：ほとんどの建物が流失



説明会の様子

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

3

印象的なエピソード

区画整理事業では、通常事業認可取得後に換地設計を行い、地権者の方が所有する土地の換地先や減歩を提示します。したがって事業認可を得るまでの説明段階では、個別の状況は示せず、地区全体の公共施設の配置計画や、平均減歩率を説明し、事業実施に対し理解を得ることになります。

このような状況で、個別の動向がわからなくては事業に賛成も反対もできないと言われることも多い中、最終案の説明会后に個別相談会を行った際に、ある地権者さんから「丁寧に何回も説明会等をしていただいて、以前に比べれば、少し先のことを考えられるようになった」という言葉を伺った際には、これまでの積重ねが無駄ではなかったと感じられ、本当にうれしくなりました。

4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害の時期や規模の予測は難しい中、東京でこのような災害が起こったときにはどうなるだろう、何が必要となるだろうと様々な場面を想定し、対応策としてできることを常に考えながら日々の業務に取り組むことが必要だと強く感じました。また同じ職場には、被災された職員の方も数多くいらっしゃいましたが、その場合でも助けられる側ではなく助ける側に回らなくてはなりません。私たちも自分や家族が被災者となることも十分想定されますが、復旧業務に専念できるように、自らの備えを万全にしておくことも非常に重要だと感じました。

最後になりますが、一年間お世話になった仙台市や各都市からの応援職員の皆様、今年度、仙台市や宮城県に派遣され、現地とともに被災地の復興に携わった東京都職員の皆様、生活や事務処理の面で多大な後方支援をしていただいた東京都被災地支援宮城県事務所の皆様、派遣元の市街地整備部の皆様に、深く感謝するとともに、引続き被災地の復興へのご協力をお願いします。

岩手県

被災地派遣職員 業務概要

環境生活部 県民くらしの安全課 生活衛生担当

戸張 岳史

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

【派遣当初（平成 24 年 4 月）の現地の状況】

岩手県内において、東日本大震災では津波による施設被害や大規模停電のため 29 市町村で約 18 万戸の断水が発生し、釜石市での平成 23 年 7 月 12 日の断水解消をもって県内の断水は全て解消した。

被害を受けた事業体のうち 14 市町村（洋野町、久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、遠野市、一関市）17 事業において「東日本大震災に係る水道施設等災害復旧費国庫補助」を受けて応急復旧事業（一部本復旧）を実施した。

このように、派遣当初は当面の給水にほぼ支障のないよう応急復旧が概ね完了した状況であった。



津波により損傷した水管橋（山田町）



津波により浸水した水源（井戸）の復旧作業（陸前高田市）

2 派遣先部署の業務概要

岩手県環境生活部県民くらしの安全課は、食の安全・安心、消費生活、生活安全、交通安全、生活衛生のような県民生活に身近な課題について総合的な施策を推進する部署である。

所属する生活衛生担当は、県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、井戸水等の飲料水の衛生等、水道事業に係る事務を担当している。

水道事業は原則として市町村が経営することとなっているため、県の事業ではないが、水道法において、「厚生労働省の権限に属する事務の一部は都道府県知事が行うとすることができる。」とされており、厚生労働省からの事務移譲により県内の水道事業の取りまとめを行うとともに、厚生労働省との窓口となっている。

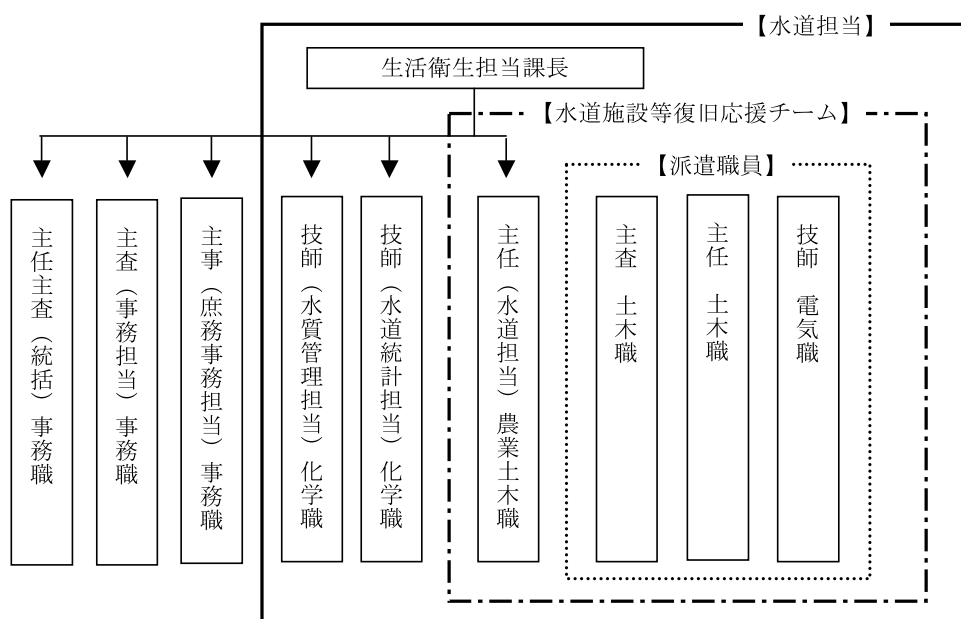
通常時における上記水道事業に係る事務については、県職員 3 名（職種：農業土木 1 名、化学 2 名）で行っており、水道施設整備に係る国庫補助事務については農業土木職の職員が 1 名で担当している。

東日本大震災では水道施設も甚大な被害を受け、水道施設災害復旧費国庫補助事業に係る災害査定が膨大になったことから、国との協議・

年度	派遣元
H23 年度	東京都 9 名、高知市 1 名（2～4 ヶ月間）
H24 年度	東京都 3 名、埼玉県 1 名（1 年間）
H25 年度	東京都 2 名、埼玉県 1 名（1 年間）

調整や水道施設整備計画の策定への技術的助言等が行えるよう、平成 23 年 8 月より土木及び電気職の派遣職員が加わり、「水道施設等復旧応援チーム」として業務を行っている。

◎平成 25 年度の組織体制



3 成果・実績

(1) 平成 24 年度の業務内容

①災害査定（原形復旧及び応急仮工事）

平成 23 年度に引続き、4 市村（田野畑村、釜石市、大船渡市、陸前高田市）5 事業において復旧事業を実施した。

■災害査定による被害額

単位：千円

	事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
H23 年度	17	461,798	624	57,657	890,015	164,307	937,124	93,976	17,024	2,622,525
H24 年度	5	—	—	—	44,626	33,809	19,184	—	—	97,619
合計	22	461,798	624	57,657	934,641	198,116	956,308	93,976	17,024	2,720,144

②特例による協議設計

通常の災害復旧事業は被災した施設の原形復旧を原則としているが、甚大な被害のあった東日本大震災では、復興事業によりまちの形態が大きく変わるとともに復興計画を策定中のため水道施設の復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な状況であった。

このため、特例として、被災した水道施設を仮に原形復旧したものとして災害査定を受け、復旧方法が確定するまでは事業の実施は保留され、復旧方法は申請者と厚生労働省で協議して決定する「協議設計」という手法がとられた。岩手県内では 7 市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）18 事業において特例による災害査定を実施した。

■特例に係る災害査定額

単位：千円

事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
18	0	224,024	280,440	0	621,220	17,729,718	2,540,189	415,086	21,810,677

③補助率の決定

災害査定で算出された原形復旧費用を基に、東日本大震災財特法第 3 条により補助率が決定された。

■東日本大震災財特法第 3 条による補助率

	洋野町	久慈市	野田村	普代村	田野畑村	岩泉町	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市
補助率(%)	80	80	88.8	86.1	86	80	87.7	89.4	89.3	88.3	88.7	89.5

④まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例では、復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業は、原形復旧が不可能、困難、又は不適当な場合に該当するものとし、計画給水量の増加は認められない条件で、位置、形状等は変更することが可能とした。

各水道事業体では、この条件の下、土地区画整理事業や高台移転などのまちの復興計画に対応した水道施設整備の全体計画を策定し、着手する必要がある箇所から厚生労働省に協議し災害復旧事業を行うことになる。

■平成 24 年度事業の実施計画協議（部分着手のための実施保留解除）

市町村名	事業名	回数	協議内容
大槌町	大槌町上水道事業	その 1	水道システムの再編に係る実施設計委託費 1 式
陸前高田市	陸前高田市上水道事業	その 1	防災集団移転促進事業及び津波復興拠点事業に係る配水管整備

(2) 平成 25 年度の業務内容

前年度に引き続き、実施保留されていた事業についての部分解除を水道事業体ごとに行っている。

■平成 25 年度事業の実施計画協議（部分着手のための実施保留解除）

平成 25 年 12 月現在

市町村名	事業名	回数	協議内容
宮古市	宮古市上水道事業	その 1	区画整理事業、防災集団移転促進事業及び道路整備事業に係る実施設計委託費 1 式
	田老簡易水道事業	その 1	区画整理事業、防災集団移転促進事業及び防潮堤整備事業に係る実施設計委託費 1 式
山田町	山田町上水道事業	その 1	区画整理事業、防災集団移転促進事業及び道路整備事業に係る実施設計委託費 1 式
大槌町	大槌町上水道事業	その 2	送配水幹線整備及び道路整備事業に係る配水管整備
		その 3	防災集団移転促進事業に係る配水管整備
釜石市	釜石市上水道事業	その 1	道路整備事業及び防潮堤整備事業に係る実施設計委託費 1 式
		その 2	道路整備事業及び防潮堤整備事業に係る配水管整備
陸前高田市	陸前高田市上水道事業	その 2	防災集団移転促進事業及び津波復興拠点事業に係る配水管及び加圧ポンプ設備整備
		その 3	区画整理事業、道路整備事業及び漁港整備事業に係る送水管、配水池、配水管及びポンプ場整備
		その 4	区画整理事業、防災集団移転促進事業、道路整備事業及び漁港整備事業に係る送・配水管整備

被災地派遣職員 体験談

岩手県 環境生活部 県民くらしの安全課
生活衛生担当

戸張 岳史 (水道局)

1 担当した業務の概要

業務概要の2で述べたとおり、岩手県では通常時における水道施設整備に係る国庫補助事務については農業土木職の職員が1名で担当しているが、東日本大震災では水道施設も甚大な被害を受けたことにより水道施設災害復旧費国庫補助事業に係る災害査定が膨大になったことから、平成23年8月より土木及び電気職の派遣職員が加わり、「水道施設等復旧応援チーム」として業務を行っている。

業務内容としては、各水道事業体が計画する水道施設整備計画策定への技術的助言や精査等取りまとめを行い、国庫補助事業として実施できるよう、厚生労働省との協議・調整を行っている。

2 苦労したこと・工夫したこと

派遣元である水道局では国庫補助金を受けて実施している事業は少なく、今まで国庫補助金に係る事務に携わった経験はなかったため、その事務手続きについては国庫補助金交付要綱をよく読み、勉強しながら業務を行っている。

水道局には主任交流で他局に異動していた時期をはさみ、10年以上勤めているが、水源から蛇口まで全ての分野について経験や知識があるわけではないので、精通していない分野については文献等により調べながら業務を行っている。

また、東京都では工事に関する積算については積算システムに数量や設計条件等の必要項目を入力することにより自動的に行うことが出来るが、こちらでは水道事業体が積算した設計書をチェックするため、手計算で内容の確認を行っている。このため、通常の業務ではあまり気にしていなかった積算の仕組みに気づくこともあり、勉強になることが多々ある。

3 印象的なエピソード

岩手県内で最も被害の大きく、4箇所すべての水源（井戸）が津波被害を受けた陸前高田市水道事業所長の言葉「水源が無事なら他は何とかなる。」

管路被害や停電による設備停止により断水になっても、水源さえ確保できれば何とか復旧は可能なので、津波被害時も水源を守る施策を講じたいと語っていた。当然のことだが水道システムにおいて最上流である水源がなければ何も出来ないわけで、その重要性を再認識した。

ご本人も市役所で津波に流され、偶然つかまった屋上のアンテナにしがみついてなんとか助かった体験の持ち主の言葉であるので、忘れることの出来ない印象的な言葉であった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災では、被災した地区において土地区画整理事業や防災集団移転事業などによる新たなまちづくりが計画されているが、住民要望や用地取得難により区画整理の規模や高台移転先などがいまだに定まらない地区もある。水道事業者がまちづくり計画に合った施設整備計画を立てるには、給水人口などの計画フレームを定める必要があるが、このような状況のため、各水道事業者は対応に苦慮している。

水道は生活に欠かせないライフラインのひとつであり、まちづくりには必要不可欠なものであるが、水道が先行して計画を立てられるものではなく、まちづくり事業に遅れることなく施設整備を行う必要がある。

このようなことから、当たり前のことではあるが、まちづくりを行うにあたり、事業主体や関係機関との綿密な調整の重要性を強く感じている。


 仙台市

被災地派遣職員 業務概要

建設局 下水道事業部 管路建設課

大橋 誠一

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

仙台市建設局下水道事業部管路建設課は、仙台市内の下水道管きよの建設を行う部署である。当課は、仙台市職員 22 名、派遣職員 4 名（山形市、堺市、広島市、東京都各 1 名）、臨時職員 2 名の合計 28 名体制であり、震災前（平成 22 年度）の 21 名より 7 名増員した体制であった。

東日本大震災により、下水道管きよ延長約 4,500kmのうち約 102kmが被災した（被災割合：2.2%）。管種別の被災状況として、被災延長の約 33%を占める塩ビ管においては、地震動に対して柔軟に追従したためクラックや破損は免れたものの、液状化による逆勾配、たるみ、蛇行が多かった。一方、陶管やヒューム管は、液状化による路面上異常がない場所でも、地震動により破損や継手部の拔出しが発生していた。

平成 23 年度に行った都市災害復旧事業の災害査定において、86 件申請し、決定延長は約 33kmであり、津波被害で復興計画が未定の東部沿岸地区の約 46kmが協議設計となっていた。農業集落排水事業の災害査定においては、9 件申請し、決定延長は約 2kmであった。

平成 24 年度末時点では、災害復旧工事 52 件のうち 51 件が契約済みとなっており、派遣当初は、工事がすでに着工している状況であった。通常の下水道管きよ整備工事では、面や線での整備であることから、施工箇所は集中する。しかし、災害復旧工事は施工箇所が点在しており、1 箇所完了するごとに資・機材の移動が必要となることなどの理由から、非常に時間を要するものとなっている。このため、平成 24 年度末時点の進捗率（契約額ベース）は、27%にとどまっている。また、請負会社の倒産により、3 件の災害復旧工事（災害査定件数は 5 件）について、精算事務を行っていた。

東日本大震災の発生から丸 2 年が経過し、市の中心部においては、もはや震災前の落ち着きを取り戻している印象が強かった。下水道においても、本市の 7 割の汚水を処理する南蒲生浄化センターが甚大な被害を受けたものの、仮復旧により処理が継続されている。このため、市民は通常の使用が可能であり、そのような中での下水道管きよの復旧工事は、利用者や道路通行車の理解を得ることが難しい状況であった。

2 派遣先部署の業務概要

平成 25 年度の当課における主な災害復旧業務は、残工事を完了させること、災害復旧工事において国と設計変更協議を行うこと、1 件の未契約案件及び倒産により未着手であった 4 件の査定案件について災害査定再調査を行うこと、平成 24 年度までに完了した査定案件について成功認定を受けること、復興交付金対応の造成宅地滑動崩落緊急対策事業に伴う下水道管移設工事や査定後に新たに被災が発見された下水道管きよの復旧工事を発注し、完了させることである。

残工事は、災害復旧工事 52 件のうち 36 件である。災害復旧工事において非常に時間を要している原因としては、先述の施工箇所点のほかに、資・機材や作業員の確保に時間を要することや道路災害復旧との調整や地元要望による工事工程・施工順序の見直しも挙げられる。また、25 年度に繰り越した施工箇所は、道路幅員が狭い、交通量が多い、下水道管きよの埋設位置が深いなど、施工が難しく、施工計画や管理者・地元調整が困難であることが多い。今年度中に災害復旧工事を完了させるためには、施工計画の早期立案、管理者・地元との早期調整はもちろんのこと、一度確保した資・機材や人材を手放さない工程管理が非常に重要となっている。

下水道管きよは、地下に埋設されていることから、被災状況の確認は目視及びカメラ調査にて行っていた。そのため、特に管きよのたるみ範囲を特定することが困難であり、また、査定時に想定していた復旧範囲で

は取付かないことがあり、設計変更の必要が生じる。また、下水道管きょが水道管やガス管よりも深い位置に埋設されていることから、工事を進めるにあたり、開削による管きょの入れ替えが困難であるため、ルート変更や工法変更などの設計変更が必要となる路線があった。査定案件の設計変更においては、国と変更協議するため、全ての変更路線について、状況写真や経済比較による工法選定の資料を作成する必要がある。

災害復旧事業を施行した場合には、事業費を精算して成功認定を受けなくてはならない。今年度は、平成24年度末までに完了した査定案件について、成功認定を受けることとなった。

地震により地すべりなどの地盤変状が確認された箇所において、復興事業局で抑止杭を打設するなどの対策を行っている。その中で、杭打設に支障となる下水道管を移設する工事の発注・監督・検査対応を行った。

震災直後の調査では、第一次調査で人孔内の目視調査にて破損や堆積物の有無を確認し、二次調査の必要性の判定を行っていた。第二次調査において、カメラ等を用いて管きょの詳細な調査を行い、復旧工事の必要な箇所とその復旧方法を判定していた。しかし、第一次調査時点では汚水量（生活排水等）が少なく、人孔内の堆積が確認できなかった箇所においても、時間が経過し、汚水量が増えたことで、被災が発見されることがある。このような箇所においては、災害復旧工事の設計変更で対応するか、できない場合には新規案件として工事を発注する。



人孔 B 汚水の滞水状況
平成 25 年 8 月 12 日撮影



人孔 A 汚水の流水状況
平成 25 年 8 月 12 日撮影



震災直後には異常が見られなかったが、
付近の汚水量が増加し被災が判明した路線



路面状況（液状化による異常は見られない）
平成 25 年 8 月 12 日撮影

3 成果・実績

災害復旧工事は、平成 25 年 12 月末時点で 58%（契約額ベース）進捗しており、災害復旧工事 52 件のうち 34 件が完了している。平成 25 年 9 月に行った災害査定の再調査 5 件において、書類及び実地査定を受け、申請どおり決定された。また、平成 25 年 11 月に行った成功認定においても、対象案件は無事

に認定を受けた。

新たに被災が確認された新規案件としての工事は、これまでの災害復旧工事に比べ、1箇所の規模は小さく、より点在している。被災直後は、被災地に人や企業が集まり何とか契約できる状況であったが、当該工事においては、主任又は監理技術者の不足や開削工事を行う下請負業者や交通誘導員を手配できないなどの理由により、入札参加者がおらず、不調になっている。施工範囲が点在することから経費を補正し、複数回の入札で決定しない案件については随意契約を積極的に採用するなど、対策を試みているが、随意契約相手が見つからない状況である。これは、被災した場所において堤防高さの変更や都市整備などの計画から見直す必要がある復旧事業が、これから本格的に動き出すことに加え、被災していない地域でも被災地を踏まえた課題が見つかり、計画の見直しが必要となるなど、事業量が増えることに起因すると考えられる。そのため、被災後2年以上が経過して、残った小規模な復旧工事に手が回らないという課題が浮き彫りになった。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員
体験談仙台市 建設局 下水道事業部
管路建設課

大橋 誠一（下水道局）

1

担当した業務の概要

私の派遣先部署である管路建設課は、仙台市職員 22 名、派遣職員 4 名（山形市、堺市、広島市、東京都各 1 名）、臨時職員 2 名の合計 28 名体制でした。当課は 2 つの係に分かれており、私は工事第二係に技師として所属しておりました。

担当業務の主な内容は以下のとおりでした。

＜工事の種類＞

下水道管路施設の災害復旧工事

（繰越案件、新規案件）…………… 6 件
造成宅地滑動崩落緊急対策事業に伴う

下水道管移設工事…………… 1 件

＜業務内容＞

上記工事について、設計・積算・作図、現場監督、竣工検査対応など、以下のような一連の業務でした。

◎発注業務

設計・積算・作図や契約課への入札依頼

◎説明・沿道対策等

町内会等への説明や苦情対応

◎現場確認

段階確認、材料検査、安全・施工体制点検等の
現地監督業務

◎変更対応

設計変更に関する業務

◎検査対応

竣工検査に関する業務

◎打合せ・協議等

受注者との打ち合わせ、関係機関・部署との打
合せ・協議・申請、竣工後の引き継ぎ等

◎災害査定案件の対応

災害査定変更協議資料の作成、災害査定再調査
の書類・実地査定対応、成功認定対応

2

苦勞したこと・工夫したこと

東京都下水道局では、設計や作図等を設計コンサルタントに委託していることに加え、設計部署と工事部署が分かれていることから、非常に個人

の業務内容がコンパクトになっていました。一方、仙台市では、担当した工事について、直営での設計から工事完了までの一連を一人で受け持っているため、業務内容に幅があります。派遣された当初は、業務内容の幅の広さに戸惑いました。

発注業務においては、特に作図するに当たり、今まで使用したことのない作図ソフトを使用したため、最初は印刷の仕方もわからず、非常に苦労しました。また、積算においても東京都と電算システムの使い勝手が大きく異なっていること、システム上設定されている代価が東京都に比べ少なく、代価を自分で組まなくてはならないことから、非常に時間を要してしまいました。しかし、今となっては、積算基準書を隅々まで読み込む良い機会を得られたなと思います。

通常積算での価格と実状工程による価格に乖離が生じており、着工した工事において、受注者から実工程によるもろもろの変更を求められるということが多々ありました。また、工事において、下水道管が非常に深く、施工に時間がかかることに加え、作業員や資材を手配できず、工事が思うように進捗しないなど、工程管理に苦労しました。

3

印象的なエピソード

仙台市に派遣された当初、東日本大震災から丸 2 年が経過しており、市の中心部では落ち着きを取り戻し被災前と変わらない印象を受けました。私が担当した現場においても、下水道管がたるみ滞水はあるものの溢水しない程度には流下機能も確保されていました。そのため、水道・ガスの復旧はもちろん、各家庭からの排水も可能でした。課に配属されて一週間もしない頃、地元から工事に対するお叱りを受け、対応しました。その後もお叱りを受けつつ工事を進捗させ、施工も後 2 日で終わるところで、最後まで頑張るように励まされ、非常にうれしく思いました。

平成 23 年度に災害査定を一度受けていたものの、未着手である工事について、今年度 7 月に再度査定（再調査）を受けることになりました。私が引き継いだ案件には、請負会社倒産に伴い未着

手で精算事務待ちの工事がありました。当該工事は、2つの査定を合体させて発注していたため、2件の再調査を受けることになりました。下水道の再調査がどのようなものか、経験者がおらず、手探り状態での再調査でした。一度査定を受けたものを削られるわけにもいかないため、当初査定の資料を確認し、現地調査を入念に行い、再調査に臨みました。初日に実地査定、2日目に書類査定でしたが、一度査定した案件だからという雰囲気もなく、当初査定と同様の厳しさがありました。厳しい指摘があったものの、申請額が減額されることなく、無事に朱入れを行った時は、ほっとしました。



実地査定状況（雨の中の実地査定でした。）
平成 25 年 7 月 24 日撮影



書類査定状況
平成 25 年 7 月 25 日撮影

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災後に仙台市の下水道が市街地で溢水することなく、各家庭の排水が可能であった要因として、下水道管きよの被災が全体の2.2%と比較的少なかったことに加え、津波被害により破損した処理場が応急復旧により簡易処理することができた構造であったため、早期に汚水の受け入れが可能であったことが挙げられると思います。

また、災害復旧工事において、86件もの査定を受け、工事を早期に着工させることが可能だったことは、仙台市職員が日頃から調査、測量、設計や図面作成等を直営でやってきており、被災後も設計コンサルタントへの委託にほとんど頼ることなく、職員自らが復旧事業を進めていくことに起因すると思います。

東京都では、調査や設計等は委託されており、自ら図面作成や測量を行う機会がほとんどありません。震災等の有事の際には、その規模によると思いますが、直営でも作業できるだけの技術力を持っていることが早期復旧につながると思います。そのため、設計委託が主体の中であっても、OJTや研修を活用して、このような技術力をより高めていく必要があると思います。

宮城県

被災地派遣職員 業務概要

仙台地方振興事務所 農業農村整備部

宮崎 陽一

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

平成25年4月1日付けで宮城県仙台地方振興事務所に派遣職員として配属されて、9月30日までの6ヶ月間にわたり農地・農業用施設の災害復旧事業に関する業務を行った。

宮城県は最大で内陸5kmまで津波が到達し、県土の約4.5%が浸水した。東日本大震災が発生してから2年以上が経過しており、派遣先の事務所がある仙台市の中心部は地震の影響は感じられなかった。しかし、担当地域である名取市では農地等の復旧は進んでいるとはいえ、ガレキが一部残っている場所もあった。農地の周辺は雑草が生えており、一見して原っぱのように見えるがよく見るとコンクリート基礎だけが残っている、家屋が消失した跡が広がっていた。改めて津波の恐ろしさを感じた。

当事務所はJR仙山線の北仙台駅から徒歩5～6分程度の仙台合同庁舎内（10階建て）にあり、仙台地方振興事務所のほかに農業振興公社、県税事務所、日本赤十字社、県国際化協会など様々な団体が入居していた。当事務所は1階、4階、5階の一部、6階に配置されており（一部は合同庁舎外にある）、農業農村整備部は1階と6階にあった。平成24年度までは6階だけであったが、職員数が増えたため25年度からは1階（福祉事務所移転後のスペース）にも執務室を確保していた。机には仙台以外の地方振興事務所の名称が書いてあるシールが貼られており、派遣職員の受入体制準備の苦勞がうかがえた。



2001.9

名取川



2011.3.12



2011.6.9

名取市関上地区の被災前と被災後



仙台合同庁舎 25年4月

2 派遣先部署の業務概要

仙台地方振興事務所農業農村整備部では管内（仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の5市8町1村）における以下の業務を実施している。

農業農村整備部の業務等

（ ）は24年度

班 名	業 務 内 容	職員数
計画調整班	農業振興施策及び農業農村整備に関する企画調整	11人（12人）
管理指導班	土地改良区の指導監督及び土地改良事業の事務指導・県営土地改良事業等に伴う用地の買収・補償及び財産管理	9人（6人）
農地整備第一班	農地海岸及び団体営災害復旧事業に関すること	13人（13人）
農地整備第二班	経営体育成基盤整備事業の施行、実施地区の農地集積推進・県営災害復旧事業・復興交付金事業に関すること	38人（18人）
水利施設保全班	県営ストックマネジメント・県営かんがい排水事業・地域用水環境整備事業の施行	4人（2人）



農業農村整備部の管内図

宮城県職員と派遣職員とが一体となって一つの班を構成しており、特に農地整備第一班及び農地整備第二班はチームを組んで担当事業・地域ごとに分かれて業務を行っている。

なお、仙台管内の被害概況は次のとおりである。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

仙台管内農地・農業用施設等被害概況

(H23年7月1日)

市町村名(5市8町1村)	主な工種等 (※直轄災害含む)
仙 台 市	農地1,875ha, 揚排水機場50箇所, 農集排15箇所 ※
塩 竈 市	農地海岸2,366m
名 取 市	農地1,588ha, 揚排水機場52箇所, 農集排2箇所 ※
多賀城市	農地68ha, 頭首工2箇所, 橋梁, 農道
岩 沼 市	農地1,240ha, 揚排水機場23箇所, 排水路 ※
亶 理 町	農地2,711ha, 揚排水機場35箇所, 排水路, 農地海岸 ※
山 元 町	農地2,164ha, 揚排水機場39箇所, 排水路, 農地海岸 ※
松 島 町	農地海岸1,298m, 農地64ha, 排水路, 頭首工
七ヶ浜町	農地122ha, 揚排水機場15箇所, ため池10箇所
利 府 町	ため池3箇所, 道路278m
大 和 町	ため池32箇所, 農集排1箇所, 農地50ha
大 郷 町	農集排1箇所, 排水路, ため池27箇所, 頭首工
富 谷 町	ため池2箇所, 用排水路88m
大 衡 村	ため池3箇所
津波農地被害 H23.3.29農林水産省推定	10,096ha(管内耕地19,062haの約50%, 県全体津波被害農地15,002haの約70%) 仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町

3 成果・実績

農業・農村の復旧・復興を進めるため、早期の営農再開を最優先として、農地・農業用施設に係る除塩作業、復旧を計画的に実施している。また、沿岸部の甚大な被害を受けた農地海岸についても計画的に復旧を進めている。

農地復旧発注状況(県営)

H25.3.末時点

市 町	①全体復旧面積(ha) 計画変更後		②H24年度迄 発注面積(ha)	③H25年度迄 作付可能 面積(ha)	④H25年度迄 の作付率(%) ③/①	H25年度 以降発注 面積(ha) ①-②
	査定時	変更後				
仙台市 *	58	(直轄含み) (1,850)50	(直轄含み) (1,850)50	(直轄含み) (1,450)50	(直轄含み) (78)100	0
名取市	1,414	1,260	1,200	810	64	60
岩沼市	1,164	990	910	600	61	80
亶理町	2,066	1,870	1,500	1,170	63	370
山元町	1,346	1,310	1,030	540	41	280
塩竈市	22	22	4	4	18	18
松島町	22	20	19	17	85	1
七ヶ浜町	135	130	130	70	54	0
仙台管内計	6,227	(直轄含み) (7,452) 5,652	(直轄含み) (6,643) 4,843	(直轄含み) (4,661) 3,261	(直轄含み) (63) 58	809
進捗率	土地利用計画(集団移転, 仔ゴハ ウス, メカソーラー等), 精査等による 変更		②/① 86%	③/① 58%		

* 仙台市の国直轄災害復旧事業は仙台東地区、県営災害復旧分は仙台市四郎丸地域

排水機場復旧

25年3月末時点

市町名	復旧対象排水量①	回復排水量②	② / ①
松 島 町	8.34 m³/S	8.34 m³/S	100 %
七ヶ浜町	2.32	1.73	75
仙台市	18.95	18.95	100
名取市	18.87	18.25	97
岩沼市	16	16	100
亘理町	25.07	16.93	68
山元町	18.48	9.98	54
計	108.03	90.18	83

※国営等含む

農地海岸復旧（着手）

25年3月末時点

市町名	対象箇所①	着手済箇所②	② / ①
松 島 町	12 箇所	9 箇所	75 %
塩 竈 市	42	7	17
亘理町及び山元町	3	3	100
計	57	19	33

※国営含む

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員 体験談

宮城県 仙台地方振興事務所
農業農村整備部

宮崎 陽一（産業労働局）

1

担当した業務の概要

組織の名称は課や係ではなく、班やチームで表記されている。技術職における役職は部長、技術次長、主任主査、技術主査、技師となっており、年齢や経験年数等により決まっている。

農地整備第二班は、第1チームから第5チームまであり、一つのチームにつき7～8名程度で構成されている。派遣職員の派遣元は、北は北海道から南は広島県や高知県まで広範囲にわたっている。

私の派遣先の正式名称は、「宮城県仙台地方振興事務所農業農村整備部農地整備第二班第1チーム」と非常に長い名称である。

第1チームは技術次長（班長）、技術主査（副班長）、技師、主任主査（任期付き職員）の4名が宮城県職員であり、派遣職員は主任主査2名（鳥取県職員、東京都職員）、技師2名（鳥取県職員、埼玉県職員）の計8名により名取市及び岩沼市の農地・農業用施設に係る県営災害復旧事業及び通常業務を担当していた。

私の担当業務は、稲荷山堰災害復旧工事、鈴木堀外復旧工事、名取市地区農地復旧除塩工事（2地区）における施工管理、国など関係機関との協議、契約変更、計画変更、完成検査の対応などであった。



工事前 25年5月（鈴木堀）

2

苦勞したこと・工夫したこと

◎ 職員数が増えたこともあり現場に行くための公用車が不足していた。チームごとに2台程度は使用できるが、使いたいときに車がないことがあった。そこで、複数で車に乗り合わせ各現場に行く時間を調整したり、他のチームで空いている公用車を借りることで対応した。

◎ 災害復旧事業を担当するのは初めてであった。国費を確保するために行う災害査定は23年度中に終了していたため、工事に関する知識があればなんとか業務を遂行できたが、査定の計画変更に係る書類作成が思うようにできなかった。計画変更を認めてもらうためには、被災前と被災後の状態が分かる写真等が重要であるが、排水路の場合は、満水の状態での査定であったため、上部の一部のみで被災状況を判断していた。工事契約後、水替工により水を抜いて確認したところ、被災していない箇所が多く、計画変更用に係る写真撮影や資料作成は工事契約に含まれていないこともありそれらを確保するのに苦慮した。

◎ 工事積算システムや庶務事務システムなど端末操作方法も都と異なるため、慣れるのに時間を要したり、電話対応では、聞き慣れない地名、会社名などを聞き返したり訛りなどで意味が分からなかったりした。



工事完了後 25年7月（鈴木堀）

3

印象的なエピソード

- ◎ 農地復旧除塩工事の受注者から「堆積土砂の掘削中に位牌や墓石が出てきたが、どうしたらよいか」と相談されたときは驚いてしまったが、考えてみると現地近くに墓地があったので、不思議ではなかった。市役所と相談した結果、位牌は市役所で保管、墓石は現場の端に仮置きして一定期間内に持ち主が現れなければ処分することにした。
- ◎ 事務所近くの銀行に職員寮の使用料を支払いに行ったところ、窓口の人に「派遣の方ですか」と尋ねられて「はい、そうです」と返事をしたら「ありがとうございます」とお礼を言われ、東北の人の温かさを感じた。
- ◎ 土曜日を利用して山元町でのワイナリー再生プロジェクトにボランティアとして参加した。作業内容は、ぶどう畑及び周辺を整備するために表面にあるガレキを撤去したり、スコップで堆積土砂を掘りフルイにかけて土の中にあるガラスやプラスチックなどを分別することであった。人力では思うように進まず、改めて機械の偉大さを痛感した。



4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

復旧工事においては、材料費の高騰、建設労働者や機材等の不足に配慮した設計・積算に心がけ、円滑な発注に努めることも早期復興の一つになると思った。

東京でも巨大地震等の発生が想定される中、的確に災害に対応するための柔軟な発想、判断力、行動力などを養うことが求められると考える。

派遣職員の受入れ側の苦労も相当なものであったと推察される。もし東京都が他県の職員の応援を受け入れる事態になったときは、できる限りの努力を惜しまない。

最後に、貴重な体験ができ、宮城県職員、他県からの派遣職員等の方々には大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。



岩手県

被災地派遣職員 業務概要

沿岸広域振興局 土木部 用地課

高橋 吾郎

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

私は平成 25 年 4 月 1 日付で岩手県に派遣され、釜石市に事務所がある沿岸広域振興局に赴任した。

東京都から岩手県に派遣されたのは総務局被災地支援岩手県事務所を除いて総勢 14 名、そのうち沿岸広域振興局に赴任したのは、土木部河川港湾課に配属された土木職 3 名（建設局）、同部用地課に配属された事務職 2 名（都市整備局、下水道局）である。

同土木部には、他の県からも静岡県 6 名、新潟県 1 名、福井県 1 名が派遣されている。

赴任当初に、用地課として取得予定の事業用地を査察したが、以前には集落があったと思われる地域では瓦礫や住宅の基礎コンクリートやたたきしか見受けられず、防潮堤や堤防においても破損が著しい状況で、ただ呆然とあたりを見回すばかりであった。

県では平成 25 年度を「復興加速年」と位置づけ、復旧・復興を加速させていくこととしているが、所有者不明や行方不明、相続未処理など用地取得の課題が多く存在しており、事業完成の遅れが懸念されている状況であった。

2 派遣先部署の業務概要

岩手県は、「岩手県東日本大震災津波復興計画」の実現に向け、主要事業の進捗予定を「社会資本の復旧・復興ロードマップ」等で公表しながら、派遣職員も含めて職員一丸となって復旧・復興の推進に取り組んでいる。

派遣された沿岸広域振興局の担当区域は、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の 4 市 4 町 1 村であり、総面積は、4,204.88km²で、県全体の 27.5%を占めている。

沿岸広域振興局土木部では、組織の目的・役割として、

- ◎ 東日本大震災津波で甚大な被害を受けた公共土木施設の早期復旧
 - ◎ 釜石市・大槌町と連携しながら復興計画に基づく災害に強いまちづくりを推進
 - ◎ 公共土木施設の適正な維持管理による住民の安全・安心の確保
- を掲げ、本格復興に向けた取組を軌道に乗せ、復興の加速化を図るべく鋭意、復興事業の進捗を図っている。

土木部の構成は、

- ◎ 復興計画全体の策定と事業の統括、国、市町村等との連絡調整を図る「企画調整グループ」
- ◎ 予算、各課との連絡調整、道路・河川占用、県営住宅管理等を担当する「管理課」
- ◎ 道路災害復旧事業や復興道路事業、県道除雪作業等を担当する「道路整備課」
- ◎ 港湾、海岸、河川の災害復旧事業や砂防ダム、日向ダム等の建設・維持管理を担当する「河川港湾課」
- ◎ 事業予定地に関する用地測量、用地取得、補償業務全般を担当する「用地課」
- ◎ 建築確認申請、応急仮設住宅、災害公営住宅等を担当する「建築指導課」
- ◎ 釜石市、大槌町のまちづくり計画全般を担当する「復興まちづくり課」

の 1 グループと 6 つの課で構成されており、職員数は全体でおよそ 100 名程度である。

3 成果・実績

4月時点における用地課全体の事業用地取得対象箇所は、土地所有者が不明、居所が不明、相続人が多数などを理由として、復興庁、法務省、国交省による連携チームがモデルケースとして取り組んでいる鵜住居川・片岸海岸防潮堤事業を筆頭に、河川、港湾、道路等災害復旧事業用地、災害公営住宅用地、急傾斜地など55箇所あった。

年度途中には7月の大雨被害による土砂崩れ箇所の用地取得など新たに増加した箇所もあったが、12月時点で9箇所の用地取得が完了している。

また、用地取得が完了していない他の事業においても、年度内に用地取得完了を目標に掲げ、釜石市や大槌町と連携を図りながら、早期の用地取得に向けて、課職員一丸となって取り組んでいる。



片岸海岸（被災前）



片岸海岸（被災後）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員
体験談岩手県 沿岸広域振興局
土木部 用地課

高橋 吾郎 (下水道局)

1

担当した業務の概要

- 役 職：土木部用地課用地第一グループ主任
- 組織の体制：◎用地課職員総数 15 名
- ◆用地課長 1 名
 - ◆用地第一グループ
 - ・主任用地第一総括主査 1 名
 - ・主任主査 1 名（任期付）
 - ・主査 1 名
 - ・主任 1 名
 - ・主事 2 名
 - ◆用地第二グループ
 - ・主任用地第二総括主査 1 名
 - ・主査 1 名（任期付）
 - ・主事 3 名（うち 1 人は任期付、1 人は都市整備局から派遣）
 - ◆臨時職員 1 名、登記事務員 2 名
- 主な事務分掌：◎事業用地の取得
- ◆用地測量調査業務作業委託の発注
 - ◆用地取得事務全般（土地評価、補償金算定、用地交渉、契約の締結等）
- ◎担当事業
- ◆一般県道吉里吉里釜石線地域連携道路整備事業、災害復旧事業、災害防除事業
 - ◆小白浜漁港災害復旧事業

2

苦勞したこと・工夫したこと

◎用地測量調査業務について

東京都では土木職が担当している用地測量業務を、岩手県では事務職である用地課職員が担当している。

4 月に赴任してすぐに県道吉里吉里釜石線の用地測量業務委託の発注を指示され、全く操作したことのない建設 CAD を操作しながら設計書の作成に取り掛かった。

分からないことだらけであったが、同僚に相談し、教えてもらいながら何とか予定期日までに設計を上げることが出来た。最初はかなり苦勞したおかげで、設計書 2 本目からは大分円滑に作業が進められるようになった。

用地測量調査業務委託において東北地方ならではのと思ったことは、歩掛で「冬季補正率」があることや、保安林解除申請書類作成業務の委託発注があることなどが挙げられる。

◎重複事業との調整について

私が担当している県道吉里吉里釜石線は、釜石市実施の室浜地区防災集団移転促進事業、防潮堤災害復旧事業と事業区域が重複しているため、各事業のスケジュール調整や用地測量の分担、用地取得のタイミングなどの調整事項が多数あった。

赴任当初は各事業が各々で進めていたが、年度途中から合同打合せの機会を定期的に設けることによって、各事業の計画や抱えている問題点について検討し、少しでも早く事業を進められるように室浜地域全体のスケジュール調整を行うとともに、まちづくり協議会で被災者の方に合同で説明を行い、被災された地域住民の理解と協力が得られた。

3

印象的なエピソード

被災された多くの方は、震災から 2 年以上たった今でも、仮設住宅や雇用促進住宅に住んでいる。

地権者の方からは「いつ道路は直るのか」、「お金を貰って早く引っ越したい。いつ土地を買ってもらえるのか」といった切実なご意見を頂くことが多々あった。

また、地権者のお宅に訪問して、個別に説明する機会が何度かあったが、津波に吞まれながら九死に一生を得たという貴重なお話を伺ったり、「協力するから、一日も早く町に戻れるようにしてくれ」と力強い応援を頂き、逆に励まされることが殆どであった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

赴任してから強く感じたことは、土地所有者の居所が不明、相続未処理などの理由により、事業用地の取得が困難であり、復興の加速化が思うように進まないことである。

岩手県では、弁護士会と共同研究して土地収用法の特別措置法の創設を国に要望しているが、創設される見通しは未だ立っていない。

実際に被災した場合、自治体組織の混乱、職員の疲弊は想像以上であり、また復興が遅れば遅れるほど被災者の失望感は強くなっていく。

目に見える形で復興を加速化させること、明るい話題を提供していくことが、行政としての役割

であり、被災者及び被災自治体の元気の源になる。

迅速な復興の具体例として、釜石市が採用した民間企業の活用による用地取得から災害公営住宅の建設などが挙げられるが、今後、都においても首都直下地震への備えを十分に整え、被災した場合における国や各自治体との支援体制の強化、良いアイデアの共有、連絡体制の確保を今から準備しておき、迅速かつ柔軟な復興の実現に努めることが必要である。災害に強いまちづくりを心掛け、国、各自治体同士での連絡強化、情報の共有を図るなどして用意周到にしておくことが、災害時の迅速な対応、問題の解決に大きな礎となるはずである。

宮城県

被災地派遣職員 業務概要

仙台土木事務所 総務部 用地第一班

工藤 あかり

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

(1) 現地の状況

派遣先である仙台土木事務所は、仙台市宮城野区の内陸側に位置し、周辺に震災の影響は見られない。

一方で沿岸部では、震災から2年が経過してなお、基礎だけ残された住宅の跡、集積された瓦礫の山、河川・海岸堤防の破堤等の状況が残されており、復旧・復興を待つ状況となっていた。



常磐線坂元駅前（巨理郡山元町坂元）H25.4.4 撮影



常磐線坂元駅のホーム H25.5.27 撮影（左手が海側）

(2) 派遣先部署の状況

仙台土木事務所には、平成25年4月当初時点で15都県31名の応援職員が派遣されており、プロパーの職員121名と合わせ総勢152名の職員が、管内の道路や河川の災害復旧及び整備・維持管理業務に従事している。

執務室内には東北弁をはじめ、関西弁や名古屋弁、博多弁、鹿児島弁…と様々な言葉が飛び交い、賑やかで活気のある職場である。

2 派遣先部署の業務概要

(1) 所管地域・業務内容

仙台土木事務所の管内は、仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・巨理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村であり、この5市8町1村内の、国道（286号と346号と457号のみ。仙台市内は除く）、県道（仙台市内は除く）、河川（1級（国管理部分は除く）、2級）、砂防・急傾斜施設等の整備・維持管理を行っている（「管内図」参照）。

(2) 組織・分担

総務部（総務班、経理班、行政第1・2班、用地第1・2班）、建設部（建築第1・2班、道路管理第1・2班）、道路部（道路建設第1・2班）、河川部（河川砂防第1～4班）から構成され、他都県からの派遣職員は、用地班に11名、河川班に18名、道路班に2名が配属されている。また、そのうち東京都からは用地班に2名の配属となっている。

担当業務の分担は、主に、プロパー職員は通常業務に従事し、他都県からの職員が災害復旧事業を担当している。



「管内図」宮城県 HP より

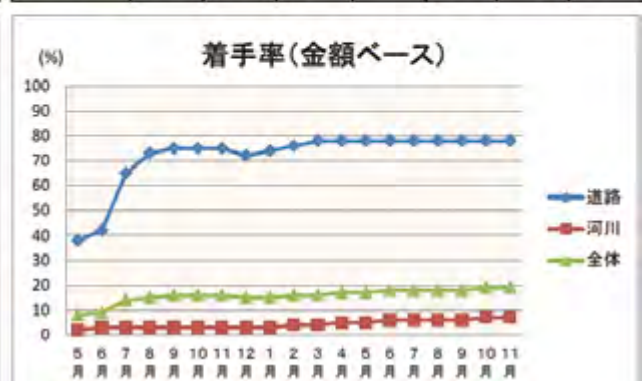
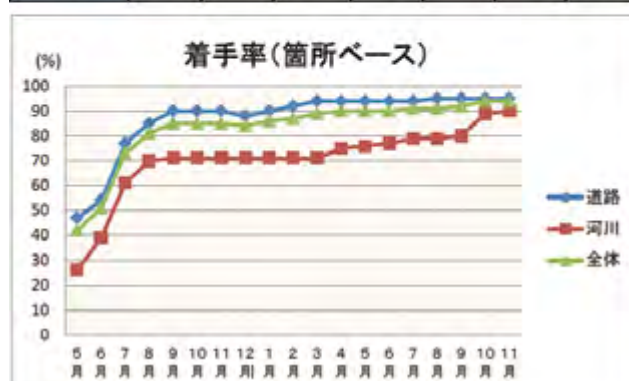
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/kannaizu.html>)

3 成果・実績

管内における災害復旧工事の進捗状況は、道路及び河川関係を合わせて箇所ベースで約94%、金額ベースで約19%となっている（平成25年11月30日現在、別表参照）。

	事業箇所数			着手率	対H25年7月差		
	完了	工事中	全体		完了	工事中	着手率
道路関係	345	15	377	95%	45	-41	↑1%
河川関係	56	45	112	90%	14	-2	↑11%
合計	401	60	489	94%	59	-43	↑3%

	事業費(億円)			着手率	対H25年7月差		
	完了	工事中	全体		完了	工事中	着手率
道路関係	134.7	4.2	177.4	78%	20.5	-18.9	↑1%
河川関係	25.1	34.1	877.2	7%	7.2	0.6	↑1%
合計	159.8	38.3	1,054.6	19%	27.6	-18.4	↑1%



「仙台土木復旧・復興のあゆみ Vol.13」宮城県 HP より
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/ayumi.html>)

被災地派遣職員 体験談

宮城県 仙台土木事務所
総務部 用地第一班

工藤 あかり (水道局)

1

担当した業務の概要

(1) 組織の体制

私が配属された用地班には、プロパーの職員が15名、他都県からの派遣職員が11名、登記嘱託員が4名所属しており、6月から任期付職員が新たに3名配属されました。

業務の分担としては、プロパーの職員が通常事業、派遣職員が災害復旧事業の用地補償を主に担当しています。しかし、他都県からの職員のみで、土地勘のない宮城での用地交渉を進めることは大変困難であることから、副担当としてプロパーの職員が付く体制となっています。

管内の用地買収を要する災害復旧事業数は約30件、取得筆数は約1,400件、地権者数は約1,000名と、大変膨大な数ですが、これを上記の人数で、27年度の工事完成に間に合うように処理しなければならない、大変厳しい状況でした。

(2) 担当業務の概要

私は、主担当として宮城県南部の山元町を流れる二級河川「坂元川」と「戸花川」、副担当として、岩沼市を流れる運河「五間堀川」の災害復旧事業に係る用地補償業務に携わることとなりました。

坂元川・戸花川は、東日本大震災により河川堤防が破堤、護岸流出及び沈下等し、その附帯施設(樋管、橋梁、水門等)も破損等著しく被災しました。復旧にあたっては、津波制御の方式をこれまでの水門方式から堤防方式へ変更し、河口からJR常磐線(既設)までの堤防高さを海岸と同じ高さ(T.P.+7.2m)で整備、発生頻度の高い津波(数十年～百数十年に1回程度)に対応した堤防高、また最大クラスの津波に対して粘り強さを発揮する堤防構造とします。また、JR常磐線(既設)から上流部で被災した堤防(沈下含む)は、沈下高を考慮して原形復旧するものです。

よって、かなり広範に渡って用地買収が必要となり、要取得筆数は約150筆、地権者数は約100名に及びます。

(3) 実施内容

両事業とも、4月の赴任時点では、地元住民に対する事業説明会を終え、土地境界確認の作業中でした。通常、境界立会いは関係者が現地一同に介して実施しますが、今回の事業では、国土調査成果点を復元し、地権者に対し図面や写真を郵送することで、個別に確認して頂くという方法を取っています(国土調査実施済の地域について)。

地権者の中には、被災しお亡くなりになった方、家をなくし仮設住宅やその他避難先に移った方などが大勢いらっしゃいます。よって、地権者の住所・居所の確認については、山元町役場から情報提供を頂き、連絡が取れない方には、直接訪問するなどの対応を取りました。

用地交渉については、地権者数が多いことから、1月に3日間の契約会を開催しました。これにより、約半数の地権者の方にお越し頂き、契約を締結して頂きました。

2

苦勞したこと・工夫したこと

苦勞したことは、書き切れないほどありますが、境界確定、土地評価、契約書類の準備等、どの段階においてもその作業量に苦しめられました。また、町の防災集団移転事業、農業関係の圃場整備や除塩作業、国の海岸堤防復旧事業、JRや県道関係など、調整が必要な事業が大変多かったこともあります。

瓦礫の処理や海岸堤防復旧工事、除塩工事などで、現地の状況が日々変わっていくことも、境界確定作業などにおいて、苦勞しました。

工夫したことは、土地価格の決定に際しては、現況地目により評価することとなっていますが、現地はほぼ更地の状況で、従前の利用状況が分からなかったため、被災前の航空写真を山元町役場よりご提供頂き、活用したことです。

3

印象的なエピソード

1月に開催した契約会には、たくさんの地権者にお越しいただき、契約を締結することができました。4月に赴任してから、計画買収線の変更に伴う作業や他機関・他事業との調整により、なかなか前に進むことができない、苦しい時期が続きました。しかし、プロパーの職員、他県からの派遣職員、山元町をはじめとする他機関の職員にもご支援・ご協力を頂き、ここまで前進することができたことに、感謝の気持ちでいっぱいです。

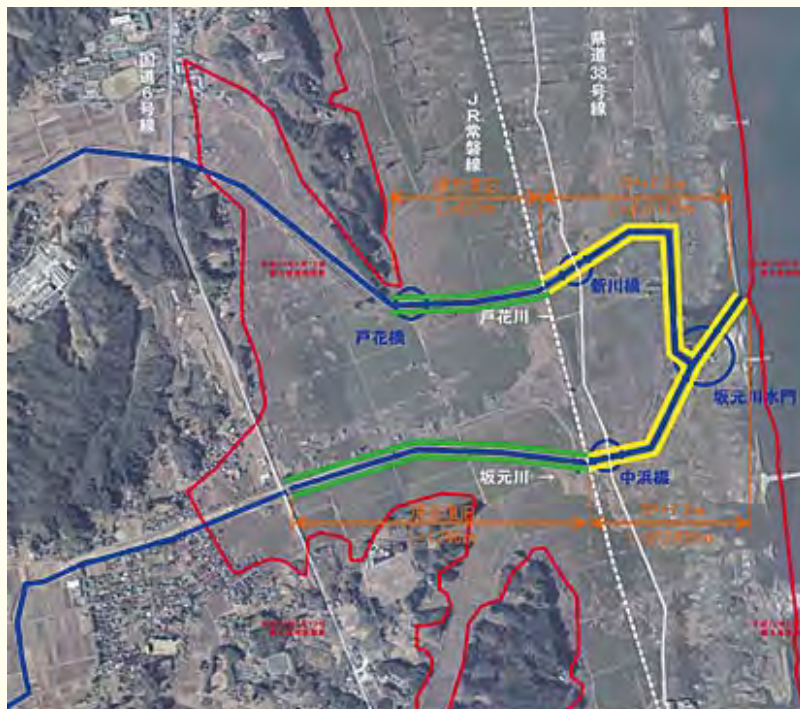
また、地権者の皆様は、震災により本当にお辛い経験をされ、現在も生活の再建に向けて励まれているところです。様々な思いを抱えながらも、事業にご協力いただき、「東京から来てくれてありがとう」と声をかけて下さる方もいらっしゃいました。心から感謝するとともに、一刻も早い復旧に向けて努力しなければという決意につながりました。

4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回、山元町からの多大なご協力なしに、事業を進めることはできませんでした。よって、基礎自治体との連携の重要性を実感しました。

また、業務を進める上での、想像力の重要性を感じました。仙台の事務所で事務に忙殺されていると、現場の状況が見えず、声も聞こえず、モチベーションが下がってしまうこともあります。しかし、そうした中で、自ら被災しながらも復旧・復興に懸命に取り組む県や市町村の職員の姿や住民の方の思いを胸に焼き付けて、想像力を巡らせて仕事をしていくことが大事だと感じました。都政においても活かしたいと思います。



凡 例	
	バック堤区間
	原形復旧区間
	津波浸水範囲

坂元川・戸花川災害復旧事業概要

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会



撤去予定の坂元川水門 H25.5.27 撮影



山元町との境界立会 H25.9.26 撮影

岩手県

被災地派遣職員 業務概要

復興局 総務企画課

石川 真広

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

岩手県に配属となった平成 25 年 4 月 1 日、岩手県の達増知事による年度当初の訓示があった。その内容は以下のようなものであったと記憶している。平成 25 年は「復興加速年」をテーマとして掲げており、今なお「非常時」にある被災地・被災者のニーズに応えるため、「改革」を起こしていかなければならないこと。復興加速のためには、さらなる努力と工夫が必要であること。また、他自治体からの派遣職員や、市町村、国、多様な主体とも力を合わせて、復興を加速していくことが必要であること。以上のような内容であった。これを聞いて、県職員も我々派遣職員も、「復興を加速させよう」という機運が高まったように思う。また、同時期に、岩手県を舞台にした NHK 連続テレビ小説「あまちゃん」が放送開始したこともあり、現地の盛り上がりを感じながら業務をスタートすることができた。（特に知事の盛り上がりはかなりのもので、地方を盛り上げる方法論として「アマノミクス」を提唱するほどである）

着任後間もなく、沿岸市町村にて、他自治体から沿岸部へ派遣となった派遣職員向け

に復興計画説明会が開催されるとのことで、視察も兼ねて数箇所同行させていただいた。被災から 2 年が経過していたものの、津波被害の甚大な地域では、雑草の生い茂る広大な更地が広がるばかりで、「ここにはかつて商店街があった」などと県職員が説明してくれるものの、なかなかピンとこないのが正直な感想だった。

岩手県にとっての平成 25 年度は、県の復興基本計画において「基盤復興期間」として位置付けられた「復興実施計画（第 1 期）[平成 23 年度～平成 25 年度]」の最終年度であるとともに、「本格復興期間」として位置付けられた「復興実施計画（第 2 期）[平成 26 年度～平成 28 年度]」の策定年度でもあった。着任当初の所属の懇親会で、課長から「今年度は計画の策定関係で忙しくなるので、力を合わせて頑張っていこう」といった話があり、気が引き締まった。

一方、都道府県で北海道に次いで面積が大きい岩手県（その面積は四国 4 県分に相当するという）ならではの問題か、県内の沿岸地域と内陸地域の復興に対する意識の違いが懸念されていた。着任後しばらくして実施された、復興計画に係る意見交換会において、「県庁では被災地域の現状が見えていないのではないか*」との厳しい意見を聞く機会もあった。（※岩手県庁は内陸の盛岡市に位置しており、沿岸市町村とは 100km 以上離れている。また、震災による被害も大き



着任後間もなく視察した
「たろう観光ホテル」（宮古市）



岩手県全体図
（赤色箇所は津波による被災市町村）

くはなかった。)このこともあってか、現地視察や沿岸市町村へのヒアリング等、随時、沿岸部へ出張する機会を作っていたように思う。なお、県庁から沿岸市町村へは、片道2時間強、峠道を車移動する必要があり、出張する場合にはほぼ1日かかりであった。

部署の状況としては、総務企画課には、計22名(常勤職員19名[うち他自治体派遣職員3名、民間企業派遣職員1名]+臨時職員3名)の職員が配属されていた。同課は、「管理担当」、「企画担当」及び「協働担当」に分かれており、私は、「協働担当」に配属となった。「協働担当」には、職員4名が配属され、主任主査(係長級)1名に、係員が3名付く形だった。なお、平成25年度に組織改正があり、「協働担当」は新たに設置された担当であった。

2 派遣先部署の業務概要

前述のとおり、岩手県復興局総務企画課は3つの担当に分かれている。「管理担当」、「企画担当」及び「協働担当」である。各担当の業務内容を概説すると、「管理担当」が予算・決算や人事等の庶務全般及び寄附金・義援金関係の業務等を担当している。続いて「企画担当」は、復興計画の策定及び各所属との調整、計画の進捗状況等の調査、復興交付金や復興特区等に係る国や各市町村との連絡調整等を担当している。そして「協働担当」は、復興に関わる広聴・広報・関連イベントの開催、復興に関わる対外的な講演、他団体との意見交換・連携等を担当する部署との位置付けである。



「いわて三陸復興フォーラム in 名古屋」の様子

3 成果・実績

所属としての成果・実績というと多岐にわたるが、主なものを抜粋すると以下のとおりかと思われる。

- ◎各種特区、復興交付金等の申請及び国からの認定
- ◎復興計画に係る「女性との意見交換会」「若者との意見交換会」を開催【各2回ずつ】
- ◎「いわて復興だより Web」の立ち上げ【平成25年9月】
- ◎「いわて三陸復興フォーラム」の開催【平成25年11月@岩手県大船渡市】
- ◎「いわて三陸復興フォーラム in 名古屋」の開催【平成25年12月@愛知県名古屋市】
- ◎復興実施計画策定に係る地域説明会の開催【平成26年1月末～2月半ば】
- ◎「3.11 合同追悼式」を山田町と共催【平成26年3月@岩手県山田町(予定)】
- ◎「復興実施計画(第2期)」の策定【平成26年3月末知事決裁(予定)】

被災地派遣職員 体験談

岩手県 復興局
総務企画課

石川 真広 (福祉保健局)

1

担当した業務の概要

私は、岩手県復興局総務企画課協働担当にて、主事として勤務しています。実は幼少の頃、10年間近く岩手県に住んでいたこともあり、念願叶っての派遣でした。

岩手県復興局の組織体制は、復興局長である副知事を筆頭に、副局長及び復興担当技監と続き、その下に、総務企画課、生活再建課、まちづくり再生課及び産業再生課が配置されています。

私の担当業務は、復興関係の情報発信及び他団体との連携全般です。具体的には、「いわて復興だより（紙面版・Web版）」の発行、県の復興に係る講演資料の調製、復興局ホームページの更新に加え、名義後援等他団体からの提案に係る相談受付等を担当しています。



震災前は県の講堂として利用していた復興局の執務室



岩手県復興局の組織図

は、ずっと四苦八苦していました。ただ、今となつては、苦労した分だけ愛着がわいているところです。

(2) 県の復興に係る講演資料の調製

次点としては、県の復興に係る講演資料の調製があります。これは、係長級から知事に至るまでの方々が、復興関係イベント等で講演をする際のパワーポイント資料を調製するというものです。資料の調整に当たっては、様々な部署が持っているデータを集約して掲載する必要があるのですが、当初は、県の組織構成も理解していない状況。必要なデータをどの部署のどの担当が把握しているのかが分からず苦労しました。

また、着任当時の復興局長（上野副知事〔現：財務省理財局次長〕）の講演資料を調製した際には、副知事室に呼び出されマンツーマンで指示を受けたり、休日に電話で資料修正の指示を受けたりすることもあり、幹部でありながら、ときには末端職員にも直接指示を出すという仕事のスタイルには、苦労もありましたが大変刺激になりました。

2

苦労したこと・工夫したこと

(1) 「いわて復興だより」発行業務

担当業務で一番苦労したことは、県の復興情報紙「いわて復興だより」の発行です。前年度の予算要求により、今年度分の同紙発行業務委託予算が確保できていたのですが、前任者である県職員が多忙だったためか、今年度の委託業者や委託の仕様等を決めずに異動されてしまいました。そのため、着任後間もなく、委託業者選定の事務を進めると同時に、月2回発行している同紙の記事ネタ探し及び編集に奔走することとなりました。慣れない他自治体での細かな慣例等もある中で、なんとか契約へこぎ着けたものの、委託業者の業務が軌道に乗るまでの期間



企画段階から携わった「いわて復興だより Web」



調製した講演資料の一部

3 印象的なエピソード

(1) 「いわて復興だより Web」の公開とこれをきっかけとした「つながり」

「いわて復興だより」の発行業務において、私が着任してから大きく変わった点があります。それは同紙の Web サイトである「いわて復興だより Web」を作ったことです。これは、元々は業者選定の際の企画コンペにて、業者が提案したものであったのですが、これを作ったことで、県の復興関連の情報発信に広がりが生まれたように思っています。

Web 版の立ち上げに際し、どんなコンテンツを設けるか、デザインはどうするか等、委託業者及び県の関係者と何度となく意見をぶつけていく中で様々なアイデアが生まれました。中でも、Web サイト上に Facebook の「いいね!」ボタンと Twitter の「ツイート」ボタンを追加したことは、「いわて復興だより Web」の周知に一役買ったのではないかと思います。実際に、取材させていただいた方々や団体等が、それぞれの Facebook 等を利用して「いわて復興だより Web」を情報拡散していただき、その情報を読んだ方が Web サイトを訪問していただける例もあるようで、波及効果を生むきっかけとなりました。

結果的に様々な調整が長引き、Web サイトの公開は平成 25 年 9 月にまでずれ込んでしまったものの、公開されたときの達成感は格別なものでした。おかげさまで、近頃、県内の復興関係者と話す機会に「『いわて復興だより』読んでいますよ!」と言われることが増えてきました。また、「いわて復興だより」をきっかけにした、人と人とのつながりも生まれてきています。

(2) 都の様々な復興支援の取組が追い風に

また、全般的な面では、東京都職員であるというだけで、好意的に対応していただける機会が多々あるように感じました。これは、現地へ多くの職員を派遣していることに加え、災害廃棄物の広域処理での協力や、都営地下鉄での岩手県広報枠の無償提供等、都の各局による様々な復興支援の積み重ねのおかげだと思っています。復興のための取組が、我々派遣職員が活動

する上での追い風になっていると感じました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県復興局に配属になった年度当初、配属先の上司からこんなことを言われました。「復興局はできてからまだ 2 年しか経ってない若い組織。前例なんてあってないようなもの。どんどん意見を出してチャレンジしてほしい」この言葉は、岩手県で様々な業務を行う上での励みになるとともに、今後、都に戻ってから覚えておきたい言葉だと思いました。

ご存知のとおり、自然災害は常に我々の想定を超えてきます。もちろん、事前に十分な対策を講じておくことは基本ですが、想定外のことが起こったときにどうすれば良いのか。これを考えておくこともまた大切なことです。私の出した答えは、「自分の頭で考え、周りの仲間・上司と相談し、物事を進めていく」という極々基本的な答えでした。このように単純でありながら意外と忘れがちなことを、岩手県で働く中で学べているように思います。

行政の仕事は、多かれ少なかれ定例的な仕事が付きまといまいます。そんな中、「とりあえず前例に踏襲する」という機械的な判断によるのではなく、「もし前例がなかったとしたら、その判断が最適なかどうか」と少しでも考えることができたなら、今回の被災地派遣で得られた結果だと思っています。

入都当初は、私もチャレンジ精神旺盛な職員だったはず。しかしながら、今思えば、年月が経つとともにその意欲も揺らぎ、固い頭になっていたように思います。岩手県での任務を負え、都へ戻ったときには、新規採用職員さながらのやる気とチャレンジ精神に満ちた姿で仕事に臨めるよう、まずは岩手県の日でも早い復興へ向け、精一杯業務に臨みたいと思います。



取材がきっかけで意見交換会の開催へとつながった「若手会議」の面々と



都による支援の一環として都営地下鉄に掲出された県の PR ポスター

岩手県

被災地派遣職員 業務概要

復興局 生活再建課 相談支援担当

得能 はるか

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

平成 24 年 3 月 31 日盛岡駅に到着すると、空には雪が舞っており、約 1 年前の平成 23 年 3 月 11 日も非常に寒かったであろうと当時の状況の厳しさが偲ばれました。

派遣先部署である岩手県庁復興局では、皆口々に「去年（平成 23 年度）は本当に大変だった。今は大分落ち着いている。」と言いながらも、震災後やっと 1 年経過したばかりの現地では、応急仮設住宅入居後初めての冬を越したばかりで、なお刻々と変化する被災者を取りまく状況に迅速に対応するため、ピリピリとした緊張感が漂い、日々対応に追われている状況でした。

平成 24 年度は、岩手県東日本大震災津波復興計画における第 1 期「基盤復興期間」にあたり、「復興元年」と位置づけられ、いよいよ本格的に復興に向けて動き出す、そういった雰囲気が漂っていました。しかし様々な困難の影響で、被災者の方が期待したほどには復興が進まない現実があり、平成 25 年度では、長期戦になる、という意識が新たに加わったように感じます。平成 25 年度は「復興加速年」と表現され、着実に一歩一歩復興を進めて行く、という雰囲気が感じられました。



2 派遣先部署の業務概要

(1) 組織の規模、目的、役割

ア 復興局

復興局は震災 1 か月後の平成 23 年 4 月に、各部局に配属されていた方が緊急的に集められ設置された局であり、平成 24 年度もほとんどの方が発災当初から業務を継続して担当している様子でした。

派遣された平成 24 年度は、総務課 7 名、企画課 12 名、まちづくり再生課 6 名、産業再生課 5 名、生活再建課 13 名に局長、副局長を加えた、計 45 名、平成 25 年度は、総務課と企画課が合併して総務企画課となり、全体で計 47 名の体制で業務にあたっていました。

イ 生活再建課

配属された生活再建課は、担当課長を含め、被災者支援担当（8 名）と相談支援担当（5 名）に分かれ、県内外に居住する全被災者の生活の再建に関する事項を担当しています。

課の目的・役割は、「被災者の暮らしの再建を図るため、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う」ことです。漠然としていますが、被災者の「暮らしの再建」とは単なる「住宅再建」とは違い、一体いつになればその方の「暮らし（生活）」が「再建」されたと言えるのか、この原稿を書いている平成 26 年 1 月現在でも私にはまだ分かりません。そこには定義は無く、「生活が再建」された、と思えるのはその方一人ひ

とりの考え方、価値観、気持ち、状況に由来するものと考えられます。そのため、生活再建課では「被災者に寄り添い、一人ひとりの復興の実現を！」をスローガンとし、一人ひとりの被災者の方の生活に直結する事項について柔軟で素早い対応が求められていました。

～各担当業務内容～（参考）

【被災者支援担当】

①災害救助法や建設による応急仮設住宅、民間賃貸借上げに関すること
②県に寄せられた義援金等約 517 億円の被災者への交付に関すること
③被災者生活再建支援金、被災者住宅再建支援事業に関すること
④災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金貸付金に関すること 等

【相談支援担当】

①震災に関する電話相談窓口「岩手県災害総合窓口」（H23.3 設置）の電話対応に関すること
②「被災者相談支援センター」（H23.7 設置）の運営や県内外の相談会開催等に関すること
③被災した沿岸市町村が使用する「被災者台帳システム」に関すること
④被災者の人数、居所等の把握に関すること
⑤被災者への、支援情報や復興情報等の確実な提供に関すること 等

3 成果・実績（生活再建課） ※平成 26 年 1 月 17 日時点（参考）

◆被災者の状況（平成 25 年 12 月 31 日現在）

	戸数	人数			
応急仮設住宅 （民間賃貸住宅等の借り上げ含む）	14,809	34,044			
県内在宅	6,390	15,428			
災害公営住宅	261	490			
県外	－	1,708			
合 計	21,460	51,670	○義援金支給率 （金額ベース） 1 次配分～3 次配分 95.5%	○被災者生活再建支援金 ・基礎支援金支給率 （件数ベース）97.8% ・加算支援金申請率 （件数ベース）32.4%	○災害弔慰金支給率 （件数ベース）99.1%

◆応急仮設住宅の供与期間	◆個人版私的整理ガイドライン制度の周知強化
3 年間の供与期間を 1 年間延長し、4 年間にすることについて、平成 25 年 8 月 30 日付けで国から承認	岩手弁護士会・金融機関・行政の連携による無料相談会の企画・運営 11 回（H25 年～）※
◆被災者相談支援センターの充実	◆内陸・県外移動者への支援
○久慈、宮古、釜石及び大船渡に設置（H23.7.28～） ○住宅再建等被災者のニーズに併せ、窓口にて、弁護士、司法書士、建築士等を配置 ○市町村等関係機関と連携した相談会を随時開催	○被災者ニーズの把握のためのアンケート調査の実施（H24.12、H25.9 公表） ○相談会の開催、対応：内陸 17 回、県外 26 回（H25 年度）※
◆被災者への情報提供	
○被災者向け各種支援情報等を掲載した「暮らしの安心ガイドブック」の改訂：配布・作成部数（40,000 部）、支援者向け勉強会開催：8 回、206 名対象（H25 年度）※ ○県外・内陸地区へ移動している被災者へ郵送による情報提供を実施：県外（毎月 1 回）、内陸地区（奇数月に 1 回）	

被災地派遣職員 体験談

岩手県 復興局 生活再建課
相談支援担当

得能 はるか (福祉保健局)

1

担当した業務の概要

私は2年間の派遣期間を通して、生活再建課相談支援担当に配属されました。相談支援担当は、担当課長を除くと実質4名で沿岸地域を含め、全被災者を対象に相談支援を実施しています。私が担当した主な業務は以下のとおりです。

(1) 県外および、内陸地区に移動した被災者への支援

被災地である沿岸市町村から、県内内陸市町村や県外に移動した方への支援全般を担当しました。具体的には、「情報提供」、「ニーズ調査の実施」、「相談会・交流会の開催、対応」、「被災元・受入自治体や関係機関との調整」などです。被災者の方を取り巻く状況は刻々と変化するので、その時々状況に応じてニーズを確かめながら、被災元・受入先自治体や関係機関の方と連携し、行えることを行う、という状況でした。

(2) 被災者への情報提供に関すること等

(1) の県外・内陸地区へ移動した被災者への郵送による定期的な情報提供に加え、被災者の方への支援の情報等を冊子にまとめた「暮らしの安心ガイドブック」を、平成24年度は年2回、平成25年度は年1回、それぞれ40,000部発行し、市町村や店舗等を通じて沿岸地域も含めた全被災世帯に配付しました。徐々にガイドブックの認知度も高まり、被災者の方に対して訪問支援等を実施している相談員や支援員の方などに、ガイドブックを活用した勉強会も実施されました。

2

苦勞したこと・工夫したこと

(1) 避難者の居所の把握

ア 居所の把握が重要な理由

被災元沿岸市町村からの復興情報や行政サービスの提供、受入先での支援情報の提供や訪問支援等の実施においては、避難者の居所の把握が支援の前提となることから、「抜け漏れの無い支援」

のためには、「抜け漏れの無い把握」が重要だと考えました。

イ 課題

① 住民票を異動していない方の居所の把握

震災や津波の影響によって自宅に居住出来なくなった方は、住民票を異動しないまま居所を移動する方も多く、避難者の方が任意で届け出る「全国避難者情報システム」だけでは周知の問題もあり把握が不完全でした。自治体間の情報共有にも時差があり、正確な把握に困難を来していました。

② 複数の名簿の存在

「みなし仮設住宅」である公営住宅、民間賃貸住宅、雇用促進住宅等に入居している方については、その施設ごとに名簿の管理者が異なり、また「全国避難者情報システム」名簿との重複もあり、避難者の正確な居所情報を一元的に管理し把握することが難しい状況でした。

ウ 対応

課内で名簿を担当していた方が、手作業で複数の名簿を県の「避難者統合名簿」に整えました。その名簿を県内外の受入自治体へ提供し、差異について居住実態の確認を実施、双方の精度を高めました。次に、**精度を高めた名簿を被災元沿岸市町村に提供する**ということを数回実施し、間接的に、被災元沿岸市町村による把握の精度を高め、支援の抜け漏れの軽減に繋がりました。

避難者の居所の把握の問題は、今後の大災害等においても課題となることであり、現在でも根本的な解決はされていないと感じています。

(2) 県外避難者への支援の難しさ

ア 状況・課題

福島県の県外避難者数は約48,944名(平成25年12月24日現在復興庁データ)、宮城県は平成25年12月11日現在で8,172名(全国避難者情報システム登録者)となります(福島県・宮城県HPより)。

一方、岩手県から全国へ移動している県外避難者は、平成25年12月31日現在で1,708名、世

帯数ではおおよそ900世帯未満です。1つの県に数世帯しか住んでいられないこともあります。長期化する県外避難者の方のニーズは、「同郷の人と会い、交流する」ことや「被災元自治体の職員から復興情報等を聞く」こと等ですが、岩手県の方は広範囲に点在しているうえ、高齢の方も多く慣れない土地での移動が難しいことから、交流会・相談会に人が集まらない状況が多くありました。

また他の被災県の様に駐在職員や支援員を県外に配置することも難しく、避難者の方が「岩手は支援が少ない、岩手の人がいない」と、見捨てられた気持ちにならないよう配慮することが課題でした。

イ 対応

「全戸へ個別に毎月情報を送付する」ことを通じて、直接質問やお問い合わせの連絡を受けることも多く、封入内容や作成文書には、相談の掘り起しにつながるチェックリストを設けるなど工夫しました。受入先自治体等で開催される県外交流会等には、岩手県職員が交代で直接足を運び相談に対応したり、岩手県東京事務所との連携により、避難者相談会を定期的に開催する等、小まめに地道に相談対応の機会を増やしました。また、「避難者専用フリーダイヤル」を開設することとし、少しでも故郷を身近に感じ、安心した避難生活や帰還につながるよう工夫しました。

3

印象的なエピソード

「今日相談に来て、あなたの笑顔を見れて良かった。今は私も元気そうにしているけれど、震災の時のことを忘れたことは無いのよ。家に居れば今でも涙が出てくることもある。それでも故郷を捨てて支援を頂いているのだから、がんばらなきゃ、前に進まなきゃと思って元気を出しているの。」

相談会などで避難者の方のお話を伺う度に、一瞬で沢山の大切なものを失った延長にある今の現実、毎日向き合って生活していってしまうこと、それでも故郷や他の人を思いやり、気丈に前を向いていってしまうのだということを教えて頂きます。それは、避難者の方だけでなく沿岸地域で応急仮設住宅に暮らしている方、住宅を再建された方も同じだと思います。そういった方のところが少しでも支えられるよう、不利益が少しでも減る

よう、「知らなかった」ために、享受できる支援や機会が減ることの無いよう、地道に出来ることを改善したいと感じました。

4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

前例が無く、刻々と変化する状況に対してどのように支援策を考え実施していくか、という観点から、今回経験し、うまく行かなかったこと等も踏まえ、以下の様な対応が有効と考えました。

(1) 状況を正しく把握する

前例の無い状況下では、状況を正しく把握することが最も重要だと思います。被災者が置かれている環境、支援の受給状況、被災者自身の状況、ニーズ、活用できる周辺資源の状況等を把握、勘案して、下記(2)の判断材料とします。

(2) 必要な支援の判断

状況を正しく把握、認識した上で、どんな支援が必要なのかを考え、県が行うべきこと、優先順位、可能なこと、役割分担出来ること等を判断し、実際に行うことを決定します。

また、必要とされるスピードに応じて、限られた判断材料の中から、「とりあえずやる」ことも必要と学びました。方法や内容に多少改善の余地があろうと、実施して初めて次の方向性が見えることも多いと思います。

(3) 関係機関との連携

臨時に開設された「復興局」において一番重要であったのが、連携だと思います。体制や人数、予算等に限りがある中で、周辺の社会資源との連携の構築を試みます。実際には、うまく行かないことや難しいことも多かったですが、それぞれが高いノウハウを持つ県庁内各部局や、民間団体等の機関と、目的を共有し様々な観点から環境を整えることで、1つの支援を更に広がりをもって効率的に実施できる可能性がありました。

東日本大震災はとても大規模な「前例の無い状況」を呈していますが、都政における日々の業務においても、都民を取り巻く状況は常に小規模に変化しており、「前例の無い状況」の積み重ねと考えることも出来ます。今回の派遣で皆様に教えていただいたことは限りありませんが、特にその

対応について今後の業務に活かしたいと感じました。



釜石市唐丹地区の小中学生らのメッセージを刻んだ津波記憶石
(釜石市・平成 25 年 9 月)



津波により多くの建物が流出した大槌町の中心市街地
(大槌町・平成 25 年 9 月)



三陸鉄道南リアス線「恋し浜駅」の、恋し浜ホタテの貝殻を使用した絵馬
(大船渡市・平成 25 年 9 月)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

岩手県

被災地派遣職員 業務概要

復興局 産業再生課

古田 守

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

私の派遣先である復興局産業再生課では、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた岩手県の産業について、生産基盤等の早期復旧や新規立地による被災地域の地域経済の再生への取組みとともに、被災事業所復興状況調査から明らかとなった事業者の「売上・利益率の低下」「取引先の減少」「雇用の減少」等の現状を踏まえ、被災地において復旧・復興が進むにつれて刻々と変化する産業面の課題に対して迅速かつ的確に対応していくことが求められていた。

2 派遣先部署の業務概要

復興局は東日本大震災津波からの地域の「再生・復興」に向け、まちづくり、産業再生、被災者生活再建等、部局横断的課題に一元化して取り組み、国、他の被災県及び沿岸市町村との円滑な調整を図ることを目的としている。

局の構成は副知事を局長とし、副局長、技監、各課総括課長を含む 60 名程度の人員を抱え、「総務企画課」、「生活再建課」、「まちづくり再生課」、「産業再生課」の 4 つの課において業務を行っている。

産業再生課では『なりわいの再生』に係る復興局の主管課として、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた産業復興を着実に推進するため関係部局の調整、業務支援や復興特区制度の活用などに取り組み『新たな三陸地域創造のためのなりわいの再生』の実現を目指している。

課内の主な業務は以下のとおりである。

(1) 『さんりく産業振興プロジェクト』の推進

高い生産性と収益性を実現する農林水産業の振興、三陸地域の資源を活かした地場産業の振興や新産業の創出などの三陸地域全体の産業の振興

(2) 起業支援の充実・強化による就業促進

被災地における起業を促進し、雇用拡大と魅力ある産業の創出を図り、地域経済を活性化

(3) 復興特区制度を活用した産業の再生

『岩手県産業再生復興推進計画（産業再生特区）』に基づく税制特例等の活用の促進

(4) 被災事業所復興状況調査の継続実施

復旧・復興の進捗に応じた事業者（約 2,500 社）の現状把握

3 成果・実績

(1) 『さんりく産業振興プロジェクト』の推進

三陸らしい個性豊かで競争力のある産業の構築に向けて、関係部局等で構成されたプロジェクト会議を開催のうえ、第2期復興実施計画におけるプロジェクトを策定している。

(2) 起業支援の充実・強化による就業促進

被災地の雇用拡大と産業の創出による地域経済の活性化を図るため、『さんりく未来産業起業促進事業』を実施し、被災者等の起業を総合的に支援している。平成25年11月までに起業希望者の公募を3回行い、約50者を起業支援対象者として選定している。

(3) 復興特区制度を活用した産業の再生

復興特区法に基づき特別償却や法人税額等の特別控除等の特例を受けることができる事業者を指定している。平成24年度以降、平成25年12月27日現在で、285事業者316件の事業者を指定しており、分野別にみると、「水産関係」の事業者が最も多く、全体の約4割を占めている。

(4) 被災事業所復興状況調査の継続実施

本年8月に第4回の調査を実施、平成26年2月に第5回の調査を予定している。

第4回調査では、事業所の再開状況で「再開済」又は「一部再開」と回答した事業所は建設業の割合が最も高い。一方、「再開済」等の割合が最も低いのは卸売小売業となった。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員 体験談

岩手県 復興局
産業再生課

古田 守 (下水道局)

1

担当した業務の概要

産業再生課は総括課長1名、主任主査2名、主査2名、臨時職員1名及び私を含めた計7名となっており、私の主な事務分掌は「復興特区（産業再生）の事業者指定・認定に関すること」であった。

岩手県では産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的として、「東日本大震災復興特別区域法」（復興特区法）に基づく「岩手県産業再生復興推進計画」を策定し、平成24年3月30日付けで国の認定を受けている。

当計画においては沿岸地域の産業と内陸地域の産業との取引関係の更なる拡大により、沿岸地域の製造業や水産加工業などの産業が再生・発展することを目指し、雇用等に甚大な被害を受けた沿岸地域に加えて、内陸地域も含む県内全市町村に復興産業集積区域を設定しており、特例として、被災地の雇用創出の促進に寄与する税制特例措置等*を盛り込んでいる。

この特例を受けるために事業者が行う申請に対して指定事業者として「指定」すること、申請の際に計画した内容を実施報告で確認し事業を「認定」することが業務内容である。

なお、今年度は平成25年12月27日現在で、101事業者111件を指定、168事業者を認定している。

※税制特例措置の内容

- (1) 工場等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除【復興特区法第37条関係】
- (2) 被災雇用者等を雇用した場合の法人税額等の特別控除【復興特区法第38条関係】
- (3) 新規用地促進税制【復興特区法第40条関係】
- (4) 開発研究用資産の特別償却等【復興特区法第39条関係】
- (5) 地方税の減免【復興特区法第43条関係】

2

苦勞したこと・工夫したこと

業務を進めるにあたって苦勞したことは制度内容が複雑だという点にある。制度が複雑で分かりにくいことによって「(個人を含む) 事業者にとって制度の内容を理解することが難しい。」「内容を理解しにくいため制度の活用を敬遠する。」といったことが挙げられる。

これらの課題に対して、まずは自らがしっかり制度の内容を理解し噛み砕く必要があった。曖昧な理解の場合、中途半端な説明しかできず、混乱を招きますます複雑なものだとして敬遠されてしまう。そのため、初めて制度の話聞く人に対しても簡潔に分かりやすく説明するため、法律や条例、Q&Aについても読み込み理解に努めた。理解したうえでどのような言葉で説明すればわかりやすいのかを考え、難しい言葉はなるべく使わず丁寧に対応することを心がけた。

しかし、制度を理解してもらうことが目的でなく、活用してもらうことが目的である。内容は理解しても業務が忙しいため、煩雑な手続きで時間をとられることを嫌って申請しないとなっては意味がない。

そのため国から事前に示された記載例を基にして、岩手県版としてより容易で分かりやすい記載例と今後必要になってくる書類や注意点をまとめた書類を作成した。

そのほか、手戻りがなくなるよう事前に書類内



平成26年1月撮影 課内の様子（仕事風景）

容の確認を行い、こちらで分かる部分は記入するなどして、極力事業者等の負担を減らすようにし、制度活用のために手間を取られ業務がより大変になるといった本末転倒な状況にならないよう努めた。

また、記載例の作成によって、申請等の時期が重なる場合にも事業者等に対して書類の手戻りが少なくなりスムーズに事務処理を行うことができ、業務負担を軽減することができた。

3 印象的なエピソード

特例を活用してもらえること、使ってよかったと言ってもらえることが何より嬉しくてやりがいを感じる部分である。その中で特に印象に残っているのは、「何か特例があることは聞いたが内容や申請方法等何も分からない。」という A 事業者に対し内容や手続き等について説明した結果、最後には「丁寧に説明してもらいありがたい。内容等について理解できたので申請をしたい。また、知り合いの事業者にも制度の活用について話をしてみるの、その際は“何かあったら県庁の古田さんに頼れ”と伝えておく。」と言ってもらえたことがあった。

その後、「A 事業者から話を聞いて連絡をした、自社も申請したい。」という連絡が複数の事業者からあったときはとても嬉しく感じた。



平成 26 年 1 月撮影 職場のある岩手県庁舎

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣を通じて複数の異なる立場で被災地を見ることができたことが大きな経験になったと考えている。一つは被災地に派遣された東京都職員として、一つは被災自治体である岩手県職員として、一つは被災地に住んでいる一住人としてである。

それぞれの立場によって見方が異なり、それによって思う部分も全く違ってくる。例えば被災自治体として復旧・復興のための計画や制度設計を進め着々と事業を行い、計画通りまたは計画以上の進捗であったとしても、現地の住民から見ると全く進んでいないようにみえてしまう場合もある。また被災自治体と東京都の仕事の進め方や考え方の違いによって、もっとこうすればいいの、と思うことやこうすれば上手くいくのかといった事例も細かい部分を含めれば多々あった。

被災地という特別な場所での業務であったが、私にとってその場所から学んだ仕事の進め方、物事の考え方や目線の違いによる見方は、これからの業務遂行において有用であるとともに大きな財産となった。

被災地では震災から 3 年近く経とうとしているが、現地は未だ非常時である。いつの日か復興という言葉を使わなくなり、今までどおりの日常またはこれからの新しい日常が一刻も早く訪れることを強く願いたい。



平成 24 年 4 月撮影 事業者説明会の様子

宮城県

被災地派遣職員 業務概要

経済商工観光部 新産業振興課 高度電子機械産業振興班

工藤 寛樹

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

私は、平成 25 年 4 月より 1 年間、宮城県経済商工観光部新産業振興課高度電子機械産業振興班に派遣されております。職場のある宮城県庁周辺は東北唯一の政令指定都市である仙台市の市街地の中心にあり、近くを歩いて震災の跡を彷彿させるような箇所は少なく感じました。しかし、津波被害等に遭った場所へ行くと、復興までの道のりは近くないと実感させられました。

今年度、課内には東京都の他、北海道・富山県から職員が派遣されていました。（前年度は東京都、北海道、富山県、沖縄県の派遣職員が勤務していたと聞いています。）また、宮城県職員ではあっても、他課からの兼務職員も高い割合を占めていました。今年度 6 月からは任期付職員も配属され、多様なバックグラウンドを持つ職員で構成されている課でありました。

人員体制の変動も頻繁にあり、現在はこれまでで最大の人員で業務にあたっており、実際本来の課スペースだけでは場所が足りないため、課の分室も設けて当事業関係の書類を保管し、そこで職員も 5 名が勤務しています。私も 4 月から 9 月までは分室で勤務しておりました。

2 派遣先部署の業務概要

(1) 宮城県経済商工観光部新産業振興課の班構成と本来業務

- ◎新産業振興班（定数 6）：ものづくり産業にかかる振興政策に関すること等
- ◎産学連携推進班（定数 4）：産学官連携による新産業の振興に関すること等
- ◎高度電子機械産業振興班（定数 7）：高度電子機械産業の集積促進に関すること等
- ◎中小企業振興班（定数 4）：中小企業振興施策に関すること等

(2) 高度電子機械産業振興班について

上記（1）のとおり、当班は本来的には高度電子機械産業に関する業務を主に担当していましたが、震災後、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下、「グループ補助金」）が開始されるにあたって県での担当課になったことにより、多くの人手が必要になりました。そのため、他課からの兼務職員や他自治体からの派遣職員等で人員を確保しています。課の本来業務については、課の正職員がグループ補助金関連業務を行いながら対応している状況です。また、グループ補助金業務に関しては、新産業振興課で担当しておりますが、業種によっては、自動車産業振興室・食産業振興課・商工経営支援課・観光課・水産業振興課に執行委任している場合もあります。

(3) グループ補助金について

グループ補助金は、被災中小企業の施設、設備の復旧支援を目的に創設された事業です。産業活力の復活・被災地域の復興・コミュニティの再生・雇用の維持等を図り、地域産業の復旧・復活を促進することが制度の趣旨となっています。認定を受けるためには、被災企業がグループを組み、復興事業計画を作成します。その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、国と県から最大で復旧費の 4 分の 3 が補助されます。

平成 23 年度に開始された同事業は、宮城県を中心に応募が殺到し、平成 24 年度末には第 7 次まで行われました。平成 25 年度になってからも募集が継続され、現在第 10 次募集が終わったところです（平成 25 年 12 月末時点）。平成 26 年度以降も当事業は継続される予定となっています。

＊当補助事業には、以下のような留意点があり、補助事業者にも特に注意して事業を進めてもらっています。（補助事業者に配布される手引きに記載されているとおりです。）

◎この補助金は復旧事業！

この事業は復旧事業ですので、震災前に所有していた施設・設備であって、認定を受けた復興事業計画において記載のある施設・設備のみが補助対象となります。

◎復旧以上の整備は補助対象外！

震災前に所有していた施設・設備より過剰（性能・数量）な整備を行いますと、復旧ではなく、新たな整備に該当するものとして補助対象外となります。

◎補助対象はグループ機能（業務）専用の施設・設備！

汎用性の高い施設・設備（グループ機能と関係が希薄なもの、業務外での使用があるもの、乗用車、事務機器等）は補助対象外となります。

◎説明できないものは補助金返還対象に！

復興事業計画の「復旧整備を行う施設・設備」において記載した項目以外を補助対象（補助金交付申請）とした場合は、重点的な検査対象となり、改善指導や補助金返還の対象となる可能性があります。

◎無理のない補助事業計画を！

原則的に年度内に終了する事業が補助対象です。内示額満額で補助金交付申請する必要はないので、無理のない範囲で申請するようお願いします。

なお、やむを得ない事情により年度内に事業を完了することが困難な場合には、繰り越すことができる場合があります。

3 成果・実績

グループ補助金については、これまで宮城県内だけでも約 180 グループの約 3500 事業者が認定されております（交付決定額合計：約 2250 億円）。膨大な数に上る事業者が無事に事業を完了させ、適切に補助金を受給できるよう、割り当てられた事業者の進捗管理を中心に業務にあたってきました。私の担当する全 78 事業者のうち、今年度 12 月末時点で事業を完了させたのは（補助金の受給を終え、補助金額の確定まで終了したのは）、44 事業者です。残りの 34 事業者の中には、今年度中に完了する予定の事業者もいれば、年度内完了が不可能のため来年度への事故繰越あるいは再交付が必要な事業者もいます。（12 月末に把握している状況では、34 事業者のうち半数程度が年度内に完了しないという見通しでした。）公共事業の進捗状況に影響を受ける場合や、土地の確保が困難な場合、資材・作業員不足により着工できない場合など、事業計画期間内に事業を完了させることの困難な事業者も多いということです。交付決定を受けた事業者の中でも、復旧事業を完了させた方がいる一方、何らかの理由により復旧事業が完了しない方も多数いるということに、グループ補助金事業においても復興への道のりはまだまだだということを感じました。

被災地派遣職員
体験談宮城県 経済商工観光部 新産業振興課
高度電子機械産業振興班

工藤 寛樹 (都市整備局)

1

担当した業務の概要

◎役職：宮城県新産業振興課主事

◎組織の体制（高度電子機械産業振興班）：

班長1名、副班長1名、班員17名

↑平成25年12月現在（うち、他課からの兼務職員2名、自治法派遣職員4名、任期付職員5名）

◎主な事務分掌

私は、高度電子機械産業振興班においてグループ補助金に関する業務を担当しました。当補助事業に関する業務は募集から補助金支出までわたっておりますが、県で担当する事務のおおまかな流れは以下のとおりです。

～募集から交付決定まで～

- ・相談会の実施
- ・補助事業の募集・受付
- ・復興事業計画評価委員会の開催
- ・計画認定の決定
- ・補助金額の内示
- ・補助事業者向け説明会の開催
- ・補助金交付申請書の受付（事業者→県）
- ・補助金交付申請（県→国）
- ・補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から支出まで～

- ・補助金交付決定
- ・事業の実行
- ・（一部事業の完了）
- ・（県による履行調査：現地調査・書類審査）
- ・（概算払：補助金の支出）
- ・（計画変更）
- ・事業の完了
- ・県による履行調査：現地調査・書類審査
- ・補助金額の確定
- ・精算払：補助金の支出
- ・（財産処分）

この中で私の担当した主な業務内容は、補助金交付決定事業者へ対する履行調査です。履行調査とは、補助申請物の復旧が完了したと事業者から連絡があった場合に、実際に現地に訪問して現物を確認し、それに関連する書類を確認することで、補助金額を算出・確定させる業務です。

私の担当は、決定時期が第5～7次（平成24年度）の補助事業者4グループの中の78事業者でした。事業者の所在地は過半数が石巻市内で、次いで気仙沼市内が多く、仙台市内も若干数という内訳です。

2

苦勞したこと・工夫したこと

履行調査にあたっては、制度趣旨を考慮した上で過去の事例を参考にして、適切に補助対象の判断をすることが一番重要なことでした。民間企業同士の契約に基づいて行われた復旧整備のため、書類の形式や量、そろい具合等は様々です。確認の必要な書類は、見積書、契約書、納品書、請求書、支払証明書類、領収書等ですが、場合によっては書類が膨大な量にのぼり、支出件数が多い時期には書類審査で忙殺されました。また、第7次決定事業者までは遡及適用が認められていたもので、震災後に早急に処理したために書類が十分に揃っていないかったり、通常の取引の一部が補助対象である場合もあったりといった理由から、書類確認の際に補助対象となる項目を抜き出して確認することや、請求に対する支払が完了していることを確認することに時間を割いた事例も多くありました。

補助対象額を確定するためには、「事業に必要不可欠」で、「被災前に所有していたものと同等のもの」という要件に則って判断するのですが、多岐にわたる業種の様々な補助申請物があるために、どこまでを補助対象にすべきか、よく考えながら対応することが必要でした。被災前の状況を確認することが困難な場合もあり、事業者が必要としている復旧整備の目的・内容を理解することと、補助金の適正な執行に留意することを心がけながら、日々の業務を進めています。

業務を進めるにあたっては、突然思いがけない相談を事業者から受けることも多く、対応に苦慮することもありました。被災事業者の様々な要望を受け、可能な限り期待に応えるよう努めました。が、制度上不可能なものもあり、そういった際に事業者に納得してもらうことが困難なこともあり、事業者としても資金計画に影響の大きい場合もあったり、被災した物であれば補助対象になるはずだという意識が強かったりと、理解してもらえないまでに時間や労力を要したこともあり、そういったときには自分一人で抱え込まず、同じ悩みを持っている同僚と相談して仕事をしていくことを心がけました。

また、現地調査にあたっては自分で公用車を運転して事業者の事業実施地に訪問するため、運転の得意でない職員については神経を使うことかもしれません。ちなみに私の主な現場である石巻市に現地調査に行くと、往復で110～120kmほどの走行距離になり、気仙沼市の場合は270～300kmの走行距離になります。

3 印象的なエピソード

自分の担当している事業者の元に現地確認に行ったときに、グループ補助金のおかげで施設設備を復旧させることができて、事業を再開することができた・仕事を継続することができたと言われたときや実際に復旧した施設設備を目の当たりにしたときには、自分の担当する事業によって被災企業の後押しをすることができたのだと感じ、

うれしさを感じました。

また、派遣職員として宮城県に応援に来ていることを話した際に、遠方からの支援への感謝の言葉をいただくこともあり、その時には、被災地派遣を希望してよかったと思いました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

まもなく震災から3年という月日が経過します。今年度担当していた業務については、平成23年度より現在まで継続されておりますが、これまでの期間で被災地の状況や被災地にいる住民の思いは時間が経つ中で変化しています。被害状況や再建状況は多様で、一口に被災者といっても様々な状態の人がいることは日々感じているところです。震災直後の混乱期はとにかくスピードが重視される状況に置かれると思いますが、発災から時間が経てば経つほど、多様な被災地・被災者の現状を理解・考慮する必要が出て来ます。

また、非常時における簡略化された事務がもたらす影響や、柔軟な対応が時には公平性を欠く可能性があることを意識しながら、先を考えた対応が必要であると感じました。事務の簡素化と確認の厳格化の両立は、時間的に余裕のない状況ではなかなか難しいと思います。何か起こってから対応を考え始めたのでは、処理が後手に回ってしまう恐れがあります。可能な限り具体的に事前の準備をすることによって、非常時において適切な対応をとることが可能になると思います。


 仙台市

被災地派遣職員 業務概要

都市整備局 公共建築部 復興公営住宅室 管理係

片山 太郎

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

平成 25 年 4 月 1 日より仙台市役所都市整備局公共建築部復興公営住宅室に配属されました。

復興公営住宅室は、震災後 2 年が経過し今後整備が本格化する災害公営住宅*の建設・募集・管理業務を行うために平成 25 年度より、室長以下管理係・計画係の 2 係体制 17 名（うち他自治体応援職員 5 名）で新設された部署です。なお平成 26 年 2 月現在では、室長以下管理係・計画 1 係・計画 2 係の 3 係体制 25 名（うち他自治体応援職員 7 名）に増員されています。

そのためか前年度から継続的に災害公営住宅の整備等に携わっていた職員がほとんどおらず、配属された職員ほぼ全員が、なにから手を付けていいのかわからない半ば手探りの状態からのスタートとなりました。

※法律上では「災害公営住宅」ですが、仙台市では「災害」ではなく「復興」という名称を使っておりますので、次項より「復興公営住宅」とさせていただきます。

2 派遣先部署の業務概要

復興公営住宅室では復興公営住宅★の供給・管理に関するすべての業務を行っています。

★復興公営住宅とは

復興公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい世帯が安全に安心して暮らしていただけるよう整備する低廉な家賃の公営住宅です。

◎組織の目的

東日本大震災で住宅を失った被災者の生活再建に向けて、復興公営住宅を供給し、住宅の建設にあたっては、コミュニティづくりや高齢者の生活支援の観点から様々な工夫を行うとともに、被災者が安心して生活できる住環境の整備等に最大限配慮していくことを目的としています。

◎事業規模

平成 24 年 5 月と平成 25 年 3 月から 4 月にかけての 2 度実施した入居意向調査の結果などを踏まえ、平成 26 年 2 月時点での供給目標戸数を 3,200 戸と設定し整備を進めています。

具体的な整備予定地区

1	北六番丁（募集終了）	20	燕沢東
2	上原	21	燕沢
3	田子西	22	新田東
4	荒井東（第 1 期）	23	田子西第二
5	若林西	25	宮城野
6	鹿野	26	中倉
7	芦の口	27	大和町
8	通町	28	荒井第二
9	霊屋下	29	六丁の目中町
10	霊屋	30	あすと長町（26 街区）
11	落合	31	あすと長町（70-2 街区）
12	角五郎	32	あすと長町（54 街区）
13	鶴ヶ谷第二	33	泉中央南
14	荒井東（第 2 期）	34	荒井南第一
15	六丁の目駅周辺	35	仙台駅東再開発住宅
16	卸町駅周辺	36	鶴ヶ谷第三
17	梅田町	37	荒井南第二
18	小田原	38	茂庭第二
19	幸町南		

◎平成 25 年度の事業内容

(ア) 建設工事

平成 24 年度に工事に着手した 4 箇所（田子西、荒井東（第一期）、鹿野、若林西）について、平成 25 年度内の完成を目指し工事を継続する。また、平成 24 年度より設計を行っている 8 箇所（上原、芦ノ口、通町、霊屋下、霊屋、落合、鶴ヶ谷第二、荒井東（第二期））について、上原、芦ノ口については平成 25 年度内、その他地区については平成 26 年度内の完成を目指し工事に着手する。

(イ) 用地等取得

角五郎団地の建物及び用地を取得する。

公募買取については、選定した事業者と本年度中に基本協定を締結し、用地を取得する。（※建物は事業者の工事完了後（平成 26 年度）に取得する。）

東部防災集団移転（集合・戸建）、津波浸水区域（集合）に対応する整備に係る用地を取得する。

(ウ) 管理等

入居者募集については平成 24 年度に、防災集団移転対象世帯など現地再建が出来ない世帯を対象とした「優先入居」、高齢者や障害者などの世帯属性や仮設住宅などの住居環境を考慮し、一定の枠内で優先的に入居することが出来る「優先順位」、震災前や仮設住宅等でのコミュニティのまとまりで申し込むことができる「コミュニティ入居」、入居資格を有する世帯が個別や少数のグループで申し込むことができ、抽選により入居者を決定する「一般抽選」を実施する方針をまとめた。平成 25 年 6 月には入居募集方針の詳細を決定し、今年度完成予定の 6 団地について入居者募集を実施する。

3 成果・実績

平成 25 年度内の完成を目指し工事を進めていた団地については、一部団地での工事遅れ等があるものの順次整備を行い、上原、田子西、荒井東（第 1 期）、若林西、鹿野、芦の口の 6 団地 661 戸について、平成 25 年 6 月に策定した募集方針に基づき募集を行い、入居予定者を決定していくことができました。

今後は、平成 26 年度 4 月からの入居開始に向け、入居説明会の実施・鍵の引き渡し等を順次行っていくとともに、平成 26 年度の募集に向けて準備を進めていくことになります。

平成 25 年度募集を行った団地の間取り別戸数

団地	間取り	供給戸数	団地	間取り	供給戸数	団地	間取り	供給戸数
上原	2K	9	荒井東	2K	44	鹿野	2K	10
	3K	8		3K	43		3K	8
	4K	6		4K	30		4K	10
	4DK	3		4DK	10		4DK	5
	2DK+車	1		2K+ペット	30		2K+ペット	10
	計	27		3K+ペット	18		3K+ペット	10
田子西	2K	44		4K+ペット	10		4K+ペット	10
	3K	41		4DK+ペット	10		4DK+ペット	5
	4K	35		2DK+車+ペット	2		2DK+車+ペット	2
	4DK	20		計	197		計	70
	2K+ペット	8	若林西	2K	42	芦ノ口	4DK	24
	3K+ペット	10		3K	33		4DK+ペット	15
	4K+ペット	12		4K	37		計	39
	2DK+車	4		4DK	11	総 計		661
	2DK+車+ペット	2		2K+ペット	5			
	計	176		3K+ペット	9			
				4K+ペット	8			
				4DK+ペット	5			
				2DK+車	2			
				計	152			

募集から入居までの流れ

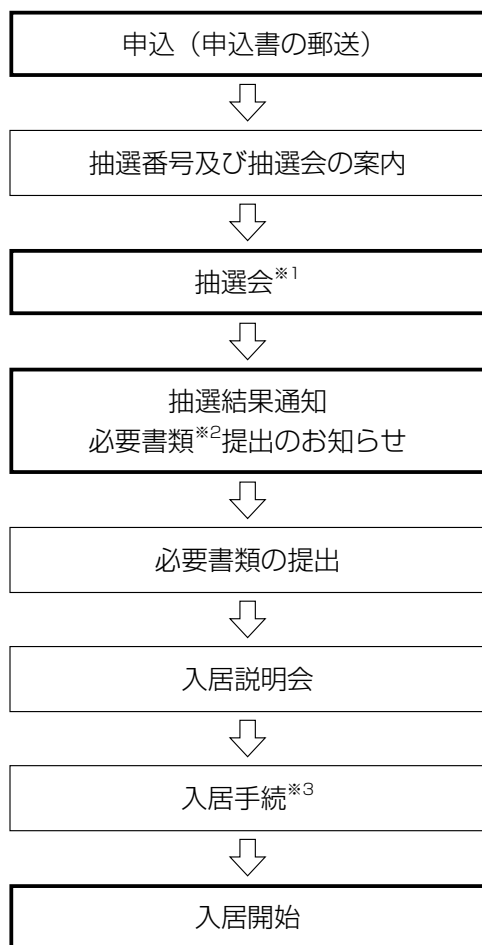
職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会



《※1 抽選会》

「世帯収入」、「世帯属性」、「居住状況」により当選確率の優遇を行った上で抽選を実施。

《※2 必要書類》

住民票や所得証明書、り災証明書などの必要書類の提出・審査。

《※3 入居手続》

建物賃貸借契約書の提出や敷金の納付などの諸手続き及び鍵渡しなど。

被災地派遣職員 体験談

仙台市 都市整備局 公共建築部
復興公営住宅室 管理係

片山 太郎 (都市整備局)

1 担当した業務の概要

復興公営住宅室は平成 26 年 2 月現在、室長以下管理係・計画 1 係・計画 2 係の 3 係体制 25 名（うち他自治体応援職員 7 名）で業務を行っており、私はその中の管理係（係長 1、係員 6、臨時職員 2 の計 9 名）に配属され、入居意向調査の集計、入居募集方針の決定、募集パンフレットや情報誌の作成、個別相談会対応、家賃算定などの業務に携わってきました。

2 苦労したこと・工夫したこと

4 月に配属され、まず管理係全体の大きな課題となったのが入居募集方針を決定することです。

ア 申込みは仙台市以外で被災した方も可能

復興公営住宅は、東日本大震災により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい世帯が安全に安心して暮らしていただけるよう整備する低廉な家賃の公営住宅であり、通常の公営住宅とは違い所得による入居制限がありません。また、仙台市では、東日本大震災により住宅を失った方であれば仙台市以外で被災された方でも、現在仙台市民であれば市で整備する復興公営住宅への入居申込みが可能となっております。

イ 供給戸数は被災自治体における住宅の滅失戸数の 50%

復興交付金を活用して供給する復興公営住宅は当該被災自治体ごとに建設戸数の上限が設けられており、仙台市の復興公営住宅に入居を希望する方全てに住宅を供給するのは非常に難しい状況でした。

そんな中、自力での再建が困難な方に的確に住宅を供給していくためにはどうすればいいのか、募集方針を決定していくうえで、係全体で非常に頭を悩ませながら取り組んだ課題となりました。

6 月に策定・発表した募集方針の中では、高齢者や、小さなお子様を扶養しているひとり親の方

など、世帯の属性に配慮した優先順位による申し込み枠を設定するだけでなく、一般抽選による申込み受付においても、所得が著しく低い方や子育て世帯に対し抽選番号を多く付与するなど、抽選になった場合の当選確率が少しでも上がるような工夫を行い、平成 25 年度の募集を実施しました。

入居募集方針については、被災者の方々が復興公営住宅に入居するうえで、非常に重要な位置づけを担うため、今回の募集・抽選の結果を踏まえて次年度以降も更なる工夫・検討が必要です。

3 印象的なエピソード

実際の募集を開始するにあたっては、入居を希望する皆様に確実に情報を伝えるため、使える手段はすべて使うとの方針のもと、市の広報誌や、HP への掲載、生活再建支援員が各戸訪問する際に情報提供を行うとともに、我々管理係の職員が直接仮設住宅に赴いて個別相談会を実施しました。

相談会の場において被災された皆様と直接目を見ながら相談をお受けする中、「整備のスピードが遅い」、「入居できなかったらどうすればいいんだ」などのお叱りの言葉をいただくこともありましたが、ほとんどの方から相談会を終えて家路につく際「ありがとう」と言っていました。

被災により、今までの生活が一変し、仮設住宅で不便な暮らしを余儀なくされている皆様からかけていただいたその言葉が、何よりも嬉しく、またやりがいを感じた瞬間でもありました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が赴任した平成 25 年度当初、仙台市では応急仮設住宅の供給・入居が終わり、住まいの再建については、復旧から本格的な復興へ向けスピードを加速していく時期でした。

震災が発生し、復旧・復興に関する業務、またそれと並行して通常業務を行うとなった場合、業務量は膨大なものになります。それらの業務をど

被災地派遣職員 体験談 >>>>

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

うにかこなしでこられたのは、よく聞くことでもあり当たり前のことでもあります。局を超えた連携や課内や係内での情報の共有やチームワークがあったからこそです。東京で業務を行う上でも、改めて意識し取り組んでいきたいと思っています。

また、相談会や電話等で被災された皆様と直接話をお伺いし、改めて復興とは「何かを作る」で

はなく「被災された皆様の生活を再建すること」だと強く感じました。3月末で被災地への派遣期間は終了しますが、被災地の復興にはまだまだ時間がかかることと思います。今後とも「被災された皆様の生活再建」のために、できることは微力ながら取り組んでいければと考えております。



建設中の田子西復興公営住宅

福島県

被災地派遣職員 業務概要

生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室 (災害対策本部原子力班
モニタリングチーム)

会田 寛充

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

県では、震災以前よりモニタリングポスト等により、原子力発電所周辺の放射線量等の監視を行ってきたが、震災後設置された災害対策本部原子力班に、平成 23 年 6 月に原子力安全対策課を主体とするモニタリング全般を管理する「モニタリングチーム」を設置し、発電所周辺をはじめ、県内全域の緊急時モニタリング体制を強化した。その後、平成 25 年 4 月からは、原子力安全対策課に放射線監視室を設置し、環境放射線モニタリングの更なる強化を図るとともに、放射線監視室を中心として、緊急時モニタリングを継続して行っている。

震災以降、福島第一原子力発電所の事故の状況等が日々メディアにより報じられているが、私が配属されてからもトラブルが絶えず、発電所周辺におけるモニタリングを更に強化しており、予断を許さない状況が続いている。

2 派遣先部署の業務概要

上述したとおり、放射線監視室は、平成 25 年 4 月に新設され、災害対策本部原子力班モニタリングチームとして行ってきた、環境放射線モニタリングの全般的な管理を行っている。

具体的な主な業務としては、①原子力発電所周辺の監視、②全県的な生活環境に係る環境放射能モニタリング、③測定結果の公表、④市町村が行うモニタリングへの支援等 を原子力安全対策課、原子力センター等と連携して実施している。

①原子力発電所周辺の監視

- 原子力発電所から概ね 30km 圏内及び避難指示区域における、モニタリングポスト等による空間放射線の測定、大気浮遊じん等の環境試料の核種分析*
- ※物質から放出される放射性のエネルギー及びその量を測定し、物質中に含まれる放射線物質の種類（核種）及び量を調べること。
- 原子力発電所周辺の海域における海水の核種分析 等

②全県的な生活環境に係る環境放射能モニタリング

- モニタリングポストやサーベイメータ等による空間放射線の測定
- 降下物、上水、地下水、海水、土壌等環境試料の核種分析
- KURAMA-II*を用いた自動車走行サーベイによる空間放射線の測定 等
- ※GPS 連動型放射線自動計測システム。自動車等に設置し走行することで走行したルート of 空間線量率を測定することができる。

③測定結果の公表

- ①②の測定結果の管理、公表
- 福島県放射能測定マップ等による、視覚的にもわかりやすい形での公表 等

④市町村が行うモニタリングへの支援

- KURAMA-II の市町村への貸し出し
- 環境放射線モニタリング事業交付金による支援 等

これらのほか、IAEA（国際原子力機関）との協力プロジェクトによる GPS 歩行サーベイ実施の検討や、発電所周辺監視強化に向けたモニタリングポスト増設等の事業も進行中である。

このように、放射線監視室は、様々な環境放射線モニタリングを行い、結果を分かりやすくお知らせすることで、県民等がより安全に安心して生活できるよう努めている。

3 成果・実績

主な環境放射線モニタリングの状況は以下のとおり。

◎モニタリングポストによる測定状況

県内全域 611 箇所（平成 26 年 1 月現在、国設置・県設置分含む。）の測定結果について、毎日定時にホームページ等で公表しており、翌朝の地方紙へも掲載される。

◎サーベイメータを用いた移動モニタリングの実施状況

平成 25 年度は、4 月から 11 月にかけて、メッシュ調査、学校等調査、児童福祉施設等調査、都市公園等調査、観光地調査、集会所等調査を約 10,000 地点で実施した。測定結果は、ホームページ等で公表し、公表した翌朝の地方紙へも掲載される。

平成 25 年度は、このほか、メッシュ調査（詳細調査）を実施し、上記メッシュ調査の結果をもとに、周辺の調査地点と比較して線量が高い地点等 187 地点を選定し、各地点の周囲において詳細に、約 15,000 地点において測定を行った。

◎自動車走行サーベイの実施状況

平成 25 年度は、36 市町村（国貸与・県貸与分含む。）が実施した。また、路線バス事業者（3 事業者）と連携し、県内の路線バス 28 台において自動車走行サーベイを実施している。測定結果は、福島県放射能測定マップ等で公表している。

◎原子力発電所周辺地域の環境放射線モニタリングの状況

- 空間線量率 18 地点 モニタリングポスト
- 空間積算線量 35 地点 蛍光ガラス線量計
- 大気浮遊じん 39 地点 連続ダストモニタ、ダストサンプラー
- 環境試料 約 850 検体（見込） 降下物、ダスト、陸土、上水、海水、海底土、松葉

空間放射線の状況については随時ホームページで公表している。その他は、四半期ごとに「原子力発電所周辺環境放射能測定結果」として取りまとめ、ホームページ等で公表している。なお、平成 25 年 10 月測定分より、1 ヶ月ごとに取りまとめ、毎月公表することとした。

また、福島第一原子力発電所の港湾内の海水や地下水で高濃度汚染の検出を受け、平成 25 年 7 月より、周辺海域や試験操業海域のモニタリングについて、測定地点、測定頻度を共に増やすなど強化を行った。

【福島県放射能測定マップ】

空間線量率測定結果、放射性物質測定結果、走行サーベイ測定結果等あらゆる測定結果が閲覧できる。県のほか、国、市町村の測定結果の一部も閲覧可能。



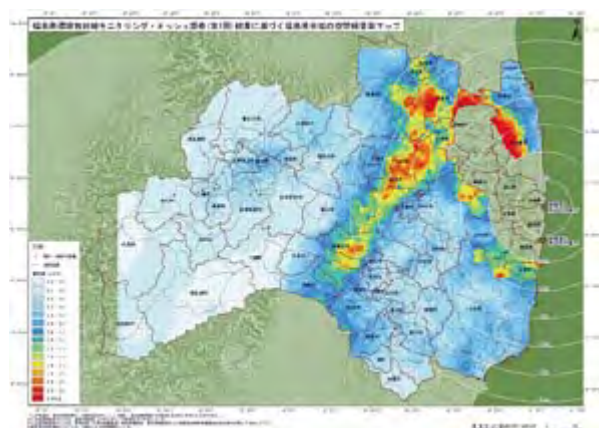
【環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果からみる空間線量率の推移】

第1回調査では、黄色や赤色等の高線量だった地域が、第6回調査では青色や水色等になっており、線量が下がっているのがわかる。

なお、第6回調査の空間線量率マップは、旧警戒区域等で実施した走行サーベイ（平成25年6月～7月実施）の測定結果を加えた形で作成している。



第1回（平成23年4月実施）



第6回（平成25年5月～6月実施）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

被災地派遣職員 体験談

福島県 生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室
(災害対策本部原子力班モニタリングチーム)

会田 寛充 (青少年・治安対策本部)

1

担当した業務の概要

放射線監視室は室長以下9名(平成26年1月現在)で構成される。

私の担当する業務は、主に、上述した「全県的な生活環境に係る環境放射能モニタリング」のうち、「移動モニタリング」という業務である。「移動モニタリング」とは、モニタリングポスト等の機器による定点測定に対し、人がその場に行ってサーベイメータを用いて空間線量率を測定するというものである。調査対象は、学校、児童福祉施設、公園、観光地、集会所、道路上(メッシュ調査)等であり、各施設等の敷地内を複数箇所測定することから、モニタリングポストだけでは把握しきれない、県民や県外からの来県者等にとって、より身近な空間の放射線を把握することができる調査である。

測定業務については、県内を6地方に分けて複数の業者に業務委託しているため、私の役割は、測定業者への指導・監督、測定業者より提出される測定データの確認・取りまとめ、測定結果の公表といったところである。

測定結果については、ホームページ等へ掲載するとともに、公表の翌日には地方紙にも掲載される。そのため、多くの県民等の目に触れることから、公表する数値に誤りがないか、誤った測定方法による異常値がないか、前回値と比較して上昇した箇所があれば原因は何なのか等、公表に至るまで幾度にもわたる入念な確認や分析を臨時職員等の協力を得ながら行っていた。

以上が日常的な業務であるが、平成25年度より、メッシュ調査(詳細調査)を新規に行うということで、調査の構想を練るところから、実施、公表に至るまで業務全般を任されることとなった。メッシュ調査(詳細調査)とは、上記メッシュ調査(避難指示区域を除く県内全域を2kmメッシュに区分けし、メッシュごとに1地点を測定。)の調査結果を受け、周囲の調査地点と比較して線量が高い地点等を選定し、より詳細に調査を行う(選定した地点を中心に1km四方を100mメッシュに区分けし、メッシュごとに1地点を測定。)

というものである。

その他、環境放射線モニタリング事業交付金に関する市町村への補助金交付事務や、上記移動モニタリング以外の測定結果の取りまとめ・公表作業等、様々な業務を経験できた。

2

苦勞したこと・工夫したこと

上述のとおり、移動モニタリングに関する業務については、複数業者に業務委託しており、毎日総勢38名の調査員により測定を行った。受託業者の中には、前年度より継続して受託した業者もあったが、平成25年度新たに受託した業者がほとんどであった。そのため、業務遂行レベルには差があり、私自身の放射線に関する知識等も軽薄な中で、測定方法や記録方法など業者を指導していかなくてはならなかったため、大変苦勞した。

前任者とは、入れ違いでの派遣となり、引き継ぎも十分ではなく、組織も東京都とは異なることから、初めは何をどうしたらよいのか、誰に相談したらよいのか、何もわからず、不安な数日間が続いた。しかしながら、4月当初より調査は進行しており、立ち止まってもいられなかったのも、周囲の職員、臨時職員、委託職員、前年度より継続して受託した業者等も含め、あらゆるところから情報を集め、知識を集積し、その後は測定業者への指導も徹底して行い、調査を滞りなく進行させることができた。

調査を進めていくと、調査対象施設の管理者等からの問い合わせが増えてきた。業者に委託して測定を行っているという事情もあり、施設管理者等からは、「本当に県の調査なのか?」「どういう主旨で行っている調査なのか?」などという問い合わせが特に多かった。というのも、放射線のモニタリングをかたった詐欺等も発生していたようで、特に、集会所等の管理者は町内会長等一般の方がほとんどで、不安に思う方が多かったようで、その都度電話等で丁寧に説明し、理解を得ながら調査を進めていかなければならず、時間を要し、中にはなかなか理解してもらえず、苦勞することも多々あった。

3 印象的なエピソード

担当業務が、坦々と調査を実施するものだったので、特にここで述べるような印象的なエピソードは思い浮かばないが、上述した、メッシュ調査（詳細調査）の業務については、最初から最後まで自ら担当し、予定どおり調査を開始できたこと、無事終了できたことが何より嬉しかった。

また、1年間という短い期間ではあったが、故郷である福島県のために働くことができたということで、一層高いモチベーションを持ちながら仕事ができただことは本当によかったと思う。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が担当した、環境放射線モニタリング調査は、施策として直接都政に活かすことはできないと思うが、それを実施する過程において、非常にいい

経験ができたと感じている。

私の業務は、調査の準備から実施、結果の取りまとめ、確認作業、公表に至るまでの間に、調査委託業者や臨時職員、測定結果管理委託業者等、数十名の人たちの協力を得て進めていくものだった。そのため、担当業務を遂行するには、多くの人たちに様々な指示を出し、綿密にスケジュールを立てながら進行管理をしなければならなかったが、人それぞれ考え方や業務の進め方などに差があり、思うように業務を進めて行くには大変苦労した。

このような経験は、将来、部下を持つ立場になった際、どのような職場に行っても大いに活かせる経験だと思う。また、職場環境や職務内容、組織文化等が東京都とは異なる職場で、柔軟に対応し、仕事をやり遂げることができたという経験は、自分にとって大きな自信となった。したがって、今後どのような職場に行っても、怯むことなく、そこでやるべき仕事を成し遂げることで、微力ながら都政に貢献していけたらと考えている。

福島県

被災地派遣職員 業務概要

保健福祉部 食品生活衛生課

熊野 純子

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

東日本大震災の発生から2年が経過しており、福島市内で日常生活に不便を感じることはなかった。6月に福島市内で「東北六魂祭」の開催が予定されていたことから、赴任後まもなく市街地の集中的な除染作業が行われた。

派遣先部署については4月の人事異動で大半の職員が入替わっており、震災前から勤務している職員は22名中1名のみであった。福島県は7つの方部（県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき）に分けられるが、日本で3番目に広い面積を有する福島県では、方部をまたぐ異動の場合、職員は住居移転が必要な場合がある。公舎もあるが、民間住宅については空きがなく、一部の職員は転居先を探すのに苦慮したという話も聞いた。派遣職員については県で家具付きアパートを借り上げて公舎扱いとしていたため、前任者が入居していた部屋を引き続き使用することができた。

技術職が職員の多数を占める職場であることから、事務職で関連業務の経験もない自分がどの程度戦力になれるのかという不安はあったが、派遣先部署のサポートや前任者のきめ細かい引き継ぎにより、スムーズに担当業務に取り組むことができた。



東北六魂祭（福島わらじまつりのパレード）
平成25年6月

2 派遣先部署の業務概要

東京都では福祉保健局健康安全部（健康安全課、食品監視課、環境保健衛生課）に相当する部署である。平成25年度は管理職・臨時職員を含め22名体制で、うち3名が自治法派遣職員であった。

【主な業務】

「食の安全」 食品衛生、食中毒、加工食品の放射性物質検査、調理師・製菓衛生師免許

「動物愛護」 動物の愛護・管理、被災動物救護

「環境衛生」 旅館業、浴場業、興行場営業、クリーニング業、理容師及び美容師、建築物における衛生的環境の確保

「水道」 国庫補助、飲用井戸、飲用水モニタリング検査

※下線の引いてある業務は、震災後新たに生じたもの。

【事業所】

保健福祉事務所6、衛生研究所、食肉衛生検査所

※中核市である郡山市・いわき市の各保健所への連絡調整も担当。



派遣先（福島県庁・西庁舎）
平成25年4月

上記の業務のうち、前任者に引き続き「食の安全」に関する業務の中で、主に加工食品の放射性物質検査に関する事務を担当した。

3 成果・実績

平成 25 年度（4 月～1 月）は 3,765 検体の加工食品の検査を実施し、結果を公表した。このうち、食品衛生法が定める放射性セシウムの基準値を超過したのは、乾しいたけ（2）、干しぜんまい、わらび塩漬、あんぼ柿（試験加工品・9）、干し柿（試験加工品・15）の 28 検体であった。

検査結果はプレス公表後に厚生労働省に報告し、福島県ホームページへ掲載。また、過去の放射性物質検査結果を検索できるサイト「ふくしま新発売。」にも検査結果を掲載している。

なお、平成 24 年度は 4,099 検体の検査を実施し、基準値超過は 62 検体であった。

【参考】

食品衛生法上の放射性セシウムの基準値（H24.4.1～）

食品群	放射性セシウム（Bq/kg）
一般食品	100
牛乳	50
乳児用食品	50
飲料水	10

Bq= ベクレル

食品衛生法上の放射性ヨウ素・セシウムの暫定規制値（～H24.3.31）

食品群	暫定規制値（Bq/kg）	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水	300	200
牛乳・乳製品	300 ※1	200
野菜類	2000 ※2	500
魚介類	2000	500
穀類	—	500
肉・卵・その他	—	500

Bq= ベクレル

※ 1 100Bq/kg を超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導。

※ 2 根菜、芋類については、放射性ヨウ素の規制値が設定されていない。

被災地派遣職員
体験談福島県 保健福祉部
食品生活衛生課

熊野 純子 (産業労働局)

1

担当した業務の概要

平成 25 年度は東京都の他、北海道（事務）と大阪広域水道企業団（土木）からも職員が派遣されており、役職は 3 名とも主査であった。県職員は、事務職の場合は主事→副主査→主査→主任主査と昇任していくが、同年代の県職員と同等の役職となっていた。

平成 25 年度に配属された 3 名は全員 1 年間の派遣であり、それぞれ「食の安全」（東京都）、「被災動物救護」（北海道）、「水道」（大阪広域水道企業団）の担当となった。

課内は管理職が 4 名で、課長の他に主幹（都の担当課長に相当）が 3 名配置されており、1 名は副課長を兼務。主幹はそれぞれ「食の安全管理」、「食品衛生・動物愛護」、「環境衛生」を担当し、その下に主任主査、主査、副主査、主事が配置されていた。課内の大半の職員は獣医師、農芸化学、化学、土木の技術系職員である。平成 25 年度は臨時職員を含め 22 名体制であった。

平成 24 年 1 月より東京都の派遣職員が勤務しており、前々任者、前任者に引き続いて「食の安全」の中で、主に加工商品の放射性物質検査に関する事務を担当した。具体的には、検体について保健福祉事務所の担当者へ内容を確認したり、衛生研究所（理化学課）で実施した検査結果の電子データを加工し、毎週行われるプレス公表の資料を作成する作業である。衛生研究所にも他県から

の派遣職員が勤務しており、加工食品や飲用水の放射性物質検査業務に従事していた。

平成 25 年度（4 月～1 月）は 3,765 検体の加工食品の検査を実施し、食品衛生法に定める放射性セシウムの基準値を超過したのは 28 検体であった。

この他、農産物の放射性物質検査についてもダブルチェックを行うため、農林水産部（環境保全農業課）の担当者と毎日顔を合わせて仕事を行っていた。農産物の検査は農業総合センターで実施しているが、土曜日にも検査を行っているため、食品生活衛生課の担当者も月 1 回程度土曜出勤の当番があった。平成 23 年度の検査開始以降、10 万点を超える検体の検査を実施している。平成 25 年度（4 月～1 月）は 23,210 検体の検査を行い、基準値を超過したのは 361 検体であった。環境保全農業課の担当者は、他県から派遣されている技術職員である。環境保全農業課の企画により、農林水産部各課と食品生活衛生課の検査担当者の交流会が行われ、生産者と接している県職員の立場からの「食の安全」に関する考えを知ることでもできた。

2

苦勞したこと・工夫したこと

マスコミや県民からの問い合わせには管理職や県職員が対応しており、直接関わることはなかったが、食品の安全を確保するため、自治体を取り組まなくてはならない課題が多いことを再認識した。

加工食品の放射性物質検査の日程とプレス公表の日程があらかじめ決まっており、毎週水曜日のプレス公表に間に合わせるために月・火曜は超過勤務となることが多かった。また、食品中のセシウム含有量が食品衛生法の基準値（一般食品の場合、100Bq/kg）を超過した場合は即日プレス公表となるため、検査結果が届いた段階で可能な作業は済ませておくよう心がけた。

他部署に配属された都派遣職員と比較すると超過勤務は少なかったが、課の業務が多忙な時期には、他職員の事務補助も行った。



全袋検査に合格したあんぽ柿に貼られるシール

3 印象的なエピソード

福島第一原子力発電所の事故による農産物の放射能汚染のため、福島県の特産である「あんぽ柿」については食品衛生法の基準値を超える放射性セシウムが検出され、2年連続出荷できなかった。

平成25年度は非破壊検査機器の導入による全量検査を行い、モデル地区で生産したあんぽ柿が3年ぶりに出荷再開となった。都内各地で行われた復興支援イベントでも販売された。

一方、週刊誌で福島県を含む14県の農産物や加工食品について、放射能汚染があるという事実と異なる記事が掲載され、出版社が訂正記事と新聞への謝罪広告を掲載するという事態も発生した。

担当業務では外に出る機会がなかったため、休日を利用して東北各地を回った。8月にはJRの鉄道とBRT（バス高速輸送システム）を利用して、宮城県・岩手県の津波被災地を訪れた（翌月に家族と再訪し、語り部の方から宮城県・南三陸町の津波の状況を直接聞くことができた）。福島県とは異なる被害状況や今後の課題を目の当たりにし、長期的な支援が必要であることを痛感した。12月から1月にかけては、福島県内（浜通り地区）の津波被災地を訪れた。

また、10月からは詩の群読と合唱による復興イベントの練習に参加し、1月に福島市内で公演を行った。県内だけでなく宮城県・山形県からも参加があり、総勢約150名での公演となった。

県庁隣の自治会館内に総務局の東京都被災地支援福島県事務所が設置されており、派遣職員の支援や県庁との連絡調整だけでなく、県内各地を訪



いわき市の災害復興住宅建設現場
平成26年1月

れたり、岩手県・宮城県への派遣職員との交流の機会を設けていただいた。上司や先輩・同僚、同期の友人からもメールで職場の様子を知らせていただいたり、帰京時に食事の誘いを受けるなどの配慮がありがたかった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都庁でいえば局間異動に相当するほど派遣前と異なる環境で勤務した1年間であった。都では本庁事業部門での勤務経験がなかったので、管理職のマスコミ・住民対応や部下へのOJTなど、学ぶところが多くあった。

また、多くの都道府県や民間企業から派遣職員が集まっており、全国各地の様々な職種の方と机を並べて働く貴重な機会を得られた。今後も交流を続けていきたい。

東京都においても食の安全・安心についての関心は高いものがある。放射能汚染以外にも、食中毒や残留農薬、食材偽装等、食品に関する課題は多く、不確実な情報がインターネットで即時に拡散してしまう状況である。正確な検査の実施と結果の公表を継続し、風評被害を払拭していくことが必要である。

東日本大震災発生から3年が経過しているが、福島県では震災・津波・原発事故により平成26年1月現在でも県内・県外に約14万人の避難者が暮らし、今後の生活設計や健康面、育児などに不安を抱えている方も多い。今後も長期的な支援が必要であり、公私にわたって身近なところから取り組んでいきたい。



復興イベント（群読・合唱）の台本とちらし
平成26年1月

福島県

被災地派遣職員 業務概要

商工労働部 産業創出課

加藤 健太郎

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

福島県は、東日本大震災の発生により、地震や津波被害に加え、放射能による除染や風評被害など、多くの課題を抱えている。福島県における地震や津波による公共施設等の被害額は1兆円近い状況となっており、産業・雇用への影響については、福島県内の事業所数が震災前の約10万事業所から約9万事業所に減少し、多くの離職者が発生している。

こうした状況を打開するためには、被災した企業の復旧・事業再開を支援するとともに、再生可能エネルギーなど福島の復興を牽引する新たな産業の育成、雇用の創出が不可欠となっている。

このような状況下で、私は、平成25年4月1日より福島県商工労働部産業創出課に派遣された。企業の復旧・事業再開の支援、新たな産業の育成や雇用の創出を目指して、次々に新たな事業を打ち出している課内の様子を目の当たりにし、業務についていけるのか不安であった。一方、多忙な部署ではあったものの、産業創出という前向きな業務に携わる職員の方々の熱意に溢れた雰囲気とチームとしての一体感を感じ、私も身の引き締まる思いで臨むことができた。

2 派遣先部署の業務概要

商工労働部は、中小企業支援や企業誘致、観光交流など、産業振興に関する事業を所管している。

その中で、産業創出課は、職員数が46名（平成25年12月1日現在、臨時職員を含む。）で、中小企業等の創業・復興支援や再生可能エネルギー等関連産業の集積育成を所管している産業創出課と医療・福祉機器関連産業の集積育成を所管している医療関連産業集積推進室に分かれ、事務を所掌している。私は、再生可能エネルギー産業担当として、再生可能エネルギー関連産業の集積育成を目的とした事業を担当した。

福島県における再生可能エネルギーに関する取組については、原子力災害からの復興を目指し、「福島県復興ビジョン」を平成23年8月に策定し、具体的な復興のための施策として「福島県復興計画」を第1次として平成23年12月に、第2次として平成24年12月に策定した。その中で、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」の実現を目指し、復興の柱に再生可能エネルギー関連産業の集積育成を掲げ、再生可能エネルギー推進プロジェクトを重点プロジェクトに位置づけている。

また、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」では、2040年頃を目途に県内のエネルギー需要を100%賄える量の再生可能エネルギーを生み出すという意欲的なビジョンを策定したほか、福島県を「再生可能エネルギー先駆けの地」とするための2015年までの行動計画「アクションプラン」を平成25年2月に公表した。このアクションプランでは、地域主導、産業集積、復興牽引が大きな柱になっており、アクションプランにおける2015年度再生可能エネルギー導入見込量は、約80万kWを超えると定めている。

このように、福島県では、再生可能エネルギー関連産業を福島の将来を支える成長産業として、積極的な事業展開を実施している。

平成25年度では、産業創出課再生可能エネルギー産業担当の業務の体系を図1のとおり位置づけている。中央部にある「普及・啓発 人材育成」から「情報発信」に至るまでの6つのステージにおいて、産学官連携のもとで各種事業を一体的に推進していくことで、県内企業の新規参入や技術力の高度化、雇用の創出に結びつけ、福島県を再生可能エネルギーの一大産業集積地とすることを目指している。また、福島取組みを「全国へ」、そして「世界へ」発信していくために、ドイツやデンマーク等の再生可能エネルギー先進地との交流も加速しており、ドイツNRW州やフラウンホーファー研究機構との連携協定を行うなど、

再生可能エネルギー関連産業の集積と育成に向けた事業スキーム

各ステージを産学官連携のもと一体的に推進することにより、県内外の企業・研究機関の参入を促し、福島を再生可能エネルギー関連分野の最先端の研究開発拠点に成長させるとともに関連産業の一大集積地形成を目指す。

再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会【24.6.5設立】 情報共有、方向性の検討、進捗状況の把握

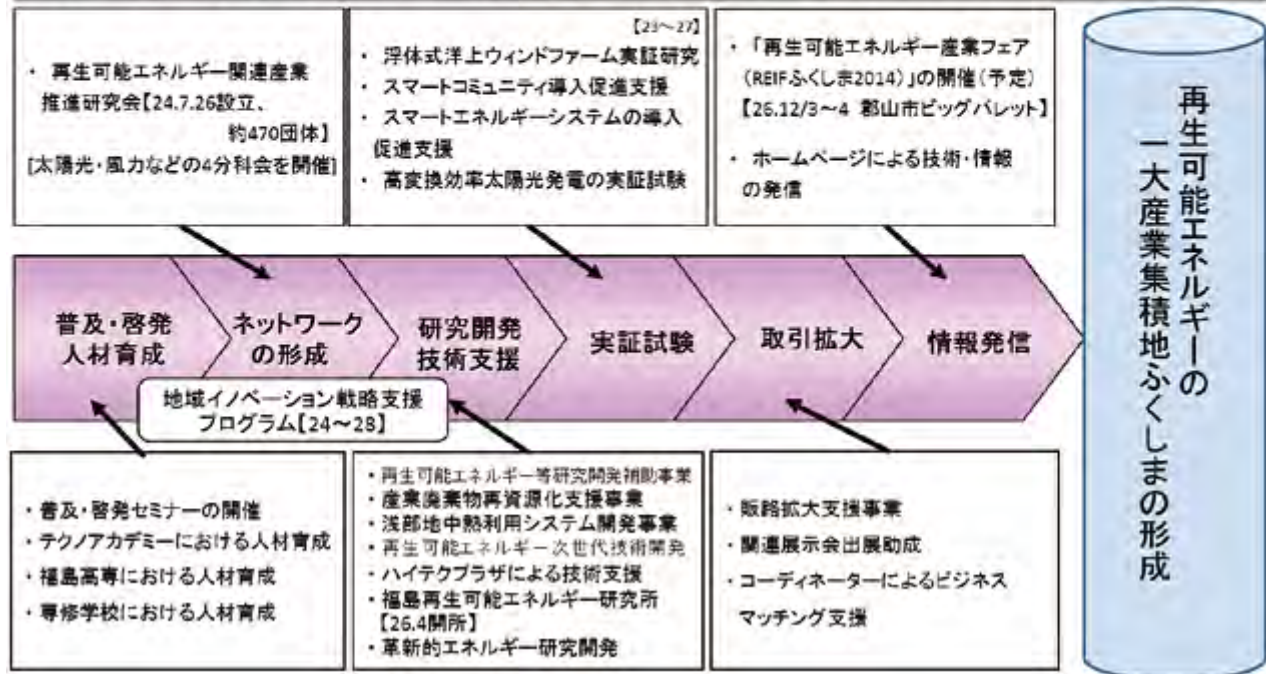


図1 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成に向けた事業スキーム

積極的な海外展開も実施している。

3 成果・実績

平成25年度に実施した再生可能エネルギー産業に関する主な事業について、その概要と実績を以下のとおり4点紹介する。

(1) 福島再生可能エネルギー研究所の開所準備

独立行政法人産業技術総合研究所（AIST）（以下「産総研」という。）が主体となり、再生可能エネルギーの早期実用化を目指した、応用中心の研究拠点として、福島再生可能エネルギー研究所を福島県郡山市に設置し、平成26年4月に開所する。この研究所では太陽光など6分野の技術開発を進めるとともに、県と共同で次世代をリードする研究開発を実施することで、県内企業の技術力の高度化を図り、今後成長が見込まれる産業分野における県内企業の新規参入などを促進する。県では、連携推進委員会等を通じて産総研との情報共有や意見交換等を積極的に進め、平成26年度の開所に向け、連携を深めてきたところである。

(2) 浮体式洋上風力発電実証研究事業の運転開始

福島県では、「再生可能エネルギーの先駆けの地」とするためのシンボルとして、世界初となる浮体式洋上風力発電実証研究事業が福島県沖で進められている。この実証研究事業では、浮体式風力発電技術の確立、観測と予測の確立、浮体式送変電技術の確立、高性能鋼材の開発等を行い、事業の安全性・信頼性・経済性を明らかにするとともに、県内への関連産業の集積と地域振興を図ることを目的としている。平成25年7月に2メガワット1基が設置され、11月に運転を開始した。平成26年度には、7メガワット2基が設置される予定である。

(3) ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア 2013（リーフふくしま）

本事業は、再生可能エネルギー分野に特化した地方最大の専門展示会であり、再生可能エネルギー関連産業でビジネスに取り組む企業や団体に情報の発信・収集及び商談・交流の場を提供することを目的として、11月6日（水）と7日（木）に福島県郡山市のビッグパレットふくしまで開催された。2回目の開催となる平成25年度は、各出展者が自社の製品・技術や取組を紹介する展示会のほか、著名な専門家による世界のエネルギー問題の解説や、知事による「再生可能エネルギーの先駆けの地」に向けた福島県の取組を紹介するセミナー、発注側・受注側に分かれて商談を行う取引商談会も行われた。

(4) 販路拡大支援事業

「再生可能エネルギー先駆けの地ふくしま」を国内外に発信するため、首都圏等で開催される展示会に再生可能エネルギー関連産業推進研究会として出展するものである、平成25年度は、平成26年1月末に東京ビッグサイトで開催の「ENEX2014」に出展し、前回は上回る規模で県及び企業の取組を紹介することができた。



図2 福島県ブースの様子

被災地派遣職員 体験談

福島県 商工労働部
産業創出課

加藤 健太郎 (福祉保健局)

1

担当した業務の概要

私が配属された福島県商工労働部産業創出課（再生可能エネルギー産業担当）は、主幹、主任主査、主査、副主査及び主事の5名で編成されており、私は主事として以下の業務を担当した。

(1) ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア（リーフふくしま）の企画・運営業務

本フェアは、福島県と（公財）福島県産業振興センターの共催で開催され、私は福島県の担当として、事前準備（大使館や大手企業等への出展要請、併催セミナーの企画調整、広報活動等）や当日の進行管理を担当した。（展示会の概要については、「業務概要」の「3 成果・実績（3）」のとおり。）

2回目の開催となった今回は、前回よりも出展者や来場者を増やし、実績のあるフェアにしなければならないという目標があり、プレッシャーのかかる中、前回の開催結果や反省点を確認し、上司や同僚、共催団体の職員と協力しながら着実に進めることができた。

開催当日は、県内外から153団体・262小間の出展、2日間で5,590名の来場があり、前回を上回る規模で開催することができ、より活発な企業間の交流や商談が行われた。また、海外から8か国・9団体の出展があり、大使館や海外企業による国際経済交流セミナーや、海外出展者のブースを訪問する海外出展者交流ツアーを初めて開催す



産業フェア展示会場全体の様子



産業フェアで知事によるセミナーを開催

るなど、国際色豊かなフェアとなった。

出展者・来場者アンケートからも、本フェアへの出展・来場について高い評価を得ることができ、成功裏に終えることができた。

来年度も3回目の開催を予定しているが、「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けて、本フェアが全国・世界に周知され、「福島に來れば世界最先端の情報が得られる」と思ってもらえるような本フェアの継続的な開催を期待している。

(2) 産業廃棄物抑制及び再資源化支援事業・浅部地中熱利用システム開発事業の補助金交付業務

私は、上記の2事業の補助金交付にかかる業務と運営にかかる指導・助言を担当している。

この2事業は、事業内容や実施主体、財源など大きく異なっているが、共通点としては、再生可能エネルギー分野に取り組む企業・大学・行政の産学官の共同による「福島発」の技術開発であり、福島県が数年間の支援を行い、実用化を目指す成長分野である。

この業務の遂行にあたって苦勞したことは、産学官が一体となって進めていくために、行政の立場としてどのように事業に関わり、指導・助言を行っていく必要があるのかということである。企業や大学の関係者は数年間この事業の研究開発に携わっており、内容を十分に熟知し、情熱を持って開発を進めている。そこで、知識や経験に乏しい私は、福島県の担当としていち早くこの研究開発の一員になれるよう、関係者と積極的に関わる

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

一方で、県民の血税である補助金が県民の生活のために活かされているのかという第三者的な冷静な視点を持つことを心がけた。今後の運営を決める会議の場では、地位や立場に臆することなく、産学官で対等に友好的な協議を重ねることができ、適切な事業運営と補助金の運用を行うことができた。

産業廃棄物抑制及び再資源化支援事業については、開発を進めてきたバイオマスガスステーションの開発と福島県川内村での設置が決まり、浅部地中熱利用システム開発事業についても、福島県郡山市に本システムを導入した実証住宅が完成し、3年間の研究開発が完了する予定である。

(3) 首都圏で開催される展示会への出展対応業務

本事業は、首都圏で開催される再生可能エネルギー関連の展示会に、福島県が県内企業との共同で出展することにより、福島県の取組を紹介するとともに、県内企業の販路拡大を支援するものである。平成25年度については、前回と同様に平成26年1月末に東京ビッグサイトで開催される「ENEX2014」に出展する。前回は上回る県内企業8社が集まり、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する特色ある製品や技術を展示するとともに、来場者のニーズに合った提案を行い、商談や共同開発などの具体的なビジネスにつながるよう、事務局として出展者間の連絡調整を担当している。

この事業は、県と企業による実行委員会形式を採用し、各企業で業務を分担し、お互いに密に連絡を取り合いながら取り組むことが多く、企業のコスト意識の高さや成果主義の姿勢など、企業ならではの考え方を学ぶ貴重な経験となった。

2 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣を通じて、企業や大学等の関係者とこれほど密接に関わったことがなく、これまで培ってきた経験が通用しない中で、県庁職員をはじめ、多くの関係者と協力して事業を進めていくことで、チームとしての一体感と事業が成功したときの達成感を得ることができた。仕事は人と人とのつながりから生まれるものであり、協力して進めるために人への配慮や思いやりを持ちながら、真摯に業務に向き合うことが重要であることを改めて実感した。

また、事業を進めるにあたって、自分の事業に対する熱意が大事であることを学んだ。年度当初に上司から「事業の成功は担当者の熱意にかかっている。熱意を持って事業を進めてほしい。」と言われ、事業をどのように進めていきたいのか、自分の考えや思いを持って行動することを心がけた。また、その熱意を実現するために、根拠資料やスケジュールを練り、上司や同僚と意識を共有し、協力して進めていくことが円滑な事業運営につながることを学んだ。

中学高校とお世話になった福島県のために微力ながら恩返しがしたいとの思いで福島に赴任したが、結果的には、優秀な尊敬できる上司や先輩方から学ぶことが多く、恩返しではなく、さらにお世話になったという気持ちが強く、この貴重な機会をいただいた福島県庁及び東京都庁の関係者の皆様に感謝申し上げる。

最後に、震災から3年が経過し、業務やプライベートでの活動を通じて、全国から多くの方々の支援を得て、福島県は着実に復興の道を歩んでいると感じている。福島県特有の原子力災害からの復興には、長い年月をかけて解決していかなければならないことが多いが、これを好機と捉え、前向きに意欲的に取り組む福島県庁の皆様の姿に行政職員として学ぶことが多かった。私もこの機会を通じ、ますます愛着の湧いた福島県のために継続的に支援していけたらという決意を新たにするとともに、福島県をはじめとする被災地の一刻も早い復興と県民生活の安定が図れることを願いつつ、本報告の結びとする。

福島県

被災地派遣職員 業務概要

商工労働部 産業創出課 医療関連産業集積推進室

四柳 亮一

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

- ◎東京から福島まで新幹線で1時間30分という近距離。東京から大阪まで新幹線2時間30分ということを考えると、福島は1時間も近い距離にあるとても近い東北地方の県。
- ◎人口は199.2万人、面積は北海道、岩手に次いで3番目の大きさ。
- ◎私が配属された福島県庁は福島駅から徒歩10分。また、私の住んでいるアパートも福島駅から徒歩10分（アパートには私の他3名の東京都職員が居住）。
- ◎東京都から派遣されている職員は14人。事務職9人、土木職4人、林業職1人。各自別々の所属先に配属。

2 派遣先部署の業務概要

- ◎人員：商工労働部の正規職員は約150人。その他に臨時職員、専門員やプロジェクトマネージャーといった業界に精通している専門家も含めると、商工労働部の人員は総合計で約200名在籍。うち医療関連産業集積推進室の正規職員は11人（筆者含む）。
- ◎室の目標：平成17年度より実施している「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」に基づき、産学官連携により、医療機器関連分野の産業振興と集積を図る。
- ◎アクションプラン：——世界をリードする「医療機器設計・製造」ハブ拠点形成を目指す——
 - ①医療福祉機器研究会の開催
 - ・医療機関や産業界との対話を通じて、「安全かつ高品質」で「コスト削減」が図れる医療機器の創出を目指す。
 - ②ビジネスマッチングの実施
 - ・県内外の医療機器関連メーカー、大学等研究機関と福島県内中小企業のマッチングを実施。
 - ③大学技術シーズを活用した医療機器研究開発の促進
 - ④医工連携人材セミナーの実施
 - ・県内の異業種企業が医療機器メーカーや大学との連携を図り、機器開発等を進めるうえで必要な知識の習得を目的とするセミナーを実施。



福島県庁（本庁舎（左）と西庁舎（右））



推進室の写真

⑤中小企業への薬事法許認可支援

- ・異業種から医療機器製造業への新規参入を後押しし、薬事法セミナーや企業個別コンサルティングの実施。

⑥中小企業への販路拡大支援

- ・中小企業が有する技術力を全国・海外に PR するほか、事業提携先を紹介。

⑦医療関連産業集積プロジェクト補助金

- ・医療福祉機器の製品開発・実証試験に取り組む企業等に対して資金的な支援を実施。

3 成果・実績

①ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金（ファンド）

本補助金事業は、国（経済産業省）の平成 23 年度第 3 次補正予算を活用したものである。平成 24 年度は 19 案件（約 38 億円）の採択であったが、平成 25 年度には 16 案件（約 22 億円）採択され、計 35 案件（60 億円）となった。今後も当補助金事業は継続されるので新規案件の発掘と共に、継続企業のフォローアップ（事業化・製品化）により一層取り組む。

②メディカルクリエーションふくしま 2013（メディクリ）の開催

本イベントは、福島県郡山市のビッグパレットふくしまにおいて開催することにより、医療・福祉機器企業に対して、情報発信、商談・交流の場を通じて、ビジネスマッチングを促進させることを目的としている。今年度の出展者数は、関係各位の尽力により過去最大の 221 企業・団体となった。

東日本大震災の影響をはねのけ、今年度 9 回目の連続開催となり、来年度で 10 回目の記念となる。

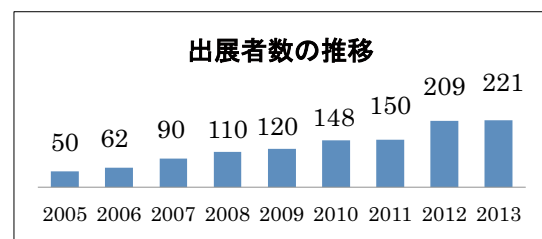
平成 26 年 10 月 29 日（水）、30 日（木）に同じくビッグパレットふくしまで「メディカルクリエーションふくしま 2014」が開催される。東京から郡山まで新幹線で 1 時間 30 分もかからないので、是非とも足を運んでいただきたい。



うつくしま次世代医療産業集積プロジェクトのパンフレット



メディクリの会場風景



被災地派遣職員 体験談

福島県 商工労働部 産業創出課
医療関連産業集積推進室

四柳 亮一（病院経営本部）

1

担当した業務の概要

派遣先部署での役職…主事

組織の体制…平成 25 年 4 月より産業創出課内に医療関連産業集積推進室を設置。当推進室は医療関連産業担当と拠点整備担当に分かれる。私は、医療関連産業担当。産業創出課は、創業支援担当、再生エネルギー産業担当、技術支援担当に分かれる。

担当業務

①ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金（ファンド）

「参考 URL : http://fuku-semi.jp/iryou-pj/main/main_03.html」

- 東日本大震災からの復興や県内の医療福祉機器関連産業の集積を目的として設立された。医療福祉機器の製品開発、実証試験、事業化に取り組む企業等を支援する。私の具体的な業務は、公募説明会の開催、補助金審査会の実施、外部審査員や企業等との連絡調整、交付要綱・公募要領・事務処理マニュアルの制定・改定、補助金指定企業への実地調査（経理書類の監査・機械装置の確認）等。



補助金指定企業向けの事務処理説明会：5 月 31 日

②メディカルクリエーションふくしま事務局

「参考 URL : <http://fuku-semi.jp/mcf/>」

- 「メディカルクリエーションふくしま」とは、主要医療機器メーカーによる製品展示と異分野製造業が有する優れた技術展示を一堂に会

した活気ある技術交流・商談会である。福島県では、平成 17 年度から、異分野製造業の高い技術力に着目し、医療機器分野への新規参入を促進させる「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」を実施し、その象徴的な取組みが、福島県内外の産学官が連携して開催する「メディカルクリエーションふくしま」である。私の具体的な業務は、実行委員会・運営部会の開催、出展企業への事前説明会の開催、設営企業との連絡調整、パンフレット・冊子の作成等多岐に渡る。



出展者説明会：9 月 3 日

③国内外医療機器展示会出展の助成

- 福島県では、中小企業が有する技術力を国内外に PR し、事業提携先を紹介するために国内外の医療機器展示会出展の助成を行っている。国内では、メディカルショー・ジャパン（横浜）、MEDIX（東京）、国外では、MEDICA（ドイツ）、GMES/KIMES（韓国）の医療機器展示会に出展している。私は、韓国の KIMES という医療機器展示会を訪問し、出展企業の補助、通訳の依頼、パンフレットの作成等を行った。

2

苦勞したこと・工夫したこと

<ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金（ファンド）>

現在 1 次～4 次の補助金指定企業は 35 社、委託先や外注先企業を含めると、関連する企業は

150社を超える。

企業の多さもさることながら、福島県庁という慣れない場所で働いたり、開発・研究中の案件を抱えたり、医療や福祉分野に専門的知識の無い私が企業と相談・交渉を担当するため苦労が多かった。特に、医療や福祉分野については、病院経営本部（多摩総合医療センター）の医事課で身につけた知識や経験しか無く、今でも分からないことが沢山あるが、4月当初は一つひとつの単語の意味が分からず、室員に質問したり、インターネットで検索したり、専門的知識のあるプロジェクトマネージャーにこっそり聞いたりして、何とか凌いだという感じであった。現在も継続して勉強中であるが、やりがいも多く、都政でも医療福祉機器事業だけでなく、中小企業支援事業全般に広く従事してみたいと考えている。

3 印象的なエピソード

<メディカルクリエーションふくしま>

当医療機器の展示会は1年間の準備を有する県直営の事業である。通常は財団や公社等に委託する業務をすべて県側で準備をするため、とてつもない労力を要した。例えば、出展者ガイドを作成する際に、約200社の企業の紹介文を一語一句複数人でチェックして、1社1社最終確認をする作業はとても地味で時間を要した。また、起案の連続で、細かい案件を毎日起案してはハンコを押していたイメージがある。展示会開催1、2か月前は、隣に座る同じ担当者である薬剤師と日夜問わず働き、関係各所から残業時間を心配されたのは、今となっては懐かしい思い出である。

当日は、大きな事故も無く進行することができ、県内外の関係者の多大なご協力・ご支援に感

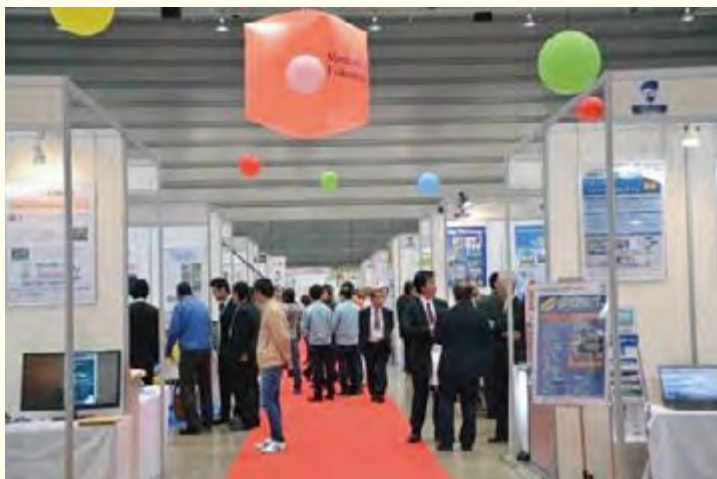
謝している。入場者数の少なさやビジネスマッチングの難しさ等の今後の課題はあるが、「メディカルクリエーションふくしま」は、私個人にとっては、色々な経験が出来たやりがいのあるイベントであった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- 1年ではあるが、福島県で担当した、「中小企業支援」、「補助金事業」、「展示会出展」等の産業創出業務の知識・経験を都政で活かしてみたい。多岐に渡る事業内容は、私にとってやりがいのある業務であると感じる。
- 得られた教訓としては、どの県庁であれ、どの職場であれ、どの上司・同僚であれ、皆さん、がむしゃらに働いて、より良い職場環境を作ろうとしていることを肌で感じた。自分自身も、常に謙虚な姿勢を忘れず、冷静かつ積極的に業務を行いたいと考える。



メディカルクリエーションの開会式



平成 25 年 10 月 30 日、31 日に開催された
「メディカルクリエイションふくしま 2013」の会場風景



平成 25 年 10 月 30 日に開催された「メディカルクリエイションふくしま」
特別企画「福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称）の
現状報告及び医療機器関連メーカーが期待すること」の様子



平成 25 年 2 月 12 日に開催された第 5 次ふくしま医療福祉機器
開発事業費補助金公募説明会で説明する筆者

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

福島県

被災地派遣職員 業務概要

農林水産部 農産物流通課

木村 麻美

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

1 派遣当初の状況

福島県派遣の希望が叶い、私が着任したのは、震災から丸2年が経過した平成25年4月でした。勤務先のある福島市は、原発から60kmほど離れており、着任当初、目に見える震災の影響は、街中で見かける空間放射線量の測定器と仮設住宅くらいのもので、ほとんどの方々は普通の日常生活を送っているように見受けられました。実際に仕事や生活をしてみて、厳しく困難な現実があることも痛感しましたが、食も美味しく、景色も星も綺麗で、温かい人たちに囲まれて、私にとっては本当に住みやすく、居心地の良い土地だと感じています。

派遣先の部署では、震災以前から取り組む通常業務に加えて、震災後、風評払拭のために増大した業務を限られた人員でこなしていました。土日や県外でのイベントも多く、膨大な業務量を職員の方々の熱意で支えられているように感じました。そのような多忙な中にあっても、明るく笑顔の絶えない思いやりに溢れた職場で、とても温かく迎えていただきました。

2 派遣先部署の業務概要

派遣先の部署は、県の主要産業の一つである農林水産業の復興・再生・振興を担う農林水産部で、出先機関等も含めると、県庁内で2番目の予算規模を持つ非常に大きな部署です。（参考：次ページ農林水産部組織図）その中で私が配属となったのは、農林水産物の安全・安心、農林水産物の消費・販路拡大、6次産業の推進等の事業を行う「農産物流通課」という部署です。

※東京都でいうところの「局」が「部」、「部」が「総室」であり、係制はなし。

農産物流通課は、21名の人員体制で、うち3名が自治法派遣職員、1名が人事交流職員で構成されています。課の中では、係制はなく、3つのラインに分かれ（消費ライン・流通ライン・6次化ライン）、主任主査（都でいうところの課長補佐）を筆頭に主査・副主査・主事がそれぞれ業務に取り組んでいます。

3 成果・実績

＜農産物流通課・消費ライン＞

主に、総室全体の予算・庶務管理、農林水産物の消費・販路拡大、地産地消、卸売市場、農産物の輸出促進等多岐に渡る業務を行っています。このうち、いくつかをご紹介します。

◆農林水産物利用推進絆づくり事業（復興予算）

「おいしい ふくしま いただきますキャンペーン」

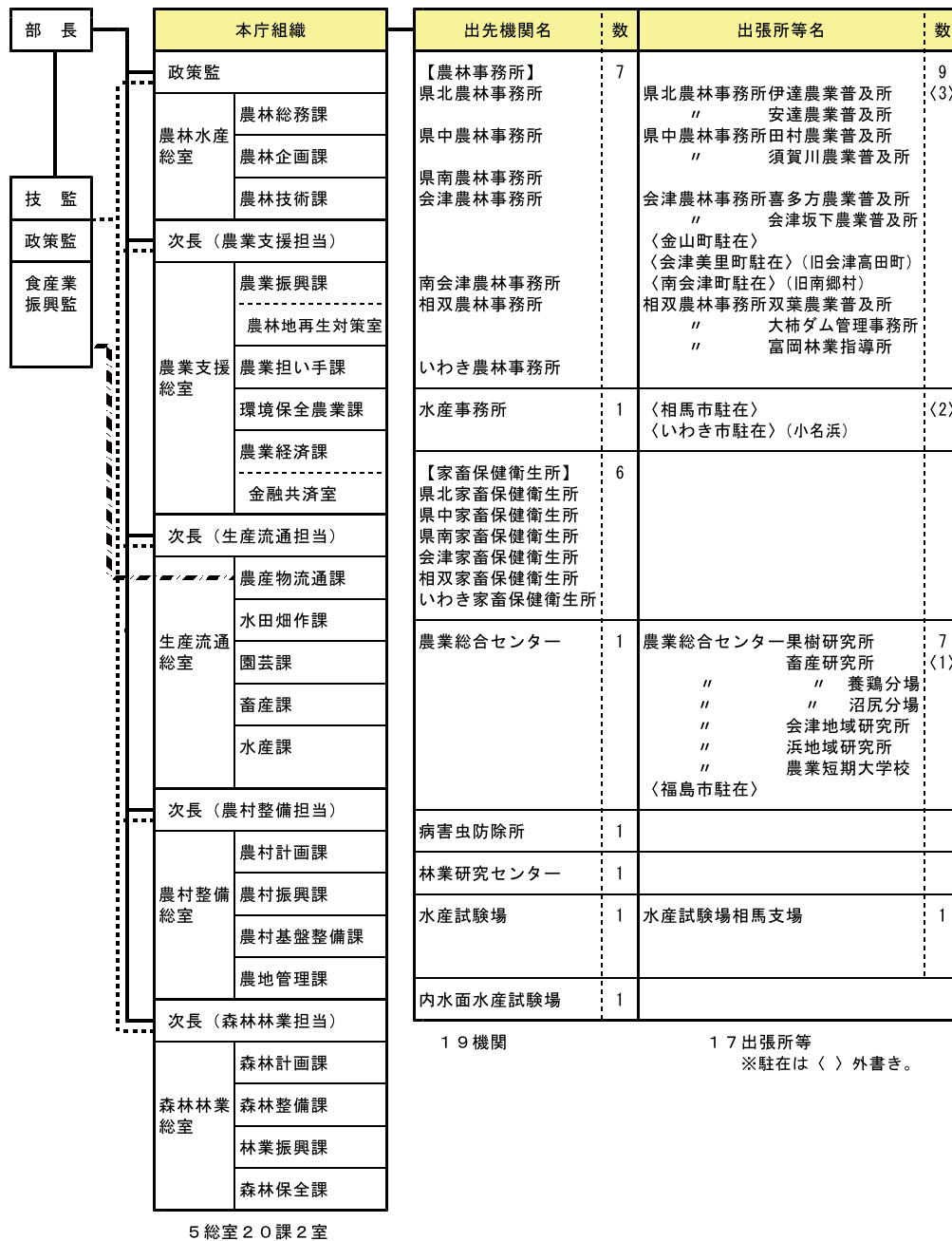
県内での風評払拭及び地産地消の推進に向けて、福島県民の方々に対し、県産農林水産物の美味しさや安全性をPRするためのイベントです。今年は、視覚・味覚・嗅覚と五感に直接訴えかけるよう「料理家によるクッキングデモンストレーションと試食提供」を実施するとともに、検査体制など安全性に関するクイズも行いました。

県民向けのPRであるため、県内量販店や農産物直売所など、「がんばろう ふくしま！応援店」に登録している店舗で実施しました。「がんばろう ふくしま！応援店」とは、福島県産農林水産物を販売・使用して、



農 林 水 産 部 組 織 図

平成25年4月1日現在



安全性をPRしている企業・団体等で、東京都庁の職員食堂も登録しています。

平成25年度の実施回数は、のべ37日で、県内あらゆる地域で開催しました。（11月末時点）

◆「ふくしま米」の消費・需要拡大

福島県産米については、全量全袋検査（非破壊の放射能検査）が実施され、安全性の証明がされているものの、依然として県産米の買い控えや、取扱いを取り止めている量販店があるなど、風評が継続している状況にあります。そこで、ふくしま米をPRするキャンペーンクルー「ライシーホワイト」の選考や県内外での販売促進PR等を通じて、消費・需要の拡大を図っています。また、福島県のオリジナル水稲品種であり、15年の歳月をかけて開発された「天のつづ」の認知度向上を図る取り組みも行っています。

（県内外での販売促進PR活動実績）

◎首都圏等で22回（のべ31日）、県内で8回（のべ13日）※12月末時点。

◎様々なイベントに出展し、試食やサンプル米の配布、販売、全量全袋検査の模型やパネル展示等安全性のPR。



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

(天のつぶ認知度向上事業実績)

◎県内量販店におけるフェアを実施。「天のつぶ」を用いた弁当等を開発し、販売。

◎県内飲食店・旅館等におけるフェアを実施。一定期間「天のつぶ」を提供してもらうことで、一般消費者、米穀卸業者、外食産業事業者等に対し、食味等をPR。

◎分とく山 総料理長 野崎洋光氏を起用し、CM等でPR。

<農産物流通課・流通ライン>

主に県外における農林水産物の販路拡大、青果物価格の安定、風評被害対策を行っています。風評被害対策の中でも、最も予算額の大きい事業を紹介します。

◆新生！ふくしまの恵み発信事業

未だ根深い県産農林水産物への風評払拭のために、県内マスメディア、関係団体、学識経験者、県等で構成される「新生！ふくしまの恵み発信協議会」において、戦略的なPR手法を検討し、各種媒体を活用した安全性等の発信を行ってきました。CMや広告では、昨年に引き続き、TOKIOがイメージキャラクターを務めてくださっています。

また、ほかにも、県の安全・安心の取組に関する首都圏等メディア向けセミナーや生産地へのツアーも実施しました。

(テレビ媒体を用いたPR)…………… スポットCM、タイムCM、ミニ番組等

(電車を用いたPR)…………… 電車内・駅構内映像広告、駅貼り広告、中吊り広告

(県内新聞等を用いたPR)…………… 新聞広告、情報誌、ラジオ等

(各種情報誌を用いたPR)…………… リビング4紙、ESSE、朝日・読売新聞（全国版）

(メディア向けセミナーの開催)……… 知事記者発表会、セミナー3回

(生産地へのメディア向けツアー)… 年3回



<農産物流通課・6次化ライン>

福島県では、豊かな農林水産資源をはじめ、高い総合力を有する県内産業の特性を生かして、1次・2次・3次の各産業分野の多様な主体が、産業の枠を超えて相互に連携・融合し、付加価値を向上・創造する取組み（＝地域産業の6次化）を行っています。

そのため、6次化ラインでは、6次産業への新規参入・創業を推進し、県産農林水産資源を活用した新商品の開発や、人材育成、6次化商品の開発とブランド化等の支援を行っております。

◆ふくしま地域産業6次化ファンド（新規事業）

農林漁業成長産業化ファンド（農林水産省）及び地方銀行団からの出資金に県からの出捐金を併せ、新たに地域ファンドを創設し、創業する6次産業化事業体（合併事業体）の資本金として出資することにより、6次産業への新規参入・創業支援を行います。

被災地派遣職員 体験談

福島県 農林水産部
農産物流通課

木村 麻美 (福祉保健局)

1

担当した業務の概要

- ◎ 私は農産物流通課の消費ラインで、主事という立場で職務に取り組んでいます。東京都と同じ主事ですが、福島県と東京都は組織体系が異なり、主事といえども、上級職の主査や副主査と同様の立場で仕事をすることを求められます。
- ◎ その中で、私が担当した業務は、卸売市場関係業務と農産物の海外輸出です。この体験談では、農産物の海外輸出の取り組みについて、紹介したいと思います。
- ◎ 福島県は、寒暖差のある気候や肥沃な土壌に恵まれ、多くの農家の方々が長年にわたり、丁寧な心を込めて、多種多様な農作物を育てています。中でも、桃は全国2位の生産量を誇り、「フルーツ王国ふくしま」を代表する農作物です。しかし、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所事故により、桃をはじめとした福島県産の農林水産物は、国内での風評に晒されただけでなく、海外においても、今なお40を越える国や地域において、輸入停止や全ロット検査が課されるなど、何らかの輸入規制措置が敷かれた状況が続いています。震災以前の主な輸出国であった東アジアの国々でも、輸入停止の措置が続いています。
- ◎ そうした中、昨年度、県産品の海外販路開拓を行う「観光交流局県産品振興戦略課」と「日本貿易振興機構（JETRO）」が連携し、新たな販路開拓に乗り出したのが、タイ王国でした。比較的規制措置が緩やかで、親日国であるタイから、現地バイヤーを招聘し、放射能検査体制や産地の視察、福島の桃の主力品種である「あかつき」の試食等を通じて、食の安全性について理解を得るとともに、福島の桃の美味しさや、ひたむきに桃を育てる農家さんの思いを伝え、関係者の方々の粘り強い努力の結果、震災後初となる桃の海外輸出を実現しました。
- ◎ 私が担当した今年度は、震災後の輸出2年目として、タイ王国との信頼関係の構築、タイに次ぐ新たな販路開拓、出荷量・出荷品目の拡大

を目指す年でした。そのためには、まとまった出荷量にも耐えられるよう、産地が一丸となって輸出に取り組む必要があり、私が担当したのは、まさにその産地側との出荷調整でした。輸出のことも、桃のことも、何一つわからない状態でしたが、周囲の方々にたくさんのことを教わりながら、県内の桃の一大産地である県北地方のJAや果樹団体などに輸出の意義や昨年度の取組を説明してまわり、その結果、震災後初めて、県北地方のすべてのJA・団体が輸出に取り組むこととなり、新たな輸出国であるマレーシアへの出荷量を含めて、前年度の約3倍の桃の輸出を実現しました。

2

苦勞したこと・工夫したこと

- ◎ 私が輸出を担当した今年度は、安倍内閣が経済再生に向けた成長戦略の一環として農林水産品・食品の輸出倍增計画を打ち出し、全国的に輸出拡大を目指していく方針が取られた年でした。また、県内では、昨年度の桃の輸出の成功事例も後押しし、産地側の協力は当初想定していたよりも、スムーズに得ることができました。けれども、輸出は国内に桃を流通させるのとは少々事情が異なります。例えば、輸出をするためには植物防疫を受けなければならず、万全を期すために、ひとつひとつ手作業で桃の除虫作業を行う必要があったり、事前に海外での販売会の日程が決まるため、その日に合わせて、桃のサイズも量も揃えなければならなかったり





(天候の影響を受ける農産物にとって、意外と大変だったりします)、通常の国内輸送のトラックが使えず、輸送費が跳ね上がったり、と、色々な問題が起きました。その中で、産地側の方々から厳しいご意見をいただくこともありましたが、その都度、話し合ったり、協力し合ったり、相手の言葉に耳を傾け、けれども、県の考えもきちんと伝え、真摯に向き合うことは心掛けてきました。

- ◎ そして、ここから先、県内で輸出が継続していくために欠かせないことは、事業者様自身が自発的かつ積極的に、各々の事業戦略のひとつとして輸出を位置づけ、主体的に取り組んでいくことです。現状の取組から事業者様主体の取組へと橋渡しをしていくこと、そのために県が出来ることは何か、ずっと考え続けていますが、私の中でまだ答えは出ません。しかし、今年度の輸出への取組がきっかけとなり、一人でも二人でも、福島県農業のため、輸出を大きな可能性として捉え、継続して福島の誇る素晴らしい農産物が海外へ届け続けるようお願い、業務に取り組んできました。

3 印象的なエピソード

- ◎ 桃の輸出が正式に決定し、ある事業者様が「桃輸出・出発式」と題して、海外への桃の出荷に合わせて、式典を開催されたときの出来事です。その式典で、生産者の代表の方が挨拶に立たれ、輸出再開にあたっての思いを述べられました。その中で最も心に残った言葉は、以下のとおりです。
- ◎ 「震災が起ってから、放射能の影響で、出荷ができない、買ってもらえない、孫にも食べ

させられない…。本当に苦しい試練の時期があった。それが、今回、海外のバイヤーの方々が福島に来てくださり、美味しいと認めてくださった。その結果、こうして輸出が実現することは、桃の生産者として、本当に勇気となり、自信となった。諦めかけたときもあったが、これからも安全で美味しい桃を作り続けていきたい。」自分が携わっている業務で、生産者の方にこのようにおっしゃっていただけたことが素直に嬉しく、非常に励みになったことを覚えています。

- ◎ また、輸出は、海外へ桃を送れば終わりではなく、実際に現地で福島県産品を取扱い、売ってくださる方々の存在なくして成立はしません。海外で福島県産の桃は、1個1000円以上することもあるほど、高価な果物です。他国に加え、国内の他産地の果物も数ある中で、福島県産を選び、風評もある中、売れ残りや輸送ダメージのリスクも全て背負い、取り扱ってくださる方々がいるからこそ、海外の消費者の方々へお届けすることができるのです。
- ◎ そうした、本気で福島のことを考え、福島で暮らす方々に思いを馳せ、尽力してくださる、本当に数え切れないほどの多くの「人」に支えられ、「人」と「人」との「思い」が繋がって、人間関係が構築されて初めて「思い」を形にすることができる実感しました。そう思える「人」と出会えたこと、そして、人と人との繋がりを実感しながら仕事に取り組めたことは、自分にとって、大きなやりがいであり、かけがえのない財産になったと感じています。

4 得られた教訓

- ◎ 「ふくしまからはじめよう。」というスローガンを御存知の方は多いと思います。ひとりひとりが復興に向けて歩み、ふくしまから新たな流れを創っていこうという、未来への意志が込められたスローガンです。では、このスローガンに添えられた「卵」の意味は御存知でしょうか。諸説あるようですが、このたまごは、「コロンブスの卵」を描いたものという説があります。誰もできないと思ったことを、敢えて最初にやってみる、そんな意味の込められた「コロンブスの卵」は、まさに福島がこの未曾有の震災・原子力災害からの復興を成し遂げようとす

る姿そのものです。

どんな逆境にあっても、決してあきらめない。
笑顔を忘れず、未来を描き、未来を信じて進む
こと。どんな状況でも、人に優しく、相手の立
場を慮り、丁寧に接すること。強く、優しく、

逞しい福島県で暮らす方々、福島県職員の姿は、
本当に多くの大切なことを教えてくれました。
ここまで支えてくださった福島県の方々、東京
都の方々、全ての方々へ心から感謝いたします。



岩手県

任期付職員 業務概要

大槌町 総合政策部（①総合政策課）、
復興局（②復興推進課、③④環境整備課）

- ①小永井 耕一 ②林 正生
③中澤 孝幸 ④笠原 光興

1 派遣当初の状況

- ① 教育委員会生涯学習課：社会教育施設の復興計画があったが、区画整理等土地の条件が整っていなかったため、構想・計画を行っている段階であった。また、小規模な災害復旧があった。
- ② 産業振興部農林水産課：被災によって漁業や水産加工場等は壊滅状態であったため、復興に向けた事業を行っていく必要があった。事業費は莫大であり、国からの補助事業費に係る事務作業は、人手が足りない状況であった。
- ③ 地域整備部環境整備課道路河川班：災害復旧の為の事業量は膨大であったが、道路災害・河川災害復旧工事や公園施設修繕、冬期の除雪対応など、一つ一つ事案を処理していく状態であった。
- ④ 地域整備部環境整備課下水道環境班：2カ所の下水処理施設を仮に稼働させながら維持管理等を行う一方、被災した設備の本復旧を行っていた。

2 派遣先部署の業務概要

- ① 総合政策部総合政策課（平成25年6月に異動）
 目的＝町の「東日本大震災津波復興基本計画」（H23年作成）の見直し、「第2期実施計画」（H26年度～28年度）の作成、「公共施設マネジメント白書」および「公共施設基本計画（公共施設経営管理計画、公共施設適正配置計画）」の策定、中心市街地再生の推進、「復興まちづくり会社大槌」の業務指導、「生きた証」プロジェクトの推進、町民バス等公共交通計画の推進、町民広報の推進、等
 規模＝企画調整班（9人）、復興まちづくり班（6人）、課長を含め計16人
 内容＝企画調整班（津波復興基本計画、実施計画、広報等、町の政策調整に関すること）
 復興まちづくり班（公共施設、市街地再生、まちづくり会社の指導、津波遺構の保存等、復興まちづくりの企画調整に関すること）
 詳細は、P120の平成25年度大槌町組織分掌図・総合政策部を参照
- ② 復興局復興推進課（平成25年4月に異動）
 詳細は、P120の平成25年度大槌町組織分掌図・復興局を参照
- ③、④ 復興局環境整備課（平成25年4月に組織改正）
 同上

3 成果・実績

- ① 教育委員会生涯学習課においては、社会教育施設（公民館）の基本構想を策定し、MLA 施設（図書館、博物館、アーカイブの集合体）の検討プロジェクトチームの立上げを行った。また、公民館、公衆トイレ等の災害復旧を行った。

総合政策部総合政策課では、公共施設マネジメント推進プロジェクトチームの立上げを行い、「白書」及び「計画」の策定を行っている。また、中心市街地再生プロジェクトチームを運営し、再生基本計画を策定している。

- ② 産業振興部農林水産課においては、大槌町水産業・水産加工業アクションプランを策定し、今後の水産業振興のための提言等を漁業関係者に対して行った。

復興局復興推進課では、今後、本格的な復興に備えた都市計画の見直しと、将来の町づくりの指針となる都市計画マスタープランの計画策定を行っている。

- ③ 地域整備部環境整備課道路河川班においては、道路災害・河川災害の復旧を目的とした工事を数十件担当したほか、公園施設の修繕工事、冬期の除雪対応を行った。

組織改正後の復興局環境整備課工務班では、町の計画事業である道路改良工事、及び橋梁の長寿命化計画に基づき橋梁の補修工事に携わっている。

- ④ 地域整備部環境整備課下水道環境班においては、2カ所の下水処理施設を本復旧した。

組織改正後の復興局環境整備課庶務管理班では、町初めての災害公営住宅3カ所の入居の受付及び入居環境の改善を実施し、被災者が本格的に居住できるようになっている。

また、街路灯維持管理事業・仮設住宅周辺環境整備事業の各維持管理、町道・河川の維持管理並びに使用、占用事務等を実施している。その他、浄化槽設置整備事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金対応等を実施している。



大槌町中心市街地現状写真（平成 25 年 1 月）

職員派遣

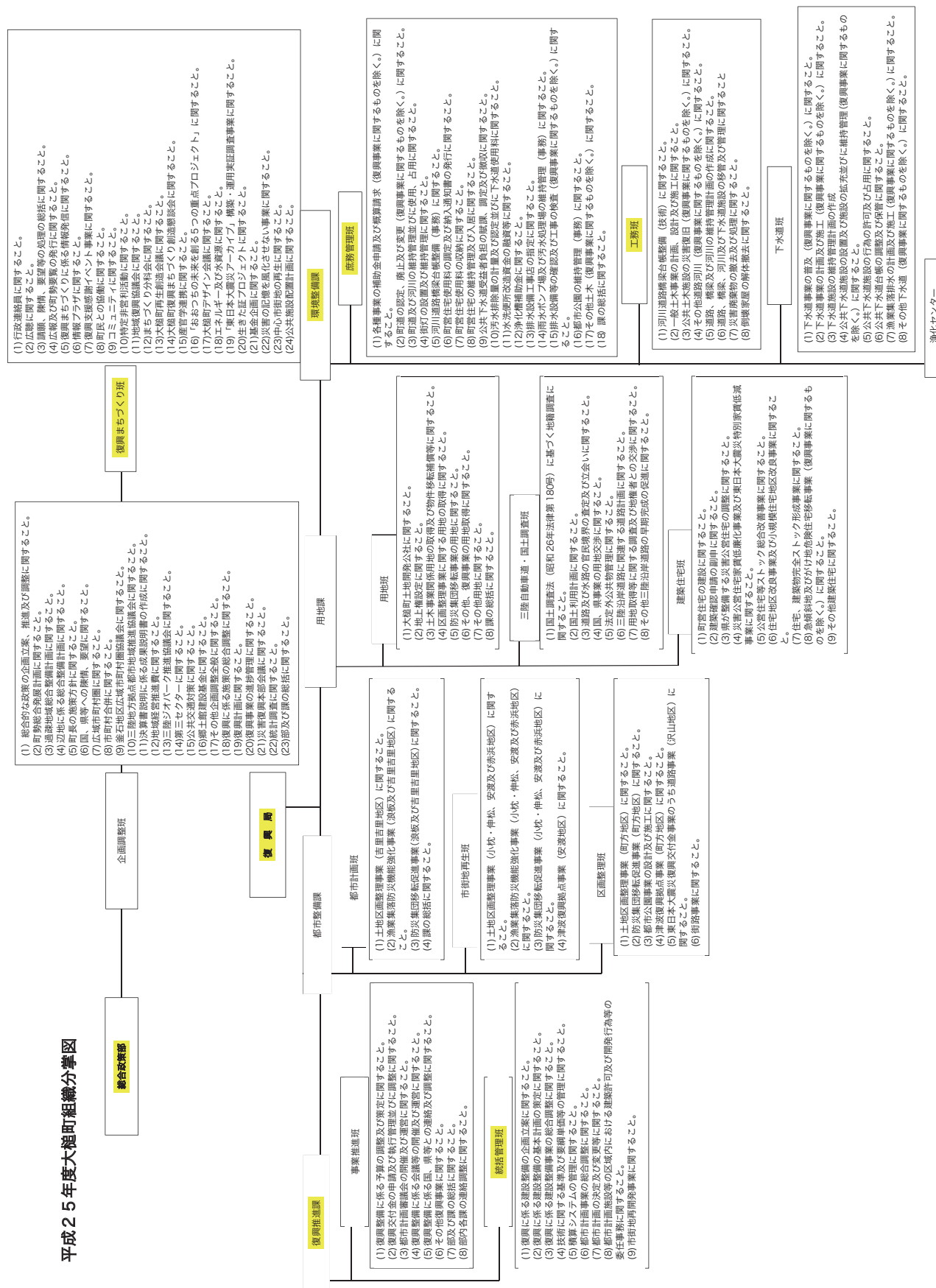
任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

図 平成25年度大槌町組織分掌



任期付職員 体験談

岩手県大槌町 総合政策部（①総合政策課）、
復興局（②復興推進課、③④環境整備課）

①小永井 耕一 ②林 正生
③笠原 光興 ④中澤 孝幸

1

担当した業務の概要

- ① 役職＝主査（建築施設担当）
組織の体制＝総合政策部長兼課長→復興まちづくり班長→小永井
担当業務＝公共施設マネジメントの推進に關すること、公共施設の適正配置に關すること、中心市街地再生に關すること、その他調整業務
- ② 役職＝主任技師（土木担当）
組織の体制＝復興局長→復興推進課長→統括管理班長→林
担当業務＝復興に係る建設整備事業の総合調整に關すること、都市計画の決定及び変更等に關すること
- ③④ 役職＝主任技師（土木担当）
組織の体制＝復興局長→環境整備課長→庶務管理班長→笠原、工務班長→中澤

担当業務＝完成後の施設（土木、建築、他）の維持管理業務、復興事業その他に關する庶務（笠原）

一般土木事業の計画、設計及び施工に關すること。公共土木施設の維持、災害復旧に關すること（中澤）

2

苦勞したこと・工夫したこと

- ① 公共施設マネジメントに關しては、町長以下、町の幹部職員に企画書を作って説明し、町の将来にとって必要であることを説明した。多くの職員は必要性を感じていたが、全職員の啓蒙が思うように行かなかった。また、全庁横断的なプロジェクトチームの運営にあたっては、公募形式のプロポーザルにより受託コンサルタントを選定し、情報共有には ICT（情報通信技術）ツールを使った。
- ② 嵩上げ盛土量は、町全体で約 100 万 m³ が不



大槌町中心市街地再生計画（平成 25 年 3 月）

足しており、各関係自治体との調整を図ること（山田町との土購入調印式等）により約140万m³を確保することが可能となった。

- ③④ 組織の分掌を超えた業務も課されるが被災後の混乱と考え、全て復興に繋がるものと淡々と処理することに努めている。

3 印象的なエピソード

- ① 公共施設マネジメント推進の企画に対して、多くの幹部職員が賛同してくれたこと。
- ② 大ヶ口大橋の設計は、隣接する多くの利害関係者の調整が必要だったが、利害関係者に関わる課の協力によってスムーズな調整を図ることが可能となった。
- ③④ 最初に担当した公園の維持工事が形として残っていること。

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

- ① 我々任期付職員は、勤務場所が被災地であることが条件で採用され派遣された。
- 公務員であれ民間であれ、過去の経験と実績を重視して採用されたと認識しているが、公務員であった当職は、過去の知見や人脈も含めて復興の役に立てればと考えている。
- ② 町の事業は、ゼロからのスタートで、住民合意形成による進展が必要であり、それを円滑に進めるためには、行政が説明責任を果たすことが重要と感じた。
- ③④ 国、県等からの多額の交付金を受けても、規模の小さな自治体では計画的に執行できる体制が組めていないと感じた。人的な支援を中心とした引き続きの援助が必要であろう。

1 派遣当初の状況

野田村は、北緯 40° に位置し、小豆砂の砂浜が続く十府ヶ浦海岸から太平洋を望み、昨年「あまちゃん」で一躍有名になった久慈市に隣接する人口 4,600 人の村である。

我々、東京都一般任期付職員 3 名が着任した当時（H24.9.18）は、村中心市街地が津波によりすべて押し流され、目に見えるものは、残された建物基礎と山積みのガレキだけであった。

当時、村は「安心・安全で活力あるむらづくり」を基本理念に掲げた「野田村東日本大震災津波復興計画」に基づき、被災者の一日も早い生活再建に向け、「防災集団移転促進事業」「土地区画整理事業」「下水道事業」等の各種復興事業の説明会が行われていた。

2 派遣先部署の業務概要

三ヶ森、高木の配属先である復興むらづくり推進課は、課長以下プロパー職員 4 名、東京都など自治体派遣職員 8 名、UR 職員 2 名、臨時職員 1 名の総勢 15 名であった。街並み再生班が市街地を再生する「土地区画整理事業」と災害危険区域に津波防災緑地を整備する「都市公園事業」を担当し、生活基盤再建班が災害危険区域に居住していた被災者の安全な場所での生活再建を進めるための「防災集団移転促進事業」「漁業集落防災機能強化事業」及び「災害公営住宅整備事業」を担当していた。

平成 25 年度からは、東京都に倣い岩手県が採用した一般任期付職員 5 名が配属され、総勢 20 名（年度当初）で復興事業を進めている。

東の配属先の地域整備課は、課長以下プロパー職員 7 名、東京都など自治体派遣職員 2 名、臨時職員 2 名の総勢 11 名である。道路班、上水道班、下水道班がそれぞれ被災したインフラを復旧する「道路・橋梁・上水道・下水道事業」を担当している。

現在、村役場全体ではプロパー職員約 60 名に対し派遣職員等約 25 名という構成となっており、まさに専門的知識と技術を必要とする復興事業を推進するため、派遣職員は村にとってなくてはならない存在になっていると自負している。

3 成果・実績

平成 26 年 1 月現在の各事業の進捗状況は、下安家橋梁災害復旧工事及び米田・南浜防災集団移転高台団地が完成、城内地区津波復興土地区画整理事業は一部使用収益を開始したところである。

これらの事業の完成は、一つの区切りではあるが、全ての被災者が仮設暮らしを終えるまで、我々は気を緩めることなく復興を進めていかななくてはならない。

平成 26 年度は、震災から 3 年の月日を経て、いよいよ村民が待ち望んでいた「自宅再建」が目に見える形で進んで行く。家が建ち街並みができ始めることにより、被災者の方々の不安感や先の見えない閉塞感を、安心感や希望に変える大きな力となることを期待している。



野田村の主な復興事業

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
災害 復興 事業 公営住宅		第1団地、住宅建築工事	第2団地、住宅建築工事			
防災集団 移転事業	高台・ 同地浜	計画・設計	造成工事	自力再建 災害公営住宅建築		
	高台内 同地	計画・設計	造成工事	自力再建 災害公営住宅建築		
区画 整理 事業		計画・手続・設計	区画整理工事	1期分 自力再建		事業清算事務 2期分 自力再建 災害公営住宅建築
都市 公園 事業		計画・手続・設計	公園工事			
防災機能 強化事業	下安 家地区	計画・設計	宅地敷上げ、造成工事		避難広場工事 高台 自力再建 災害公営住宅建築	
	中沢 地区	計画・設計	宅地敷上げ、道路工事		自力再建住宅建築	

復興事業進行予定表

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会



下安家橋梁災害復旧事業（東主任担当）



下安家処理場災害復旧事業（東主任担当）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会



城内地区高台団地



米田地区高台団地

防災集団移転促進事業（高木主任担当）



城内地区津波復興土地地区画整理事業（三ヶ森係長担当）

任期付職員 体験談

岩手県 野田村

①復興むらづくり推進課 ②地域整備課

①三ヶ森 善智・高木 利夫

②東 健二

1

担当した業務の概要

- 三ヶ森 善智
 - ◇組織の体制
 - 復興むらづくり推進課 19 名
(課長 1 名、街並み再生班 11 名、
生活再建班 6 名、臨時職員 1 名)
 - ◇派遣先部署での役職
 - 主任主査 (街並み再生班所属)
 - ◇担当業務の概要
 - 津波復興土地地区画整理事業 (A=12.9ha)
- 高木 利夫
 - ◇組織の体制：同上
 - ◇派遣先部署での役職
 - 主査 (生活再建班所属)
 - ◇担当業務の概要
 - 防災集団移転促進事業 (3 地区)
- 東 健二
 - ◇組織の体制
 - 地域整備課 11 名
(課長 1 名、土木班 3 名、水道班 2 名、
下水道班 3 名、臨時職員 2 名)
 - ◇派遣先部署での役職
 - 主査 (下水道班所属)
 - ◇担当業務の概要
 - 下水道事業、道路・橋梁事業

2

苦勞したこと・工夫したこと

岩手県出身の 1 名を除き、まず、最初に苦勞したのは「言葉の壁」である。

都庁での初任者研修時に話題にはなっていたものの、実際に業務を担当してみると、住民や施工業者とのやり取りが不可欠となるため、最初のハードルは意外と高く、未だに完全にはクリアできていないのが現実だ。

岩手県の復興計画期間が 8 年であるのに対し、野田村は 5 年とかなり短い。東京都一般任期付職員の派遣期間と整合するものの、裏を返せばそれだけ早期に被災者との信頼関係を築かなければな

らないということだ。後日談だが、着任当初は何度も聞き返すのが心苦しくて「はい、はい。」と解った振りをして、実は、前後の文脈や表情、語気から「恐らく、こういうことを言っているのだろう。」と推定していた。

最北端の派遣先のエピソードとしては、正月早々強烈な寒波に襲われ、夕方 4 時の気温が氷点下 8℃、明け方は氷点下 10℃ 以下という状況下で、案の定、今シーズンも水道を凍結させたという話がチラホラと聞こえてきた。温水器の中の水も凍るのだ。この外、仮設住宅の玄関サッシの結露が凍結し、玄関が開かなくなったという話も。何しろ、冷凍庫の中よりも部屋の中が寒いことから、当然と言えば当然だが、だからこそ、盆正月に帰省した際は、奥様方には温かく労わって欲しいものだ。

一方、夏は「ヤマセ」が吹き込み、真夏なのに最高気温 22℃ という日もある。涼しいというより肌寒いのだ。執務室は涼しくて非常に仕事が捗るのだが、プールの水温が上がらず子供たちは水泳ができないのが可哀そうだ。連ドラで人気の「あまちゃん」はこの気候の中で冷たい海に潜るのだから、本当に大したものだと、地元に住んでみて初めて分かることに妙に感心したりしている。

このような笑い話のようなエピソードはともかく、仮設暮らしが長くなるにつれ、被災者の意向が徐々に変わっていくため、被災者の意向を反映しつつ、過不足のない事業計画の策定及び見直しに適宜求められる。我々は、一日も早い自宅再建を目指し、如何にして早期復興を実現できるか、その時々状況に応じた柔軟且つ的確な対応が求められる。

3

印象的なエピソード

野田村は、街の 1/3 が被災しているにも拘わらず、皆さんが非常に温かいという第一印象を持ったことを覚えている。

仮設住宅に入居したその日に、同じ仮設住宅のお母さんが野菜を持って来てくれたり、事業説明会の新任職員紹介で拍手が起こったり、近所のお

店に買い物に行くと「遠くがら来てけでありがとござんす〜。」と言ってくださったり、運動会や村文化祭のファッションショー、やっと復活したお祭りや「なもみ」（なまはげの北三陸版）に自然に受け入れてくださったり、ある時など感謝のお手紙をいただいたり、こういった一つひとつのことに我々は力をいただき、やりがいを感じながら業務に当たっている。

また、野田村名物だと勝手に思っているものに、「役場職員大忘年会」がある。村長も、教育長もプロパー職員も、派遣職員も、臨時職員も関係なく、原則全員参加の忘年会があるのだ。村長と新人職員が、また村長と派遣職員が盃を酌み交わしながら、復興やまちづくり談義ができるということは、本当に素晴らしいことだと思っている。

業の最適化を意識しながら業務を進めなければならないが、平時においては、ややもすればそのことは忘れ去られがちである。

しかし、震災復興事業という大きな事業を進めるためには、常に被災者の意向を確認し、計画を見直し、事業の最適化、効率化を図っていかねばならない。また、一日も早い復興を達成するべく、一つの事業の計画策定から完了まで携わることができるということは、平時の公共事業の中ではなかなか経験できるものではない。必要に迫られてではあるが、復興と資質向上の双方に繋がる貴重な経験ができるということは、公務員としてこの上ない幸せだと感じている。このことを我々は胸に刻んで、復興計画に遅れることなく、日々の業務に取り組んでいきたい。

4

被災地への派遣で得られたこと

我々公務員は、震災が無かったとしても、一度計画を策定すればそれで終わりではなく、常に事



小正月行事のみずき団子の前で（左から東、三ヶ森、高木）

1 派遣当初の状況

気仙沼市の沿岸部は 3.11 津波による広範な被害を受け、1M 前後の地盤沈下が生じ、災害危険区域を中心として内水の排除ができない状況が今なお続いている。大型漁船が内陸まで打ち揚げられ、震災遺構として残すべきか否かの議論も巻き起こった。

防潮堤建設に対する地元の反対も根強く、未だ合意に至っていない地区もある。防潮堤建設の遅延は復興事業全体の遅れに繋がっていくことが懸念されている。

2 派遣先部署の業務概要

当市の被災沿岸部の約 85ha において震災復興土地区画整理事業が計画されている。

鹿折地区約 42ha と南気仙沼地区約 32ha は昨年 3 月に事業認可を受け、仮換地指定を行うとともに、地盤嵩上げの土砂搬入が最盛期を迎えている。両地区とも都市再生機構（UR）への事業委託によって進められている。

一方、内湾地区の土地区画整理事業（約 11ha）は、防潮堤建設に対する地元の合意がほぼ得られたことから、地権者からなる街づくり協議会と市が協力し、計画策定を加速化しており、本年 3 月の事業認可を目指している。



基礎撤去



地盤改良

3 成果・実績

鹿折地区と南気仙沼地区の土地区画整理事業は、順調に推移している。

気仙沼内湾地区土地区画整理事業は、地元地権者を中心にした「内湾まちづくり協議会」と市が協力して計画策定にあたっている。地元地権者の復興への期待は大きく、地区毎に設けられた地区会が積極的に開かれ、熱心な話し合いが行われており、事業認可に向けてまちづくり計画が進みつつある。

「気仙沼の顔」を目指した復興が早期に実現するよう派遣職員も一丸となって事業にまい進している。

任期付職員 体験談

気仙沼市 建設部 都市計画課
土地区画整理室

勝谷 隆三

1 担当した業務の概要

昨年 11 月に建設部計画・調整課から同じ部の都市計画課土地区画整理室へ異動となった。短い派遣期間の中で、自らの現役時代に経験した業務を少しでも復興に役立てたいと考え、異動を希望したのである。

前職の計画・調整課では主として被災跡地の整備計画を担当した。災害危険区域の宅地は市が防災集団移転事業にあわせて買い取ることとなるが、散在する買取地を集約し公有地として活用することを目指した。しかし、都市計画区域外における土地集約手法は限られており、未だ有効な手法が見いだせないでいる。沿岸諸都市も同じ悩みを抱えていることから、近い将来解決手法が与えられると確信している。

土地区画整理室では気仙沼の顔として復興が急がれている内湾地区の事業を担当している。土地区画整理室は兼務の課長を含め総勢 15 名であるが、短期派遣及び任期付派遣が 10 名と市職員を上回る人員構成である。

2 苦労したこと・工夫したこと

前職の被災跡地の市有地の集約に当たっては、国の縦割り行政が立ちはだかった。都市計画区域では土地区画整理事業により散在する土地の集約は可能だが、都市計画区域外では耕地整理事業以外の手法はない。気仙沼市の被災地はその多くが都市計画区域外であり、国交省に相談したが、実現しなかった。今後は農水省に耕地整理事業の規制緩和に向けて折衝する必要があると考えている。

内湾地区土地区画整理事業では、地権者のまち

づくり協議会と市が協同で計画を策定している。時として市の主体性が問われることとなり、市の長期計画や都市計画マスタープランとの整合性をいかに確保していくかが重要となる。

また、継続性が問われる土地区画整理事業において、頻繁に入れ替わる派遣職員同士、派遣職員と市職員との円滑な事務引き継ぎが課題となっている。

3 印象的なエピソード

気仙沼市には 200 名近くの派遣職員が働く。出身地は九州の離島から北海道まで広範な地域である。

地元気仙沼に加え全国の方言が飛び交い、何度も聞き返すなど慣れるのにも時間がかかる。一方で全国に友人を持つこととなり、地域交流の貴重な場ともなっている。

4 被災地への派遣で得られたこと

当たり前のことであるが、被災地の状況や悩みはやはり現地に来ないと分からない。一刻も早く被災者を仮設住宅から転出させることが我々に与えられた最大の使命である。

また、かつて大震災を受けた兵庫県内各市からの派遣職員やボランティアが多いと感じる。災害大国の我が国において、お互い地域を越えて助け合うことの重要性を再確認させられる。

一方において、災害時に働き手となる土木技術者の全国的な減少傾向が気になる。派遣元の自治体は苦しいやりくりで職員を送り出している。災害に対応できる技術者の養成方策を考えるのは喫緊の課題である。

1 派遣当初の状況

気仙沼市は、宮城県の最北部に位置し、全国有数の水揚げ量を誇る気仙沼漁港を抱える漁業を中心とした人口約 7 万人の都市である。東日本大震災による大津波とその後の大規模な火災により、死者・行方不明者 1,277 名、被災世帯が約 9,500 世帯という甚大な被害を受けた。震災から 2 年 9 か月が経過した平成 25 年末時点でも、約 3,970 世帯（約 10,030 人）が仮設住宅に暮らしている。

気仙沼市では、被災者の住まいの再建を進めるために、約 2,200 戸の災害公営住宅を整備する予定である。これは被災東北 3 県の市町村において 3 番目に多い規模である。

短期間にこれだけの戸数の整備を図るために、手戻りの少ない事業の推進や整備手法等の工夫などを行い、被災された方に少しでも早く安定した住まいを供給することが求められている。

2 派遣先部署の業務概要

◎災害公営住宅整備課の概要

災害公営住宅整備課は、災害公営住宅の整備、及び整備後の入居に向けた受付や準備等を担う課である。総勢 11 名の職員がおり、東京都任期付派遣職員 3 名のほか、気仙沼市採用職員が 5 名、他自治体派遣職員が 3 名という構成である。出身、経歴、年齢等は多様であるが、災害公営住宅の早期の完成のために、職員が一丸となって業務に取り組んでいる。

◎気仙沼市の災害公営住宅の整備概況

気仙沼市の災害公営住宅は、人口が集中する市街地部に共同住宅形式（マンションタイプ）の災害公営住宅約 1,400 戸を、海岸線に沿って集落等が点在する郊外部に木造戸建・長屋形式の住宅を約 800 戸整備する予定である。

表 気仙沼市での整備戸数と整備手法

	地区数	整備戸数	建物タイプ	整備手法
市街地部	13 地区	約 1,400 戸	共同住宅（マンションタイプ）	UR 都市機構の整備・買取型
				民間公募事業者の整備・買取型
				共同建替えビルの床買取型
郊外部	15 地区	約 800 戸	戸建・長屋住宅（木造）	造成工事は市直轄、 建物は地元建設業ネットワークの買取型

◎復興まちづくりと連動した市街地部での整備

気仙沼市の市街地部では、15 地区で整備を進めている。

そのうち内湾地区は、古くから「屋号通り」や「昭和モダン」と呼ばれる港町繁華街の雰囲気を伝える街並みが形成され、気仙沼の顔としてにぎわってきた地区であったが、東日本大震災による津波により、多くの店舗や住宅が流出した。店舗や住宅が個別に再建を図ることが難しいため、商店街や地域住民等と連携し

ながら商店街と災害公営住宅を併設した共同建替えによる災害公営住宅の整備を進めることにより、内湾地区のにぎわいの再生や居住人口の回復に取り組んでいる。

その他の地区でも、土地区画整理事業による市街地の再整備や施設跡地の有効活用など、復興まちづくりと連動した災害公営住宅の整備を進めている。

◎従前のコミュニティ形成に配慮した郊外部での整備

気仙沼市の海岸線総延長は約 127km に及び、大小 38 の漁港及び後背の漁村集落が形成されている。

郊外部の各地区では、被災以前から、集落が一体となった地域社会やコミュニティ等が形成されており、被災後の高台移転等の検討に際しても、従前の生活環境やコミュニティ等をいかに継承するかが課題となっていた。そのため、郊外部の災害公営住宅は、防災集団移転事業による高台移転となるべく一体的に整備することにより、被災した方々が移転先でも一緒に生活ができるように配慮している。

また、整備する建物形態も、ほとんどの方が被災前に一戸建て住宅に住んでいたことに考慮して、災害公営住宅も木造タイプの戸建てまたは連棟型の長屋形式のみとし、いずれかの住宅が選択できるようにしている。

◎整備後を考慮した市営住宅の管理計画の策定

整備後の災害公営住宅は、市営住宅として管理される。気仙沼市は、他の被災地と同様に、被災以前から人口減少や高齢化が進んでいる地域であり、災害公営住宅においても、遠くない時期に空室が発生する見込みである。一方で、既存の市営住宅は高度経済成長期に造られたものが多く老朽化が進んでいることから、既存の市営住宅と災害公営住宅について、統廃合等の再編を含め、中長期的に適切に管理するための管理計画の策定を、関係課と連携しながら進めている。

さらに、木造タイプの住宅の建築は、地元の建築設計事務所や工務店、木材・建材流通事業者等で組織する「気仙沼地域住宅生産者ネットワーク」に一括発注することを予定している。この取組により、地元産材の有効活用、地域の産業の活性化、建築費の抑制などを目指している。



内湾地区の様子（震災後）



集合住宅（鹿折地区）イメージパース



戸建イメージパース

3 成果・実績

気仙沼市の災害公営住宅の入居は、平成 26 年 10 月を皮切りにスタートし、平成 28 年 3 月まで順次行っていくことを予定している。現在は、各地区で工事着手に至っており、市街地部では今年度（平成 25 年度）内に 4 地区で災害公営住宅の建築工事に着手し、郊外部では全ての地区で造成工事に着手している。

ただし、東北全体で復興事業が行われていること等により、資材や職人が不足しているなど、整備を取り巻く環境は厳しくなっている。少しでも早く被災された方に、安心して住んでいただける住宅を供給するために、整備のスピードを速める工夫を行っていききたいと考えている。

任期付職員 体験談

気仙沼市 建設部
災害公営住宅整備課

家亀 潤、川田 和彦、海老原 雄紀

1

担当した業務の概要

東京都任期付派遣職員は、主に郊外部の災害公営住宅の整備業務に2名が、入居受付業務に1名が係員として従事している。

整備業務 (2名)	●災害公営住宅の造成計画及び工事管理【郊外部15地区】 ●共同建替えビル買取型災害公営住宅の検討【内湾地区】 ●災害公営住宅のインフラ設備の導入検討、調整 ●整備後の管理計画の検討 等
入居受付業務 (1名)	●災害公営住宅の申込み事務 ●市民等からの問合せ対応 等

◎整備業務の概要

郊外部の災害公営住宅は、高台の丘陵地を造成し、その上に木造の戸建・長屋の整備を行う取り組みである。東京都任期付派遣職員は、主に造成全般に関わる業務に取り組んでいる。

その内容は、復興交付金による予算取得から始まり、調査・測量・設計業務の発注と業務管理、地元協議会との協議、用地取得・補償対応、関係法令に基づく許認可手続きなど多岐に渡る。そして、工事着手に目途が立つと、造成工事の積算及び工事発注を行い、着工後も、円滑に工事を進めるための各種調整や進行管理を行う。



職員の集合写真（左から1、2、5番目）

また、市街地部では、内湾地区の共同建替えについて、検討を担うコンサルタントや地域の地権者と一体となって、事業計画や資金計画の検討などを行い、事業化に向けた合意形成を図ること等を担当している。

◎入居受付業務の概要

気仙沼市では、災害公営住宅への入居を希望する方々の将来に対する不安を少しでも取り除くために、災害公営住宅に関する情報提供や説明会を行っている。東京都任期付派遣職員が着任後に携わっていることとしては、災害公営住宅の展示会（パネルや模型の展示）、災害公営住宅に関する地区ごとの説明会、入居希望者に対する個別相談会の実施などがある。また、災害公営住宅の整備完了までには相当の期間があることから、「仮申込み」という形で入居の仮受付を実施しており、受付や選定のための作業等に携わっている。

入居受付業務は、被災された方々と直接接するものであるため、被災者の気持ちに寄り添った対応を行うことが大切である。時には、被災された方の期待や要望に対して、制度面の制約条件などにより、応えられないこともあるが、被災された方の想いを丁寧に聞き、なぜそれができないかについてわかりやすく説明をするなど、少しでも理解や納得をしていただくよう心掛けている。

2

苦勞したこと・工夫したこと

◎職員の不足

気仙沼市では復興事業に従事する職員が常時不足しており、災害公営住宅整備課においても例外ではない。そのため、本来の担当以外の業務を行うことも少なくないが、職員同士が協力し合いながら進めている。

◎関係各課との調整・連携

災害公営住宅整備課は、関係課等との調整がとまかく多いことが特徴である。例を挙げると、他の復興事業との調整（防災集団移転推進課、都市計画課、水産基盤整備課）、用地の契約（用地課）、

道路等のインフラを整備管理（土木課、ガス水道部）、完成後の建物の管理（建築住宅課）、入居者のコミュニティ形成・福祉対応（地域づくり推進課、社会福祉協議会等）などがある。多種多様にわたるため、調整のための打合せや会議を行うだけでも、多大な労力や時間を要している。

関係課との調整にあたっては、時には課同士の利害や業務分担が対立して調整が困難なこともあるが、気仙沼のいち早い復興に向けて、協力しながら進めている。

3 印象的なエピソード

事業予定地の用地取得では、震災で亡くなった方の相続が行われていない土地が含まれ、抵当権や質権等が設置されている土地がある。法律・条例を学び、関係課と調整を図りながら十数回地権者宅へ訪問しようやく用地契約締結を行えた。地権者より「先祖代々の土地を自分の代で終わらすのは心苦しい。だが、市民のため、まちづくりの一環となるなら協力します」と地権者が涙目で話されたときは、今までの苦労も報われ、また、復興を一日も早く進めていこうと心に誓った。

また、郊外部で計画・設計を行ってきた地区で造成工事が始まっている。これまで図面上であれこれと検討してきた地区が、森林伐採や造成をすることで、少しずつ検討してきた姿に近づいてくことに、喜びを感じている。今後は建築工事に着手し、建物が建つ姿を少しでも早く見たいと思っている。

4 被災地への派遣で得られたこと

◎復興事業の経験

東京都任期付派遣職員は、専門技術者として気仙沼市に派遣されているが、復興事業を通じて、我々も多くの業務経験を得ている。整備後の維持管理を担う気仙沼市職員にこの経験を伝えるとともに、他の地域で大規模災害が起きた時にこの経験を役に立てる必要があると考えている。

◎職員同士や復興に携わる方々との交流

気仙沼市には、全国から応援に来た行政職員、大学等の学識者、NPO スタッフ等が集まり、お互いに学び合ったりサポートし合ったりすることで復興事業を進めている。気仙沼の震災復興に共に取組んだ仲間たちと、今後も交流を続けていきたい。



気仙沼市に派遣された職員同士の交流会の様子

①猪狩 和徳 ②須釜 弘

1 派遣当初の状況

①猪狩 和徳

私は、東京都任期付職員として、岩手県大槌町に平成24年9月～平成25年8月末まで派遣となった。その後平成25年9月から宮城県南三陸町に派遣となり、現在に至っている。

どちらの町も、多くの役場職員が津波の犠牲になり、復興事業とともに通常管理業務においても、職員不足による業務の停滞が生じているなか、全国からの応援職員とプロパー職員が協力して復興に向けて頑張っている状況であった。

②須釜 弘

私は歌津地区の防災集団移転促進事業を担当する当係に配属された。

平成24年9月に派遣された当初、各地区全団地とも工事未着手であったが、11地区については東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得ていた。

係の仕事は、旧歌津町内9地区11団地別に地権者や移転希望者への説明会、土地利用計画の策定、用地取得に向けた地権者交渉、関係機関協議等、造成工事着手に向けた準備を進めていた。

2 派遣先部署の業務概要

次ページ「造成工事等状況図」を参照

3 成果・実績

①猪狩 和徳

体験談「3 印象的なエピソード」を参照（P137）

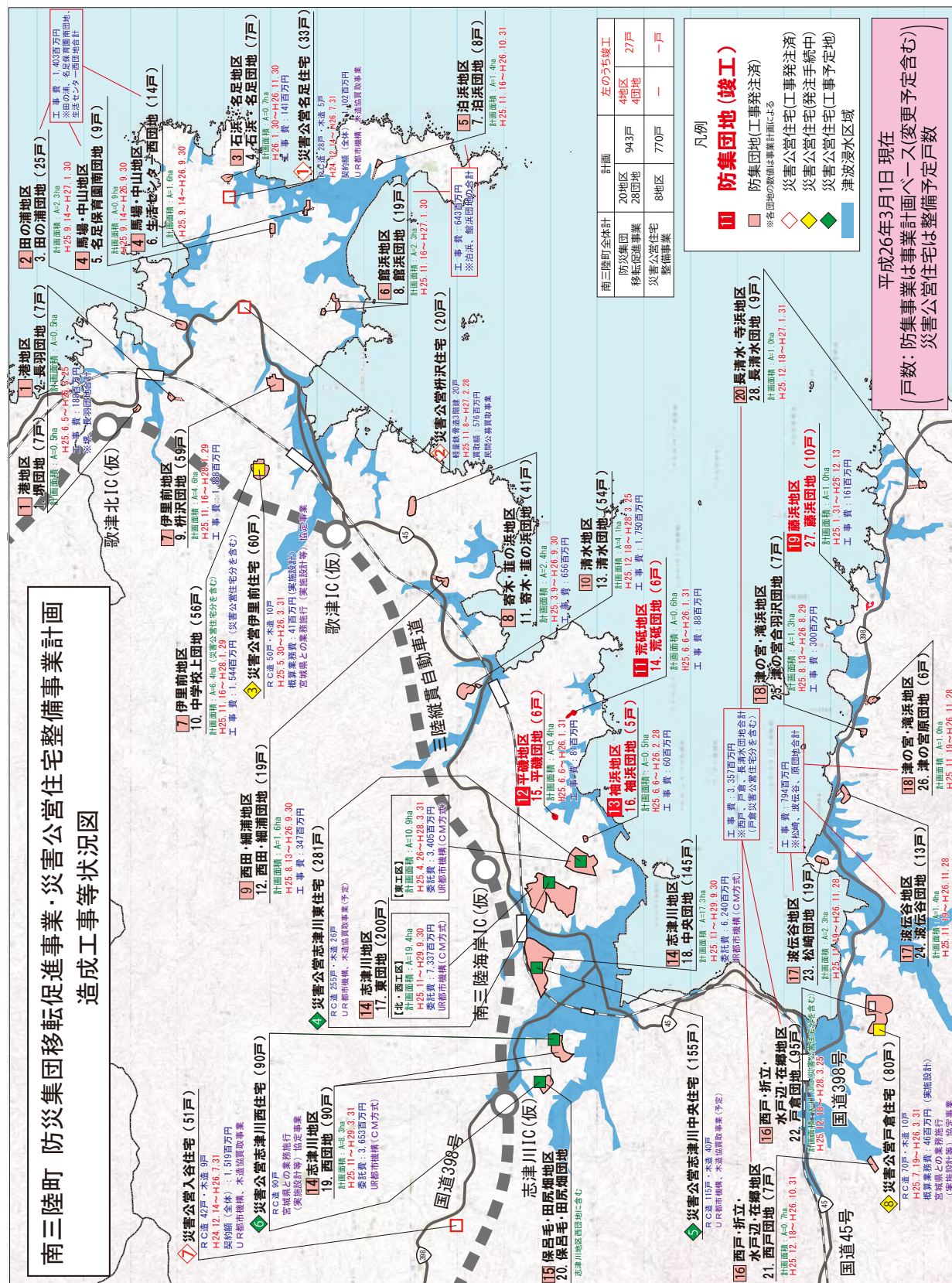
②須釜 弘

歌津地区 寄木・葦の浜団地造成工事（平成26年1月24日撮影）

工期：平成25年3月9日から平成26年9月30日まで



南三陸町 防災集団移転促進事業・災害公営住宅整備事業計画
造成工事等状況図



造成工事等状況図

任期付職員 体験談

宮城県 南三陸町 復興事業推進課
移転促進第1係

猪狩 和徳

1 担当した業務の概要

南三陸町における私の担当は、高台住宅団地の造成事業である「防災集団移転促進事業（通称防集）」を所管している「復興事業推進課移転促進第1係」に、「技術主幹」という役職で所属しております。担当工事は現在1工事ですが、3団地を一括発注したことから、工事説明会の団地毎の開催を終え、工事着手に向け受注者及び関係機関との調整とともに、設計内容の精査を進めている状況です。

2 苦勞したこと・工夫したこと

前任地である岩手県大槌町においては、復興事業の内容が前任の方々の頑張りで、設計・施工内容・手法がほぼ決定されていました。赴任早々、学校敷地造成計画、周辺道路の道路平面計画・縦断計画・地盤沈下した宅地盤の嵩上げなど、その内容を確認したところ不備な点も見受けられました。私の説明不足及びコミュニケーション不足により時間を要しましたが、委託契約にできるまでまとめることができました。

現任地である宮城県南三陸町では復興事業の直接担当部署への配属であり、用地立会や説明会等を通じ、住民の方及び同僚とのコミュニケーションを図ることを心がけております。今後は、工事監督業務が主なことから、過去の造成工事・水道・

区画整理等、前職で培った経験を生かし、更なる関係者とのコミュニケーションを図りスムーズな施工を心がけているところです。

3 印象的なエピソード

昨年9月に宮城県南三陸町に着任して以来、設計協議、用地交渉や境界立会等に携わっているなか、造成工事が竣工した防集団地第1号である「藤浜団地」の竣工式に、昨年12月21日に参加することが出来ました。居住される参加者住民の皆様の、安堵した顔が印象的でした。また、現場見学会で、「私のところも早く…」、「これで、枕を高くして…」等々、見学者の切実な声を聴きました。改めて当事者意識を持った工事遂行の必要性和重圧を感じ、一日も早い宅地の引き渡しを目指したいと考えております。

4 被災地への派遣で得られたこと

私自身が、被災地である福島県いわき市出身であり、東日本大震災発生直後には、いわき市小名浜地区で震災復旧に携わっておりました。本来なら、在職していたいわき市の復興事業に携わる立場だと思いましたが、長期間を要する復興事業にいわき市役所の組織人として年齢的に携われる状況でないのではないか、違う貢献の方法があるのではないかと考え、東京都任期付派遣職員として



竣工式 1



竣工式 2

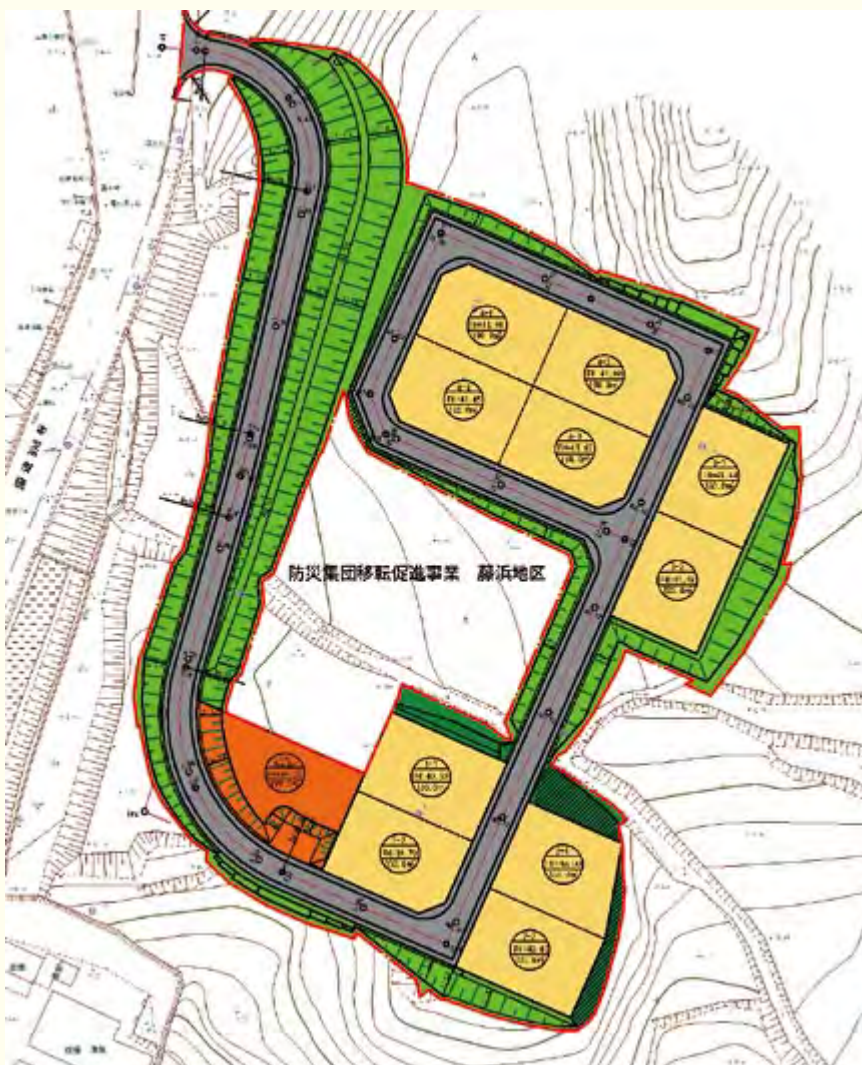
転職の機会を頂きました。

東京都任期付派遣職員として、2年目を迎え、初めての単身赴任や、慣れない人間関係で戸惑いがありましたが、任地の方々や、東京都、東京都派遣の同僚、他自治体の派遣職員、民間からの派遣職員、その他応援して下さいの皆様等、多くの方と知り合え、通常ではあり得ない貴重な体験・出会いをさせていただいております。特に、東京都派遣職員の同僚の方々の知見・見識には感服し、自分が「井のなかのかわず」であることを思い知らされました。

岩手県・宮城県と被災地復興事業を経験し、今後は、派遣で得られた経験を、何らかの形で故郷福島の復興に生かせれば…と思いを新たにしております。



藤浜団地造成地



藤浜団地平面図

任期付職員 体験談

宮城県 南三陸町 復興事業推進課
移転促進第2係

須釜 弘

1 担当した業務の概要

役職：技術主査

組織の体制及び業務の概要

復興事業推進課（課長）→ 移転促進第2係（係長）歌津地区防災集団移転促進事業に関する業務全般 → 須釜弘・防災集団移転の計画策定、設計及び工事監理に関する業務

主担当：館浜、泊浜、石浜・名足

副担当：寄木・葦の浜

- ・国交省、宮城県等との連絡調整
- ・現場発生土の処理計画に関する業務
- ・事業用地取得に係る地権者交渉等

2 苦勞したこと・工夫したこと

係の業務分担は、係長の指示のもとに、町技術職員1名、他自治体派遣技術職員3名で団地の主・副担当を分担して行っています。

担当団地に関しては、用地交渉、関係機関協議、設計・計画、工事監理等の一通りを行い、各団地同時並行で進めることになるため、各々で日々変化する状況を把握し、スケジュール管理する必要があります。

歌津地区の高台に計画した造成計画地は、上層の礫質土の下にある硬い岩を破碎する必要があるため、発生土の処分地確保のため土の需要の見込まれる県事業との調整を行い、受入地を確保しました。

3 印象的なエピソード

用地交渉や説明会で行政の立場として住民の方々に事業説明することは初めての経験でしたが、被災地復興の仕事に就き、やりがいを実感するのは町民の方々と接しているときです。多くの方が被災され仮設住宅などで不自由な暮らしをされていますが、交渉に伺った際、「遠くから来て大変だね」との温かい言葉に助けられることも多いです。

また、復興事業を進める立場として、日々責任を感じていますが、徐々に団地造成が進み、事業の進捗が目に見えてきたことにやりがいを感じます。

4 被災地への派遣で得られたこと

南三陸町役場職員や自治体派遣職員と一体になって復興事業を進める中で、物事の色々な考え方や進め方を学びました。

1 派遣当初の状況

私は復興事業推進課で災害公営住宅整備事業を担当する係に配属された。

平成 24 年 9 月に派遣された当初は入谷地区、名足地区の事業地が決定されて、着工に向けての作業が行われていた。両地区とも造成工事及び共同住宅建設は UR 都市機構に、戸建住宅建設は地元で作る南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会に委託し買取事業として行っている。

係の仕事は入谷地区・名足地区では着工式準備、造成工事開始に向けた発生残土処分地の確保や復興交付金第 5 次申請準備等を行っていた。

志津川 3 地区・伊里前地区・戸倉地区・柊沢地区では基本計画策定、整備手法の決定、造成工事に向けた発注準備を行っていた。

2 派遣先部署の業務概要



災害公営住宅整備地区一覧

3 成果・実績

入谷地区・名足地区共、基盤整備工事及び集合住宅建築工事を UR 都市機構に、木造戸建住宅は地元で組織された南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会に買取事業として委託契約済

◎入谷地区

基盤整備工事平成 25 年 9 月終了
平成 25 年 8 月より集合住宅建築工事開始（42 戸）
平成 26 年 2 月より木造戸建住宅工事開始予定（9 戸）
平成 26 年 8 月入居開始予定

◎名足地区

基盤整備工事平成 25 年 9 月終了
平成 25 年 10 月より集合住宅建築工事開始（28 戸）
平成 26 年 2 月より木造戸建住宅工事開始予定（5 戸）
平成 26 年 8 月入居開始予定

◎柞沢地区

町直接発注工事として業者決定済
平成 26 年 2 月造成及び集合住宅建築工事着工予定（20 戸）
平成 26 年度末入居予定

◎伊里前地区

集合住宅は宮城県に委託契約済。現在計画図作成中
集合住宅（50 戸）、木造戸建住宅（10 戸）
平成 27 年度中入居予定

◎戸倉地区

集合住宅は宮城県に委託契約済。現在計画図作成中
集合住宅（70 戸）、木造戸建住宅（10 戸）
平成 27 年度中入居予定

◎志津川 3 地区は現在計画中

志津川東地区（集合住宅 255 戸、木造戸建住宅 26 戸）
平成 28 年度～平成 29 年度中入居予定
志津川中央地区（集合住宅 115 戸、木造戸建住宅 40 戸）
平成 29 年度中入居予定
志津川西地区（集合住宅 90 戸、木造戸建住宅調整中）
平成 28 年度中入居予定



入谷地区（平成 26 年 1 月 10 日）
集合住宅建築工事中



名足地区（平成 26 年 1 月 10 日）
集合住宅建築工事中

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

任期付職員 体験談

宮城県 南三陸町 復興事業推進課
公営住宅整備係

佐藤 季治

1

担当した業務の概要

所属：復興事業推進課公営住宅整備係
(災害公営住宅整備全般に関する事を所管)

役職：技術主査

主な事務分掌

- 災害公営住宅の計画策定、設計及び工事監理に関すること。
主担当：入谷地区、名足地区
副担当：伊里前地区
- UR 及び木造協議会との連絡調整に関すること。(担当地区に限る)
- 現場発生土の処理計画に関すること。
- 復興推進計画に関すること。

2

苦労したこと・工夫したこと

係長の指示のもとに、庶務関係職員 3 名、技術関係職員 3 名でそれぞれ事務分担して業務を行っている。

- 上記の事務分掌にはないが、昨年 8 月～9 月に仮申込み受付業務を係全員で行った。個別相談会等で、実際に被災された方に対して、災害公営住宅への入居資格がかなり難しい場合にそれを伝えなければならない時や、世帯分離の手続きが必要である事を説明する時にはかなり言葉使いに気を使った。
- 現場発生土の処分をする為の民地を探す際、完全に地権者の理解が得られるまで説明して民地を確保し、事業に支障が出ないようにした。

3

印象的なエピソード

- 昨年 2 月入谷地区で災害公営住宅全体の着工式を行ったが、地元婦人会による「はっと汁」の提供があり、準備等の中でおばあちゃん達と楽しい交流の場が持てた。
- 仮申込み受付業務の中で大勢の方に電話をしたが、被災者の多様な事情を知る毎に、きめ細やかな対応が必要である事を痛感した。

4

被災地への派遣で得られたこと

- 役場職員として勤務する事により、公務員の果たす役割を徐々に理解できたと思う。
- 日々の業務の中で被災地の実態をよく知ることが出来た。

1 派遣当初の状況

平成 24 年度は復興事業推進課として防災集団移転（以下、「防集」という。）、津波拠点、災害公営住宅、土地区画整理などの事業を 1 課体制（35 名）で推進していました。平成 25 年度より復興市街地整備課（志津川都市計画区域内事業）、復興事業推進課（防集、災害公営住宅その他）、復興用地課（用地買収全般）復興 3 課合計 65 名体制で復興事業を推進しています。

現在の担当業務は土地区画整理事業（計画・換地）、都市計画の変更（道路・公園・用途地域・下水道等）その他関連業務です。

2 派遣先部署の業務概要

- ・復興市街地整備課・・・志津川都市計画区域内事業
- ・復興事業推進課・・・防集、災害公営住宅その他
- ・復興用地課・・・・・・用地買収全般

3 成果・実績

- ・志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の認可業務・・・・平成 25 年 10 月
- ・復興特区法第 15 条による南三陸町復興推進計画の策定
及び産業復興推進地域の内閣総理大臣認定・・・・平成 25 年 10 月
- ・都市計画道路 3・4・3 十日町大森線の都市計画決定・・・・平成 26 年 2 月
- ・都市計画用途地域の変更・・・・平成 26 年 4 月予定
- ・都市計画公共下水道の変更・・・・平成 26 年 4 月予定
- ・県営ほ場整備事業 廻館工区の事業化条件の整備・・・・平成 26 年 1 月
- ・用途地域の変更等まちづくりマスタープラン策定業務企画・・・平成 26 年 2 月

任期付職員 体験談

宮城県 南三陸町
復興市街地整備課

對馬 和彦

1

担当した業務の概要

役職：技術主査
組織の体制

平成 24 年度は復興事業推進課として防集、津波拠点、災害公営住宅、区画整理などの事業を 1 課体制（35 名）で推進していました。平成 25 年度より復興市街地整備課（志津川都市計画区域内事業）、復興事業推進課（防集、災害公営住宅その他）、復興用地課（用地買収全般）復興 3 課合計 65 名体制で復興事業を推進しています。

担当業務の内容

私の担当業務は土地区画整理事業（計画・換地）、都市計画の変更（道路・公園・用途地域・下水道等）その他関連業務です。

2

苦労したこと・工夫したこと

関係者の調整から設計や工事監理などの業務全般を UR に委託しており、町が直接関係者と調整のうえコンサルタントに指示して動かすような機動力が発揮できず、苦労している。

どこの市町村も同じような委託をして事業が進んでいるのか、それとも当町担当者の仕事の進め方なのか分からないが、事業が少しずつ遅延していくことが心苦しい。

工夫すべきことは、UR に委託していることは UR に任せ、行政としてしっかりと進行管理をしていくことで、都市計画業務においては、行政が前面に立って事業を推進している。

3

印象的なエピソード

ワークショップを何度かやったが、被災者の皆さんが真剣に将来を議論し、計画を提案することのお手伝いできたことはうれしい。地元の皆さんがこうしたいということを具体的に形にしてあげることは大切であるし、行政プランナーの仕事である。

4

被災地への派遣で得られたこと

私は土木職となっているが、建築計画系の都市計画プランナーである。いくばくかの土木の知識はあったが、造成、河川、道路、漁港等これまでに経験のない業務に関与でき知識の幅が広がった。

1 派遣当初の状況

鏡石町は、福島県の中通りの中央南部に位置し、人口約 1.3 万人、面積 31.2km² の町で国道 4 号が南北に縦断し、東北自動車道へは鏡石スマート IC が利用でき、福島空港へは車で 15 分程度、新幹線が停車する郡山駅まで在来線で 20 分程度と交通利便性が非常に良い所である。また、日本最初の西洋式牧場として知られる「岩瀬牧場」をモデルとした唱歌「牧場の朝」発祥の地としても有名な町である。



出典：財団法人 地方自治情報センター

鏡石町 位置図

平成 24 年 9 月に東京都任期付職員（派遣職員）として鏡石町に赴任したのは残暑厳しい頃で、東日本大震災発生後 1 年半ほど経過した復興 2 年目であった。

町の状況は所どころ被災箇所が見られるものの、応急復旧により日常生活に支障の無い程度まで復旧していると感じられた。

町長からの辞令交付後、配属された都市建設課は、大震災の現地調査、災害申請（これが一番厳しい）も終わり、本格的な復旧に向けて工事発注設計、工事契約、工事実施が徐々に始まった段階であった。

都市建設課では事業グループに所属し、担当業務は道路・河川の復旧と農林業土木施設の復旧であった。

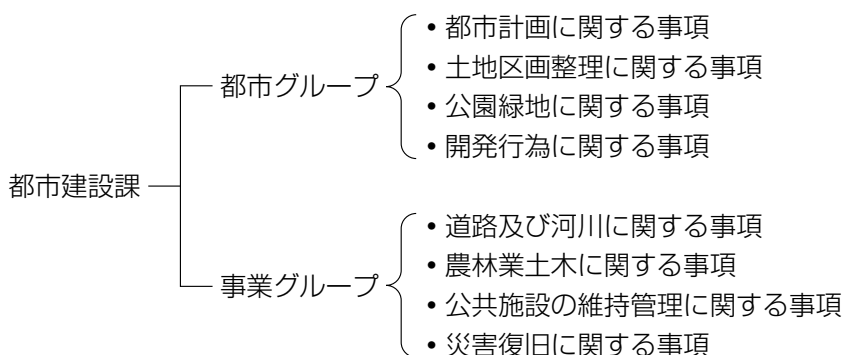
鏡石町の被災状況

道路・河川関係	大規模地滑り箇所 1 箇所他陥没・破損・沈下等 79 箇所（通行止め 2 箇所）
農林業土木施設	田畑の地割れ、法面崩壊、農業施設（ため池、水路、用水機、農道）堤防法面損壊、地盤沈下、側溝崩落、器具・送水管破損 509 箇所
公園等施設	地割れ、沈下等、あずま屋・プール天井崩落
上・下水道関係	上水道は配水管破損 160 箇所他浄水場の部分損傷。下水道はマンホールの浮上、下水道管破損他各地区に於いて滞留が発生
行政施設	役場、集会場、消防施設の天井崩落、外壁破損、給排水設備損壊、ポンプ車破損
教育関係施設	校舎全体損壊による授業継続困難 1 校他 2 校も含め天井落下、壁亀裂、給食設備破損、外構破損等
その他町有施設	図書館、公民館、保育所等の天井落下、外壁亀裂、外構他駐車場の亀裂

以上、被害金額 47.2 億円その他、用水の通水不能による耕作休止や、人的被害は少なかったものの、被災世帯が 2,650 世帯（全体の 64.2%）にも及ぶ甚大な被害に見舞われた。

2 派遣先部署の業務概要

都市建設課は、課長以下 13 名が在籍し、2 つのグループで下記の業務を担当している。



金子（左）、原田（右）

3 成果・実績

都市建設課が担当する道路・河川の復旧は国の災害査定 82 箇所のうち 76 箇所が完了し、平成 25 年度中に 81 箇所（99%）が完了する予定である。

また、農林業土木施設の復旧は国の災害査定 104 箇所（内訳は地震災害 74 箇所、平成 23 年 9 月発生の台風 15 号災害 30 箇所）のうち 74 箇所が完了し、平成 25 年度中に 101 箇所（97%）が完了する予定である。ただし、農林業土木施設の復旧については農繁期には工事ができず、道路・河川の復旧のように通年施工ができないという事情がある。

さらに、公園等の施設は今年度中に遊具や施設の交換、改修を終えることを目指しており、春からは小学校の新築と合わせて町の子供達が以前のように伸び伸びと元気に遊び回る姿が見られそうである。



道路災 岡ノ内地区



農地災 旭町地区（ため池）

任期付職員 体験談

福島県 鏡石町 都市建設課
事業グループ

原田 誠

1 担当した業務の概要

平成 24 年 9 月に 2 週間の研修終了後、福島県の鏡石町に都の任期付職員として派遣され 1 年と 5 ヶ月が経過しました。

鏡石町長から辞令を受けて配属されたのは都市建設課事業グループでした。

都市建設課は課長以下副課長 2 名を含め 16 名の職員が都市と事業の 2 グループで、開発行為に伴う都市計画の確認や建築確認の申請事務、道路、河川に係わる許認可の窓口業務の他、道路、河川、公園、町営住宅の維持管理、苦情・要望に対する応急対応と町民の多様な要望への対応、道路、河川の新設、改修と土地区画整理事業も担当する町のインフラ整備の中心的な部署です。

東日本大震災の直後は、道路や河川、農林業土木施設（農道、排水施設）応急復旧と災害復旧に係わる現地調査から災害査定申請までを不眠、不休で担った事や初めての災害査定経験など大変苦労された事を経験談として伺い、改めて大震災の発生直後を思い出しました。

事業グループに於ける私の担当業務は、復旧事業に本格的に着手した道路の災害復旧工事監理と宅地を含む法面の地滑り対策工事の監理であります。

2 苦労したこと・工夫したこと

鏡石町は、赴任前の私にはほとんど情報が無く、福島県内の震災被害は津波と原発被害に見舞われた浜通りが大きく報道され、当町が甚大な災害にあった状況は想像すら出来ませんでした。

都市建設課に配属となり、復旧工事を直接担当すると町の被災箇所があまりにも多く、場所によっては道路と合わせて住居地区も大きく被災している箇所を見て、改めて大地震による震災の怖さを確認させられた思いです。

そんな中工事監督の業務を担当したところですが、町の地理、地名がほとんど解らないまま、不安を感じながら工事現場に赴くのに、町の路線図と住宅案内図をもとに迷いながらたどり着いたことが、今では懐かしく思われます。

また、雪道の運転をほとんどしたことが無いため、運転時には肩に力が入り緊張する季節が今年もやってきました。

特に工夫したことはありませんが、工事現場へ向かう時は行きと帰りのルートを変える様にしたり、休日に徒歩で町内を廻り、地区名や著名地を覚えました。

3 印象的なエピソード

工事現場等で多くの町民の方に声をかけられ、「東京都から派遣され町の災害復旧の応援に来ている者です。」と名のると、大変感謝されることが度々あり有り難くうれしく思いました。

今まで、地元（松戸市）に於いて行政と係わることはほとんど無かったのですが、町職員として、また、町民として多くのイベントやボランティア活動に参加させて頂き地域住民と身近に接する機会が多く、行政に期待すること、その役割が非常に大きい事を改めて考えさせられる思いです。

また、沿岸地域の被災状況を目の当たりにし、福島第一原発から 20km 圏内への通行止め（バリケード）、居住制限区域周辺の空き家屋の雑草や除染作業による汚染土壌の保管状況、復旧が手つかずの地域を見て改めて想像を超える現実を感じたところです。

一方、支援を継続するためには体力と健康が重要であると考え、早朝のジョギングをし、今では楽しみながら、月に 100km 以上を目標として続けています。

休日には、ロードレースやウォーキング大会への参加や各地の祭り、温泉地を巡って県内の全自治体を訪ねる事を楽しみにしています。



農地と道路の復旧（平成 25 年 5 月 撮影）



▲左から原田誠主任主査、金子範彦主査

心 強い東京都からの支援

＝東京都より任期付職員派遣＝

9月18日(火)、被災地支援に係る東京都一般任期付職員採用選考で選ばれた原田誠さんと金子範彦さんが赴任しました。

この派遣は、町で災害復旧業務における技術系職員が不足しているため、平成24年9月1日から平成25年8月31日までの1年間の任期で復興支援のため東京都より人的支援をしていただいたものです。

2人は土木に精通しており、今後は町の道路、農業関係施設の災害復旧に係る業務にあたっていただいております。

つどいの広場は 月・水・金曜日の午前10時から午後4時まで町保健センターで開いています

KAGAMIISHI

6

町への赴任後、「広報かがみいし」（平成 24 年 10 月号）に取り上げていただいた。

※平成 26 年 8 月 31 日まで任期が更新されている。

任期付職員 体験談

福島県 鏡石町 都市建設課
事業グループ

金子 範彦

1

担当した業務の概要

配属された都市建設課事業グループでは、農地及び農業用施設の災害復旧工事を担当することになった。農地及び農業用施設については地震だけでなく、平成23年9月に発生した台風15号によっても甚大な被害を受けている。農地及び農業用施設の工事件数は補助事業だけで100件を超えており、そのうち、30%弱が台風により被害を受けたものである。

担当する業務の内容は、測量、設計、積算、発注及び施工管理である。鏡石町は農業が主な産業であることから、農地及び農業用施設の早期の復旧を望む声が町民の間には多く、町役場として迅速な対応が迫られた。

2

苦労したこと・工夫したこと

これまで、農業土木工事を経験したことがない中で、当初、農業土木独特の工事用語や工法に対する理解、地権者との対応等、いろいろ戸惑いがあったが、町職員の指導や助言を受けて担当業務を円滑に遂行できたと考えている。この要因として町役場職員、施工業者、地権者等と常にコミュニケーションを図りながら業務を遂行した結果であり、あらためて、その重要性を痛感した。また、町内の地理や地名に不案内であったため、当初、現場に行く際には町内地図を頼りに出かけたが、なかなか目的地に辿り着けずに周辺をぐるぐる回ってやっと着いたことがたびたびあった。

3

印象的なエピソード

農地および農業用施設の復旧工事を担当して、その復旧プロセスが目に見える形で進んでいくことを確認できたこと、さらに、地権者との会話の中で、「遠方から派遣され、慣れない生活環境の中で鏡石町の復旧・復興のために働いてくれてありがとう」という言葉をいただいた時に、あらためて、派遣職員として鏡石町の復旧・復興に対するやりがいを実感することができた。

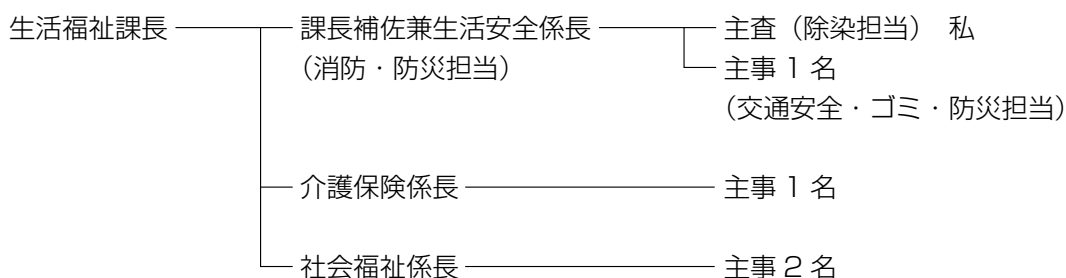
鏡石町は東北自動車道（鏡石PAにはスマートICが併設されている）や国道4号が南北に貫き、また、東北新幹線を利用する際も最寄りに郡山駅や新白河駅があるなど、交通アクセスの利便性が高い。休日には、これらを利用して県内の観光名所や温泉に出かけた。また、一般国道沿いにある道の駅に出かけてスタンプ収集をしており、これまでに県内にある24箇所（現在、休業中の「ならは」を除く）すべてと宮城県と山形県の各2箇所を巡り終えた。特に、福島県は浜通り、中通り、会津と大きく3つのエリアに分かれており、車で走行していると、あらためて、その広さを実感させられた。

1 派遣当初の状況

配属先は「生活福祉課生活安全係」である。業務の網羅している範囲は除染、消防・防災、交通安全、防犯、環境（廃棄物、温暖化等）と広汎な内容を、課長補佐兼係長と担当 1 名でこなしていた。除染は原発事故による放射性物質の拡散が発生するまで、市町村の本来の業務ではなかったが、日常の業務に加わり、係内は多忙を極めていた状況であった。幸い、古殿町は国有林を借地した仮置場が計画され、赴任時には造成工事が鋭意施工中であった。監督業務を引き継ぎ、契約変更も担当した。

除染という、知見が少ない分野であるため、環境省や県の説明会には積極的に参加し、疑問点を解消するように努めた。また、除染作業は委託が基本であるが、町内 7 軒の宅地について、先行して直営作業により実施した。この経験は除染作業委託の監督業務にも活かすことができた。

2 派遣先部署の業務概要



古殿町の除染廃棄物仮置き場にて（筆者）

3 成果・実績

(1) 宅地除染作業を完了

- 平成 24 年 10 月～12 月
町内を網羅したメッシュ調査を直営作業により実施
- 平成 25 年 2 月～3 月
町内 89 軒を抽出し詳細測定を業者に委託し実施
- 平成 25 年 2 月
これと並行し、7 軒の宅地を直営作業により実施
- 平成 25 年 5 月
町内に除染作業の経験がある業者がいないため、県の協力のもと、講習会を実施
- 平成 25 年 8 月～10 月
宅地除染作業委託（除染作業Ⅰ 7 軒、除染作業Ⅱ 15 軒）の積算・発注事務、監督を実施し、作業中止宅地 5 軒を除く 17 軒を完了

(2) 仮置場の整備を実施

- 着任（平成 24 年 9 月）～12 月
仮置場造成工事の契約変更事務、監督を実施
- 平成 25 年 2 月～6 月
パイプハウス設置工事の設計、発注事務、監督を実施。この工事にて町内の一時保管場所にあった幼稚園・保育所・小中学校・グラウンドの除染物質を運搬した。
- 平成 25 年 2 月～4 月
仮置場観測井戸設置委託を発注、監督

上記以外に、月 1 回、除染関係ガイドラインが求めるモニタリング・点検を実施している。

任期付職員 体験談

福島県古殿町 生活福祉課
生活安全係

天野 政司

1 担当した業務の概要

生活福祉課は町民福祉全般（福祉・介護・保育等）と町民の生活に密接に関わる分野を所管しており、配属先の生活安全係でも、防犯・交通安全・消防・防災・ゴミ等廃棄物および温暖化等環境関係、そして除染と幅広い業務を担っている。私は、除染についての主担当のほか、他の業務についても副担当として業務を行い、広い範囲の行政事務に携わった。

2 苦労したこと・工夫したこと

単に業者対応をするだけでなく、特に宅地除染では、宅地の世帯主の方から「同意書」をいただく必要があり、工事期間や騒音、除染の効果や限界等について、自信を持って説明できるように努めた。

住民の方については、除染に係る丁寧な説明を通じて一定の理解を得られる一方で、町議会や監査などへの対応も必要となったことから、課長等が円滑に説明できるようにわかりやすい資料の作成に努めた。また仮置場が存続する限り保存が必要なデータもあり、資料の整理も進めた。

私は除染そのものの知見が少なかったことから、効果やコストの観点から除染の動向を幅広くウォッチするように心がけ、疑問点があれば、環境省や県の見解を聞き出すなどし、知識の向上に努めた。

3 印象的なエピソード

直営の除染作業や町内の美化活動、幼稚園・保育所一体化施設の裏山の伐採木の整理を、東京電力復興支援室とともにやり、前職の都立公園指定管理者での経験を活かす機会にも恵まれた。

一方、町の行事にも積極的に顔を出し、それぞれの種目の初心者であったが相撲大会、水泳大会にも参加し、町の一員としても有意義な派遣期間を過ごすことができていると思う。

また、副担当の業務ではあるが、「石川郡子供自転車大会」の古殿町チームの指導を、プライベートの時間を使ってお手伝いもしている。隣の石川町は全国大会準優勝のチームであり、古殿町チームは石川郡大会、県南大会と難関が続くと思われるが応援したいと考えている。

4 被災地への派遣で得られたこと

町民からみた職員、業者からみた監督員、職員からみた都派遣の職員、そして町民からみた町民（私）として、自分の行動を客観的に見て行動を律することができたと思っている。しかし、この点、まだまだ改善点もあると自覚しつつ、残りの任期を全うしたいと考えている。

アカデミー女子寄宿舍」の災害復旧業務があり、榊葉町復興のシンボルの一つです。

なお、榊葉町内の災害復旧等を行う教育施設は次のとおり。

No	施設名	工事内容	構造・規模	
1	榊葉小中学校 (仮設校舎)	新築	鉄骨 2 階建て	校舎 1,708m ² ・体育館 651m ²
2	榊葉中学校	旧校舎解体 災害復旧 新築	鉄骨 2 階建て 鉄筋コンクリート 2 階建て	校舎 5,154m ² ・体育館 995m ² 校舎 4,825m ² ・体育館 1,544m ²
3	榊葉中学校武道館	災害復旧	RC 造 2 階建て	延べ床面積 1,053m ² 2 階剣道場天井復旧 (439m ²) 同 床塗装補修 (385m ²) 等
4	榊葉南小学校	災害復旧	鉄筋コンクリート 2 階建て	校舎 4,736m ² ・体育館 1,253m ²
5	榊葉北小学校	災害復旧	鉄筋コンクリート 2 階建て 鉄骨 2 階建て	校舎 2,884m ² 体育館 744m ²
6	あおぞらこども園	災害復旧	鉄骨 1 階建て	園舎 3,121m ²
7	総合グラウンド	災害復旧	陸上競技場、野球場、 補助競技場、テニスコート	屋外運動場 156,191m ²
8	JFA アカデミー 女子寄宿舍	災害復旧	鉄筋コンクリート 3 階建て	寄宿舍 2,211m ²
9	コミュニティセンター	災害復旧	鉄筋コンクリート 3 階建て	文化施設 3,812m ²
10	町民体育館	災害復旧	鉄骨 2 階建て	屋内運動場 1,208m ²
11	公民館・分館	災害復旧	鉄筋コンクリート 3 階建て 鉄筋コンクリート 1 階建て	公民館 936m ² 分館 583m ²
12	教職員住宅	災害復旧	鉄筋コンクリート 2 階建て	住宅 720m ²

3 成果・実績

No	施設名	災害状況調査	災害復旧設計	工事（工事監督）
1	榊葉小中学校（仮設校舎）	—	平成 24 年 6 月完了	平成 24 年 12 月完了
2	榊葉中学校（解体） （災害復旧） （新築）	平成 24 年 10 月完了 平成 24 年 12 月完了 —（設計済み）	—（設計済み） 平成 25 年 3 月完了 —（設計済み）	平成 26 年 3 月完了* 平成 26 年 3 月完了* 平成 27 年 3 月完了*
3	榊葉中学校武道館	平成 24 年 9 月完了	平成 25 年 10 月完了	平成 26 年 3 月完了
4	榊葉南小学校（災害復旧）	平成 24 年 12 月完了	平成 25 年 6 月完了	平成 26 年 3 月完了*
5	榊葉北小学校（災害復旧）	平成 25 年 6 月完了	—（未定）	—（未定）
6	あおぞらこども園 （災害復旧）	平成 24 年 12 月完了	平成 25 年 6 月完了	平成 25 年 12 月完了
7	総合グラウンド （災害復旧）	平成 25 年 8 月完了	平成 26 年 3 月完了*	平成 27 年 3 月完了*
8	JFA アカデミー 女子寄宿舍（災害復旧）	平成 25 年 12 月完了	平成 26 年 3 月完了*	平成 27 年 3 月完了*
9	コミュニティセンター （災害復旧）	平成 24 年 12 月完了	平成 26 年 3 月完了*	平成 27 年 3 月完了*
10	町民体育館（災害復旧）	実施設計に含む。	平成 26 年 3 月完了*	平成 27 年 3 月完了*
11	公民館・分館（災害復旧）	実施設計に含む。	平成 26 年 3 月完了*	平成 27 年 3 月完了*
12	教職員住宅（災害復旧）	実施設計に含む。	平成 26 年 3 月完了*	平成 27 年 3 月完了*

※印は、予定。

職員派遣

任期付職員派遣

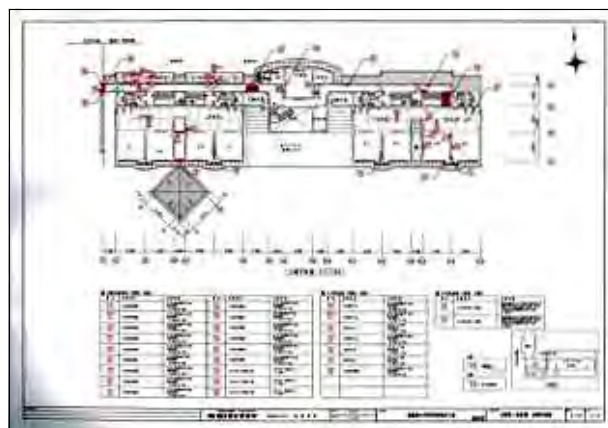
監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会



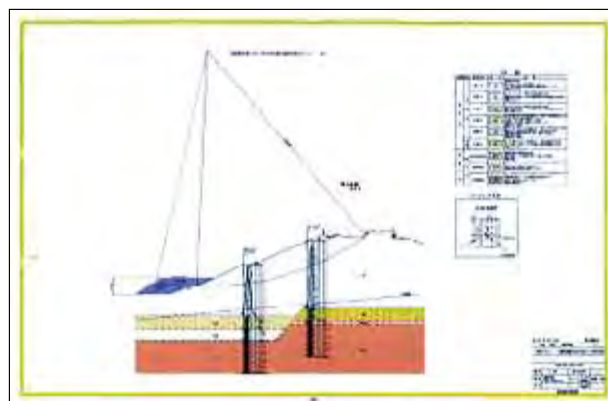
椿葉中学校災害復旧計画図（抜粋）



椿葉南小校災害復旧設計図（抜粋）



総合グラウンド地震災害状況図（野球場）



総合グラウンド地質想定図（陸上競技場）



総合グラウンド地質調査（検尺）



椿葉南小学校災害復旧（現場監督）

任期付職員 体験談

福島県 楡葉町
教育委員会 教育総務課

鈴木 康雄

1

担当した業務の概要

役職	技 幹
組織体制	教育長（1人） 教育総務課長（1人） 課長補佐（1人） 係長（2人） 課員（7人） 計12人 （事務職9人、建築職3人）
主な事務分掌	教育施設11施設のうち、5施設の災害復旧に係る事務。 具体的には、各施設とも、災害状況調査、災害復旧設計及び工事監督。
教育施設	仮設校舎（1校） 中学校（1校） 小学校（2校） 幼稚園兼保育園（1園） 社会教育施設（5施設） JFAアカデミー女子寄宿舍（1施設）
担当施設	仮設校舎（1校） 中学校（1校） 小学校（1校） 社会教育施設（1施設） JFAアカデミー女子寄宿舍（1施設）

事務分掌上はありませんが、各種教育委員会主催行事の運営支援と「広報ならは」への記事掲載があります。

2

苦勞したこと・工夫したこと

■苦勞したこと（支障になったこと）

◎苦勞したことは、時間の使い方でした。

楡葉町復興に名乗り出られた現役の公務員や定年退職したとはいえ志を高く持った方たちは皆、今までの経験を生かした「もっと良い楡葉」を創ることを「使命」とし、家族を置いてはせ参じた人たちばかりです。一方、受け入れ側の楡葉町職員の多くは、不眠不休で町民の命を守った気骨の

ある人たちばかりで、その優しさで全町民と固い絆が結ばれていることが良く分かります。

そんな両者の合体は必ずうまく行くと思っていましたが、派遣職員の皆様の有り余る「マンパワー」は確実に組織体制整備の力になったものの、少し持て余し気味で、「もったいない」と感じるが多かったです。一大事業は少数精鋭!!が望ましいのかもしれませんが。

◎支障になったことは、収束の見えない原発事故災害でした。

遅れている除染、固まらない中間貯蔵施設の行方、解決されない福島原子力発電所汚染水問題並びに進まない東京電力との賠償交渉等、先行きの見えないことが多いため、町民全てに明確な展望が持てない状況にあります。

どんな立派な計画でも、将来の展望が見えない状況では公共事業の予算措置もままならず、もんと時間だけが過ぎていました。

■工夫したこと

ことわざに「郷に入れば郷に従え」があります。今、これに徹しています。

待望の楡葉南小学校災害復旧工事の請負契約が決まり、工事関係書類の提出が始まった頃、その事務処理に際しても色々と工夫しようと提案したところ、「今までこれで良いとされている。ここは福島であり、楡葉である。」と現場代理人から言われました。職場でも「後に残る職員のためにも楡葉流をお願いします。」と言われました。「下手の考え休むに似たり」だったのです。

また、何事にも「タイミング」があります。それを肝に銘じて取り組んでいます。

楡葉中学校新築工事の構造計画の見直しの必要性を訴えた時のことです。建物の平面形状を踏まえると、しかるべき場所にエキスパンションジョイントが必要ではないかと考え、大学教授、ベテラン構造設計者、都庁の構造専門課長等々の専門家からも意見を聞いた上で提案したのですが、「現行計画は法律上の手続きは全て経ているし、間違っていない。よって、この計画のまま進めさせて頂きます。」との回答を頂きました。個人的には残念なところもありましたが、タイミングを

逃すと、事業化することはできないものです。タイミングは、何より大切です。

3 印象的なエピソード

■うれしかったこと

楢葉町職員として働く以上、自分が関わった仕事が一人数でも多くの町民の目に触れることはうれしいことです。そして、それが平成25年12月号の「広報ならは」で実現したのです。

昨年11月17日、「第25回ふくしま駅伝大会」が開催され、53の市町村チームが白河市総合運動場から福島県庁までの約90kmを各チーム16人の選手が激走しました。私の役目は、その各選手を車で先回りして必死に走っている姿をカメラに収めることです。一昨年もやっていたので今回は2回目ですが、緊張感はより高かったです。最後に元気な選手たちの集合写真も撮れ、「広報ならは12月号」の表紙と1～2ページにも採用され、これが最もうれしかったことです。

■やりがいを感じられたこと

平成25年2月に私が発見したことから始まった「総合グラウンド災害復旧」は、土木の分野であり、建築職の私にとっては非常に難題です。秋田県由利本荘市で起きた道路法面崩壊事故では5人の命が奪われたばかりで、その原因も究明中とのことです。状況が似ている本件に対しては相当

気を引き締めていかなければならないと自覚しています。

正直なところ、総合グラウンド災害復旧は「やりがい」の範疇は優に超えています。でも、教育委員会に土木技術者がいない以上、「やる」しかありません。今、土木の専門書と悪戦苦闘しているところですが、工事が終わった時に「やりがいを感じられたこと」と言えるよう、町役場の土木技術者やコンサルタントの方々からの助言を頂きながら、最大の注意を払って取り組んでいきたいと思っています。

4 被災地への派遣で得られたこと

楢葉町教育委員会に勤務して1年6ヶ月が過ぎ、貴重な「教訓」を得ました。

いずれも大変重いものです。

第一に、「今までの経験で得た技術力だけではダメ」ということ。

求められているのは、被災地の実情に対応できる技術力なのです。

第二に、「地方自治の根幹が問われている」ということ。

唯一の〇〇、最初の〇〇、最高の〇〇等は、今の被災地ではあまり意味を持ちません。取り戻したいのは、普通の暮らしなのです。

1 派遣当初の状況

平成24年9月から平成25年2月まで、岩手県大槌町産業振興部農林水産課に勤務。町は地震及び津波で壊滅的な被害を受ける。町長を始め大勢の町役場幹部職員が津波に吞まれ命を落とした悲劇は当時繰り返し報道された。土地区画整理事業等の遅れで、担当するはずの農林水産施設の建設工事も目途が立たず、平成25年2月福島県楡葉町役場教育委員会教育総務課に転勤する。

楡葉町は事故のあった福島第一原発の20キロ圏内に立地し、現在は夜間宿泊禁止の避難指示解除準備区域に指定されている。原発災害の他、地震、津波も町を襲い、教育総務課が所管する学校教育施設、文化施設、スポーツ施設も被災した。環境省が実施する除染作業はほぼ順調に進み、町は諸般の事情を勘案し町民帰町の時期を窺っているところである。教育総務課は、帰町のタイミングに照準を合わせ被災施設の復旧工事を鋭意進めている。

2 派遣先部署の業務概要

学校その他教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育、生涯教育、学術及び文化に関する事務を管理執行する。

楡葉町教育委員会が管理する施設として、中学校1校、小学校2校、幼稚園1校、社会教育施設として総合グラウンド、体育館、コミュニティセンターなどがある。

主な職務権限は以下の通り。

- (1) 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止
- (2) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免
- (3) 児童生徒の就学及び入学、転学等に関する事
- (4) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導の実施
- (5) 教科書その他の教材の取扱い
- (6) 学校給食に関する事
- (7) 青少年教育、女性教育及び公民館事業その他社会教育の実施
- (8) スポーツ振興、文化財保護

3 成果・実績

楡葉町同部署に派遣の鈴木康雄氏「業務概要」の「3 成果実績」(P155)を参照



楡葉中学校解体工事現場で

任期付職員 体験談

福島県 楡葉町
教育委員会 教育総務課

小川 豊明

1

担当した業務の概要

所 属：教育総務課

役 職：技幹

主な分掌：楡葉町教育総務課に所属し、教育委員会が所管する建築物の解体、復旧、改修工事を行う。現在は、楡葉町中学校解体工事、楡葉町中学校武道館災害復旧工事を担当する。

2

苦勞したこと・工夫したこと

『菜根譚一派遣によく効く』

東京都任期付派遣職員に共通していることは、いずれの方々も経験豊富なベテランで、多くの分野で一家言を持つプロフェッショナル、ということです。しかし派遣先での役割はあくまで“支援あるいは任期付”で、仮に問題検討のプロセスに参画しても意思決定では蚊帳の外ということも多いと思います。派遣先の経験不足により、技術面において上司（プロパー）と部下（派遣）が能力的に逆転するような場合は、派遣職員は自己主張を抑えながら仕事をするようになります。しかし復興を主導するのはあくまでも支援を要請する側で支援する方は従、という立場の違いは変えようがなく、派遣職員には自制心が求められます。

このような時支えになるのは、私の場合、「菜根譚」です。菜根譚とは、漢方薬の名前ではなく、約400年前中国明代に書かれた（通俗的）处世訓、中庸の徳を教える書です。

例えば、前集第17項で“讓る心掛け”を説いています。

处世讓一步為高。退步即進步的張本。

待人寬一分是福。利人實利己の根基。

（世に処するに一步讓るを高しとなす。歩を退くは即ち歩を進むるの張本なり。人を待つに一分を寬くにするはこれ福なり。人を利するは實に己を利するの根基なり）

【訳文】

この世の中を生きていくには、人に一步讓る心掛けを忘れてはならない。一步退くことは一步

進むための前提となるのだ。対人関係においては、なるべく寛大を旨としたほうが良い結果につながる。人のために、はかってやることが結局は自分の利益となつてはね返ってくる。

もうひとつ、前集第89項は“見返りを求める気持ち”を戒めます。

舍己毋処其疑。処其疑、即所舍之志多愧矣。

施人毋責其報。責其報、併所施之心俱非矣。

（己を捨てては、其の疑いに処るなかれ。其の疑いに処れば、即ち舍つる所の志、多く愧ず。人に施しては、其の報いを責むるなかれ。その報いを責むれば、併せて施す所の心も俱に非なり）

【訳文】

人のために犠牲になろうと決意したら、一切の打算を捨てなければならない。仮にも打算が生じたら、最初の決意に対しても恥ずかしいことではないか。人に恩を施すときには、見返りを期待してはならない。仮にも見返りを期待するようなことがあれば、最初の動機まで不純になってしまう。

復興支援もこうでありたい。

（訳文は、守屋洋著「菜根譚」から引用した）

3

印象的なエピソード

『一枚の年賀ハガキ』

岩手県大槌町役場着任から3か月、久しぶりに帰省し年末年始を実家でゆっくりしておりました。傍にいた家内が、友人から届いた年賀状の家族の写真とその写真の下に「宮古市津軽石仮設前



にて」とあるのを見つけ、

「ねえー、ちょっと見てごらん」

と、はがきを差し出す。

宮古市津軽石仮設住宅とは大槌町東京都派遣職員の住まいで、写真には家族4人が玄関をバックに写っている。よく見ればそのひとは自分と同じ東京都派遣職員、仮設から役場まで片道1時間の道のりを毎日一緒に往復するKさんではないか。3日前、年末の挨拶を済ませたばかりだ。

「お前とKさんの奥さんとはどういう関係？」

「高校の同級生」

家内は長野市にある女子高を卒業し、同級生だったKさんの奥さんとは50年来年賀状のやり取りを続けているそうである。写真は、一家が仮設を訪ねKさんを激励した時の一枚。つい3か月前も女同士は同窓会で顔を合わせたらしい。

まったく関係のない人生がそんなところで繋がっていたとは。ウソのような本当の話である。

大槌町に戻り早速Kさんに話すと、Kさんは先刻承知であった。家内からの年賀状に「主人が大槌町で働いている云々」とあるのを読み、すぐに分ったそう。

この不思議な縁によりKさんとの関係がぐっと縮まったのは言うまでもない。その後、私は福島、Kさんは現在も大槌町で頑張っておられるが、半年に一度は酒を酌み交わすことにしている。

4

被災地への派遣で得られたこと

地元の行事に参加し、役場職員を始め町の方々と交わり親しくさせて頂いたことです。

1 派遣当初の状況

私は平成 25 年 4 月 1 日に東京都都市づくり公社から気仙沼市に派遣され、土地区画整理事業の技術者として、鹿折地区・南気仙沼地区の被災市街地復興土地区画整理事業に携わっています。

派遣当初は、平成 25 年 3 月 28 日に事業認可を受けたばかりであり、これから猛スピードで事業がスタートするという勢いを感じる時期でした。

派遣先部署は、前年度から在籍した職員及び 4 月以降に着任した職員のほとんどが派遣職員であり、4 月から総入れ替えという状況でした。

私は平成 25 年 3 月下旬には現地に入り、8 人の前任者と引継ぎを行いました。

4 月に入り職員全員が、どこに何があるかもわからず、業務をこなしていく日々が続きました。認可後の権利者対応、事業認可説明会、関係機関との調整など本当に忙しい日々でした。

2 派遣先部署の業務概要

◎土地区画整理室の目的

東日本大震災で津波や火災等により、交通網やライフラインの寸断等壊滅的な被害を受けた地区において、市民の生命及び財産を守り、安全で利便性の高い住宅地を再建するため、地盤の嵩上げ、道路、公園、ライフラインの整備を行う土地区画整理事業を実施する。

※気仙沼市では、鹿折地区・南気仙沼地区において昭和 40 年頃に区画整理事業を行っているが、現在の市職員には区画整理経験者は、ほとんど残っていない。

◎事業の目的

本地区は、復興整備計画に基づき、低地部での居住を制限して産業系土地利用に特化させ、住宅地は盛土嵩上げをした安全な市街地とする基本方針が示されている。

こうした方針を実現するため、地区の大部分を盛土嵩上げして商業系および住宅系エリアとし、被災者の早期生活再建を実現するための住宅地を供給し、早期復興を図ることを目的としている。

◎事業規模

鹿折地区 42.0ha 南気仙沼地区 32.5ha 魚町・南町地区 11.3ha

◎地区の概要

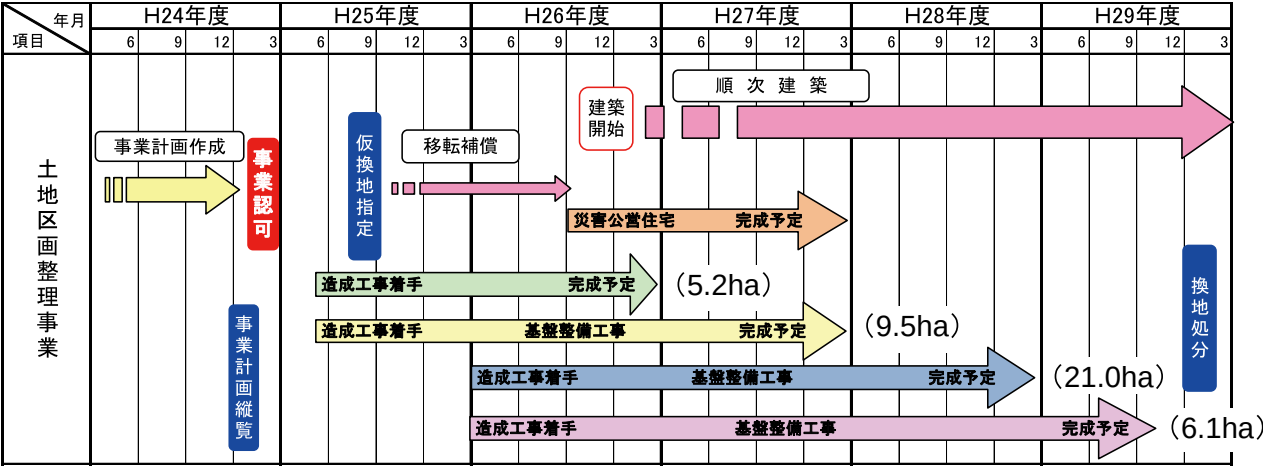
鹿折地区、南気仙沼地区は、市民の生命及び財産を守る安全で利便性の高い住宅地の再建及び産業の再生を図るため、盛土嵩上げゾーンと低地ゾーンを設ける。盛土嵩上げゾーンでは T.P+3.0m~5.5m の盛土嵩上げによる安全な住居系市街地の整備を行う。低地ゾーンでは T.P+1.8m の高さを基本とした盛土を行い商業・工業市街地の整備を行う。

魚町・南町地区においては、居住・事業継続を希望する方々の専用住宅・併用住宅・小売店などからなる安全で良好な市街地づくりを進めるとし、防潮堤の整備や地盤の嵩上げにより安全な住環境の整備を図るものとしている。

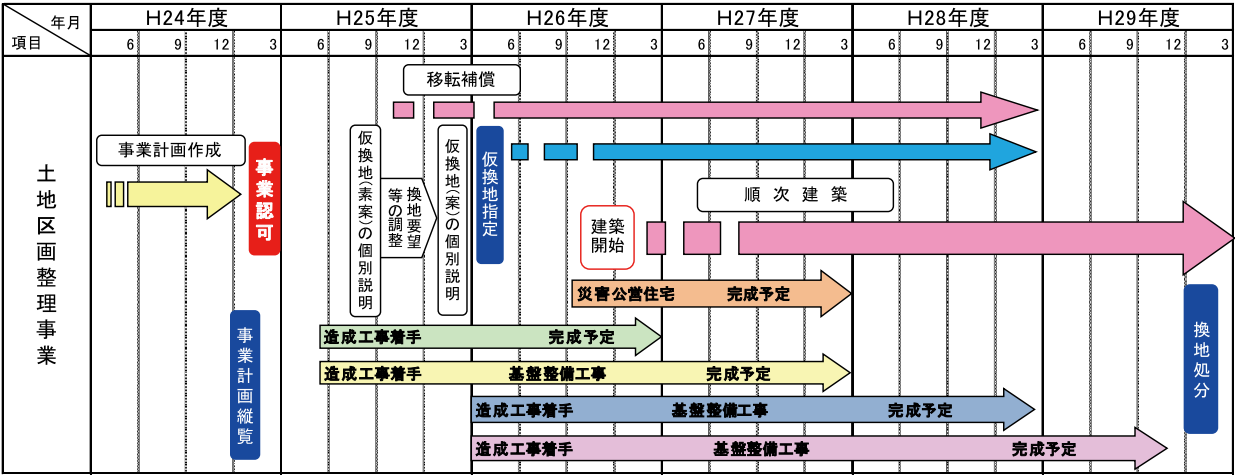
※魚町・南町地区においては、平成 25 年 4 月 8 日事業区域に都市計画決定を行い、平成 25 年度内の事業認可を目指している。

3 成果・実績

当初事業スケジュール



現時点事業スケジュール



※当初の計画では、災害公営住宅用地を平成 26 年秋頃までに用意することを目標としており、現時点では予定通りに用地確保が進んでいる。
こうした成果は、市固有職員と派遣職員が一体となり柔軟な対応によりスピーディーに業務を進めた結果と考えられる。
※今後の課題は、仮換地案を平成 26 年春頃までに決定させることであり、現在、鋭意住民への説明を重ねている。



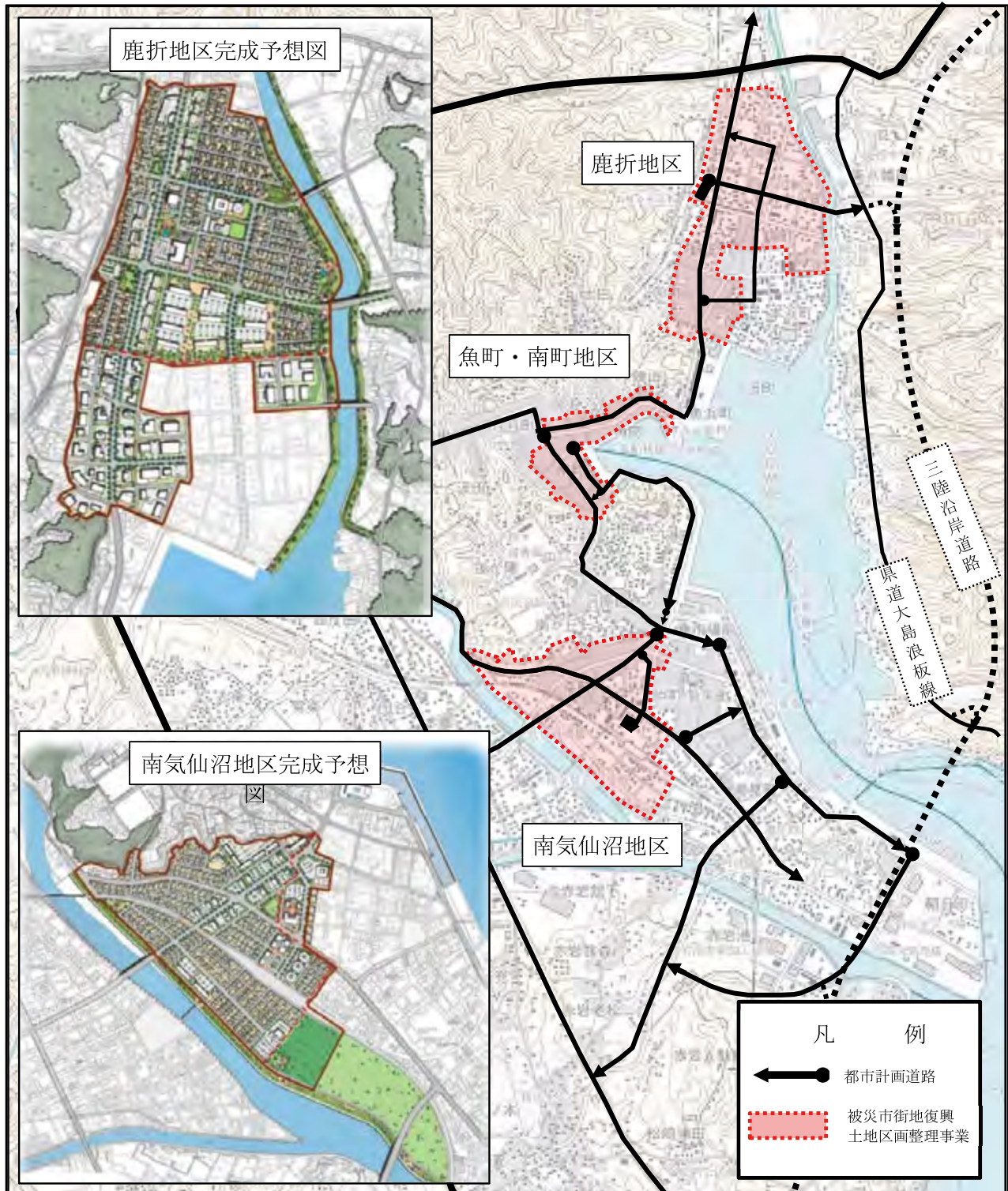
平成 25 年 4 月時点鹿折地区状況写真



平成 25 年 12 月時点鹿折地区状況写真

※様々な工夫を重ね、当初予定の平成 29 年度事業完了のスケジュールに遅れが出ないように事業を進めている。
事業を進めるうえでの工夫に関しては体験談に記載。

気仙沼都市計画事業被災市街地復興土地区画整理事業位置図及び完成予想図



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

監理団体等職員 体験談

気仙沼市 建設部 都市計画課
土地区画整理室

高橋 光徳 (公益財団法人東京都
都市づくり公社)

1

担当した業務の概要

◎派遣先部署での役職：都市計画課土地区画整理
室技術主幹

鹿折地区・南気仙沼地区の地区リーダーとして
事業計画業務を中心に業務全般に携わってい
る。

◎組織の体制：

【建設部】

- ・計画調整課
市固有職員 8 人 + 派遣職員 3 人 = 11 人
- ・土木課
市固有職員 26 人 + 派遣職員 24 人 = 50 人
- ・都市計画課
市固有職員 11 人 + 派遣職員 5 人 = 16 人
(土地区画整理室除く)

- ・土地区画整理室
市固有職員 4 人 + 派遣職員 10 人 = 14 人
(うち鹿折地区・南気仙沼地区担当 8 人)

- ・建築住宅課
市固有職員 14 人 + 派遣職員 3 人 = 17 人
- ・災害公営住宅整備課
市固有職員 5 人 + 派遣職員 6 人 = 11 人
- ・用地課
市固有職員 12 人 + 派遣職員 8 人 = 20 人
- ・防災集団移転推進課
市固有職員 6 人 + 派遣職員 15 人 = 21 人
- ・下水道課
市固有職員 15 人 + 派遣職員 13 人 = 28 人
- ・三・大・唐・本整備促進課
市固有職員 4 人 + 派遣職員 0 人 = 4 人

合計

市固有職員 105 人 + 派遣職員 87 人 = 192 人
(派遣職員率 45%)

【土地区画整理室】

鹿折地区・南気仙沼地区

- ・統括リーダー 1 人
- ・事業計画業務 (地区リーダー) 1 人
- ・換地用地買収業務 2 人

- ・補償業務 (11 月より 1 名増) 2 人
 - ・工事業務 2 人 (1 名市固有職員)
- 合計 8 名

魚町南町地区

- ・統括リーダー 1 人
- ・地区リーダー 1 人 (市固有職員)
- ・業務担当 3 人 (11 月より 1 名増)
- ・係長 1 人 (市固有職員)

◎担当業務の内容：鹿折地区・南気仙沼地区被災
市街地復興土地区画整理事業

①事業計画業務

- ・都市計画変更 (平成 25 年 8 月 14 日告示済)
区域の変更、都市計画道路の変更
- ・事業計画変更 (平成 25 年度末認可変更予定)
両地区総事業費約 3 割増、土地利用計画及び
公共施設計画の見直し (関係機関協議、個別
説明会要望反映)

②換地・用地買収業務

- ・用地買収業務 (減歩率を下げるため市各事業
部署で買収 市土地区画整理室主体)
- ・仮換地案チェック (平成 25 年 7 月、12 月)

③補償業務

- ・補償基準作成 (用地対策連絡会に準じた基準)
- ・工程管理

④工事業務

- ・上水・下水等の復旧スケジュールの遅れによ
り災害復旧事業では遅れてしまう施工箇所の
調整 (間に合わない箇所を区画整理事業で対
応)

※限られた職員で対応しているため、担当する業
務の範囲は広い

2

苦勞したこと・工夫したこと

①換地業務

通常、仮換地案が決定し仮換地指定手続きのう
え工事を行っていくのが一般的だが、仮換地案決
定前に区画整理事業の早期完了を目指して工事を

展開しているため、補償契約に伴う暫定的な仮換地指定（指定箇所は素案時従前従後市予定地）を行っている。

※この手法が上手く機能しているため、順調に事業が進んでいる。

②補償業務

通常、区画整理事業は曳家工法を基本とするが、権利者の早期生活再建に向けて短期間での事業完了が求められ全面的な工事展開が必要となるため、各補償物件の移転時期に必要な換地先が用意できず、ほとんどの物件が直接移転ではなく中断移転での再築工法対応となっている。

気仙沼市近辺の賃貸物件がいっぱいであるため、権利者の仮住まい先として施行者が仮設住宅を設置し事業を進めている。この仮設住宅の設置費用は復興交付金で対応している。

※この手法により事業は順調に進んでおり、こうした手法は被災地のような仮住まいをする賃貸物件がなく、仮設住宅が用意できる場所では活用が可能である。

③工事業務

権利者から施工同意をとり仮換地指定前から基礎撤去等工事に着手している。

通常、建物解体費は補償費に含まれていて権利者が解体するのが一般的だが、事業の円滑な遂行を図るため同意を得て工事で対応している。約9割の建物権利者は比較的協力的である。

3 印象的なエピソード

限られた人数と時間の中で膨大な業務を行っているが、市固有職員と派遣職員一人一人が一つに

まとまり事務職・技術職の垣根を越えてパワーが発揮されているため、チームワークで膨大な業務を行っているのが実情である。各業務の忙しい時期には配置転換を行い協力するなど、チームワークの重要性を再認識している。

私自身も今までに経験のない用地買収業務（市各事業部署で買収）に携わるにあたって市各事業の制度を勉強し、買収権利者の用地を多種多様な各事業に振り分けて事業の円滑な推進に努めたことや、工事未経験（事務職のため）の私がインフラ関連部署職員と調整を図り事業に遅れを招かないよう進めたこと等が特に印象に残っている。

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

私は被災地の復興をお手伝いすることにより3つのことを得ました。

- 1つ目は 事業を進めるために幅広い業務をこなせるようになったこと。
- 2つ目は 柔軟な対応でスピード感をもって業務をこなすことができるようになったこと。
- 3つ目は 物事を考えその場その場で判断することができるようになったこと。

今後、本来の業務に復帰してからも、事業間調整等さまざまな業務の中で以上の3点を活かしていきたいと思います。

早く古里を復興し日常生活を取り戻したいという市職員・地域住民の思いが苦しい業務にも対応できる糧となっています。目標を共有し一丸となって取組むことの重要性を再認識しました。



石巻市

監理団体等職員 業務概要

建設部 建築課 設備グループ

上野 幹根

1 派遣当初の状況

総務省から平成 25 年 3 月 1 日付で発出された「東日本大震災に係る民間企業等からの人的支援に関する通知」により、民間企業や自治体の第三セクターに在籍した状態で被災自治体が受け入れる制度が整備されたことを契機とし、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 7 ヶ月間、休職派遣という形態で石巻市建設部建築課へ任期付市職員として勤務した。石巻市役所は、震災 1 年前に閉店した石巻駅前のデパートを改装移転して市役所にしたため、市役所 1 階が商業スペースで各階にエスカレーターを設置、荷物用を含め複数のエレベーターが完備。各階に駐車スペースがあるなど、他には類を見ない近代的な市役所であった。住居は、津波による浸水の傷跡が残る石巻港に近い地域ではあったが、民間賃貸住宅を用意していただいた。また、住居地域での市の災害避難訓練にも参加することができた。

職員として配属されてからは、市が目標としている「最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して」を念頭に被災状況や復興状況についての案内を受けた。私自身、石巻市の被害を報道では知っていたものの、石巻市単独で 19 年前に発生した阪神淡路大震災で被災した土地の広さに匹敵する被災をしていること。地震よりもむしろ津波の被害が多く、被災地のいたる所に津波の到達高さを記したサインが設置されており、その高さには驚愕するばかりだった。

多くの犠牲者が出た被災施設や 6 千戸以上の仮設住宅を案内していただいた際には、言葉も出ず、震災から 2 年半が経過していてもなお、津波の凄まじさや震災復興が急務であることを実感した。また、震災による仙石線や石巻線の鉄道交通のインフラ不通区間（バスによる代行輸送中）が解消されていないことや

災害復旧工事にかかわる工事車両通行により、朝夕は主要道路の渋滞が数多く発生していた。

12 月からは 10cm を超える積雪が毎週のようにあり、1 月以降の朝晩は氷点下の毎日で、今までに体験したことのなかった石巻の寒さと水道管破裂防止のための水抜き処置の大切さを実感した。

配属された建築課は、自治法派遣に基づく全国市町からの支援職員が課の半数在籍しており、私自身初めて市役所へ配属されたが、市職員はじめ支援職員の方々に温かく迎えていただいた。



宮城県石巻市

2 派遣先部署の業務概要

建築課の業務は、被災した学校、学校給食センター、保育園、公園、市役所、支所、消防署、病院、観光施設、漁港施設、給排水施設、市営住宅等の災害復旧工事に関する設計、施工発注、施工管理及び災害査定に関わることや当該施設修繕や設備更新に関する設計・施工管理を主な業務としている。

なお、石巻市有施設は、北上、牡鹿、鮎川浜、渡波、桃生、雄勝、河南、河北地区と広大な地域にまたがり、市役所から車で片道 1 時間半以上かかる個所も多数あった。特に牡鹿半島内の夕方から夜にかけては、野生の鹿との接触事故とならぬよう車の運転には注意する必要があった。

3 成果・実績

出身元であるゆりかもめにおいて、鉄道施設工事や鉄道保守の経験しかない私にとって、今回関わった 6 案件中、直営設計から発注、工事着手、施工管理、工事完了までの一連に携われたのは、「市民球場スコアボード改修工事」であり、ゆりかもめでの駅案内表示器やデジタルサイネージ設計を担当した経験から、迅速に設計対応することができた。

当該施設は、災害時に自衛隊や米軍の支援拠点として使用され、その後、アメリカの大リーグによる人工芝グラウンド施工支援を完了し、スコアボードのみが手書き手差しの人海戦術方式であったものをフルカラー LED 方式へ変更する改修工事であった。

また、消防署や学校給食センターの設計においては、所管課からの依頼を受け、震災後の経験に基づく複数のライフライン（電気、都市ガス、LPG、太陽光発電等）の共存による設備設計を実施した。

漁船上架施設災害復旧工事では、漁船を引き上げるウインチや給排水設備などの機械設備にあった電力容量の設定や精査、電力会社への電力使用開始届申請や電気料金契約種別変更協議を実施した。

市職員と支援職員の指導協力により、設計方法や宮城県仕様書および県条例の解釈、稟議方法を理解することができ、すべての工事の設計と監理を遂行することができた。

私自身、電気職として配属されたが、建築土木全般に関われたことや宮城県仕様書、石巻市の手法による設計積算を実施することができたこと。微力ながら被災地の復興支援に関われたこと。私の被災地を支援したい希望を叶えてくれた株式会社ゆりかもめ、私を受け入れてくださった石巻市、陰ながら支援していただいた東京都被災地支援宮城県事務所の職員の方々に深く感謝を申し上げたい。



石巻市役所外観

監理団体等職員 体験談

石巻市 建設部 建築課
設備グループ

上野 幹根 (株式会社
ゆりかもめ)

1

担当した業務の概要

- 派遣先部署での役職
石巻市建設部建築課設備グループ 技術主幹
- 組織の体制
建築課 30 名中 15 名は、東京都中央区をはじめとする神戸市、京都市、大阪市、浜松市、桐生市、平塚市などの自治法派遣に基づく全国市町からの支援職員だった。
組織体制としては、建築職を中心とする営繕グループと電気機械職を中心とする設備グループに分かれ、営繕グループが建築設計したものに設備グループが設備設計をし、発注後の施工管理体制も同様の手法で各案件に対応している。
- 担当業務の概要
被災した漁船上架施設、学校給食センター、消防署出張所等の災害復旧工事、市民球場の設備更新工事および中学校耐震補強工事
 - ①現場調査・地質調査
 - ②設計（直営・委託）
 - ③設計中に災害査定、太陽光等の補助金精査
 - ④稟議・発注・入札
 - ⑤工事監督

2

苦労したこと・工夫したこと

- ◎ 災害復旧工事では、一日でも早い復旧と復興を進めるため、被災地での新たな都市計画、区画整理事業計画決定から仮換地指定、基盤整備工事（ライフライン、インフラ工事）、換地計画認可・処分計画の経過の中で、基盤整備工事（ライフライン、インフラ工事）と同時並行的に施設設計を進めていくことの調整の難しさを実感した。
- ◎ 設計から一貫して担当した市民球場スコアボード改修工事では、管理運営する担当課との協議協力のもとに基本設計を実施し、実施設計にあってはメンテナンス費用を最小限にするため、実装する装置のファンレス機器促進や無停電電源装置を有しない構造、FA 機器導入。また、主要機器において実現可能な最大限の機能を生かすため、試合開始前にプロ野球、社会人野球、高校野球、少年野球の様々なシチュエーションにあった演出選択をできるシステムの構築、シートロック時間や試合時間表記、ファールボールや災害発生時の注意喚起、動画映像・静止画表示や他球場の試合結果表示、主催者側が必要に応じてスピードガンを接続表示できる設計を実践した。
- ◎ 消防署設計にあっては、私自身が鉄道業において夜間当直勤務をした経験をもとに担当課からの設計条件や他の消防署での設計事例などを伺い、鉄筋平屋建てにおける仮眠室や執務室の配置に応じた照明器具設定やコンセントの配置、電気温水器の容量設定、消防デジタル無線用非常電源配備、アンテナ配管指示、専用線が接続可能な電話交換機設定を設計委託において指示した。
- ◎ 学校給食センター災害復旧工事については、複数のライフライン（都市ガス、LPG、電気）による設備設計に応じた電気設備容量設計や学校給食衛生管理基準における従来の調理場イメージであるウェットシステムからドライシステムへシフトすること。アレルギー対応専用調理室および食育施設の設置や災害時の炊き出しへの対応を踏まえ、炊飯機能を整備すること。衛生上、自然換気が好ましい観点から、派生する換気および消防法上の制約について設計会社と協議をした。
- ◎ すべての業務遂行にあたって苦労した点としては、設計当初に関係各課と何度か打ち合わせを行ったにも関わらず、設計完了後に建設工事を依頼する所管課の現場の声と工事を発注する建築課との意思疎通がうまくいっていないことが多々あり、設計仕様の変更などが生じたことである。
- ◎ 石巻市設計積算システムが今まで使用していたものと異なり、工事種別の諸経費確認に手間取ったことなど、すべてにおいて支援職員や市職員の方に指導や協力をしていただいた。
- ◎ 石巻市をはじめ、支援職員の出身元ルールや

各職員の経験などからくる作業方法、手順、方針の方向性に戸惑うことが多かった。

3 印象的なエピソード

全国各地から年齢も経験も技術も異なる支援職員が石巻市へ集まって復興業務に携われたことは非常にやりがいがあった。

支援職員のだれもが石巻市の復旧復興を願い、市職員とともに様々な分野において業務を遂行してきた。この手法を石巻市では、「石巻方式」（全国各地の市町村のいいとこどりができるシステム）と呼び、完全構築できれば、日本初の方式で、どんな強敵においても対抗できるのではないのかと、市職員のすべてが感じていた。

また、赴任中、「東北楽天ゴールデンイーグルス」が日本一となり、石巻市を含めた宮城県が一带となって東日本大震災を乗り越えて優勝できた思いが強く感じられたことはとてもよかった。

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

◎ 石巻市は、工事積算や発注において市独自の仕様書はなく、国土交通省と宮城県仕様書を中心に設計、積算、工事管理を行ってきた。ゆり

かもめを離れ初めて、東京都標準仕様書、ゆりかもめ独自の各仕様書、安全管理規定により詳細な取り決めがあることのありがたみを深く感じた。

◎ 今後の災害時などの非常事態時に備え、ゆりかもめにおける BCP の構築、課題の洗い出しや業務リスト作成などを策定し、研修や訓練などの機会を通して継続的な見直しや改善などをおこなうことの必要があると感じた。なお、2 次災害防止なども BCP を構築する上での検討すべき課題であると考えている。

◎ 平成 25 年 9 月に 7 年後の東京オリンピック・パラリンピック開催が決まった。東京出身の私としてはうれしさ半分、被災地では東北全体の復旧復興が遅れるのではないかと危惧する声が多かった。

震災から 3 年が経っても多くの被災者の方が今もなお、仮設住宅で不自由な生活をされている。被災地の方とともに笑顔で東京オリンピック・パラリンピックを迎えることができるよう、一日も早い復旧復興をめざし、継続的な支援が石巻市には必要であると考えている。



河北消防署北上出張所仮設庁舎（平成 25 年 10 月）



福島県

監理団体等職員 業務概要

財団法人福島県文化振興財団 遺跡調査部

飯塚 武司

1 派遣当初の状況

派遣先組織は福島市内の市街地に所在しているため、市内では復興は進んでいるようにも感じられたが、近隣には閉館したままの公共施設も存在し、また継続して行われている除染作業をみるたびに、改めて被災地であることを実感させられた。また派遣前、打合わせの際に案内していただいた浜通りでは、震災被害のままの状態の建物や仮設住宅で生活されている被災者の皆さんを目の当たりにし、少しでも復興の役に立ちたいと、気持ちが引き締まる思いがした。

私は平成 25 年 6 月から派遣されたが、上司の的確な指導や、他県から派遣された復興支援の意欲に満ちた職員からの、現状に即した有効なアドバイスを受けることができ、業務に生かすことができた。

2 派遣先部署の業務概要

福島県文化振興財団は、芸術文化事業、文化センター・白河館関係事業、埋蔵文化財事業、助成・顕彰事業などを行っている組織である。埋蔵文化財事業を行う遺跡調査部は 48 名の職員と契約職員 14 名他から成り、福島県教育委員会から業務を受託し、県内遺跡の分布調査（試掘調査）及び記録保存のための本調査、県内市町村埋蔵文化財調査への技術協力を実施している。特に本年度からは、会津縦貫北道路及び一般国道 115 号相馬福島道路発掘事業が復興支援事業として位置付けられ、他の都県からの派遣職員の応援により集中的に発掘調査を実施し、道路の早期の供用を目指している。

3 成果・実績

私は遺跡調査部の復興調査班に配属された。福島県では作業員を直接雇用するなど、発掘調査を業者に委託している東京都とは調査体制が異なっていた。こうした違いを乗り越え、福島県の職員や他県から派遣された職員と連携・協力することにより、円滑に発掘作業を進めることができた。

具体的な発掘作業としては、主に復興支援道路の路線上に所在する遺跡の本調査で、状況に応じて分布調査にも携わり、復興支援道路の早期供用へ向け、微力ではあるが貢献することができた。

監理団体等職員 体験談

財団法人福島県文化振興財団
遺跡調査部

飯塚 武司 (公益財団法人東京都
スポーツ文化事業団)

1

担当した業務の概要

派遣先では、遺跡調査部管理課の文化財主査という立場で仕事をしています。管理課は、管理課長—管理主幹のもと、管理調整班（管理調整・分布調査・市町村技術協力・県文化財課復興班出向）・整備保存班・復興調査班に分かれています。私が配属された復興調査班は、主に一般国道115号相馬福島道路の霊山道路部分（伊達市・相馬市所在）の遺跡の本調査及び分布調査を担当し、復興業務として調査の技術支援を行いました。

2

苦勞したこと・工夫したこと

一日の流れは、遺跡調査部から公用車で現場まで行き、発掘作業を行い、その日の作業終了とともに戻り、業務終了後に市内の宿舎に帰るという毎日です。

調査地は山間地や丘陵地に所在するため、発掘調査のためのプレハブの用地の確保が難しい場合や予算の関係、短期間で次々と調査地点が移動すること等もあり、プレハブが設置できないことが多く、電気・ガス・水道などのインフラも確保されていない状態がほとんどでした。そのため調査に協力していただいている地元の作業員の皆さんには、夏の猛暑の時は休憩時間に涼をとってもらったり、雷雨の際の退避、また冬の寒さから暖を取ってもらうことができず、環境が厳しい中で作業してもらったことを申し訳なく思っているとともに、感謝しています。

遺跡が放射線量の高い地域に立地している場合もあり、常に線量計を携帯し、その日の線量と月の線量の総量を報告し、職場で線量管理がなされています。線量の高い地域での試掘作業では、重機による表土層除去の際に高い線量の土が舞う状況があり、線量計の数値も高い値を示すことも多く、線量の問題を実感しました。

3

印象的なエピソード

本年度の業務では、他県で実施されているような復興住宅建設予定地の遺跡調査をしているのではないことから、復興支援に携わっているという実感をなかなか持てない面もあるのも事実です。しかし大雪の日に現場に向かう時に、国道115号線下りが大渋滞になる状況を目にし、一刻も早く相馬福島道路建設事業を完成させなければならないという思いを強くしました。微力ではありますがこの事業に携わり、復興支援事業に貢献することができたと実感しました。

4

今後の事業に活かせること・活かしたいこと

福島県だけでなく他の自治体や財団との連携・交流を深めることができました。

今後も福島県で培った人脈を活かし、福島県に関する情報収集、他団体との情報交換を進めるとともに、福島県への支援も継続して行っていきたいと考えています。

第4部

現地事務所

被災地支援事務所 業務概要

東京都被災地支援岩手県事務所 山崎 史亘

東京都被災地支援宮城県事務所 山本 健一

東京都被災地支援福島県事務所 川崎 邦昭

1 赴任当初の状況

●岩手県事務所

岩手県庁から徒歩約5分、中津川沿岸に近い「中の橋」傍にある東京都被災地支援岩手県事務所は、東日本大震災津波の直撃を受けた沿岸部野田村まで150km余り、釜石市まで130km、大船渡市まで120kmほどの距離があり、震災の爪痕を含めて被災地との印象が感じられない。

だが、野田村役場玄関先には津波の漂流物で傷ついた跡がはっきりと残り、釜石市片岸地区では防潮堤の破壊や大規模な地盤沈下が、大船渡駅周辺市街地では広大な空き地が未だに残されたままであり、震災津波の破壊力の大きさと復興に向けた事業の難しさを強く肌で感じ取ることができた。

<陸前高田市、大槌町、大船渡市>



<左上> 陸前高田市「奇跡の一本松」周辺地域で、防潮堤復旧工事と一体で高田松原の再生も進められている。

<右上> 被災した大槌町役場で、庁舎の一部は震災遺構として保存することが決まっている。

<左下> 大船渡駅前の浜街道周辺地域で、土地区画整理事業により平均約2メートルかさ上げして新たなまちづくりが計画されている。

●宮城県事務所

赴任してすぐ、津波により大きな被害を受けた気仙沼市や南三陸町、女川町、石巻市などを視察した。ガレキはほとんどが片付けられている一方、盛り土や防潮堤などの復興事業が本格化している地域は少なく、震災時から何も進んでいないという印象を受けた。また、大部分が更地の中、震災遺構候補と呼ばれる船舶や建物だけが異様に目立っており、それらを間近で見ることによって、あらためて津波の脅威を実感した。

<気仙沼市第18 共徳丸、名取市閑上地区>



一方、仙台市内の都心部はほとんど被害がなかったことから、地方都市としての賑わいを取り戻していた。そのため、仙台市中心部に職場を構える現地事務所は、通常の執務室としての形態であり、4月1日の赴任直後から通常通りの職務にあたる事が出来た。

●福島県事務所

私は、東北地方太平洋沖地震が発生してから2年強が経過した平成25年4月に福島県事務所に赴任した。震災後間もない平成23年3月25日に開設され、混乱の中で年中無休の活動が続けてきた福島県事務所の状況は、福島県の情報収集と本庁との連絡調整、派遣職員のサポートといったコア業務に活動が集約され、落ち着きつつあるように感じられた。

また、福島への赴任前、福島県民の10万人が県内に、5万5千人が県外に避難を続けていると聞いていたが、原発事故による避難指示区域の見直しも進んできており、復旧・復興は、少しずつかもしれないが

<「福島・東北の元気を発信!」、浪江町の漁港>



現在も震災当時のままの請戸漁港

「福島・東北の元気を発信!」

25年6月1・2日に、東北の六次産業祭りが集結し開催された「東北六次産業祭2013 福島」は、約25万人の観衆を集め、復興への機運を大きく盛り上げた。

(写真は、福島わらじまつりの大わらじ)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

ある程度は進んできているものと考えていた。

しかし、赴任後まもなく、各地に多数設置されている応急仮設住宅や旧警戒区域内の破壊されたままの沿岸部、さらには、外観上は普通の町であるにもかかわらず人が住んでいない場所等の視察を通じて、福島の置かれた厳しい現実を認識させられた。

2 被災地支援事務所の業務概要

(1) 組織の目的

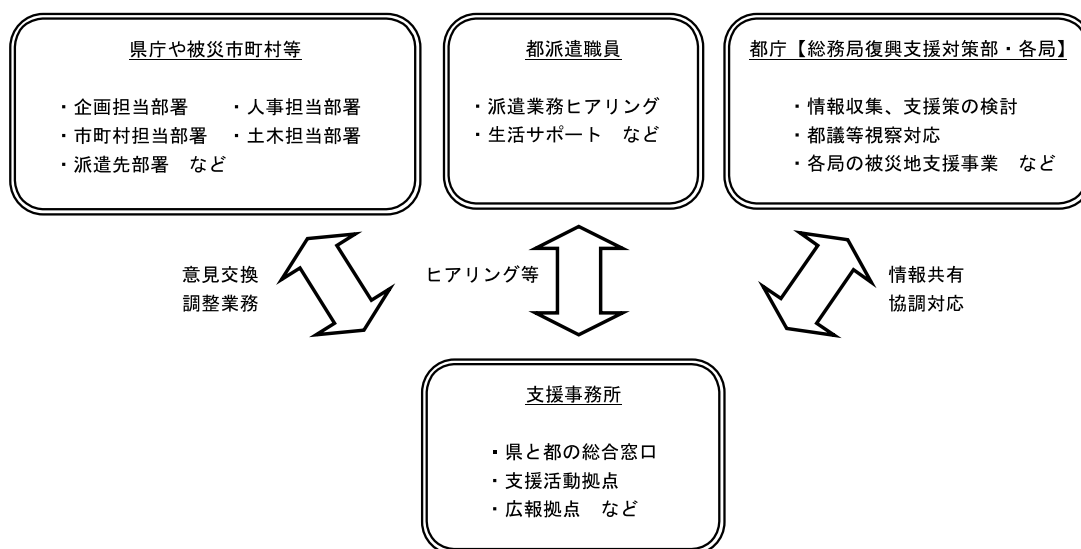
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県から物的・人的支援をはじめとする支援ニーズ等を把握し、的確な被災地支援に結びつける。

(2) 規模

- 岩手県事務所：所長（宮城県事務所と兼務）、課長、主査
- 宮城県事務所：所長（岩手県事務所と兼務）、課長、主査
- 福島県事務所：所長、課長、主査

(3) 業務内容

- 被災地の課題・情報等の収集、現況報告等
 - 県庁各部署からの情報収集
 - 復興事業の進捗等を被災現場にて状況確認
 - 視察に訪れた都議・都職員に対して現場説明 など
- 県や県内市町村の支援ニーズの把握、効果的な支援に向けた調整
 - 自治法派遣に関わる派遣先、業務内容、居住地確保等に係る被災自治体との調整
 - H25 年度後半及び H26 年度以降の派遣に関する調整を実施
 - 被災地の農林水産物等風評被害対策に関する調整や、販路回復対策の調整 など
- 各局が行う支援事業のサポート
 - 事業実施に向けた県庁及び関係機関との調整
 - 都庁各局が実施する被災地支援事業等の県庁記者クラブへのプレス投げ込み など
- 派遣職員のバックアップ
 - 定期的に生活や業務状況をヒアリング（派遣業務ヒアリング）
 - 必要に応じた日常生活に関するサポート
 - 病気、けが、事故等のトラブルに関する対応 など



支援事務所の業務イメージ

3 成果・実績

(1) 県主催の各種会議への出席

- 岩手県事務所
 - ・ 復興本部員会議（原則毎月 1 回開催）
 - ・ 被災市町村人財確保連絡会議（25/4/16、25/8/8、25/10/23）
- 宮城県事務所
 - ・ 市町村震災関係職員確保連絡会議（25/10/23）
 - ・ 震災関係職員確保連絡会議（25/9/23）
- 福島県事務所
 - ・ 新生ふくしま復興推進本部会議（25/4/8～25/12/25 計 14 回）
 - ・ 災害対策本部員会議（原則、「新生ふくしま復興推進本部会議」と併せて開催）
 - ・ 除染・廃棄物対策推進会議（25/4/24）
 - ・ 福島県原子力損害対策協議会（25/4/25）
 - ・ 被災市町村職員確保対策連絡会議（25/4/26、26/2/6）
 - ・ 避難者受入関係都県連絡会議（25/7/8、26/1/27）

(2) 人的支援に関する調整

- 3 県共通
 - ・ 自治法派遣職員の業務ヒアリング（概ね四半期に 1 回）
 - ・ メンタルヘルス講習（岩手県 25/12/4、宮城県 25/11/26、福島県 25/11/29）
- 岩手県事務所
 - ・ 岩手県任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整
- 宮城県事務所
 - ・ 宮城県任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整

＜県庁人事課から採用試験の周知に関する依頼を受ける（NHK の取材あり）＞



- ・ 自主勉強会の開催（25/9/4、25/10/30、25/11/26、26/1/24）
- ・ 沿岸部派遣職員技術力向上研修（25/10/3）

● 福島県事務所

- ・ 任期付職員採用試験の実施及び周知に関する調整（福島県、富岡町、国見町）
- ・ 福島県獣医師職員採用の支援
- ・ 福島県復興支援専門員、福島県復興支援員採用の支援
- ・ 担当業務報告・意見交換会（25/11/29、26/3/7）

(3) 各局の被災地支援事業及び県主催のイベント、PR 活動等に関する連絡調整

● 3 県共通

- ・ 未来への道 1000km 縦断リレー事業実施の連絡調整

＜宮城県庁前にゴールした乃木坂 46 大和里奈さんを迎える村井宮城県知事＞



- ・ ヘブンアーティストの県内イベント開催に関する連絡調整
- ・ 危機管理産業展（25/10/4、東京ビックサイト主催）への出席

● 岩手県事務所

- ・ 「盛岡さんさ踊り」岩手県派遣チーム参加への後方支援（応援自治体支援感謝 PR）

＜さんさ踊り＞



- ・ 都関連団体の復興支援事業に関する連絡調整

● 宮城県事務所

- ・ 「被災県とのスポーツ交流事業」（25/9/14-16、スポーツ振興局）に関する県への周知

● 福島県事務所

- 被災産地支援研修会（消費者、水産物部）【中央卸売市場】

<被災産地支援研修会 風景（①農産物・②水産物）>



- 消費者理解促進交流会の都庁記者クラブ説明【福島県県産品振興戦略課】

(4) その他

- ① 現役職員の派遣状況（H26.2.1 時点）※東京都監理団体等からの派遣を含む

派遣県	岩手県		宮城県（県内 3 市含む）		福島県	
職種	事務	技術	事務	技術	事務	技術
派遣人数（人）	8	6	7	12	9	6

※福島県の技術には、財団法人派遣の調査研究職 1 名を含む。

- ② 任期付職員の派遣状況（H26.2.1 時点）（H24.9.1 採用、1 年ごとに更新し最長 5 年まで更新）

派遣県	岩手県内市町村		宮城県内市町		福島県内市町	
職種	土木	建築	土木	建築	土木	建築
派遣人数（人）	10	1	14	4	5	8

- ③ 物的（車両）の提供（H25 年度分）※提供予定を含む

提供県	岩手県	宮城県	福島県
提供車両（台）	—	11	7

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

現地事務所 体験談

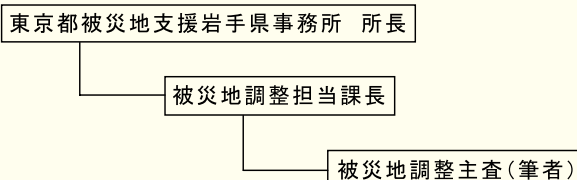
東京都
被災地支援岩手県事務所

山崎 史亘

1

担当した業務の概要

<組織の体制>



<主な担当業務>

- ◎ 岩手県庁、被災市町村及び都庁（総務局復興支援対策部・各局）との連絡調整（人的支援等）
- ◎ 復興事業等に係る情報収集及び都庁（総務局復興支援対策部）への定期業務報告
- ◎ 派遣職員バックアップ（業務ヒアリング、生活サポート）など

2

苦労したこと・工夫したこと

- ◎ 慣れない土地柄もあるが、県庁や盛岡市役所がある中心市街地にも関わらず現地事務所周辺商店街の閉店時間が午後6時と比較的早く、うっかりすると夕食の食材購入を逸するなど、日常生活リズムの安定化が特に要求される。



中ノ橋から旧岩手銀行及び 106 ビル



派遣職員向け達増知事激励会

- ◎ 岩手県への派遣職員は、現地事務所近くの県庁勤務者と、100 数十^キを隔てた沿岸広域振興局勤務者との2区分がある。派遣職員向けの定例業務ヒアリングや面談などで移動する場合、冬期は電車・バスなどの公共交通機関に頼らざるを得ないが、本数が少なく、直通運転する快速電車は片道2時間10分で1日3本しかなく、かつ、始発から終電までのスパンが短い。
- ◎ 自治法派遣職員を円滑に後方支援するためには、日頃から連携を深めておくことが極めて重要であり、できる限り現地に出向いて直接会って話すよう心がけた。

また、派遣職員の時間外におけるボランティアへの自主的な参加や県庁主催のイベント活動などに関して、積極的な取材を行い、都庁への報告を行うなど話題の共有化に努めた。

- ◎ 復興支援にはまず、地元を知ることが大切と考え、郷土の歴史や古くからの習慣、岩手県の人々が持つ特質などを理解することを常に心が

け、被災地に寄り添いながら様々な支援の可能性を探るべく情報収集を行い、週末には文化や季節の風物などの理解を深めた。



派遣市町村への訪問

3

印象的なエピソード

- 長く建設局業務に携わってきた者として、都市計画と実際の生活には大きな壁が存在すると思っていたが、被災地の現状を目の当たりにすると、数百年の長きに亘って築き上げた「まち」を一瞬にして失い、その復興を加速させる魔法の力など存在するだろうかとの疑問が浮かんでくる。

盛岡の人はよそ者にとっても優しく、歴史は深く身近であり、豊かで十分な自然環境にも恵まれている。しかし、高度な居住環境が整備された内陸盛岡と被災した沿岸地域を同時に見つめるとき、県域が広大なこともあり、盛岡では沿岸部を肌で感じることはできないが、沿岸被災地の復興は道半ばである。

それゆえに支援は必要であり、時折現地事務所にも県庁復興局幹部が訪れて謝辞を頂き、また、多忙な折の訪問等においても親切丁寧な対応をされて大変恐縮してしまう。

- 県庁のメンバーと懇親を深める機会があった折、少し酔いが回る頃、同席した県庁のある部の課長がこう話した。「自分は被災当時に大船渡市へ派遣されていたが、直後は何が何だか解らず途方に暮れながら震災被害と向き合っていた。その直後、東京都職員が現地に派遣され、支援活動を開始したが、彼らは県庁職員でさえ迷いながら仕事をしていたのに、県側の指示を待つこと無く整然と取組み始めた。日頃の訓練の賜かと思いきや、志願者であったことに強い驚きと共に感謝の念がこみ上げてきたのを今でも鮮明に覚えている。」

この時始めて、そして確かに、公募制人事に応募して良かったと心から感じた。



職員派遣元局の岩手県庁訪問



釜石市の防災センター

4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- 都市は当然のことながら人が築き上げてきた成果であり、歴史そのものであるが、人口が集中した巨大都市東京を大災害が襲ったとき、この東日本大震災後と同じ状況が再現されるのだろうかと危惧を抱く。

つまり「日本各地からの支援の力が、巨大都市東京を支えきれぬのか」という恐れである。巨大な人口に比べて人々の希薄な結びつきや壊れやすい多くのビル、ゼロメートル地帯の存在など、被災地とは全く異なった背景を抱えている。

先人の教えや今回の教訓を活かすことや、防災意識の更なる醸成と日頃の訓練など、処方箋は数多くあると思うが、いざ発災を迎えた時に何が最も必要になるか常に心に留めながら、普段の都市生活を送ることに努めるべきであろう。そして、想定を超える被害にも敢然と立ち向かうことのできる精神を養っておくことも、今大切なように思えてならない。



田老地区の防潮堤整備工事

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

現地事務所 体験談

東京都
被災地支援宮城県事務所

山本 健一

1

担当した業務の概要

私は平成 25 年の 4 月から被災地支援宮城県事務所に赴任となり、被災地調整主査として、業務にあたっている。事務所は所長、課長、主査（私）、現地採用の臨時職員の 4 名体制である。活動内容は、①被災地の支援ニーズ、復興状況などに関する情報収集、②各種支援に関する都や被災自治体などとの連絡調整、③都からの派遣職員のバックアップなどである。

2

苦勞したこと・工夫したこと

現地事務所の主査として工夫を凝らしたことは、派遣職員のバックアップの充実である。

東京都では、被災地の復興を支援するために様々な施策を展開しているが、その大きな柱のひ

とつは人的支援（被災地への職員派遣）である。

下記表で記載のとおり、都庁現役職員や東京都監理団体等の職員、任期付職員として 37 名の職員を被災自治体に派遣しており、どの職員も区画整理や災害公営住宅建設、用地買収などに関する豊富なノウハウを活かし、即戦力として被災自治体で活躍している。

しかしながら、都庁に限らず全国自治体の派遣職員に共通する事として、職場環境や生活環境が大きく変化することにより体調やメンタル面で不調を来す職員が少なくないことから、派遣職員のバックアップの充実に注力を図った。具体的には、職務に関する知識取得の支援とオフタイムを含めた日常面の支援を行った。

取り組んだ項目としては、

- ・自主勉強会の開催（参加職員同士で自分の担当業務について説明、意見交換。）
- ・技術力向上研修（技術系職員を対象とし、他自治体の現場を視察。）

表 東京都からの派遣状況（H26.2.1 時点）

派遣先	都庁現役職員		任期付職員		都監理団体等職員		合計
	宮城県	仙台市	気仙沼市	南三陸町	気仙沼市	石巻市	
派遣人数	11	5	14	4	2	1	37



<夜間自主勉強会の様子>

勤務時間中に集まることは難しいため、勤務時間終了後の夜に集まった。毎回、一人ずつ自分の職務について説明し、他の参加者と意見交換を行った。



<技術力向上研修の様子>

土木・建築の職員を対象に実施。日ごろ接する機会の無い、他の自治体の現場の取り組み状況を視察し、担当職員と意見交換を行った。参加者からは、「仕事を一層頑張る良い励みになった」などの感想を頂いた。

- ・コミュニケーションの充実（日常的に派遣職員とコミュニケーションを取り、困っている事の相談に乗る。また、懇親会や旅行会など、派遣職員同士の懇親を深めるイベントを実施）
などが挙げられる。

3 印象的なエピソード

印象的なエピソードは、石巻市の販路開拓を支援出来た事である。

現地事務所の役割のひとつに被災地の状況把握があることから、宮城県事務所のメンバーは時間があれば極力現場に出かけるようにしている。(参考であるが、25年4月から25年12月末の間ににおける公用車の移動距離は約1万キロに達した。)

25年秋ごろ、石巻市の復興商店街において、「石巻市販路開拓支援センター」の方と知り合う機会に恵まれた。被災地の企業は、震災により取引先などの販路が失われたため、売上高が回復しないという経営課題を抱えており、特に、食品・水産加工業では約86%の企業が「売上高が震災前より減少」と回答している。(H25.10.14 河北新報より)

こうしたことから、同センターは石巻市から委



＜派遣職員との懇親会＞

派遣職員と仙台市内で飲み会を行ったり、旅行に出かけた。写真は盛岡に旅行した際のわんこそば体験。

託を受け、商談会場のセッティングや都内デパートへの物産販売会の紹介など商取引のマッチングなどを行っており、個々の企業の販路回復を回復させ、ひいては被災地全体の雇用促進や経済活性化に取り組んでいる。一方、担当者からは、「東京のデパートに商談を持ちかけても、『復興』というキーワードは流行っていないので、美味しいものだけ紹介してほしいと言われた」、「震災に関するニュースは首都圏でほとんど取り上げられ

石巻のおもてなし

復興に力を与える「ご協力」をお願ひ申し上げます。

東日本大震災と石巻

東北地方の都市である石巻市。市内には石巻ゆかりの作家・石ノ森章太郎先生の作品を採り用するマガジニウム『石ノ森萬國版』を始め、見どころがいっぱい。また最近の出来事は、世界三大漁場・金華山沖から水揚げされる多種多様な海の幸です。

東日本大震災以降東北地方沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらしました。石巻でも、多くの方が犠牲となりました(死者及び行方不明者(関係者を含む)が 3,471人)。被害を受けた方々や重傷者にも見守り、特に、被災企業様である貴企業様へは、ご迷惑の多い中お見舞い申し上げます。被災企業様加齢や多くの企業が経済的な被害を受けます。

春を向いて、一歩一歩。

震災から1年以上経過した現在、石巻市街の不景気の中で復旧が進んでおりますが、未だ困難な状況が立ちはたす。再開に向けていざというところも見受けられます。これまでに何度もあったのは、約20社の事業社のうち約7年(一部再開を含む)、再開した事業者も1年で立ち上ランクがある中で、ほとんどの事業者がせげねら商路を開拓する必要があります。

▲店先を取り戻しつつある石巻市場

今回お届けする石巻の情報誌。どれも石巻企業が震災に負けないようこれからを持って作った様々な商品です。美味しさはもちろんのこと安全管理も徹底して行っていますので、安心してお召し上がりいただけます。

ご協力をお願い致します。

ご注文窓口・お問い合わせ
石巻情報館支援センター(平日 9:00~18:00)
TEL : 0225-92-7760 FAX : 0225-92-7783

※販売情報について
今回の提供いただいた情報は、「石巻のおもてなし」関連企業の責任を持って管理し、商品の製造・商品の販売のために利用させていただきます。今後の情報開示の申渡しの場合は石巻情報館にて発表しますのでその旨ご連絡ください。

石巻市

[illegible][illegible]

＜石巻のおもてなし、都庁向けチラシ＞



＜被災企業のひとつ「ヤマサコウショウ」＞

写真は、津波により被災したすり身加工工場。設備が全て被災したが、平成 24 年に再建。しかしながら、販路が回復せず、石巻市販路開拓支援センターとともに売り上げの回復に取り組む。

ず、首都圏の人たちは被災地の事を忘れかけている」と言った切実な意見を耳にした。

このため、都庁としても何かお手伝いできることがないかと考え、復興支援対策部等と調整を行い、総務局の職員約 1000 人に対し、石巻市の水

産食品販売のチラシを配布することにつながった。同社担当者からは「東京の人たちに石巻市が誇る水産加工物を紹介出来て嬉しい」と言った意見や、購入した都庁職員からは「物販を通して被災地貢献できて良かった」「石巻市の食品がこんなに美味しいとは」などの意見を頂いた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

現地での 1 年間を通じ、様々な職種の人と交流し、様々な現場を視察してきた。

例えば、用地取得や住民合意などの復興まちづくりの課題、防災集団移転や土地区画整理の災害復興の手法、ガレキ処理や災害公営住宅の建設など、都庁で職務を行う中では経験できない貴重なノウハウを得ることが出来た。いつか必ずやってくる首都直下地震の防災対策などの施策に反映させるとともに、東京オリンピック・パラリンピックを通じた復興支援の充実にもつなげていきたい。

現地事務所 体験談

東京都
被災地支援福島県事務所

川崎 邦昭

1

担当した業務の概要

(役職・体制)

私は、平成25年4月1日から東京都被災地支援福島県事務所に赴任となり、事務所長、被災地調整担当課長のもと、被災地調整主査として業務にあたっている。もう一人、心強い助っ人として、現地採用の臨時職員さんがおり、総勢4名体制である。

(業務内容)

担当する業務は、大きく分けると次の2点である。

◎被災地支援対策の調整

都が行う被災地支援対策が福島県のニーズに即したものとなるよう、福島県の各部署等と緊密なネットワークを構築することにより、被災地の復興状況を的確に捉え、本庁との連絡調整を行うこと。

◎被災地派遣職員のサポート

福島県内に派遣された都現役職員や任期付職員が、派遣先で円滑に職務を遂行できるよう、適切にサポートすること。

2

苦勞したこと・工夫したこと

まず、福島に赴任して3日後に聞いた「福島は、地震、津波、原子力災害に加え、風評被害という四重苦に直面している。そして、震災の風化という波も押し寄せつつある。」という県知事の言葉が印象に残り、県庁内で共有されるその感覚を常に意識しながら、業務を遂行するように心がけた。

次に、都が行う被災地支援対策がさらに福島県のニーズに即したものとなるよう、都の職員でありながら福島県民に思いを馳せつつ、現地の生の情報を的確に捉え、本庁との連絡調整を行った。

そのためには、胸襟を開き、県庁内の関係部署の方々はもとより、機会を捉えて県民の方々とのコミュニケーションを密にしていく必要があると考えた。

具体的には、効率的な連絡ツールとしてメールや電話があるが、極力相手のところに赴きフェイストゥフェイスを実践することを心がけ、直接相手の表情を確認しながらのコミュニケーションに努めた。また、休日等には、業務とは直接関係のないイベント等にも参加し、住民の方と接する機会を増やす努力を続けた。

相手と真摯に向き合っていくうちに、奥ゆかしい福島県人からでも、「都でこのような支援をお願いできないか」といった話も持ち込まれてくるようになっていった。残念ながら都としてすべてを意向どおりにお引き受けできないという事案もいくつかあったが、どこまでならできるか、都、県の関係部局と調整しながら着地点を見つけるように心がけた。

3

印象的なエピソード

福島で仕事をして印象に残ったことはたくさんあるが、ここでは次の3つを紹介したい。

(合同着任式 25.4.4)

派遣職員が赴任して3日目に行われた「合同着任式」で県の人事担当幹部（都でいうと人事部長）が話した内容が忘れられない。

いわく、「前年度の派遣職員の方から、県庁職員は思いつきでの発言が多く、情報共有もなされていない。仕事にスピード感もなく、派遣職員に対して気を遣いすぎている、等々の辛口のご意見、思いをいただいた。この思いに対して、県庁内で



福島県派遣職員合同着任式（H25.4.4）

納得いくまで議論したのか。自分としては疑問がある。今後、見直すべきところは見直していかなければならない。今年度来られた職員の皆さんにも建設的意見を述べ続けてもらいたいし、皆さんの声に真摯に耳を傾け、ともに働いていきたい。本県での経験が今後の仕事、人生の糧となるよう願っています。」

概ね以上のような話であった。組織が異なれば、職場環境や仕事の進め方に違いがあるのは当然で、前年度派遣職員の発言が的を射ていたのか疑問ではあるが、少なくとも私は、人事の実質的な責任者がこのような気持ちで受け入れていることがわかり、福島県に派遣する都の14名を安心して預けられると感じた。

(成城大学 JA 新ふくしま産地研修会 25.7.13)

JA 新ふくしまが風評払拭の取組みの一環として行っている、学生の産地研修会のグループディスカッションに参加しないかとお声がかかった。

私が参加したディスカッションのテーマは「地域行政の役割とJAとの連携のあり方」であり、都の被災地支援について紹介させていただいたあとは、聞き役に回っていた。

そこで何人かの学生から次のような話があった。

“福島はこわい、農産物は危険という思いもいくらかはあったが、それは実体のない危機感で、現地の取り組みを見て安全安心ということがわかった。もっとその情報を全国に発信すべきである。”

この研修会への参加を通じて、風評払拭に向けた取組みは首都圏でも精力的になされているが、それを知らない人たちもまだまだ多いことを再認識した。伝え方にさらなる工夫や情報発信・リスクコミュニケーションの充実も重要だが、それ以上に、実際に現地に来て、自分の目で見、食べれ



ふくしまの美味しい桃

ば「実体のない危機感」は消えていくことを実感した。

(都知事の福島県視察 25.10.23)

2013年福島県産米の放射性物質の全量全袋検査状況を視察するため、都知事が来県した。

知事の視察にあたっては、県庁だけでなく様々な関係者と調整しつつ準備作業を進めたが、その過程で出会った郡山市にある果樹園経営者が印象深い。

その方は、郡山市の名産である梨を中心に栽培していたが、原発事故の影響により大きなダメージを受けた。事故後、行政の対応がなかなか決まらない中、強いリーダーシップで近隣の果樹農家にも働きかけ、一帯の樹木の除染作業を一気に進めた体験談を車座になって話してくれた。

「福島の農業はゼロからのスタートだ。」

「これまで長年かけて築き上げてきた『郡山の梨』を無に帰すことはできない、ゼロからのスタートかもしれないが前を向いて進んでいくのだ」という氏の思いが伝わってきた。このような方々が福島の農業を支えていることを知った。

知事の視察には多数の報道陣が取材に訪れ、福島県の復興に向けた取組の一端を全国に発信することができた。視察の準備では、県の関係者の方々には無理なお願いもして心苦しかったが、視察後にお礼に伺った際、「ニュース映像を見ました。こちらこそありがとうございました。」と言われ



果樹の除染作業風景（高圧洗浄）



果樹の除染作業風景（粗皮削り）

たときは報われた気がした。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

カウンターパートである福島県庁の方々と話を
 していて考えさせられたことがある。

実家が居住制限区域にある職員は、「なんとか
 してもあの区域に帰りたい、それが県全体の復興に
 もつながると信じて頑張っていく。」そう話した。

また、「この震災で、公務員として、そして福
 島県職員としての心構え、何をすべきかが自分の
 頭の中でより明確になった気がする。復興への道

のりは険しくとも、きっとその頂では新たなふく
 しまの未来を一望することができる、そう信じて
 登り続けていきたい。」そう話した職員もいた。

我々は何をモチベーションに働いていくことが
 できるか。各人がかかわる施策を通して、どこに
 も負けない都市をつくっていくという気概を持ち
 続けることが、都職員として求められていること
 なのだろうと改めて気づかされた。

最後に、短い期間かもしれないが、逆境にあり
 ながら志の高い福島県職員とともに働くことがで
 きた東京都派遣職員の成長が、都にとっての大き
 な財産になったと確信している。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体等職員派遣

現地事務所

任期付職員座談会

任期付職員座談会

平成26年2月14日 東京都被災地支援宮城県事務所にて開催

出席者

岩手県大船渡市農林水産部水産課

飯野 達夫 (土木職・漁港等の復旧事業)

岩手県野田村復興むらづくり推進課

高木 利夫 (土木職・防災集団移転促進事業)

宮城県気仙沼市建設部災害公営住宅整備課

川田 和彦 (土木職・災害公営住宅整備事業)

宮城県南三陸町復興事業推進課

猪狩 和徳 (土木職・防災集団移転促進事業)

福島県いわき市土木部営繕課

稲見亜矢子 (建築職・災害公営住宅整備事業)

コーディネーター 東京都被災地支援宮城県事務所 **山本 健一** (土木職)

山本 3月11日で、東日本大震災から丸3年が経過します。被災地では、防災集団移転や土地区画整理、災害公営住宅の整備などの復興工事が進んでいるものの、応急仮設住宅等への入居者が被災県全体でいまだ約10万人もあり、復興を一層加速化させることが求められています。

例えば、復興庁の資料によると、災害公営住宅の完成割合は約2%、防災集団移転の完了割合は約5%、漁港の復旧割合は37%などとなっています。

東京都では、平成23年3月の被災直後から岩手県、宮城県、福島県の3県に被災地支援の現地事務所を立ち上げたほか、人的支援としては、警察・消防などをあわせて延べ3万人を超える職員を派遣し、被災地をバックアップしてきました。

被災地に対して、多くの人員を投入したことにより、大きな成果を挙げてきましたが、復興支援に最も高い効果が出るのは、即戦力となるスキルやノウハウを持った職員を派遣することではないかと思っています。

東京都は平成24年4月に、任期付職員制度を活用した被災地への職員派遣を全国に先駆けて導入することを発表しました。多数の応募者の中から厳しい選考を突破された47名が平成24年9月1日付で採用・派遣され、被災3県の10市町村で活躍されています。

東京都復興支援対策部では、本年度の派遣職員の成果を取りまとめる活動報告書を作成しており、その中のコーナーのひとつとして、任期付職員の方から生のお話を伺う場を設けました。

今日は、任期付職員を代表し、5名の方にお集まりいただきました。

それではお仕事の内容とともに自己紹介を兼ねながらお話を伺いたと思います。

飯野 大船渡市農林水産部水産課の飯野です。水産課については、課長のほか、プロパーの職員が課長補佐以下4名(事務職2名)、山口県宇部市から派遣されている職員が1名、鹿児島県鹿屋市から派遣されている職員が1名おります。それと、我々東京都から派遣されている職員が4名です。担当する漁港の復旧に関しましては、私たちが派遣された当時、早急に水産活動が行えるように、物揚^{ものあげ}場工事等が発注されており、それを受け継いで工事管理、清算業務を担当してきました。それが完成し、平成25年3月に防波堤などの外郭工事や残った漁港施設の復旧計画と発注業務を行っています。他の職員が担当しているものもほぼ同じ規模・内容ですが、工事費にして1漁港約7～12億円になります。大船渡市自体がこのような大きな災害復旧を複数箇所同時に発注した例がなく、年度またぎの繰越しや、スライド単価設定などの問題もあり、なかなか決裁がまわらないような時期もありました。

今後の一番大きな課題としては、防潮堤工事を平成27年度までに終わらせなければならないのですが、今も設計中の施設もあります。部分的にできたところを申請解除してもらって工事を発注しております。直近では、施工区間140mのところを入札して仮契約を終わらせたところで、議会の議決を待ち正式契約するところです。私の担



泊漁港外郭施設復旧工事



岩手県大船渡市 飯野 達夫



物揚場工事 着手前



物揚場工事 完了後

当としては、設計と協議、工事発注、現場対応を行っています。地元説明会への対応や用地交渉なども行っています。

高木 野田村の城内地区(6万 m^2)と米田・南浜地区(2万 m^2)の防災集団移転促進事業を担当しています。発注形態としては、土地買収の段取りを村で実施後、岩手県土地開発公社に業務委託し、造成してもらい、完成後に村が買い取るといった方式をとっています。これだけ聞くと楽そうなお仕事だと聞こえてしまうかもしれませんが、実際には公社に随所で指示を出したり、図面の修正をするなど、一緒になって事業を推進しています。南浜地区については平成26年1月17日に公社から村が買い取り、終了となりました。城内団地では、60万 m^3 の土を削って近隣の他事業に盛り立てして団地の造成を行っています。現在の工事進捗率は40%位となっています。

課の体制としては、プロパー職員4名と派遣職員15名の計19名です。区画整理、防災集団移転、漁業集落防災機能強化事業、都市公園(第三堤防)、道路事業、用地取得等を実施しています。

川田 私が従事しているのは気仙沼市の災害公営住宅です。市全体で28地区、約2,200戸の整備に携わっています。主に、戸建てと集合住宅、買い

取り方式に大きく分けられ、今は戸建て住宅に力を注いでいます。

階上地区4地区を例にとると、家を再建しようと思っていたもののローンが組めなくなった方や、別の地区の災害公営住宅に申し込んでいたけれど抽選に漏れてしまったなど、この地区の災害公営住宅への入居を新たに希望する方が出てきたため、整備戸数が決まらず造成工事の着手が遅れていました。今は2地区分だけ造成に着手しており、ようやく市民の方に目に見える形で動いている、というのが気仙沼市の状況です。

山本 川田さんは土木職ですね。災害公営住宅というと「建築屋さんの仕事」というイメージがあるのですが。

川田 当初計画から設計積算、発注、用地交渉・用地契約、現場管理まで全てをやっています。法律の勉強からやっている状況です(笑)

山本 それでは建築部隊が建物を建てるための「下慣らし」までやっているという認識でよろしいでしょうか。

川田 職種なんてあるようでないようなもので、何でもやっています。唯一やっていないのは、家賃計算、家賃設定ですね。

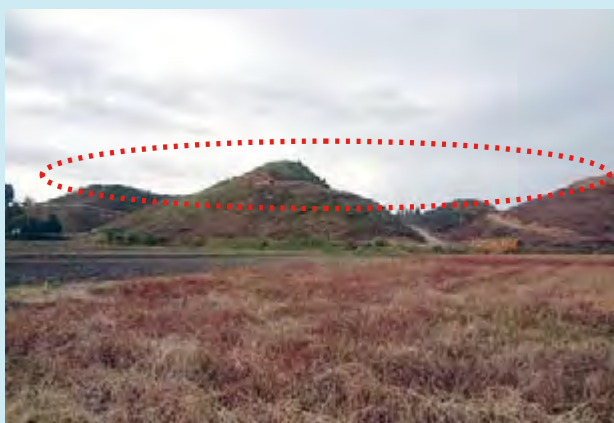
課の人数が、課長を入れてプロパー職員5名、



岩手県野田村 高木 利夫



南浜高台団地造成地



城内高台団地予定地（造成前）



城内高台団地予定地（造成中）

派遣職員6名です。プロパー職員がようやく増えてきた状況です。

猪狩 南三陸町では、防災集団移転促進事業が28団地（943戸）あり、全ての団地が発注済となっています。藤浜団地はテレビでも取り上げられましたが竣工しまして、その他、平磯団地、荒砥団地が竣工しています。兵庫県川西市からの派遣職員が1名、山形県庄内町からの派遣職員が1名、宮城県から派遣されている任期付職員が1名、それから私の計4名で、戸倉地区の8団地を担当しています。

今まで紙資料での説明を行っていましたが、分かりやすい説明を行おうと考え、最近開催した説明会では、パワーポイントを用いて説明を実施しました。なお、私は昨年の9月から南三陸町に派遣となりました。着任当初、設計内容はほぼ決まっていたのですが、一部の内容を見直すべきではないかと進言し、現在見直しを行っています。

来年度、4人のうち残留するのは私と宮城県からの任期付職員だけになると思いますが、引き続き知恵を絞って、何とか工期に間に合わせたいと考えています。

稲見 いわき市で災害公営住宅の建築を担当しています。担当現場は薄磯団地で、土木と建築が一体

となって仕事をしています。プレキャスト工法で施工しており、2階の壁まで立ち上がっています。市では、計6団地でプレキャスト工法にて施工しており、早いことは早いのですが、職人の取り合いみたいな状況になっていて効率が良くありません。私は定期的に現場に赴いてチェックを行っています。

これとは別に、最近発注したのが小名浜団地ですが、こちらもプレキャスト工法で実施します。5階建てと戸建てで計189戸の団地となります。福島では県も災害公営住宅を建設しており、道をはさんで向かいに県の災害公営住宅も建築中で、県と市が競争しているみたいな状況になっています。その他に、体育館の補強工事なども担当していました。

職場の体制としては、プロパー職員16名、前橋市からの派遣職員が1名、東京都から6名の計23名となっています。営繕課は受託課であり、発注を行う課が別にあります。いろいろな課から、いろいろなお仕事が舞い込んできます。

山本 東京都では、即戦力としてノウハウ、スキルを被災地で活かしてもらうことを目的として、任期付職員を募集しました。皆様のお話を聞いてい



階上地区災害公営住宅建設予定地



階上地区航空写真



宮城県気仙沼市 川田 和彦



災害公営住宅モデル模型

る中でも、それぞれに第一線でプロフェッショナルとして業務を遂行されていることが分かりましたが、これまでこういった仕事をされていたのかについて教えてください。また、こういったきっかけで都の任期付職員に応募したのか、併せて教えてください。

飯野 私はコンサルタント出身です。60歳定年後も、仕事を継続する予定でしたが、東日本大震災の被害状況をテレビで見て、できることなら技術者として何らかの貢献ができればと思いました。都の任期付職員募集を見て、即、会社を退職しました。行政機関の中に入っていくと、標準仕様があるため残念ながら自分の専門分野を活かしきれず、また、私としては不得手な事務的な手続きが多く躊躇しているところもあります。しかしながら、漁港復旧と海岸復旧は必ずやり遂げたいと思っています。

高木 建設会社で、現場の責任者をずっとやってきました。東日本大震災を機に、これは日本の一大事だと思い、急遽会社を辞めまして、福島原発に白い服（防護服）を着て放射線管理という形で入ったのですが、道がちょっと違うなど。時間制限もあり1度に2時間以上中に入らず、放射線管理では大した役にも立てない、そんなモヤモヤし

た気分である時に、東京都の任期付職員募集があったので受験しました。

川田 私は、今まで設備がメインでやってきました。サブコンで国の公益財団に関係する仕事を経験後、UR（都市再生機構）へ入りました。その後、東京都住宅供給公社（JKK）で、建物維持管理をメインに従事しました。今回、未曾有の大震災があり、これからまちづくりを含めた復旧・復興が始まる中で、ただ建てればいいという考えではなく、まちづくりをしながら将来の維持管理を含めた「インフラ整備」をする立場からお手伝いできればと思い、都の任期付職員を志望しました。

猪狩 私は福島県いわき市役所に38年間勤務していました。職種は土木で、上下水道、道路、区画整理及びそれらの維持管理をやってきました。いわき市で、水道の浄水場と下水道の処理場を両方経験しているのは、おそらく私だけであると内心ひそかに自負しております。

東日本大震災時には、小名浜支所の経済土木課長として復旧業務を遂行していました。震災直後は、インフラ整備、特に道路の確保をどのようにしたらいいだろうと考えました。本庁と連絡が取れない中、業者に道路整備を指示して、避難している人のところまで行けるようにしました。道路



宮城県南三陸町 猪狩 和徳



藤浜団地造成地



藤浜団地竣工式①



藤浜団地竣工式②

整備をやりながら、がれきの片づけにも着手しましたが、放射性物質の問題もあり、本庁とがれきの処理方法について意見が対立したこともありました。1週間に一度、業者との工程会議を実施し、激励しながら作業を実施してもらいました。その甲斐があつてか、5月末にはがれきの大半が仮置き場に片付きました。

平成24年度末が私の定年だったのですが、復興事業に直接携わりたかったものの、残念なことに担当できなかったことから平成24年6月に市を退職しました。その後、都の任期付職員採用試験を受験し合格、拾ってもらいました(笑) 都の任期付職員として、私は当初、岩手県大槌町へ派遣され、1年間、復興事業に従事しました。その後、昨年9月から宮城県南三陸町へ派遣されております。

稲見 私は学校を出てから、2つほど設計会社におりました。所長を入れて3～4名くらいの小さい会社です。その会社で、民間と役所、両方の建築物を担当しました。

私は滋賀県に住んでおり、東日本大震災の発生後、日帰りなどで被災地に駆けつけることができました。半年経った9月に有給休暇を取得し、宮城県南三陸町へボランティアに行きまし

た。テレビとはあまりにも違う現実に圧倒されました。私は、民間出身なので、被災地支援を考えたときにも、民間で働くことを考えていましたが、土木職の求人は多かったのですが建築職はほとんどありませんでした。

その後、仕事が忙しくなって、ちょっと仕事が空いたときに、締切りまであと1週間というところで、東京都が任期付職員を募集していることを知りました。論文とか嫌いなので、どうしようかと思ったのですが(笑) 受かるとは思ってなかったのですが、仕事を辞めることなく継続していたのですが、「面接に来てください」という通知があって、面接で「採用が決まったら現在の仕事を辞めてもらえますか」と言われたので「決まったという通知をもらえたら辞めます」と答えました。その後、私も猪狩さんと同様に拾ってもらいました(笑)

私はボランティアで行っていたこともあり、南三陸町を希望していたのですが、縁もゆかりもない、いわき市に派遣されることとなりました。いわき市は、東北に来ている感じはなく、意外と寒くないです。暑くもないとは言えず、夏は意外と暑いのですが(笑)



薄磯団地建築工事①



福島県いわき市 稲見 亜矢子



薄磯団地建築工事②



薄磯団地建築工事③

山本 被災されている方は辛い環境の中で、新しい住宅や新しい土地を待っているわけですね。高木さん、先ほどの説明の中で、米田・南浜の防災集団移転の団地が完成したとおっしゃっていましたが。

高木 完成していますね。

山本 岩手県、東北の中でも一番早いのではないのでしょうか。

高木 かなり、早い方だと思います。実際には、昨年11月に工事は完成しています。地域性もあり、この時期には建物の基礎工事はやらないで、3月位に基礎工事に着工、5月位に建物の建築を始めるようです。なお、土地の売買契約は住民と交わしています。

山本 稲見さんの現場の図面を見ると、リビングが玄関側にあったりベランダ側にあったりと、居室の配置に特徴がありますね。

稲見 いわき市では、災害公営住宅は2LDKと3LDKしか作らないという方針を策定していました。それをどういう形の間取りにするかという中で、LDKを南に持っていくパターンと北に持っていくパターンを作って欲しいという要望が住宅課からありました。

私はマンションを設計している友達から、

LDKを外廊下側（北側）に持っていくと臭いが外に出るので嫌がられることが多いよという話を聞いていましたが、意外といわき市では廊下側にLDKを作って欲しいという要望が多く、「それは何ですか」と尋ねたところ、ごはんを食べるところとは別の、日当たりのいい部屋でみんなくつろぎたいという要望が多いとのことでした。ですので、LDKが外廊下側（北側）にあるパターンも必要とのことでした。

山本 1戸でも早く、被災された方に住居を提供できることを願っています。先ほど高木さんに聞き忘れてしまったのですが、東北の中でも早期に防災集団移転先の団地造成工事を完成させたことについて、早く進んだ秘訣やチームとしての取り組みがあれば教えてください。

高木 私が派遣されたときには、既に工事場所が決まっていました。そして、土地の一筆買いができ、関係する人が数名だけで済んだので、土地の取得が速やかにできました。それから資材不足のため、通常であれば2週間で入るものが、1ヶ月くらいかかるような状況だったので、とにかく先に先に資材をおさえるよう、業者に指示していました。

山本 ゼネコンでの現場回しでご苦労をされた高木さんならではのノウハウがあるんでしょうね。



東京都被災地支援宮城県事務所 山本 健一



気仙沼市東日本大震災追悼式出席



視察対応① (名取市関上地区)



視察対応② (石巻市水産加工工場)

高木 要するに「譲れない最終期限」はここだよ。それを伸ばすわけにはいかないよ。という至上命令が裏であったので、私も陰に日向に指示していました(笑)

山本 高木さんの現場でも、工期延伸はあったのでしょうか。

高木 どうにもならなくて、1ヶ月工期延伸をしました。その訳は、人がいなかったからです。機材は足りていて資材も入ってきていたけれど、マンパワーだけはどうにもならなかったですね。業者に、「何とか人を引っ張ってきてくださいよ」とお願いをしていましたが、1ヶ月が経ってしまいましたね。防災集団移転は、地権者さんへの数回に渡る意向調査の結果により、計画戸数が変わったり、道路の高さや幅員が変わったりしてしまっ。その割にはうまくいった方だと思います。待っていると止まってしまうので、変更が発生する都度、情報を共有し可能な範囲で準備をしてもらいました。

山本 一日も早い復興の実現のため、皆さんの職場においてスピードアップにつながるような取り組みをされていれば教えてください。

飯野 岩手県内の海洋土木関係の業者は少ないと思います。そのような状況下で、会社自体の技術能

力はしっかりしているものの、人が足りなく工事が遅れる状況になっていました。そのため、1億円規模で出していた工事をいくつかにまとめ、県外の大手業者も入札参加ができるようになりました。このような工夫が功を奏し、大船渡市は漁港の災害復旧に関しては岩手県でもトップクラスの進捗率になっています。おそらく海岸の復旧事業も、先頭をきれるのではないかと考えています。

川田 最終的に工期短縮も含めて、手戻りがないとか二度手間三度手間にならない方式になるのではないかと考えているのが、プロポーザル方式と言われる発注方式です。災害公営住宅だけを一つの事業と見なすのではなく、防災集団移転促進事業と一緒に一団地として造成工事を行うイメージで、気仙沼市を3つの地区に分けて、複数の団地を一つにまとめ、供用開始年度が決まっている中で業者に技術提案をさせながら事業を進めていくという形です。現在進行形なので、どれくらい工期短縮ができているのか検証はできていないのですが、スピードアップにつながるのではないかと考えています。今のところ、遅れがない形で進めていけていると思います。

猪狩 戸倉地区を例に取ると、7か所の団地を3つに分けて発注していますが、監理を請け負ってい



る宮城県技術センターの主催で、2週間に1回、関係者による工程会議を実施しています。地元業者と大手ゼネコンが一堂に会する場であり、地元業者には勉強になっているようです。

また、私が取り組んでいるのが、残土仮置き場の現場管理です。各団地から出る土を効率的に持って来てもらうため腐心しております。南三陸町はなぜか宅地盤が切土だけの計画なので、最終的には土を外に出さないといけなのです。

山本 それは猪狩さんが残土の調整をやっているんですね。

猪狩 受け持っている現場から、仮置き場に一番近いのが私なので担当するしかないと考えてやっています。業者さん同士で、協議会をつくってもらうよう提案しています。そうしないとこれから管理ができなくなりますよと。

山本 協議会とはどういうイメージですか。請負業者が集まって話し合うイメージですか。

高木 うちはやってもらっていますよ。1社を頭に、全社に集まってもらっています。

飯野 そういう方式は設計などのコンサルタント業界でもあります。幹事会社を作って、基本的にはそこで集約して、情報を上げてもらうシステムです。

猪狩 工程管理を協議してやらないと。例えば土を持ってくる際、一度に集中して持ってきてしまっただけでは対応できなくなってしまいます。そのような調整を行ってもらうために、協議会の設置を粘り強く働きかけています。

山本 稲見さんはどうでしょうか。例えば、東京都のチームが入って、組織の雰囲気が変わったなんてことはあるのでしょうか。

稲見 どうなんですかね…営繕課自体、若い職員が多いですね。若い職員が大勢いるのですが、育てる環境づくりがもう少しあればいいと思います。私は、若い職員と一緒に現場に行って、図面や現場の見方のポイントを教えたりしています。逆に、私は役所の経験が乏しいので、彼らから役所の仕事の仕方を教えてもらっています。

山本 今の役所は「現場」がどんどん減ってきて、業者へ業務を委託することが多い中、役所の技術力の低下が危惧されていますが、現場のたたき上げの人が入ってきて、そういったことを教えてくれることはいい刺激になりますよね。

稲見 今まで改修工事がメインだったので、そのやり方にとらわれてしまっているように感じます。もう少し、根本的に方法を考えないといけないかなと思っています。



山本 現場ではこれが困っている、何とかならないかな、といったことはありますか。

飯野 岩手県人の気質ですかね。人の気質がよくて優しい。気の荒い人が私の周りにはあまりいないです。コミュニケーションのとり方が逆に難しくなっていて、優しくすぎて本音を言う人がいないですね。岩手県に来たときから感じていまして、任期が終わるまではおそらくこの状態は続くんだろうなど。逆に、自分の方が変えていく形にしないといけないかなと思っています。それから、プロパー職員の将来における重要性を考えて、あくまでも私自身が業務を先行することは控えて作業を進めています。今後、漁港や防潮堤の災害復旧について、内部での事務作業が多くなってきてなかなか現場に出られなくなるだろうと思います。現場監理については、コンサルタントの活用との意見もあります。

それから災害査定についてですが、非常にやりづらい制度になっていると思います。最初に査定を受けた結果が、いつまでも引っ張られてしまいます。また、国費を投入するならば、プラスアルファの効果も考え、改善を図ってほしいと思います。

高木 この前、山本さんが教えてくれた、〇〇町が

残土処理費を認められたといったような情報が本当に欲しいんですよね。「復興庁がOK出したよ、予算が認められたよ」とか、タイムラグなくバンバン欲しいんですよね。復興庁が予算を削ろう削ろうとしている中、「こういった方法があるんだよ」といった新しい情報をメールでいただければと思います。

川田 先ほど業務内容でもお話をさせていただいたのですが、基本設計から用地買収、契約してから工事監理などを一手に担うということで、職種関係なしの状況が課全員に求められています。その中でどうしても、請け負っている地区数や新たに出てくる地区を踏まえて、人が足りない状況を感じています。一人ひとりの業務が多く、残業していると日付が変わるということも多々あります。ただ、単純に人を増やしてくださいという話ではなく、業務に精通している職員の確保が重要になると思います。一人でも多く、防災集団移転事業や災害公営住宅整備事業に精通している方が来てくれると嬉しいし、切なる願いです。

稲見 いわき市は、土木課と営繕課が別々にあり、土木と建築が一体化して仕事を進めるべきなのですが、例えば、土木の工事が遅れているにもかかわらず、建築は工期に間に合わせないといけない

現実があります。建築は建築で一定の工期が必要です。土木と建築のプロジェクトチームを作るなど、もう少しうまく現場が回る工夫が必要だと思います。

川田 土木の工事が全て終わらなくても、建築が入れる現場もあると思います。

山本 気仙沼市では、土木と建築でカバーしあう取り組みを行っているのですか。

川田 プロジェクトチームというほどのものではないのですが、地区ごとに担当者が定期的に集まり、コンサルタントや必要に応じて関係部署も入れて、お互いに情報交換をして全体の工程調整を行っています。このことによって、多少は工程が詰まっていると思います。

山本 まもなく震災から3年が経ちます。引き続きご活躍いただくにあたっての「思い」を教えてください。

飯野 いまやっている漁港の災害復旧は、今年の12月までには終わります。海岸の災害復旧に関しては、今回発注し、27年度に完了を目指しています。まずはそこまで、責任をもって精一杯頑張ります。

高木 被災地に赴任するにあたり、送別会をかなりの回数やっていただき、「大変なところへ行くんだね」と送り出してもらいました。ですが、つい最近地元に戻ったときに、(震災を)忘れられているような印象を強く持ち、周囲の方たちの「震災の風化」を強く感じました。日本の一大事なのに。1年半で風化してしまっているのかなと。忘れ去られないように、復興事業を一生懸命やっていきたいと思いました。

山本 震災の風化は東京でも深刻になっています。首都圏のニュースであまり取り上げられなくなっているの、復興は進んでいるのかなと思っています。

る方も多いです。皆さんご承知のとおり、まだまだ復興は道半ばですので、東京都としても皆さんを含めて「被災地で復興、頑張っていますよ」という情報発信を行い、都民の風化防止に努めたいと思います。

川田 任期付職員として派遣され現場で頑張っている中で、派遣された職員たちの自己満足で建てた「負の遺産」といわれないよう、今後の維持管理や空き家の解消も含め、しっかりとした「まちづくり」をしていきたいと思います。

猪狩 復興事業に携わりたいという熱い思いで被災地にやってきました。岩手県、宮城県の被災地で復興事業を経験し、いずれは派遣で得られた経験を、何らかの形で福島県双葉郡の復興に活かしたいと考えております。

稲見 赴任したときには何も手付かずだった災害公営住宅が形になってきたので、それを完成させるのは当たり前ですが、福島県というだけで「風評被害」が多く、私が行っているから福島に来るよと言ってくれる友達もいるので、「おいしいものがあるよ」などの福島のよさを発信しています。

山本 そういった取り組みが風評被害や震災風化の防止につながりますよね。

稲見 仕事だけではなく、そのような取り組みを続けていきたいです。

山本 今日はいろいろな貴重なお話を聞いて参考になりました。私も技術職として、引き続き頑張っていこうと決意を新たにしましたところ。まだまだ寒い日が続く、特に仮設住宅にお住まいの方は大変だと思いますが、お体に注意され頑張ってくださいと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

東日本大震災における東京都支援活動報告書
～本格的な復旧・復興に向けてⅡ～

登録番号(25)第151号

平成 26 年 3 月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 〒163-8001
電話 03 (5321) 1111 (都庁代表) 内線 24-183
03 (5388) 2368 (ダイヤルイン)

印刷 株式会社オレンジ社
東京都千代田区四番町 7 番 8 号
日テレ四番町ビル 2 号館 4F 〒102-0081
電話 03 (3239) 0700 (代表)